

令和 2 年（2020 年）産業連関表 作成基本要綱

令和6 年6 月

産業連関部局長会議

総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省
農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

目 次

目 次 凡 例

第 1 部 令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成の基本	1
第 1 章 令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成に関する基本方針	3
1 令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成目的等	3
2 事業の実施体制	4
(1) 共同事業体制	4
(2) 事業組織及び作成業務の分担	4
(3) 予算	5
3 事業の内容	5
4 作成上の留意点及び主な検討事項等	6
(1) 作成上の留意点	6
(2) 主な検討事項	6
(3) 作成の効率化及び相互協力	7
(4) その他	7
5 作成スケジュール	7
6 その他	7
〔別紙〕令和 2 年（2020 年）産業連関表作成スケジュール	8
〔参考〕令和 2 年（2020 年）産業連関表作成機関名簿	9
第 2 章 令和 2 年（2020 年）産業連関表における S U T 体系への移行に向けた取組	10
1 供給・使用表及び産業連関表の推計方法	10
(1) 推計の方針	10
(2) 基本設計	10
(3) 供給表の推計方法	11
(4) 使用表・産業連関表の投入の推計方法	11
2 供給・使用表部門	13
(1) 基本方針	13
(2) 基本的な考え方（作業部門と公表部門について）	13
(3) 部門の設定について	13
〔別表 1－1〕サービス分野の産業（列）部門表（第一水準及び第二水準）	15
〔別表 1－2〕サービス分野の産業（列）部門（第二水準）と日本標準産業分類（細分類）の対応表	17
〔別表 2－1〕サービス分野の生産物（行）部門表（第一水準及び第二水準）	25
〔別表 2－2〕サービス分野の生産物（行）部門（第二水準）と生産物分類（詳細分類）の対応表	28
〔付表 1〕生産物分類（詳細分類）と金融各部門との対応	40
〔付表 2〕生産物第二水準の対象外とする生産物分類（詳細分類）	41
〔別紙〕基準年 S U T・産業連関表及び中間年 S U T に係る基本構成の大枠	42

第3章 令和2年（2020年）産業連関表の作成基本フレーム 56

1 対象期間及び地域的範囲	56
(1) 対象期間	56
(2) 地域的範囲	56
2 記録の時点	56
3 金額による評価	56
4 部門分類	56
(1) 部門分類の原則	56
(2) 部門分類の種類	57
(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード	57
(4) 特殊符号	57
(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	58
5 取引基本表の基本構造	58
(1) 生産物×アクティビティ（生産物）表	58
(2) 価格評価と表形式	58
(3) 輸入の扱いと表章形式	58
6 国内生産額及び輸出入品の価格評価	58
(1) 国内生産額の価格評価	58
(2) 輸出入品の価格評価	58
7 特殊な扱いをする部門	59
(1) コスト商業及びコスト運賃	59
(2) 屑・副産物の扱い	59
(3) 帰属計算を行う部門	59
(4) 仮設部門	59
(5) 使用者主義と所有者主義	59
(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等	60
8 付帯表	60
9 作成・公表する統計表	60
10 接続産業連関表	60

第4章 令和2年（2020年）産業連関表の作成における課題の検討結果及び平成27年表との相違点等 62

1 部門分類の設定について	62
2 その他	64
(1) 娯楽・文学・芸術作品の原本の国内総固定資本形成としての計上について	64
(2) リース区分（ファイナンス・リース/オペレーティング・リース）に応じた計上について	68
(3) 令和2年（2020年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の格付及び平成27年（2015年）産業連関表からの変更点等について	71
〔別添〕 令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付	76
〔参考〕 政府及び独立行政法人等の格付チャート表	87
〔別表1〕 令和2年（2020年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要	88
〔別表2〕 平成27年（2015年）産業連関表一令和2年（2020年）産業連関表部門分類対応表	92

第2部 令和2年（2020年）産業連関表における部門分類 109

第1章 部門分類表 111

- 1 内生部門 111
- 2 最終需要部門 119
- 3 粗付加価値部門 119
- 4 13部門分類と統合大分類の対応 120

第2章 部門別概念・定義・範囲 121

第1節 内生部門（注：内生部門内の各項目番号は、統合大分類の分類コードを示す。） 122

- 01 農林漁業 122
- 06 鉱業 127
- 11 飲食料品 128
- 15 繊維製品 134
- 16 パルプ・紙・木製品 136
- 20 化学製品 139
- 21 石油・石炭製品 144
- 22 プラスチック・ゴム製品 145
- 25 窯業・土石製品 147
- 26 鉄鋼 149
- 27 非鉄金属 152
- 28 金属製品 153
- 29 はん用機械 155
- 30 生産用機械 156
- 31 業務用機械 159
- 32 電子部品 161
- 33 電気機械 163
- 34 情報通信機器 166
- 35 輸送機械 168
- 39 その他の製造工業製品 171
- 41 建設 175
- 46 電気・ガス・熱供給 178
- 47 水道 179
- 48 廃棄物処理 180
- 51 商業 180
- 53 金融・保険 181
- 55 不動産 182
- 57 運輸・郵便 183
- 59 情報通信 188
- 61 公務 191
- 63 教育・研究 192
- 64 医療・福祉 196
- 65 他に分類されない会員制団体 199
- 66 対事業所サービス 200
- 67 対個人サービス 203

68 事務用品	207
69 分類不明	207
第2節 最終需要部門	208
第3節 粗付加価値部門	216
〔参考〕部門分類（統合大分類）と各種合計欄の対応関係	221

凡 例

1 略称

- (1) この冊子中の記載において、「令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱」については、特段の必要がなければ「基本要綱」と表記している。
- (2) 産業連関表については、二種類の用例があり、取引基本表や付帯表を含む基本要綱等の対象となる広義の産業連関表と、基幹統計としての取引基本表のみを指す産業連関表である。後者の場合は、本基本要綱では「取引基本表」という。
- また、産業連関表の正式名称は、「令和2年（2020年）産業連関表」のように、和暦と西暦を並列するものであるが、基本要綱での説明においては、「令和2年（2020年）産業連関表作成基本方針」の部分や、部・章のタイトルなど、特に必要と考えられる場合を除き、基本的には「令和2年表」のように和暦のみで表記している。なお、作成周期に関する記載部分のように西暦で示す必要がある場合については「令和2年（2020年）表」のように表記している。
- (3) 基本要綱で使用している略語に関する内容は、**別紙**のとおりである。
- ただし、第1部第1章「令和2年（2020年）産業連関表作成基本方針」については令和2年8月19日付け、第1部第2章別紙「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」については令和元年6月20日付けにより、本基本要綱に先行して、それぞれ産業連関部局長会議決定済みであり、本基本要綱では、これらは再掲している。そのため、その中で用いている略語については、基本的に、第1部第1章及び第1部第2章別紙の中でのみ有効なものとして、**別紙**には掲げていない。

2 用語

- (1) 「財・サービス」と「生産物」・「商品」
- 基本要綱では、従来「商品」としていたものを原則「生産物」の用語を用いる。我が国の産業連関表が「生産物×アクティビティ（生産物）のクロス表」とされていることから、財・サービスを包括する用語として、基本的に「生産物」を用いている。しかし、文意として「財・サービス」の方が分かりやすいと考えられる場合については、「財・サービス」を用いているほか、「財」「サービス」の一方について該当する記載の場合には、それぞれ使い分けている。
- (2) 「金額」、「計数」及び「取引額」
- 基本要綱では、数値に関する用語として、「国内生産額」、「投入額」、「産出額」といった固有名詞として使用するもののほか、主に「金額」、「計数」及び「取引額」を用いている。これらについては、おおむね、以下のような使い分けをしている。
- ①「金 額」… 実額に関する一般的な用語として用いる。
 - ②「取引額」… 取引基本表における個々のセル（国内生産額を除く。）の数値を念頭に置いている記載の場合に用いる。
 - ③「計 数」… 「計数調整」という用語として用いる場合、また、文意として、取引基本表以外の係数表及び付帯表における実額などの数値を含む場合に用いる。

【別紙】基本要綱で用いる略語一覧

略 語	省略前の文言、又は略語の意味
経済センサスデータ	経済センサス - 活動調査のデータ
政府及び独立行政法人等	中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等
総務省	総務省政策統括官室
分類コード	各部門に付するコード
持家等	持家、給与住宅及び寮等
2008SNA	国際連合が 2008 年(平成 20 年)から 2009 年(平成 21 年)にかけて採択した国民経済計算の体系

第 1 部

令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成の基本

令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本方針については令和 2 年 8 月 19 日付け、基準年 SUT・産業連関表及び中間年 SUT に係る基本構成の大枠については令和元年 6 月 20 日付けにより、それぞれ産業連関部局長会議決定済みであり、基本要綱では、これらは再掲している。

第1章 令和2年（2020年）産業連関表の作成に関する基本方針

〔令和2年8月19日〕
産業連関部局長会議決定

我が国の産業連関表は、その作成に当たり広範多岐にわたる分野の膨大な統計資料等を用いていること等から、関係府省庁の共同事業体制をとってきた。今般、統計改革推進会議最終とりまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、GDP統計を軸にした経済統計の改善が掲げられ、産業連関表の供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）体系への移行（以下「SUT体系への移行」という。）によるGDP統計の基準年推計の改善を図ることなどが求められた。

これを受けて、関係府省庁では、基準年SUT・産業連関表に係る基本構成の大枠を決定した（令和元年6月20日産業連関部局長会議決定）。

関係府省庁は、これまでの共同事業体制を維持しつつ、産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応するとともに、令和2年（2020年）を作成対象年とする今回の産業連関表において一部SUT体系への移行を円滑に行うため、産業連関表の作成上の検討事項等に関して共通認識を持つことが必要である。

本方針は、こうした共通認識の確保のため、令和2年（2020年）産業連関表の作成事業に係る基本的事項を定めたものである。

1 令和2年（2020年）産業連関表の作成目的等

産業連関表は、財・サービスの生産活動における産業相互の連関構造、生産活動と最終需要面・付加価値面との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにする重要な加工統計であるのみならず、国の経済見通しや各種経済政策の作成、個別施策の経済波及効果分析等に活用されているほか、国民経済計算等の各種経済統計等の基礎データにもなっている。

産業連関表のうち取引基本表（以下「産業連関表（取引基本表）」という。）は、上記重要性に鑑み、平成22年7月に、公的統計の中核をなす統計として、統計法上の基幹統計に指定されている（指定した旨の公示は平成22年9月）。

一方、産業連関表を取り巻く状況は、平成27年（2015年）を作成対象年とした前回の産業連関表の作成時よりも大きく変化しており、産業連関表及び国民経済計算の推計方法に対する統計の利用者等への情報提供と推計結果の信頼性向上の必要性から、SUT体系への移行が提言されている。具体的には、令和7年（2025年）表におけるSUT体系への移行を見据え、令和2年（2020年）表の作成については、一次統計から直接SUT（供給表及びサービス分野（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表）を推計し、それらを踏まえて産業連関表（取引基本表）を作成するなどの推計手順の検討が必要とされている。

この点を踏まえつつ、産業連関表を作成することとし、その作成に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

2 事業の実施体制

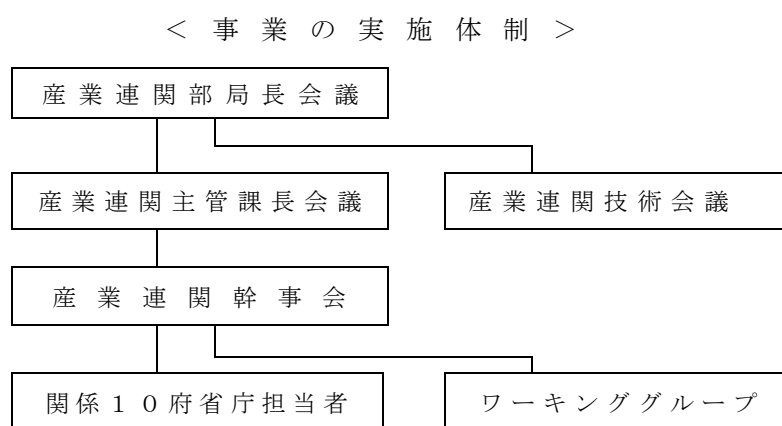
(1) 共同事業体制

令和2年（2020年）産業連関表の作成は、令和2年度を初年度とする6か年度にわたる事業とし、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業体制により行う。

なお、必要に応じてその他の関係機関の協力を得るものとする。

(2) 事業組織及び作成業務の分担

ア 産業連関表の作成を円滑に進めるため、産業連関部局長会議等の機関を設ける。事業の実施体制及び各機関の機能と構成は、次のとおりとする。



＜ 各機関の機能と構成 ＞

① 産業連関部局長会議

産業連関表に関する基本事項を決定するため、関係府省庁の関係部局長をもって構成する。

② 産業連関主管課長会議

産業連関表に関する重要事項を決定するため、関係府省庁の主管課長をもって構成する。

③ 産業連関技術会議

産業連関部局長会議に対して産業連関表に関する技術的な助言を行うため、学識経験者をもって構成する。

④ 産業連関幹事会

産業連関表に関する事項の関係府省庁間の連絡及び関係府省庁に共通する問題の処理を行うため、関係府省庁の担当者の代表をもって構成する。必要に応じて部外協力者を参加させることができる。

⑤ ワーキンググループ

産業連関表の部門分類、概念・定義、推計方法等に関する具体的問題を集中的に検討するため、関係府省庁の担当者をもって構成する。

イ 関係府省庁の具体的な作成業務の分担は、「令和2年（2020年）産業連関表の作成に関する基本要綱」において決定することとする。

各府省庁の主たる作成業務の分担は次のとおりである。なお、供給・使用表に関する推計・補正作業については、関係府省庁の協力を得ながら総務省を中心に実施する。

＜ 各 府 省 庁 の 主 た る 作 成 業 務 の 分 担 ＞

府 省 庁	主たる作成業務の分担
総 務 省	① 立案、連絡、調整及び公表の総括 ② 電子計算機による製表及び分析計算 ③ 郵便・信書便、情報通信（他府省庁が担当する部門を除く。） ④ サービス産業・非営利団体等調査の対象部門（他府省庁が担当する部門を除く。） ⑤ 最終需要部門のうち輸出入
内 閣 府	① 下水道、公務、他に分類されない会員制団体、対個人サービス（他省庁が担当する部門を除く。） ② 最終需要部門（輸出入を除く。） ③ 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金 融 庁	金融・保険
財 務 省	塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	教育・研究
厚生労働省	① 医薬品、上水道・簡易水道、医療・福祉、労働者派遣サービス、建物サービス、生活衛生関係サービス ② 粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	農林漁業、飲食料品製造業（酒類及びたばこ部門を除く。）、木材、農薬、畳・わら加工品、飲食サービス
経済産業省	① 鉱工業（他府省庁が担当する部門を除く。）、再生資源回収・加工処理、電力・ガス・熱供給、工業用水、商業 ② 情報サービス、新聞、出版、対事業所サービス（他府省庁が担当する部門を除く。） ③ 事務用品
国土交通省	① 建設、不動産、土木建築サービス ② 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理、貸自動車、自動車整備
環 境 省	廃棄物処理

(3) 予算

産業連関表の作成に関する予算措置については、各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）を総務省に一括計上し、これを作成業務の内容に応じて関係府省庁に配分することとする。

3 事業の内容

産業連関表（取引基本表）、係数表、付帯表（供給・使用表を含む）及び接続産業連関表を作成する。これらの表の形式等については、次のとおりとする。

- (1) 産業連関表（取引基本表）は、「商品×アクティビティ（商品）のクロス表」を作成する。表の種類は、価格評価の違いによる生産者価格評価表及び購入者価格評価表並びに輸入の扱いの違いによる競争輸入型表及び非競争輸入型表（基本分類のみ）とする。
- (2) 係数表は、原則として平成 27 年（2015 年）表に準じた表を作成する。
- (3) 付帯表は、令和 7 年（2025 年）産業連関表における SUT 体系への移行を見据え、産業別商品産出表（V 表）に代わり、供給表を作成することとし、また、使用表を新たに付帯表として作成する。その他の付帯表である物量表、屑・副産物発生及び投入表、雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）、雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）、固定資本マトリックス、

自家輸送マトリックスについては、その利用状況、作成方式を検討の上、産業連関表全体の作成作業の効率化、公表の早期化の観点からその作成の在り方を検討する。

- (4) 令和2年(2020年)産業連関表の完成後に、平成23-27-令和2年簡易版接続産業連関表を作成する。なお、その作成に当たっては、令和7年(2025年)表の作成期間と重複している点を考慮し、これまでの接続産業連関表とは異なり簡易な方法での作成方法とする。

4 作成上の留意点及び主な検討事項等

(1) 作成上の留意点

- ア 近年の我が国経済構造の急速な変化への対応の必要性や産業連関表(取引基本表)の基幹統計としての指定を踏まえ、産業連関表の推計精度の一層の向上を図るため、推計基礎資料の収集・整備の充実及び改善を図る。
- イ 産業連関表の利用のニーズに合った部門の設定を行うとともに、特殊な扱いを可能な限り整理し、利用しやすい表を作成する。
- ウ 経済統計の体系整備及び国際比較可能性を高める観点から、国際連合が2008年から2009年にかけて採択した国民経済計算体系(以下「08SNA」という。)における概念・定義との関係を整理する。
- エ 基礎資料の収集・整備、計数の推計、計数調整等各段階での作成業務の合理化・効率化を進める。

(2) 主な検討事項

- ア 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。)の課題への対応

第Ⅲ期基本計画に掲げられた産業連関表に関する諸課題について、以下の課題を中心に計画的に検討を進める。

① 令和2年表における一部SUT体系への移行手順の検討

令和2年表では、一次統計から直接SUT(供給表及びサービス分野(「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業)に関する使用表)を推計し、それらを踏まえ産業連関表(取引基本表)を作成し、その後、産業連関表(取引基本表)を用いて供給・使用表を補正するなど、一連の移行手順を検討する。具体的には、推計プロセスの整理、部門の検討、サービス産業・非営利団体等調査の見直し等を重点的に検討する。

② 基本価格表示による産業連関表の作成に関する検討

平成27年(2015年)表で参考表の扱いとした基本価格表示による産業連関表について、推計に必要な一次統計等の間接税の取扱い等を踏まえ、その試算等作成方法、精度等の検討を行う。

③ 自社開発ソフトウェアに係る経費の取扱いに関する検討

平成27年(2015年)表で参考表の扱いとした自社開発ソフトウェアに係る経費を固定資本形成に計上することについて、定義範囲の検討、一次統計等推計資料の整備状況の検討等を行う。

- イ 08SNA、サービス分野の生産物分類の策定等に伴う課題への対応

① 概念・定義及び推計方法の検討、分類策定研究会の成果等との整合性の確保

08SNAの概念・定義や、生産物分類との整合性を図る観点から、内閣府における国民経

済計算上の取扱いの検討結果を勘案しつつ、産業連関表における取扱いに関する検討を計画的に行う。また、推計方法については、「経済センサス - 活動調査」や「産業連関構造調査」等の調査内容を踏まえつつ、より一層の精度向上の観点からの検討を行う。なお、技術的事項については、産業連関技術会議を適時開催し、専門的見地からの検討を行う。

② 部門・品目分類の検討

「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（令和元年6月20日）を基本としつつ、サービス分野の生産物分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮し、部門分類を検討する。特に副業分割の推計方法や、住宅宿泊事業など新たな経済活動における分類等について十分に留意し検討を行う。

③ 推計基礎資料の拡充

推計基礎資料の拡充を図るため、一次統計所管部署との連携を図りながら、既存統計の組替集計の内容について検討する。また、推計精度の向上の観点から、行政記録情報や民間統計の活用についても重点的に検討する。

(3) 作成の効率化及び相互協力

ア 令和2年（2020年）産業連関表の精度向上と作成の効率化を図るため、産業連関表の作成業務支援プログラムの見直しを行う。

イ 産業連関表の作成には専門的知識と膨大な業務量を必要とするため、各府省庁は、要員の適正配置に努めるとともに、他の業務との適切な調整に十分に留意する。

ウ 各府省庁は、それぞれが共同事業組織の一員であることを十分に認識し、相互協力の下に作成を進める。

(4) その他

ア 産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討

各府省庁は、所管分野での産業連関分析や産業連関表の利用方法等の検討を引き続き行う。

イ 地域産業連関表の作成に係る地方公共団体への支援

地域産業連関表を作成する地方公共団体に対して、推計基礎資料の提供等の面で支援を行う。

5 作成スケジュール

作成スケジュールの概要は、別紙のとおりとする。

6 その他

令和7年（2025年）を作成対象年とする次回の産業連関表の作成の在り方について、その作成が円滑に開始されることに資するため、令和2年（2020年）産業連関表の作成期間（令和2年度を初年度とする6か年度）中に、必要に応じて検討を行うなど適切な措置を講じる。

令和2年(2020年)産業連関表作成スケジュール

年 度	令和元年(2019年)度				令和2年(2020年)度				令和3年(2021年)度				令和4年(2022年)度				令和5年(2023年)度				令和6年(2024年)度				令和7年(2025年)度		
	1／四	2／四	3／四	4／四	1／四	2／四	3／四	4／四	1／四	2／四	3／四	4／四	1／四	2／四	3／四	4／四	1／四	2／四	3／四	4／四	1／四	2／四	3／四				
主要事項					◎ 基本方針の決定								◎ 基本要綱の決定								◎ 令和2年表の公表				◎ 接続表の公表		
会 議					▼★								▼★								▼★				▼		
作 成 作 業	基本方針の作成・審議・確定 ① 事業の実施体制 ② 作成上の留意点及び主な検討課題 ③ 作成スケジュール				産業連関技術会議の開催(必要の都度) <会議の区分> ▼ 産業連関主管課長会議 ★ 産業連関部局長会議				※基本要綱の決定後、速やかに基幹統計の作成方法の 変更通知(統計法第26条)に係る手続を実施				生産額の推計 投入額・産出額の推計				取引基本表の調整作業 ① 生産者価格調整 ② 購入者価格調整				2年表 報告書の発行				接続表 報告書の発行		
				基本要綱の作成・審議・確定 ① 基礎的事項(表の種類と形式, 部門設定, 作業分担等) ② 概念・定義・範囲等の検討 ③ 部門別推計方法の検討 ④ 作成課題の検討																							
				産業連関構造調査に関する検討 ① サービス産業・非営利団体等調査の見直し検討 ② 投入構造の把握方法の検討(①を除く) ③ 産出構造の把握方法の検討																							
								付帯表の作成方法の詳細検討				付帯表の作成															
								既存統計調査, 基礎統計の組替集計 ① 経済センサス-活動調査 ② 貿易統計 ③ その他								接続表の作成方法の詳細検討				接続表の作成							
				産業連関構造調査(2年度実施)の企画・実施・集計								報告書の作成								接続表報告書の作成							
				産業連関構造調査(3年度及び4年度実施)の企画・実施・集計												報告書英文編の作成											
																2年表の総括と7年表作成手法等についての検討											
				作成業務支援プログラムの要件定義								作成業務支援プログラムの設計構築・改修・運用															

(※)令和4年度以降に行う作業は、推計手順・公表時期等に関する検討を踏まえて確定することから、基本要綱の策定に際し見直しを行う。

〔参考〕令和2年（2020年）産業連関表作成機関名簿

（1）産業連関部局長会議

総務省政策統括官（統計制度担当）^{（注1）}
内閣府経済社会総合研究所次長
金融庁企画市場局長
総務省統計局統計調査部長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）^{（注2）}
農林水産省大臣官房統計部長
経済産業省大臣官房調査統計グループ長
国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長^{（注3）}
環境省環境再生・資源循環局長

（2）産業連関主管課長会議

総務省政策統括官付統計審査官
内閣府経済社会総合研究所国民经济計算部長
金融庁企画市場局総務課調査室長
総務省統計局統計調査部調査企画課長
財務省大臣官房経済財政政策調整官
文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）^{（注4）}
厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官
経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室長^{（注5）}
国土交通省総合政策局情報政策課長
国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室長
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

（注1）令和3年7月1日付け組織名変更に伴い変更

（注2）令和5年7月4日付け組織名変更に伴い変更

（注3）令和3年12月1日付け組織名変更に伴い変更

（注4）令和6年4月1日付け組織変更に伴い変更

（注5）令和4年10月1日付け組織変更に伴い変更

第2章 令和2年(2020年)産業連関表におけるSUT体系への移行に向けた取組

1 供給・使用表及び産業連関表の推計方法

(1) 推計の方針

令和2年表は、令和7年表の全分野における供給・使用表(Supply and Use Tables, SUT)体系への移行(以下、「SUT体系への移行」という。)を見据え、サービス分野におけるSUT体系への移行を行う。

令和2年表では、供給表及びサービス分野(「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業)に関する使用表を推計し、全分野の産業連関表を作成し、最後にそれを用いて全分野の使用表を推計する。なお、供給表は従来の産業別商品産出表(V表)に代えて作成する。

(2) 基本設計

供給表は生産物別に産業ごとの国内生産額と輸入額から構成し、生産物×産業の各セルの計数は生産者価格で表示する。

使用表は生産物別に産業ごとの中間需要額と最終需要額から構成し、購入者価格で作業し、公表時は、生産者価格・購入者価格¹の両方で表示するものとする。

「産業」はKAU(活動種類別単位)で定義することとする。推計を行う際の作業用部門として産業・生産物の「第二水準」を設け、公表する部門として産業・生産物の「第一水準」を設ける。

基本的には、産業と生産物区分は従来のV表のそれを踏襲するためそれらの区分は一致させるとともに、サービス分野の第二水準は、産業連関表の行基本分類と一致するように設定する。

なお、産業連関表の列部門は従来どおりアクティビティとし、一つのアクティビティから一つの生産物が産出されるものと想定して「生産物」と同一視する。これは、アメリカの使用表の再定義表にも相当するものになる。

また、以下のような特殊な扱いを行う。これらは、供給・使用表を今後推計する中で見直す場合がある。

- ・ コストの積上げにより国内生産額を推計している部門のうち、非市場生産者の部門の生産物は、当該生産物の主産業(非市場生産者)に主として計上する。
自家輸送、企業内研究開発などの生産物は、それを産出する産業に計上しない。
- ・ 化学製品など一部自家消費が含まれる生産物のうち当該自家消費相当分は、産出する産業に計上する。
- ・ 帰属家賃は住宅賃貸サービス産業に計上する。
- ・ 屑・副産物はそれを産み出す生産物を産出する主産業に発生額を加算する。
- ・ F I S I M、運賃マージン、自部門取引を一部控除している部門など上記以外で

¹ 購入者価格表示の使用表の推計に当たっては、購入者価格表示の産業連関表と上記の供給表を用いる。生産者価格表示の使用表については、生産者価格表示の産業連関表を用いる。

産業連関表において特殊な扱いをしているものは、原則それに沿って計上する。

(3) 供給表の推計方法

供給表は、基本的には、産業連関表の国内生産額等の最も基本的な基礎統計であり広範な副次的活動を捉える経済センサス - 活動調査のデータ（以下、「経済センサスデータ」という。）から推計する。

推計は、次のステップごとに行う。特に自部門取引を一部控除している部門については、当該額が国内生産額のみならず投入にも影響があるため、使用表と整合を図る観点から関係府省間で国内生産額データなど早期の共有が必要。

供給表ステップA	経済センサスデータからの補完・調整
----------	-------------------

経済センサスデータの売上高等の金額を補完・調整して産業別生産物別売上高等を推計する。

このステップでは、主として以下の点について調整する。

① 「副次的活動」などいわゆる副業の生産物内訳の分割

経済センサスデータでは、多くの分野で、副業の生産物別売上高については大まかな区分にとどまる。また、個人企業や新設企業では企業全体の売上高以外は基本的に得られない。このためこれらについて生産物別売上高を補完する。

② 企業単位のK A U単位の分割

供給表の産業別の金額はK A U概念によるため、日本標準産業分類に基づく事業所又は企業別の経済センサスデータから概念調整が必要である。

具体的には、経済センサスデータでは、製造業などでは事業所単位に売上高等が得られる。一方で、サービス業では事業所単位ではそれらは得られず企業単位で把握されている。また、個人企業や新設企業では企業全体の売上高以外は基本的に得られない。このように事業所単位で得られない場合は企業単位の計数を「K A U」単位に分割する。

供給表ステップB	経済センサスデータベースの統計から供給・使用表及び産業連関表ベースの統計への調整
----------	--

ステップAの金額を産業連関表の推計で得られる国内生産額と調整する。

供給表ステップC	経済センサスデータでは得られない部門に関する調整
----------	--------------------------

ステップAでは得られない分野について、産業連関表の作業で得られるそれらの金額を用いて上記の特殊な扱いに従って計上する。

(4) 使用表・産業連関表の投入の推計方法

今回、使用表はいったんサービス分野のみで推計（タテとヨコでバランスしていない）し、産業連関表の列部門の投入推計をした上で、産業連関表推計後に、改めて、全分野の使用表としてバランスされた使用表を推計し、最終的に得られたそれを公表する。

これらの主要な基礎統計は経済センサスデータに加え「サービス産業・非営利団体等調査」（以下、「サービス投入調査」という。）であり、推計は、次のステップごとに行

う。

使用表等ステップA	経済センサスデータ、サービス投入調査等の補完・調整
-----------	---------------------------

経済センサスデータより投入項目の大枠を得るとともにその内訳をサービス投入調査等で補い、産業別及びアクティビティ別の投入額を推計する。

このステップでは、主として以下の点について調整する。

① 経済センサスデータの調整

経済センサスデータでは、基本的には事業所単位の費用ではなく企業単位の費用が得られる。このため、経済センサスデータについて集計対象企業を同種の事業所から構成される企業（≡KAU）や主たる事業活動が一つのみの企業（≡アクティビティ）に限定（「ピュア」な企業に限定）するなどにより、供給・使用表の産業や産業連関表のアクティビティへの調整を行う。

② サービス投入調査の調整

サービス投入調査では（企業が回答しやすい）事業単位の費用が得られる。このため、基本的にはKAUに相当する費用と考えられる。また、アクティビティの費用の推計に当たっては、主たるアクティビティに含まれない費用を除くなどにより調整を行う。

使用表等ステップB	経済センサスデータ、サービス投入調査ベースの統計から供給・使用表及び産業連関表ベースへの調整
-----------	--

ステップAの計数を使用表や産業連関表の推計で得られる計数に沿ったものに調整する。

使用表等ステップC	全部門の産業連関表の投入推計
-----------	----------------

農林水産業、鉱業、製造業等の非サービス分野の産業連関表の第一次投入額を、従来と同様の手法により推計し、ステップBのサービス部門の投入推計と合わせ、すべての部門の第一次投入額を推計する。ここまでの、従来の投入額推計に相当する産業連関表を列方向に見た各セルの取引額、すなわち投入額（費用構成）の推計が完了となる。

使用表等ステップD	産業連関表の計数調整
-----------	------------

従来と同様の手法により、産業連関表を行方向に見た各セルの取引額、すなわち、産出額（販路構成）を推計し、ステップCで得られた投入側推計とあわせ、従来と同様の手法により、「生産者価格調整」及び「購入者価格調整」の計数調整を行い、産業連関表が完成する。

使用表等ステップE	最終的な使用表の推計
-----------	------------

供給表及び産業連関表から技術仮定に基づき、サービス部門・非サービス部門を含む全ての部門の使用表を推計する。供給表や当初の使用表と突合・補正し、公表値とする。

2 供給・使用表部門

(1) 基本方針

令和2年表はサービス部門への対応を先行的に実施する供給・使用表であり、その部門は令和7年表における全面移行を見越し段階的に見直すものとなる。具体的には、令和2年供給・使用表の部門は、産業（列）は、現行の産業連関表の付帯表である産業別商品産出表（V表）の部門を踏襲しつつ、サービスに係る産業部門を現行V表の産業部門よりも詳細化する。生産物（行）は、財分野は産業連関表の行の分類を踏襲し、サービス分野は生産物分類を基本とする。なお、令和2年産業連関表の部門は、サービス分野の生産物を反映したものとし、財分野は、既存の分類を踏襲する。

(2) 基本的な考え方（作業部門と公表部門について）

特に生産物の部門について、使用表においては、投入側の把握がより困難であり、調査における把握可能性の観点からは、実測値に基づく使用表は粗い部門となる。その際、異なった部門数で推計するよりも、供給表の生産物部門に合わせて使用表の生産物を推計により分割するなどして、可能な限り同一の生産物部門とすることが、推計作業の効率化に資するとともに、供給表と使用表それぞれで産業ごとの産出額と投入額を整合した形で調整することができる。このため、推計作業においては作業部門を設け、必要に応じて使用表の生産物を詳細にして推計するが、公表に当たっては公表部門を設け、投入側の把握などの限界を踏まえて集約した部門で公表することとする。

(3) 部門の設定について

以上を踏まえ、令和2年供給・使用表の部門は、次のように設定する。なお、設定した部門は**別表**のとおりである。

(i) 産業（列）の設定

【公表部門：第一水準】

原則として現行V表の部門を踏襲し、これらの下に第二水準を連ねることにより設定する。

【作業部門（供給・使用表）：第二水準】

サービス分野については、日本標準産業分類（細分類）と現行の産業連関表の列基本分類との対応を精査することにより、その内容範囲を設定する（現行V表の産業部門よりは詳細化）。なお、生産活動主体分類その他を考慮して必要に応じて日本標準産業分類の細分を行う。財分野については、原則として現行の産業連関表の列の分類を踏襲する。

(ii) 生産物（行）の設定について

【公表部門：第一水準】

原則として現行V表の部門を踏襲し、これらの下に第二水準を連ねることにより設定する。

【作業部門（供給・使用表）：第二水準】

サービス分野については、生産物分類（詳細分類）と現行の産業連関表の行基本

分類との対応を精査することにより、その内容範囲を設定する。なお、生産活動主体分類その他を考慮して必要に応じて生産物分類の細分を行う。財分野については、原則として現行の産業連関表の行の分類を踏襲する。

【作業部門（国内生産額）：第三水準】

生産物ごとの国内生産額の推計のための部門を設ける。本部門については、国内生産額推計だけではなく、使用表の産出推計において、産出額の特定に利用できるため重要である。サービス分野については、基本的には生産物分類から産出先が異なるものを採用する方向となるが、経済センサス - 活動調査の把握状況や、その他の基礎統計の状況も踏まえて最終的に策定することとなる（第三水準の検討に伴い、第二水準を変更することもあり得る。）。

なお、知的財産関連生産物（知的財産のオリジナルや使用許諾サービス等）については今回の経済センサス - 活動調査において初めて生産物別の収入額が把握されることや娯楽作品原本を国内総固定資本形成の対象とするなどの変更をしていること、主たる産業が特定されない等の生産物（屋外広告スペース提供サービス等）についても今回の同調査において初めて生産物別の収入額が把握されることなどを踏まえ、これらは従来から設定されているものを除き第一水準や第二水準では設定しないものの、第三水準の設定の際に、対象にすべきものについて、それぞれの産業から産出される主たる第二水準の生産物ごとにその内訳として設定する。

（備考）令和7年表における供給・使用表の部門について

令和7年以降の供給・使用表の部門は、産業（列）は、今後見直しを行う日本標準産業分類を基本とし、生産物（行）は、財分野も含めた生産物分類を基本とする。設定に当たっては、各種分類整備や基礎統計のこれらの反映状況に対応しつつ、令和7年表の作成状況や利活用状況を踏まえ、供給・使用表及び産業連関表における部門について、見直しを実施する。

〔別表1-1〕 サービス分野の産業(列)部門表 (第一水準及び第二水準)

(1) 市場生産者

産業(列)部門 第一水準		産業(列)部門 第二水準	
01	電気サービス産業	011	電気サービス産業
02	ガス・熱供給サービス産業	021	都市ガスサービス産業
		022	熱供給サービス産業
03	水供給サービス産業	031	水供給サービス産業
		032	工業用水供給サービス産業
04	廃棄物処理サービス産業	041	廃棄物処理サービス産業
05	金融・保険サービス産業	051	金融サービス産業
		052	生命保険サービス産業
		053	損害保険サービス産業
06	不動産仲介及び賃貸サービス産業	061	不動産仲介・管理サービス産業
		062	不動産賃貸サービス産業
07	住宅賃貸サービス産業	071	住宅賃貸サービス産業
08	運輸サービス産業	081	鉄道旅客輸送サービス産業
		082	鉄道貨物輸送サービス産業
		091	バスサービス産業
		092	ハイヤー・タクシーサービス産業
		093	道路貨物輸送サービス産業
		101	外洋輸送サービス産業
		102	沿海・内水面輸送サービス産業
		103	港湾運送サービス産業
		111	航空輸送サービス産業
		121	貨物利用運送サービス産業
		131	倉庫サービス産業
		141	こん包サービス産業
		142	道路輸送施設提供サービス産業
		143	水運施設管理サービス産業
		144	水運附帯サービス産業
15	郵便・信書便サービス産業	145	航空施設管理サービス産業
		146	航空附帯サービス産業
		147	旅行・その他の運輸附帯サービス産業
16	通信サービス産業	151	郵便・信書便サービス産業
		161	固定電気通信サービス産業
		162	移動電気通信サービス産業
17	放送サービス産業	163	電気通信に附帯するサービス産業
		171	公共放送サービス産業
		172	民間放送サービス産業
18	情報サービス産業	173	有線放送サービス産業
		181	情報サービス産業
19	インターネット附随サービス産業	191	インターネット附随サービス産業
		201	映像・音声・文字情報制作サービス産業（新聞・出版を除く）
		202	新聞サービス産業
20	映像・音声・文字情報制作サービス産業	203	出版サービス産業
		211	その他の教育訓練サービス産業
21	教育サービス産業	221	自然科学研究サービス産業
		222	人文・社会科学研究サービス産業
22	研究サービス産業	231	医療（病院）サービス産業
		232	医療（一般診療所）サービス産業
23	医療サービス産業	233	医療（歯科）サービス産業
		234	医療（その他の医療サービス）サービス産業
24	保健衛生サービス産業	241	保健衛生サービス産業
		251	社会福祉サービス産業
25	社会保険・社会福祉サービス産業	252	保育所サービス産業
		261	介護（施設サービス）サービス産業
26	介護サービス産業	262	介護（施設サービスを除く）サービス産業
		271	会員制企業団体サービス産業
27	他に分類されない会員制団体サービス産業	281	物品賃貸業（貸自動車を除く）サービス産業
		282	貸自動車サービス産業
28	物品賃貸サービス産業	291	広告サービス産業
		301	自動車整備サービス産業
29	広告サービス産業	302	機械修理サービス産業
		311	法務・財務・会計サービス産業
30	自動車整備・機械修理サービス産業	312	土木建築サービス産業
		313	労働者派遣サービス産業
31	その他の対事業所サービス産業	314	建物サービス産業

産業(列)部門 第一水準		産業(列)部門 第二水準	
		315	警備サービス産業
		316	と畜場サービス産業
		317	その他の対事業所サービス産業
32	宿泊サービス産業	321	宿泊サービス産業
33	飲食サービス産業	331	飲食店サービス産業
		332	持ち帰り・配達飲食サービス産業
34	洗濯・理容・美容・浴場サービス産業	341	洗濯サービス産業
		342	理容サービス産業
		343	美容サービス産業
		344	浴場サービス産業
		345	その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス産業
35	娯楽サービス産業	351	映画館サービス産業
		352	興行場（映画館を除く）・興行団サービス産業
		353	競輪・競馬等の競走場・競技団サービス産業
		354	スポーツ施設提供業・公園・遊園地サービス産業
		355	娯楽施設利用・その他の娯楽サービス産業
36	獣医サービス産業	361	獣医サービス産業
37	その他の対個人サービス産業	371	写真サービス産業
		372	冠婚葬祭サービス産業
		373	個人教授サービス産業
		374	各種修理（別掲を除く）サービス産業
		375	その他の対個人サービス産業

(2) 非市場生産者（一般政府）★★

38	下水処理サービス産業★★	381	下水処理サービス産業★★
39	廃棄物処理サービス産業★★	391	廃棄物処理サービス産業（公営）★★
40	運輸附帯サービス産業★★	401	水運施設管理サービス産業（国公営）★★
		402	航空施設管理サービス産業（公営）★★
41	教育サービス産業★★	411	学校教育サービス産業（国公立）★★
		412	社会教育サービス産業（国公立）★★
		413	その他の教育訓練サービス産業（国公立）★★
42	学校給食サービス産業★★	421	学校給食サービス産業（国公立）★★
43	研究サービス産業★★	431	自然科学研究サービス産業（国公立）★★
		432	人文・社会科学研究サービス産業（国公立）★★
44	保健衛生サービス産業★★	441	保健衛生サービス産業（国公立）★★
45	社会保険・社会福祉サービス産業★★	451	社会保険サービス産業★★
		452	社会福祉サービス産業（国公立）★★
46	と畜場サービス産業★★	461	と畜場サービス産業（公営）★★

(3) 非市場生産者（対家計民間非営利団体）★

47	教育サービス産業★	471	学校教育サービス産業（私立）★
		472	社会教育サービス産業（非営利）★
48	学校給食サービス産業★	481	学校給食サービス産業（私立）★
49	研究サービス産業★	491	自然科学研究サービス産業（非営利）★
		492	人文・社会科学研究サービス産業（非営利）★
50	社会福祉サービス産業★	501	社会福祉サービス産業（非営利）★
51	他に分類されない会員制団体サービス産業★	511	対家計民間非営利団体（別掲を除く）サービス産業★

(注) 商業及び公務は上記とは別に部門を設定する。住宅賃貸料(帰属家賃)、医療(調剤)及び事務用品についても同様とする。

〔別表1-2〕 サービス分野の産業(列)部門(第二水準)と日本標準産業分類(細分類)の対応表

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
011	電気サービス産業	3311	発電所	
		3312	変電所	
021	都市ガスサービス産業	3411	ガス製造工場	
		3412	ガス供給所	
022	熱供給サービス産業	3511	熱供給業	
031	水供給サービス産業	3611	上水道業	(1/3) うち船舶給水を除く
032	工業用水供給サービス産業	3621	工業用水道業	
041	廃棄物処理サービス産業	8811	し尿収集運搬業	(1/2) 民営
		8812	し尿処分業	(1/2) "
		8813	浄化槽清掃業	(1/2) "
		8814	浄化槽保守点検業	(1/2) "
		8815	ごみ収集運搬業	(1/2) "
		8816	ごみ処分業	(1/2) "
		8817	清掃事務所	(1/2) "
		8821	産業廃棄物収集運搬業	(1/2) "
		8822	産業廃棄物処分業	(1/2) "
		8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業	(1/2) "
		8824	特別管理産業廃棄物処分業	(1/2) "
		8891	死亡獣畜取扱業	(1/2) "
		8899	他に分類されない廃棄物処理業	(1/2) "
051	金融サービス産業	6211	中央銀行	
		6221	普通銀行	
		6222	郵便貯金銀行	
		6223	信託銀行	
		6229	その他の銀行	
		6311	信用金庫・同連合会	
		6312	信用協同組合・同連合会	
		6313	商工組合中央金庫	
		6314	労働金庫・同連合会	
		6321	農林中央金庫	
		6322	信用農業協同組合連合会	
		6323	信用漁業協同組合連合会, 信用水産加工業協同組合連合会	
		6324	農業協同組合	
		6325	漁業協同組合, 水産加工業協同組合	
		6411	消費者向け貸金業	
		6412	事業者向け貸金業	
		6431	クレジットカード業	
		6432	割賦金融業	
		6491	政府関係金融機関	
		6492	住宅専門金融業	
		6493	証券金融業	
		6499	他に分類されない非預金信用機関	
		6511	金融商品取引業(投資助言・代理業, 投資運用業, 補助的金融商品取引業を除く)	
		6512	投資助言・代理業	
		6513	投資運用業	
		6514	補助的金融商品取引業	
		6521	商品先物取引業	
		6522	商品投資顧問業	
		6529	その他の商品先物取引業, 商品投資顧問業	
		6611	短資業	
		6612	手形交換所	
		6613	両替業	
		6614	信用保証機関	
		6615	信用保証再保険機関	
		6616	預・貯金等保険機関	
		6617	金融商品取引所	
		6618	商品取引所	
		6619	その他の補助的金融業, 金融附帯業	
		6621	運用型信託業	
		6622	管理型信託業	
		6631	金融商品仲介業	
		6632	信託契約代理業	
		6639	その他の金融代理業	
052	生命保険サービス産業	6711	生命保険業(郵便保険業, 生命保険再保険業を除く)	
		6712	郵便保険業	
		6713	生命保険再保険業	
		6719	その他の生命保険業	
		6741	生命保険媒介業	
		6731	共済事業(各種災害補償法によるもの)	(1/2) うち生命保険
		6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	(1/2) "
		6733	少額短期保険業	(1/2) "
		6759	その他の保険サービス業	(1/2) "

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
053	損害保険サービス産業	6721	損害保険業(損害保険再保険業を除く)	(2/2) うち損害保険 (2/2) 〃 (2/2) 〃 (2/2) 〃
		6722	損害保険再保険業	
		6729	その他の損害保険業	
		6742	損害保険代理業	
		6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業	
		6751	保険料率算出団体	
		6752	損害査定業	
		6731	共済事業(各種災害補償法によるもの)	
		6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	
		6733	少額短期保険業	
		6759	その他の保険サービス業	
061	不動産仲介・管理サービス産業	6811	建物売買業	(1/3) うち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営
		6812	土地売買業	
		6821	不動産代理業・仲介業	
		6931	駐車場業	
		6941	不動産管理業	
062	不動産賃貸サービス産業	6911	貸事務所業	(2/3) うち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営を除く)
		6919	その他の不動産賃貸業	
		6931	駐車場業	
071	住宅賃貸サービス産業	6921	貸家業	
		6922	貸間業	
081	鉄道旅客輸送サービス産業	4211	普通鉄道業	(1/2) うち鉄道旅客輸送の活動
		4212	軌道業	(1/2) 〃
		4213	地下鉄道業	(1/2) 〃
		4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2) 〃
		4215	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2) 〃
		4216	鋼索鉄道業	(1/2) 〃
		4217	索道業	(1/2) 〃
		4219	その他の鉄道業	(1/2) 〃
		4851	鉄道施設提供業	
082	鉄道貨物輸送サービス産業	4211	普通鉄道業	(2/2) うち鉄道貨物輸送の活動
		4212	軌道業	(2/2) 〃
		4213	地下鉄道業	(2/2) 〃
		4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2) 〃
		4215	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2) 〃
		4216	鋼索鉄道業	(2/2) 〃
		4217	索道業	(2/2) 〃
		4219	その他の鉄道業	(2/2) 〃
091	バスサービス産業	4311	一般乗合旅客自動車運送業	
		4331	一般貸切旅客自動車運送業	
		4391	特定旅客自動車運送業	
092	ハイヤー・タクシーサービス産業	4321	一般乗用旅客自動車運送業	
		4399	他に分類されない道路旅客運送業	
093	道路貨物輸送サービス産業	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)	
		4412	特別積合せ貨物運送業	
		4421	特定貨物自動車運送業	
		4431	貨物軽自動車運送業	
		4499	その他の道路貨物運送業	
101	外洋輸送サービス産業	4511	外航旅客海運業	
		4512	外航貨物海運業	
		4541	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)	
102	沿海・内水面輸送サービス産業	4521	沿海旅客海運業	
		4522	沿海貨物海運業	
		4531	港湾旅客海運業	
		4532	河川水運業	
		4533	湖沼水運業	
		4542	内航船舶貸渡業	
103	港湾運送サービス産業	4811	港湾運送業	
111	航空輸送サービス産業	4611	航空運送業	
		4621	航空機使用業(航空運送業を除く)	
121	貨物利用運送サービス産業	4441	集配利用運送業	
		4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)	
		4822	運送取次業	
131	倉庫サービス産業	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)	
		4721	冷蔵倉庫業	
141	こん包サービス産業	4841	こん包業(組立こん包業を除く)	
		4842	組立こん包業	
142	道路輸送施設提供サービス産業	4852	道路運送固定施設業	(1/3) うち道路輸送に係るもの (3/3) うち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除く
		4853	自動車ターミナル業	
		4854	貨物荷扱固定施設業	
		6931	駐車場業	
143	水運施設管理サービス産業	3611	上水道業	(2/3) うち船舶給水
		4854	貨物荷扱固定施設業	(2/3) うち荷役棧橋設備等の港湾関係
		4855	栈橋泊き業	(1/2) 民営

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
144	水運附帯サービス産業	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	(1/5) うち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルページ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動
145	航空施設管理サービス産業	4856	飛行場業	(1/2) うち地方公共団体以外への活動
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	(2/5) うち航空無線標識所等の航空交通管制活動
146	航空附帯サービス産業	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	(3/5) うち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動
147	旅行・その他の運輸附帯サービス産業	4831	運送代理店	(4/5) うち観光協会等の行う活動
		4891	海運仲立業	
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	
		7911	旅行業(旅行業者代理業を除く)	
		7912	旅行業者代理業	
151	郵便・信書便サービス産業	4911	郵便業(信書便事業を含む)	うち郵便に係る活動 〃 〃
		8611	郵便局	
		8621	簡易郵便局	
		8629	その他の郵便局受託業	
161	固定電気通信サービス産業	3711	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)	
		3712	長距離電気通信業	
		3713	有線放送電話業	
		3719	その他の固定電気通信業	
162	移動電気通信サービス産業	3721	移動電気通信業	
163	電気通信に附帯するサービス産業	3731	電気通信に附帯するサービス業	
171	公共放送サービス産業	3811	公共放送業(有線放送業を除く)	(1/2) うち公共放送
		3823	衛星放送業	
172	民間放送サービス産業	3821	テレビジョン放送業(衛星放送業を除く)	(2/2) うち公共放送を除く
		3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く)	
		3823	衛星放送業	
		3829	その他の民間放送業	
173	有線放送サービス産業	3831	有線テレビジョン放送業	
		3832	有線ラジオ放送業	
181	情報サービス産業	3911	受託開発ソフトウェア業	
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3914	ゲームソフトウェア業	
		3921	情報処理サービス業	
		3922	情報提供サービス業	
		3923	市場調査・世論調査・社会調査業	
		3929	その他の情報処理・提供サービス業	
191	インターネット附随サービス産業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	
201	映像・音声・文字情報制作サービス産業(新聞・出版を除く)	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業, アニメーション制作業を除く)	
		4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)	
		4113	アニメーション制作業	
		4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	
		4121	レコード制作業	
		4122	ラジオ番組制作業	
		4151	広告制作業	
		4161	ニュース供給業	
		4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
202	新聞サービス産業	4131	新聞業	
203	出版サービス産業	4141	出版業	
211	その他の教育訓練サービス産業	8181	学校教育支援機関	(1/2) 民営
		8221	職員教育施設・支援業	(1/2) 〃
		8299	他に分類されない教育, 学習支援業	
221	自然科学研究サービス産業	7111	理学研究所	(1/3) 民営
		7112	工学研究所	(1/3) 〃
		7113	農学研究所	(1/3) 〃
		7114	医学・薬学研究所	(1/3) 〃
222	人文・社会科学研究サービス産業	7121	人文・社会科学研究所	(1/3) 民営
231	医療(病院)サービス産業	8311	一般病院	
		8312	精神科病院	
232	医療(一般診療所)サービス産業	8321	有床診療所	
		8322	無床診療所	
233	医療(歯科)サービス産業	8331	歯科診療所	
234	医療(その他の医療サービス)サービス産業	8341	助産所	
		8342	看護業	
		8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
		8359	その他の療術業	
		8361	歯科技工所	
		8369	その他の医療に附帯するサービス業	
241	保健衛生サービス産業	8421	結核健康相談施設	(1/2) 民営
		8422	精神保健相談施設	(1/2) 〃
		8423	母子健康相談施設	(1/2) 〃
		8429	その他の健康相談施設	(1/2) 〃
		8491	検疫所(動物検疫所, 植物防疫所を除く)	(1/2) 〃
		8492	検査業	(1/2) 〃

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
		8493	消毒業	(1/2) "
		8499	他に分類されない保健衛生	(1/2) "
251	社会福祉サービス産業	8539	その他の児童福祉事業	(1/3) 民営
		8551	居住支援事業	(1/3) "
		8559	その他の障害者福祉事業	(1/3) "
		8591	更生保護事業	(1/3) "
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	(1/3) "
252	保育所サービス産業	8531	保育所	
261	介護(施設サービス)サービス産業	8541	特別養護老人ホーム	(1/2) 施設サービスの活動
		8542	介護老人保健施設	(1/2) "
		8543	通所・短期入所介護事業	(1/2) "
		8544	訪問介護事業	(1/2) "
		8545	認知症老人グループホーム	(1/2) "
		8546	有料老人ホーム	(1/2) "
		8549	その他の老人福祉・介護事業	(1/2) "
262	介護(施設サービスを除く)サービス産業	8541	特別養護老人ホーム	(2/2) 施設サービス以外の活動
		8542	介護老人保健施設	(2/2) "
		8543	通所・短期入所介護事業	(2/2) "
		8544	訪問介護事業	(2/2) "
		8545	認知症老人グループホーム	(2/2) "
		8546	有料老人ホーム	(2/2) "
		8549	その他の老人福祉・介護事業	(2/2) "
271	会員制企業団体サービス産業	8711	農業協同組合(他に分類されないもの)	
		8712	漁業協同組合(他に分類されないもの)	
		8713	水産加工業協同組合(他に分類されないもの)	
		8714	森林組合(他に分類されないもの)	
		8721	事業協同組合(他に分類されないもの)	
		9311	実業団体	
		9312	同業団体	
281	物品賃貸業(貸自動車を除く)サービス産業	7011	総合リース業	
		7019	その他の各種物品賃貸業	
		7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)	
		7022	建設機械器具賃貸業	
		7031	事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)	
		7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
		7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
		7091	映画・演劇用品賃貸業	
		7092	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)	
		7093	貸衣しょう業(別掲を除く)	
		7099	他に分類されない物品賃貸業	
282	貸自動車サービス産業	7041	自動車賃貸業	
291	広告サービス産業	7311	広告業	
301	自動車整備サービス産業	8911	自動車一般整備業	
		8919	その他の自動車整備業	
302	機械修理サービス産業	9011	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く)	
		9012	建設・鉱山機械整備業	
		9021	電気機械器具修理業	
311	法務・財務・会計サービス産業	7211	法律事務所	
		7212	特許事務所	
		7221	公証人役場, 司法書士事務所	
		7241	公認会計士事務所	
		7242	税理士事務所	
312	土木建築サービス産業	7421	建築設計業	
		7422	測量業	
		7429	その他の土木建築サービス業	
313	労働者派遣サービス産業	9121	労働者派遣業	
314	建物サービス産業	9221	ビルメンテナンス業	
		9229	その他の建物サービス業	
315	警備サービス産業	9231	警備業	
316	と畜場サービス産業	9521	と畜場	(1/2) 民営
317	その他の対事業所サービス産業	7222	土地家屋調査士事務所	
		7231	行政書士事務所	
		7251	社会保険労務士事務所	
		7261	デザイン業	
		7281	経営コンサルタント業	
		7282	純粋持株会社	
		7291	興信所	
		7292	翻訳業(著述家業を除く)	
		7293	通訳業, 通訳案内業	
		7294	不動産鑑定業	
		7299	他に分類されない専門サービス業	
		7431	機械設計業	
		7441	商品検査業	
		7442	非破壊検査業	

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
		7451	一般計量証明業	
		7452	環境計量証明業	
		7459	その他の計量証明業	
		7499	その他の技術サービス業	
		9111	職業紹介業	
		9211	速記・ワープロ入力業	
		9212	複写業	
		9291	ディスプレイ業	
		9292	産業用設備洗浄業	
		9293	看板書き業	
		9294	コールセンター業	
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業	
321	宿泊サービス産業	7511	旅館, ホテル	
		7521	簡易宿所	
		7531	下宿業	
		7591	会社・団体の宿泊所	
		7592	リゾートクラブ	
		7599	他に分類されない宿泊業	
331	飲食店サービス産業	7611	食堂, レストラン(専門料理店を除く)	
		7621	日本料理店	
		7622	料亭	
		7623	中華料理店	
		7624	ラーメン店	
		7625	焼肉店	
		7629	その他の専門料理店	
		7631	そば・うどん店	
		7641	すし店	
		7651	酒場, ビヤホール	
		7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ	
		7671	喫茶店	
		7691	ハンバーガー店	
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店	
		7699	他に分類されない飲食店	
332	持ち帰り・配達飲食サービス産業	7711	持ち帰り飲食サービス業	
		7721	配達飲食サービス業	
341	洗濯サービス産業	7811	普通洗濯業	
		7812	洗濯物取次業	
		7813	リネンサプライ業	
		7891	洗張・染物業	
342	理容サービス産業	7821	理容業	
343	美容サービス産業	7831	美容業	
344	浴場サービス産業	7841	一般公衆浴場業	
		7851	その他の公衆浴場業	
345	その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス産業	7892	エステティック業	
		7893	リラクゼーション業(手技を用いるもの)	
		7894	ネイルサービス業	
		7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
351	映画館サービス産業	8011	映画館	
352	興行場(映画館を除く)・興行団サービス産業	8021	劇場	
		8022	興行場	
		8023	劇団	
		8024	楽団, 舞踏団	
		8025	演芸・スポーツ等興行団	
353	競輪・競馬等の競走場・競技団サービス産業	8031	競輪場	
		8032	競馬場	
		8033	自動車・モータボートの競走場	
		8034	競輪競技団	
		8035	競馬競技団	
		8036	自動車・モータボートの競技団	
		8096	娯楽に附帯するサービス業	
354	スポーツ施設提供業・公園・遊園地サービス産業	8041	スポーツ施設提供業(別掲を除く)	
		8042	体育館	
		8043	ゴルフ場	
		8044	ゴルフ練習場	
		8045	ボウリング場	
		8046	テニス場	
		8047	バットイング・テニス練習場	
		8048	フィットネスクラブ	
		8051	公園	
		8052	遊園地(テーマパークを除く)	
		8053	テーマパーク	
355	娯楽施設利用・その他の娯楽サービス産業	8061	ビリヤード場	
		8062	囲碁・将棋所	
		8063	マージャンクラブ	

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
		8064	パチンコホール	(2/2) 場外券売場を除く
		8065	ゲームセンター	
		8069	その他の遊戯場	
		8091	ダンスホール	
		8092	マリーナ業	
		8093	遊漁船業	
		8094	芸ぎ業	
		8095	カラオケボックス業	
		8096	娯楽に附帯するサービス業	
		8099	他に分類されない娯楽業	
		7271	著述家業	
		7272	芸術家業	
361	獣医サービス産業	7411	獣医業	
371	写真サービス産業	7461	写真業(商業写真業を除く)	
		7462	商業写真業	
372	冠婚葬祭サービス産業	7951	火葬業	
		7952	墓地管理業	
		7961	葬儀業	
		7962	結婚式場業	
		7963	冠婚葬祭互助会	
373	個人教授サービス産業	8231	学習塾	
		8241	音楽教授業	
		8242	書道教授業	
		8243	生花・茶道教授業	
		8244	そろばん教授業	
		8245	外国語会話教授業	
		8246	スポーツ・健康教授業	
		8249	その他の教養・技能教授業	
374	各種修理(別掲を除く) サービス産業	7931	衣服裁縫修理業	
		9031	表具業	
		9091	家具修理業	
		9092	時計修理業	
		9093	履物修理業	
		9094	かじ業	
		9099	他に分類されない修理業	
375	その他の対個人サービス産業	0141	園芸サービス業	
		7921	家事サービス業(住込みのもの)	
		7922	家事サービス業(住込みでないもの)	
		7941	物品預り業	
		7991	食品貸加工業	
		7992	結婚相談業, 結婚式場紹介業	
		7993	写真プリント, 現像・焼付業	
		7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業	
381	下水処理サービス産業★★	3631	下水道処理施設維持管理業	
		3632	下水道管路施設維持管理業	
391	廃棄物処理サービス産業(公営)★★	8811	し尿収集運搬業	(2/2) 公営
		8812	し尿処分業	(2/2) 〃
		8813	浄化槽清掃業	(2/2) 〃
		8814	浄化槽保守点検業	(2/2) 〃
		8815	ごみ収集運搬業	(2/2) 〃
		8816	ごみ処分業	(2/2) 〃
		8817	清掃事務所	(2/2) 〃
		8821	産業廃棄物収集運搬業	(2/2) 〃
		8822	産業廃棄物処分業	(2/2) 〃
		8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業	(2/2) 〃
		8824	特別管理産業廃棄物処分業	(2/2) 〃
		8891	死亡獣畜取扱業	(2/2) 〃
		8899	他に分類されない廃棄物処理業	(2/2) 〃
401	水運施設管理サービス産業(国公営)★★	3611	上水道業	(3/3) うち船舶給水
		4854	貨物荷扱固定施設業	(3/3) うち荷役棧橋設備等の港湾関係
		4855	栈橋泊きよ業	(2/2) 公営
		4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業	(5/5) うち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供
402	航空施設管理サービス産業(公営)★★	4856	飛行場業	(2/2) うち地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動
411	学校教育サービス産業(国公立)★★	8111	幼稚園	(1/2) 国公立
		8121	小学校	(1/4) 国公立(給食を除く)
		8131	中学校	(1/4) 〃
		8141	高等学校	(1/2) 国公立
		8142	中等教育学校	(1/4) 国公立(給食を除く)
		8151	特別支援学校	(1/4) 〃
		8161	大学	(1/2) 〃
		8162	短期大学	(1/2) 〃
		8163	高等専門学校	(1/2) 〃
		8171	専修学校	(1/2) 〃
		8172	各種学校	(1/2) 〃

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
		8191	幼保連携型認定こども園	(1/2) 〃
412	社会教育サービス産業(国公立)★★	8211	公民館	(1/2) 国公立
		8212	図書館	(1/2) 〃
		8213	博物館, 美術館	(1/2) 〃
		8214	動物園, 植物園, 水族館	(1/2) 〃
		8215	青少年教育施設	(1/2) 〃
		8216	社会通信教育	(1/2) 〃
		8219	その他の社会教育	(1/2) 〃
413	その他の教育訓練サービス産業(国公立)★★	8181	学校教育支援機関	(2/2) 国公立
		8221	職員教育施設・支援業	(2/2) 〃
		8222	職業訓練施設	
421	学校給食サービス産業(国公立)★★	8121	小学校	(2/4) 国公立(給食)
		8131	中学校	(2/4) 〃
		8142	中等教育学校	(2/4) 〃
		8151	特別支援学校	(2/4) 〃
431	自然科学研究サービス産業(国公立)★★	7111	理学研究所	(2/3) 国公立
		7112	工学研究所	(2/3) 〃
		7113	農学研究所	(2/3) 〃
		7114	医学・薬学研究所	(2/3) 〃
432	人文・社会科学研究サービス産業(国公立)★★	7121	人文・社会科学研究所	(2/3) 国公立
441	保健衛生サービス産業(国公立)★★	8411	保健所	
		8421	結核健康相談施設	(2/2) 国公立
		8422	精神保健相談施設	(2/2) 〃
		8423	母子健康相談施設	(2/2) 〃
		8429	その他の健康相談施設	(2/2) 〃
		8491	検疫所(動物検疫所, 植物防疫所を除く)	(2/2) 〃
		8492	検査業	(2/2) 〃
		8493	消毒業	(2/2) 〃
		8499	他に分類されない保健衛生	(2/2) 〃
451	社会保険サービス産業★★	8511	社会保険事業団体	
452	社会福祉サービス産業(国公立)★★	8229	その他の職業・教育支援施設	(1/2) 国公立
		8521	福祉事務所	
		8539	その他の児童福祉事業	(2/3) 国公立
		8551	居住支援事業	(2/3) 国公立
		8559	その他の障害者福祉事業	(2/3) 〃
		8591	更生保護事業	(2/3) 〃
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	(2/3) 〃
461	と畜場サービス産業(公営)★★	9521	と畜場	(2/2) 公営
471	学校教育サービス産業(私立)★	8111	幼稚園	(2/2) 私立
		8121	小学校	(3/4) 私立(給食を除く)
		8131	中学校	(3/4) 〃
		8141	高等学校	(2/2) 私立
		8142	中等教育学校	(3/4) 私立(給食を除く)
		8151	特別支援学校	(3/4) 〃
		8161	大学	(2/2) 〃
		8162	短期大学	(2/2) 〃
		8163	高等専門学校	(2/2) 〃
		8171	専修学校	(2/2) 私立
		8172	各種学校	(2/2) 〃
		8191	幼保連携型認定こども園	(2/2) 〃
472	社会教育サービス産業(非営利)★	8211	公民館	(2/2) 非営利
		8212	図書館	(2/2) 〃
		8213	博物館, 美術館	(2/2) 〃
		8214	動物園, 植物園, 水族館	(2/2) 〃
		8215	青少年教育施設	(2/2) 〃
		8216	社会通信教育	(2/2) 〃
		8219	その他の社会教育	(2/2) 〃
481	学校給食サービス産業(私立)★	8121	小学校	(4/4) 私立(給食)
		8131	中学校	(4/4) 〃
		8142	中等教育学校	(4/4) 〃
		8151	特別支援学校	(4/4) 〃
491	自然科学研究サービス産業(非営利)★	7111	理学研究所	(3/3) 非営利
		7112	工学研究所	(3/3) 〃
		7113	農学研究所	(3/3) 〃
		7114	医学・薬学研究所	(3/3) 〃
492	人文・社会科学研究サービス産業(非営利)★	7121	人文・社会科学研究所	(3/3) 非営利
501	社会福祉サービス産業(非営利)★	8229	その他の職業・教育支援施設	(2/2) 非営利
		8539	その他の児童福祉事業	(3/3) 〃
		8551	居住支援事業	(3/3) 〃
		8559	その他の障害者福祉事業	(3/3) 〃
		8591	更生保護事業	(3/3) 〃
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業	(3/3) 〃
511	対家計民間非営利団体(別掲を除く)サービス産業★	9411	神社, 神道教会	
		9412	教派事務所	

産業第二水準		対応する日本標準産業分類(細分類)		特記事項
連番	名称	コード	名称	
		9421	寺院, 仏教教会	
		9422	宗派事務所	
		9431	キリスト教教会, 修道院	
		9432	教団事務所	
		9491	その他の宗教の教会	
		9499	その他の宗教の教団事務所	
		9321	労働団体	
		9331	学術団体	
		9332	文化団体	
		9341	政治団体	
		9399	他に分類されない非営利的団体	
		9511	集会場	

〔別表2-1〕 サービス分野の生産物(行)部門表 (第一水準及び第二水準)

(1) 市場生産者

生産物(行)部門 第一水準		生産物(行)部門 第二水準	
01	電気サービス	011	電気サービス
02	ガス・熱供給サービス	021	都市ガスサービス
		022	熱供給サービス
03	水供給サービス	031	水供給サービス
		032	工業用水供給サービス
04	廃棄物処理サービス	041	廃棄物処理サービス
05	金融・保険サービス	051	公的金融（F I S I M）サービス
		052	民間金融（F I S I M）サービス
		053	公的金融（手数料）サービス
		054	民間金融（手数料）サービス
		055	生命保険サービス
		056	損害保険サービス
06	不動産仲介及び賃貸サービス	061	不動産仲介・管理サービス
		062	不動産賃貸サービス
07	住宅賃貸サービス	071	住宅賃貸サービス
08	運輸サービス	081	鉄道旅客輸送サービス
		082	鉄道貨物輸送サービス
		091	バスサービス
		092	ハイヤー・タクシーサービス
		093	道路貨物輸送サービス
		101	外洋輸送サービス
		102	沿海・内水面旅客輸送サービス
		103	沿海・内水面貨物輸送サービス
		104	港湾運送サービス
		111	国際航空輸送サービス
		112	国内航空旅客輸送サービス
		113	国内航空貨物輸送サービス
		114	航空機使用サービス
		121	貨物利用運送サービス
		131	倉庫サービス
		141	こん包サービス
		142	道路輸送施設提供サービス
		143	水運施設管理サービス
		144	水運附帯サービス
		145	航空施設管理サービス
		146	航空附帯サービス
		147	旅行・その他の運輸附帯サービス
15	郵便・信書便サービス	151	郵便・信書便サービス
16	通信サービス	161	固定電気通信サービス
		162	移動電気通信サービス
		163	電気通信に附帯するサービス
17	放送サービス	171	公共放送サービス
		172	民間放送サービス
		173	有線放送サービス
18	情報サービス	181	ソフトウェアサービス
		182	情報処理・提供サービス
19	インターネット附随サービス	191	インターネット附随サービス
20	映像・音声・文字情報制作サービス	201	映像・音声・文字情報制作サービス（新聞・出版を除く）
		202	新聞サービス
		203	出版サービス
21	教育サービス	211	その他の教育訓練サービス
22	研究サービス	221	自然科学研究サービス
		222	人文・社会科学研究サービス
23	医療サービス	231	医療（病院）サービス
		232	医療（一般診療所）サービス
		233	医療(歯科)サービス
		234	医療(その他の医療サービス)サービス
24	保健衛生サービス	241	保健衛生サービス

生産物(行)部門 第一水準		生産物(行)部門 第二水準	
25	社会保険・社会福祉サービス	251	社会福祉サービス
		252	保育所サービス
26	介護サービス	261	介護（施設サービス）サービス
		262	介護（施設サービスを除く）サービス
27	他に分類されない会員制団体サービス	271	会員制企業団体サービス
28	物品賃貸サービス	281	産業用機械器具（建設機械器具を除く）賃貸サービス
		282	建設機械器具賃貸サービス
		283	電子計算機・同関連機器賃貸サービス
		284	事務用機械器具（電算機等を除く）賃貸サービス
		285	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸サービス
		286	貸自動車サービス
29	広告サービス	291	テレビ・ラジオ広告サービス
		292	新聞・雑誌・その他の広告サービス
30	自動車整備・機械修理サービス	301	自動車整備サービス
		302	機械修理サービス
31	その他の対事業所サービス	311	法務・財務・会計サービス
		312	土木建築サービス
		313	労働者派遣サービス
		314	建物サービス
		315	警備サービス
		316	と畜場サービス
		317	その他の対事業所サービス
32	宿泊サービス	321	宿泊サービス
33	飲食サービス	331	飲食店サービス
		332	持ち帰り・配達飲食サービス
34	洗濯・理容・美容・浴場サービス	341	洗濯サービス
		342	理容サービス
		343	美容サービス
		344	浴場サービス
		345	その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス
35	娯楽サービス	351	映画館サービス
		352	興行場（映画館を除く）・興行団サービス
		353	競輪・競馬等の競走場・競技団サービス
		354	スポーツ施設提供・公園・遊園地サービス
		355	娯楽施設利用・その他の娯楽サービス
36	獣医サービス	361	獣医サービス
37	その他の対個人サービス	371	写真サービス
		372	冠婚葬祭サービス
		373	個人教授サービス
		374	各種修理(別掲を除く)サービス
		375	その他の対個人サービス

(2) 非市場生産者（一般政府）★★

38	下水処理サービス★★	381	下水処理サービス★★
39	廃棄物処理サービス★★	391	廃棄物処理サービス（公営）★★
40	運輸附帯サービス★★	401	水運施設管理サービス（国公営）★★
		402	航空施設管理サービス（公営）★★
41	教育サービス★★	411	学校教育サービス（国公立）★★
		412	社会教育サービス（国公立）★★
		413	その他の教育訓練サービス（国公立）★★
42	学校給食サービス★★	421	学校給食サービス（国公立）★★
43	研究サービス★★	431	自然科学研究サービス（国公立）★★
		432	人文・社会科学研究サービス（国公立）★★
44	保健衛生サービス★★	441	保健衛生サービス（国公立）★★
45	社会保険・社会福祉サービス★★	451	社会保険サービス★★
		452	社会福祉サービス（国公立）★★
46	と畜場サービス★★	461	と畜場サービス（公営）★★

(3) 非市場生産者（対家計民間非営利団体）★

47	教育サービス★	471	学校教育サービス（私立）★
		472	社会教育サービス（非営利）★

生産物(行)部門 第一水準		生産物(行)部門 第二水準	
48	学校給食サービス★	481	学校給食サービス（私立）★
49	研究サービス★	491	自然科学研究サービス（非営利）★
		492	人文・社会科学研究サービス（非営利）★
50	社会福祉サービス★	501	社会福祉サービス（非営利）★
51	他に分類されない会員制団体サービス★	511	対家計民間非営利団体（別掲を除く）サービス★

(注) 商業及び公務は上記とは別に部門を設定する。住宅賃貸料(帰属家賃)、医療(調剤)及び事務用品についても同様とする。

〔別表2-2〕 サービス分野の生産物(行)部門(第二水準)と生産物分類(詳細分類)の対応表

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項	
連番	名称	コード	※	名称		
011	電気サービス	33100303	1	電気(卸売)		
		33100603	1	電気(事業用小売)		
		33100606	9	電気(家庭用小売)		
		33100903	1	送配電サービス		
		33101203	1	電気の小売供給の媒介・取次・代理サービス		
021	都市ガスサービス	34100303	1	都市ガス(卸売)		
		34100603	1	都市ガス(事業用小売)		
		34100606	9	都市ガス(家庭用小売)		
		34100903	1	都市ガスの託送サービス		
		34101203	1	都市ガスの小売供給の媒介・取次ぎ・代理サービス		
022	熱供給サービス	35100303	9	熱供給サービス(熱供給事業法の登録事業)		
		35100306	9	熱供給サービス(熱供給事業法の登録事業を除く)		
031	水供給サービス	36100303	9	上水道供給サービス(水道用水供給サービスを除く)	(1/3) 船舶給水を除く	
		36100603	1	水道用水供給サービス		
		36200399	1	他に分類されないその他の水供給サービス		
032	工業用水供給サービス	36200303	1	工業用水道供給サービス		
041	廃棄物処理サービス	88100303	9	し尿処理サービス	(1/2) 民営	
		88100306	9	浄化槽清掃サービス	(1/2) "	
		88100309	9	浄化槽保守点検サービス	(1/2) "	
		88100312	9	ごみ収集運搬サービス	(1/2) "	
		88100315	9	ごみ処分サービス	(1/2) "	
		88200303	1	産業廃棄物収集運搬サービス	(1/2) "	
		88200306	1	産業廃棄物処分サービス	(1/2) "	
		88200309	1	特別管理産業廃棄物収集運搬サービス	(1/2) "	
		88200312	1	特別管理産業廃棄物処分サービス	(1/2) "	
88909999	9	その他の廃棄物処理サービス	(1/2) "			
051	公的金融(FISIM)サービス	(現時点における対応関係の概念的な整理については「付表1」を参照。)				
052	民間金融(FISIM)サービス					
053	公的金融(手数料)サービス					
054	民間金融(手数料)サービス					
055	生命保険サービス	49100603	1	簡易郵便局業務受託サービス	(2/3) 生命保険	
		67000303	2	個人生命保険・個人生命共済サービス		
		67000306	9	団体生命保険・団体生命共済サービス		
		67000309	2	個人年金保険・個人年金共済サービス		
		67000312	9	団体年金保険・団体年金共済サービス		
		67000399	9	その他の団体生命保険・団体生命共済サービス		
		67000903	1	生命保険再保険サービス		(1/2) 生命共済の再共済
		67000909	1	再共済サービス		
		67400303	1	生命保険・生命共済代理サービス		
67500303	1	生命保険・生命共済附帯サービス				
056	損害保険サービス	66140303	2	一般消費者向け債務保証サービス		
		66140306	1	事業者向け債務保証サービス		
		67000603	9	住宅向け火災保険・火災共済サービス		
		67000606	1	非住宅向け火災保険・火災共済サービス		
		67000609	9	自動車保険・自動車共済サービス		
		67000612	9	傷害保険・傷害共済サービス		
		67000615	1	陸上運送保険・陸上運送共済サービス		
		67000618	1	船舶保険・船舶共済サービス		
		67000621	1	貨物海上保険・貨物海上共済サービス		
		67000624	1	航空保険・航空共済サービス		
		67000699	9	その他の損害保険・損害共済サービス		
		67000906	1	損害保険再保険サービス		(2/2) 損害共済の再共済
		67000909	1	再共済サービス		
		67400603	1	損害保険・損害共済代理サービス		
67500603	1	損害保険・損害共済附帯サービス				
061	不動産仲介・管理サービス	68100303	2	新築戸建住宅販売サービス		
		68100306	2	中古戸建住宅販売サービス		
		68100603	2	新築共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するもの)		
		68100606	2	中古共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するもの)		
		68100903	1	新築共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するものを除く)		
		68100906	1	中古共同住宅販売サービス(部屋単位で販売するものを除く)		
		68101503	1	非住宅用建物販売サービス		
		68200303	9	不動産売買代理・仲介サービス		
		68200603	9	不動産賃貸代理・仲介サービス		
		69400303	2	戸建住宅管理サービス		
		69400306	2	分譲マンション管理サービス		
		69400309	9	賃貸用共同住宅管理サービス		
		69400603	9	非住宅用建物管理サービス		
		69400903	9	土地管理サービス		(1/3) 所有者の委託を受けて行う保管を目的とする管理運営
69300303	9	駐車場サービス				
062	不動産賃貸サービス	69100303	1	事務所用建物賃貸サービス		
		69100306	1	店舗用建物賃貸サービス		
		69100309	1	物流施設賃貸サービス		
		69100399	1	その他の非住宅用建物賃貸サービス		
		69100603	9	収納スペース賃貸サービス		
		69100903	9	会議室賃貸サービス		
						(1/3) 他に分類されるものを除く

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		69100999	9 その他のスペース賃貸サービス	(1/2) 興行場(映画館を除く)賃貸を除く
		69101503	1 不動産ファイナンスリース	
		69300303	9 駐車場サービス	(2/3) 保管を目的とするもの(所有者の委託を受けて行う管理運営を除く)
071	住宅賃貸サービス	69200303	9 戸建住宅賃貸サービス	
		69200306	9 共同住宅賃貸サービス	
081	鉄道旅客輸送サービス	42100303	9 定期券による鉄道旅客運送サービス(新幹線)	
		42100306	9 定期券によらない鉄道旅客運送サービス(新幹線)	
		42100603	9 定期券による鉄道旅客運送サービス(新幹線を除く)	
		42100606	9 定期券によらない鉄道旅客運送サービス(新幹線を除く)	
		42101503	2 鋼索鉄道(ケーブルカー)、無軌条電車(トロリーバス)による鉄道旅客運送サービス	
		42101803	2 索道(ロープウェイ、リフト)による鉄道旅客運送サービス	
		42102103	1 鉄道車両提供サービス	
		42109999	9 鉄道旅客運送附帯サービス	
		48501203	1 鉄道線路提供サービス	
082	鉄道貨物輸送サービス	42100903	1 鉄道貨物運送サービス(コンテナ、郵便物)	
		42100906	1 鉄道貨物運送サービス(コンテナ、郵便物以外)	
		42101203	1 鉄道貨物運送サービス(車扱、液体又は気体のバルク輸送)	
		42101206	1 鉄道貨物運送サービス(車扱、固体のバルク輸送)	
		42101209	1 鉄道貨物運送サービス(車扱、その他の貨物輸送)	
091	バスサービス	43100303	9 一般乗合旅客自動車運送サービス(長距離運送)	
		43100603	9 定期券による一般乗合旅客自動車運送サービス(長距離運送を除く)	
		43100606	9 定期券によらない一般乗合旅客自動車運送サービス(長距離運送を除く)	
		43300303	9 一般貸切旅客自動車運送サービス(貸切バスサービス)	
		43900303	9 特定旅客自動車運送サービス	
092	ハイヤー・タクシーサービス	43200303	9 一般乗用旅客自動車運送サービス(タクシーサービス)	
		43200306	1 一般乗用旅客自動車運送サービス(ハイヤーサービス)	
		43909999	9 その他の道路旅客運送サービス	
093	道路貨物輸送サービス	44000303	1 引越サービス(住宅の引越を除く)	(1/2) 道路貨物運送
		44000306	2 住宅引越サービス	(1/2) 〃
		44000603	1 宅配便サービス(個別契約によるもの、常温)	(1/2) 〃
		44000606	1 宅配便サービス(個別契約によるもの、冷蔵・冷凍)	(1/2) 〃
		44000903	9 宅配便サービス(個別契約によるものを除く、常温)	(1/2) 〃
		44000906	9 宅配便サービス(個別契約によるものを除く、冷蔵・冷凍)	(1/2) 〃
		44001203	9 霊柩車サービス	
		44001503	1 その他の貨物自動車運送サービス	
		44001803	1 サードパーティーロジスティクスサービス	(1/3) 道路貨物運送
		44009999	9 その他の道路貨物運送サービス	
101	外洋輸送サービス	45100303	2 外航旅客海運サービス(観光、娯楽を主な目的とするもの)	
		45100306	9 外航旅客海運サービス(観光、娯楽を主な目的とするものを除く)	
		45100603	9 外航貨物海運サービス(液体、気体のバルク輸送)	
		45100606	9 外航貨物海運サービス(固体のバルク輸送)	
		45100609	9 外航貨物海運サービス(自動車)	
		45100699	9 その他の外航貨物海運サービス	
		45400303	1 国内事業者向け船舶貸渡サービス(内航船舶貸渡サービスを除く)	
		45400306	6 国外事業者向け船舶貸渡サービス(内航船舶貸渡サービスを除く)	
102	沿海・内水面旅客輸送サービス	45200303	2 沿海旅客海運サービス(観光、娯楽を主な目的とするもの)	
		45200306	9 沿海旅客海運サービス(観光、娯楽を主な目的とするものを除く)	
		45300303	2 内陸旅客水運サービス(観光、娯楽を主な目的とするもの)	
		45300306	9 内陸旅客水運サービス(観光、娯楽を主な目的とするものを除く)	
		45400309	1 内航船舶貸渡サービス	(1/2) 沿海・内水面旅客輸送
103	沿海・内水面貨物輸送サービス	45200603	1 沿海貨物海運サービス(液体、気体のバルク輸送)	
		45200606	1 沿海貨物海運サービス(固体のバルク輸送)	
		45200609	1 沿海貨物海運サービス(自動車)	
		45200699	1 その他の沿海貨物海運サービス	
		45300309	9 内陸貨物水運サービス	
		45400309	1 内航船舶貸渡サービス	(2/2) 沿海・内水面貨物輸送
104	港湾運送サービス	48100303	1 港湾運送サービス	
111	国際航空輸送サービス	46100603	9 国際定期航空旅客運送サービス(ファーストクラス、ビジネスクラス)	
		46100606	9 国際定期航空旅客運送サービス(エコノミークラス)	
		46100609	9 国際不定期航空旅客運送サービス	
		46101203	1 国際航空貨物運送サービス(郵便物)	
		46101206	9 国際航空貨物運送サービス(郵便物を除く)	
112	国内航空旅客輸送サービス	46100303	9 国内定期航空旅客運送サービス(ファーストクラス、ビジネスクラス)	
		46100306	9 国内定期航空旅客運送サービス(エコノミークラス)	
		46100309	9 国内不定期航空旅客運送サービス	
		46100312	9 緊急航空運送サービス	
		46100399	9 その他の国内航空旅客運送サービス	
113	国内航空貨物輸送サービス	46100903	1 国内航空貨物運送サービス(郵便物)	
		46100906	9 国内航空貨物運送サービス(郵便物を除く)	
114	航空機使用サービス	46200303	1 航空機使用サービス	
121	貨物利用運送サービス	44000303	1 引越サービス(住宅の引越を除く)	(2/2) 貨物利用運送
		44000306	2 住宅引越サービス	(2/2) 〃
		44000603	1 宅配便サービス(個別契約によるもの、常温)	(2/2) 〃
		44000606	1 宅配便サービス(個別契約によるもの、冷蔵・冷凍)	(2/2) 〃
		44000903	9 宅配便サービス(個別契約によるものを除く、常温)	(2/2) 〃
		44000906	9 宅配便サービス(個別契約によるものを除く、冷蔵・冷凍)	(2/2) 〃
		44001803	1 サードパーティーロジスティクスサービス	(2/3) 〃
		48200303	9 貨物利用運送サービス(宅配便サービス、引越サービスを除く)	

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項
連番	名称	コード	※	名称	
131	倉庫サービス	44001803	1	サードパーティロジスティクスサービス	(3/3) 倉庫
		47000303	9	倉庫サービス(冷蔵・冷凍倉庫を除く)	
		47000306	1	冷蔵・冷凍倉庫サービス	
141	こん包サービス	48400303	1	荷捌き・こん包サービス	
142	道路輸送施設提供サービス	48500603	1	自動車ターミナル提供サービス	(1/3) 道路輸送施設 (3/3) 保管を目的とするもの及び路面上に設置されるものを除く
		48500903	9	有料道路提供サービス	
		48501503	1	貨物荷扱固定施設提供サービス	
		69300303	9	駐車場サービス	
143	水運施設管理サービス	36100303	9	上水道供給サービス(水道用水供給サービスを除く)	(2/3) 船舶給水(民営)
		48500303	1	栈橋泊きょサービス	(1/2) 民営
		48500399	1	その他の水運施設提供サービス	(1/2) "
		48501503	1	貨物荷扱固定施設提供サービス	(2/3) 水運施設(民営)
		48900399	9	その他の水運施設管理サービス	(1/2) 民営
144	水運附帯サービス	48900906	1	検数・検量サービス	
		48900909	1	船積貨物鑑定サービス	
		48900912	1	水先案内サービス	
		48900915	9	サルベージサービス	
		48900999	9	その他の水運附帯サービス	
145	航空施設管理サービス	48501803	1	滑走路等提供サービス	(1/2) 民営
		48502103	9	航空旅客サービス施設提供サービス	(1/2) "
		48900699	9	その他の航空施設管理サービス	
		48900603	9C	航空管制サービス	
146	航空附帯サービス	48901203	1	搭乗手続等サービス	(1/2) 機内食
		48901206	9	航空運航支援サービス	
		48901299	9	その他の航空附帯サービス	
		76000699	1	その他の給食サービス	
147	旅行・その他の運輸附帯サービス	48300303	1	運送取次・代理店サービス(宅配便)	
		48300306	1	運送取次・代理店サービス(宅配便を除く)	
		48900903	1	海運仲立サービス	
		48909903	9	通関サービス	
		48909999	9	他に分類されないその他の運輸附帯サービス	
		79100303	9	国内企画旅行サービス(自社企画旅行)	
		79100306	9	国内企画旅行サービス(他社企画旅行)	
		79100309	9	国内団体旅行サービス	
		79100312	9	国内乗車船券手配サービス	
		79100315	9	国内宿泊手配サービス	
		79100318	1	国内ビジネストラベルマネジメントサービス	
		79100321	9	国内旅行その他手配サービス	
		79100603	9	海外企画旅行サービス(自社企画旅行)	
		79100606	9	海外企画旅行サービス(他社企画旅行)	
		79100609	9	海外団体旅行サービス	
		79100612	9	海外乗車船券手配サービス	
		79100615	9	海外宿泊手配サービス	
		79100618	1	海外ビジネストラベルマネジメントサービス	
		79100621	9	海外旅行その他手配サービス	
		79100903	6	訪日企画旅行サービス(自社企画旅行)	
		79100906	6	訪日企画旅行サービス(他社企画旅行)	
		79100909	6	訪日団体旅行サービス	
		79100912	6	訪日ビジネストラベルマネジメントサービス	
		79100915	6	訪日乗車船券・宿泊・その他手配サービス	
		79101203	1	国内旅行事業者向け旅行運送・宿泊等手配サービス	
		79101206	6	国外旅行事業者向け旅行運送・宿泊等手配サービス	
151	郵便・信書便サービス	49100303	9	郵便サービス	(3/3) 郵便
		49100603	1	簡易郵便局業務受託サービス	
161	固定電気通信サービス	37000303	9	固定音声伝送サービス	(1/2) 固定電気通信 (1/2) " (1/2) 固定電気通信
		37000603	9	固定データ伝送サービス	
		37001503	1	事業者向けネットワーク・専用サービス	
		37001803	1	国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	
		37001806	6	国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	
		37002103	1	サーバーハウジングサービス	
		37002403	1	サーバーホスティングサービス	
		37002406	1	ICT基盤共用サービス	
		37009999	9	その他の音声・データ伝送サービス	
162	移動電気通信サービス	37000903	9	移動音声伝送サービス	(2/2) 移動電気通信 (2/2) " (2/2) "
		37001203	9	移動データ伝送サービス	
		37001803	1	国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	
		37001806	6	国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	
		37009999	9	その他の音声・データ伝送サービス	
163	電気通信に附帯するサービス	37300303	9	電気通信附帯サービス	
171	公共放送サービス	38001503	9	公共放送・配信サービス	(1/3) 公共放送
		38009999	9	放送附帯サービス	
172	民間放送サービス	38000303	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	(1/2) 民間放送(有線放送を除く)
		38000603	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	(1/2) "
		38000903	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	(1/2) "
		38001203	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	(1/2) "
		38009999	9	放送附帯サービス	(2/3) "
173	有線放送サービス	38000303	1	テレビ放送・配信サービス(広告収入)	(2/2) 有線放送
		38000603	9	テレビ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、視聴料収入)	(2/2) "

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項
連番	名称	コード	※	名称	
		38000903	1	ラジオ放送・配信サービス(広告収入)	(2/2) 〃
		38001203	9	ラジオ放送・配信サービス(公共放送サービスを除く、聴取料収入)	(2/2) 〃
		38009999	9	放送附帯サービス	(3/3) 〃
181	ソフトウェアサービス	39100303	1	ソフトウェアの受注制作サービス(組込みソフトウェアを除く)	
		39100306	1	組込みソフトウェアの受注制作サービス	
		39100603	1	事業用アプリケーションソフトウェア(物理的媒体)	
		39100606	1	事業用アプリケーションソフトウェア(配信用)	
		39100609	1	事業用基本ソフトウェア(物理的媒体)	
		39100612	1	事業用基本ソフトウェア(配信用)	
		39100903	9	家庭用アプリケーションソフトウェア(ゲームソフトウェアを除く、物理的媒体)	
		39100906	9	家庭用アプリケーションソフトウェア(ゲームソフトウェアを除く、配信用)	
		39100909	9	家庭用基本ソフトウェア(物理的媒体)	
		39100912	9	家庭用基本ソフトウェア(配信用)	
		39101203	2	ゲームソフトウェア(物理的媒体)	
		39101206	2	ゲームソフトウェア(配信用)	
		39102103	1	受注ソフトウェアに係る保守・運用サービス	
182	情報処理・提供サービス	39200303	1	情報処理サービス(他に分類されるものを除く)	
		39200603	9	情報提供サービス	
		39200903	1	市場調査・世論調査・社会調査サービス	
		39201203	9	システム等管理運営サービス	
191	インターネット附随サービス	40100303	1	ウェブ情報検索・提供サービス(広告収入)	
		40100603	9	ウェブ情報検索・提供サービス(広告以外の収入)	
		40100903	1	マーケットプレイス提供サービス(広告収入)	
		40101203	2	マーケットプレイス提供サービス(個人出品者からの手数料収入)	
		40101206	1	マーケットプレイス提供サービス(法人出品者からの手数料収入)	
		40101209	9	マーケットプレイス提供サービス(購入者からの手数料収入)	
		40101503	1	コンテンツ配信プラットフォームサービス(ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告収入)	
		40101803	9	コンテンツ配信プラットフォームサービス(ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告以外の収入)	
		40102103	1	事業用ICTアプリケーション共用サービス	
		40102106	9	家庭用ICTアプリケーション共用サービス(ゲームアプリケーションを除く)	
		40102109	2	ゲームアプリケーション共用サービス	
		40109903	9	電子認証サービス	
		40109906	9	情報ネットワーク・セキュリティ・サービス	
		40109909	1	ドメイン名登録サービス	
		40109999	9	他に分類されないその他のインターネット関連サービス	
201	映像・音声・文字情報制作サービス(新聞・出版を除く)	41100303	1	映画の制作・配給サービス(受託制作を除く)	
		41100306	1	映画の受託制作サービス	
		41100309	1	映画の配給サービス	
		41100603	1	テレビ番組の制作サービス	
		41100903	1	テレビコマーシャル、その他の動画広告の制作サービス	
		41101299	1	その他の映像制作サービス	
		41101503	9	映像ソフト(物理的媒体)	
		41101803	9	映像ソフト(配信用)	
		41200303	9	音楽CD	
		41200306	9	その他の音楽用物理的媒体(音楽CDを除く)	
		41200309	9	音楽ビデオ(物理的媒体)	
		41200603	9	音楽ソフト(配信用)	
		41201503	1	ラジオコマーシャル制作サービス	
		41201803	1	ラジオ番組制作サービス	
		41209999	1	その他の音声情報制作サービス(他に分類されるものを除く)	
		41500303	1	広告制作サービス(他に分類されるものを除く)	
		41600303	1	ニュース供給サービス	
		41600603	1	映像・音声・文字情報制作支援サービス	
202	新聞サービス	41300303	9	紙媒体の新聞(購読料収入(定期購読契約に基づくもの))	
		41300306	9	紙媒体の新聞(購読料収入(定期購読契約以外のもの))	
		41300603	1	紙媒体の新聞(広告収入)	
		41300903	9	オンライン新聞(購読料収入)	
		41301203	1	オンライン新聞(広告収入)	
203	出版サービス	41400303	9	紙媒体の雑誌(購読料収入)	
		41400603	1	紙媒体の雑誌(広告収入)	
		41400903	9	オンライン雑誌(購読料収入)	
		41401203	1	オンライン雑誌(広告収入)	
		41401503	9	紙媒体の書籍	
		41401803	9	オンライン書籍	
		41402103	1	フリーペーパー・フリーマガジン(広告収入)	
		41402499	9	その他の出版物(購読料収入)	
		41402799	1	その他の出版物(広告収入)	
211	その他の教育訓練サービス	81000303	2	幼稚園・幼稚園相当教育サービス	(1/3) その他の教育訓練(民営)
		81000603	2	小学校・小学校相当教育サービス	(1/5) 〃
		81000606	2	中学校・中学校相当教育サービス	(1/5) 〃
		81000609	2	高等学校・高等学校相当教育サービス(普通)	(1/3) 〃
		81000612	2	高等学校・高等学校相当教育サービス(専門)	(1/3) 〃
		81000903	2	特別支援教育サービス	(1/5) 〃
		81001803	2	入学検定等サービス	(1/4) 〃
		81009999	2	教育附帯サービス	(1/4) 〃
		82200303	1	研修・職業訓練受託サービス	(1/2) 民間組織が委託
		82210303	2C	所属職員等研修サービス	(1/2) その他の教育訓練(民営)
		82300603	2	資格・能力評価試験サービス(入学検定等サービスを除く)	(1/5) 〃

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		82400303	2 職業技能教授サービス	(1/7) 〃
		82900303	2 自動車教習サービス	(1/3) 〃
		82900399	2 その他の運転・操縦教習サービス	(1/3) 〃
		82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	(1/6) 〃
		82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	(1/6) 〃
		82409909	2 語学教授サービス	(1/6) 〃
		82409912	2 美術・工芸等教授サービス	(1/6) 〃
		82909999	2 その他の教育・学習支援サービス	(1/6) その他の教育訓練 (民営(児童自立支援を除く))
221	自然科学研究サービス	71000303	1 理学研究開発サービス	(1/3) 民営
		71000306	1 工学研究開発サービス	(1/3) 〃
		71000309	1 医学・歯学・薬学研究開発サービス	(1/3) 〃
		71000312	1 農林水産学研究開発サービス	(1/3) 〃
		71000399	1 その他の学際的研究開発サービス	(1/6) 民営(自然科学研究)
		71000903	1 科学技術研究向け試験・分析サービス	(1/3) 民営
		71001203	1 科学技術コンサルティング	(1/3) 〃
222	人文・社会科学研究サービス	71000315	1 人文・社会科学研究開発サービス	(1/3) 民営
		71000399	1 その他の学際的研究開発サービス	(2/6) 民営(人文・社会科学研究)
231	医療(病院)サービス	83000303	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス	(1/2) 病院
		83000603	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス	(1/2) 〃
		83000903	2 公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	(1/2) 〃
		83001203	2 公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)	(1/2) 〃
		83002103	9 保健予防活動サービス	(1/5) 〃
232	医療(一般診療所)サービス	83000303	2 公的医療保険が適用される入院による医療サービス	(2/2) 一般診療所
		83000603	2 公的医療保険が適用されない入院による医療サービス	(2/2) 〃
		83000903	2 公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科を除く)	(2/2) 〃
		83001203	2 公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科を除く)	(2/2) 〃
		83002103	9 保健予防活動サービス	(2/5) 〃
233	医療(歯科)サービス	83001503	2 公的医療保険が適用される外来による医療サービス(歯科)	(3/5) 歯科
		83001803	2 公的医療保険が適用されない外来による医療サービス(歯科)	
		83002103	9 保健予防活動サービス	
234	医療(その他の医療サービス)サービス	83400303	2 助産サービス	
		83400603	2 公的医療保険が適用される訪問看護サービス	
		83400606	2 公的医療保険が適用されない訪問看護サービス	
		83500303	2 公的医療保険が適用される療術サービス	
		83500306	2 公的医療保険が適用されない療術サービス	
		83600303	9 歯科技工サービス	
		83600306	1 臓器等バンクサービス	
		83600309	1 検体検査サービス	
		83600399	1 その他の医療附带サービス	
241	保健衛生サービス	83002103	9 保健予防活動サービス	(4/5) 民営(保健衛生)
		84909999	9 その他の保健衛生サービス	(1/2) 民営
251	社会福祉サービス	85390303	2 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス	(1/3) 民営
		85390603	2 障害児向け相談サービス	(1/3) 〃
		85390606	2 障害児向け入所支援サービス	(1/3) 〃
		85390609	2 障害児向け通所支援サービス	(1/3) 〃
		85390699	2 その他の障害児向け福祉サービス	(1/3) 〃
		85399999	2 他に分類されないその他の児童福祉サービス	(1/3) 〃
		85400903	2 公的介護保険が適用されない介護サービス	(1/3) 〃
		85500303	2 障害者向け相談サービス	(1/3) 〃
		85500306	2 障害者向け訪問介護、同行・行動援護サービス	(1/3) 〃
		85500309	2 障害者向け入所介護サービス(居住支援サービス)	(1/3) 〃
		85500312	2 障害者向け通所介護サービス(日中活動事業)	(1/3) 〃
		85500315	2 障害者向け訓練・就労支援サービス	(1/3) 〃
		85500399	2 その他の障害者向け福祉サービス	(1/3) 〃
		85999999	2 その他の社会福祉サービス	(1/3) 〃
252	保育所サービス	85310303	2 保育サービス	
261	介護(施設サービス)サービス	85400309	2 施設サービス(介護給付、介護予防給付)	
262	介護(施設サービスを除く)サービス	85400303	2 居宅介護支援サービス(介護給付、介護予防給付)	
		85400306	2 居宅サービス(介護給付、介護予防給付)	
		85400312	2 地域密着型サービス(介護給付、介護予防給付)	
		85400399	2 その他の介護サービス(介護給付、介護予防給付)	
		85400603	2 介護予防・日常生活支援総合サービス(地域支援事業)	
		85400606	2 包括的支援サービス(地域支援事業)	
		85400699	2 その他の介護サービス(地域支援事業)	
271	会員制企業団体サービス	93000303	9 経済団体による会員向け指導その他のサービス	
		93000312	9 農林水産業協同組合による組合員向け指導その他のサービス	
		93000315	9 事業協同組合による組合員向け指導その他のサービス	
281	産業用機械器具(建設機械器具を除く)賃貸サービス	70200303	1 産業機械のファイナンスリース	
		70200306	1 工作機械のファイナンスリース	
		70200312	1 医療用機器のファイナンスリース	
		70200315	1 商業用機械・設備のファイナンスリース	
		70200318	1 通信機器・同関連機器のファイナンスリース	
		70200321	1 サービス業用機械・設備のファイナンスリース	
		70200399	1 その他の産業用機械器具のファイナンスリース	
		70200603	1 産業機械のオペレーティングリース	
		70200606	1 工作機械のオペレーティングリース	
		70200612	1 医療用機器のオペレーティングリース	
		70200615	1 商業用機械・設備のオペレーティングリース	

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項
連番	名称	コード	※	名称	
		70200618	1	通信機器・同関連機器のオペレーティングリース	
		70200621	1	サービス業用機械・設備のオペレーティングリース	
		70200699	1	その他の産業用機械器具のオペレーティングリース	
		70200903	1	産業機械のレンタル	
		70200906	1	工作機械のレンタル	
		70200912	1	医療用機器のレンタル	
		70200915	1	商業用機械・設備のレンタル	
		70200918	1	通信機器・同関連機器のレンタル	
		70200921	1	サービス業用機械・設備のレンタル	
		70200999	1	その他の産業用機械器具のレンタル	
282	建設機械器具賃貸サービス	70200309	1	土木・建設機械のファイナンスリース	
		70200609	1	土木・建設機械のオペレーティングリース	
		70200909	1	土木・建設機械のレンタル	
283	電子計算機・同関連機器賃貸サービス	70300303	1	電子計算機・同関連機器のファイナンスリース	
		70300603	1	電子計算機・同関連機器のオペレーティングリース	
		70300306	1	ソフトウェアのファイナンスリース	
		70300606	1	ソフトウェアのオペレーティングリース	
		70300903	1	電子計算機・同関連機器のレンタル	
284	事務用機械器具(電算機等を除く)賃貸サービス	70300309	1	事務用機器のファイナンスリース	
		70300609	1	事務用機器のオペレーティングリース	
		70300906	1	事務用機器のレンタル	
285	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸サービス	70500303	9	スポーツ用品のファイナンスリース	
		70500306	9	娯楽用品のファイナンスリース	
		70500603	9	スポーツ用品のオペレーティングリース	
		70500606	9	娯楽用品のオペレーティングリース	
		70500903	9	スポーツ用品のレンタル	
		70500906	9	娯楽用品のレンタル	
		70900303	9	その他の物品のファイナンスリース	
		70900603	9	その他の物品のオペレーティングリース	
		70900903	9	公的介護保険が適用される福祉用具のレンタル	
		70900906	9	公的介護保険が適用されない福祉用具のレンタル	
		70901203	9	映画・演劇用品のレンタル	
		70901206	9	音楽・映像記録物のレンタル	
		70901209	9	衣しょうのレンタル	
		70901299	9	他に分類されないその他の物品のレンタル	
286	貸自動車サービス	70400303	9	自動車のファイナンスリース	
		70400603	1	自動車の事業者向けのオペレーティングリース	
		70400606	2	自動車の一般消費者向けのオペレーティングリース	
		70400903	1	自動車の事業者向けのレンタル	
		70400906	2	自動車の一般消費者向けのレンタル	
291	テレビ・ラジオ広告サービス	73100309	1	テレビ広告サービス	
		73100312	1	ラジオ広告サービス	
292	新聞・雑誌・その他の広告サービス	73100303	1	新聞広告サービス	
		73100306	1	雑誌広告サービス	
		73100315	1	屋外広告サービス(交通広告サービスを除く)	
		73100318	1	交通広告サービス	
		73100321	1	インターネット広告サービス	
		73100324	1	折込広告・折込チラシ広告サービス	
		73100327	1	ダイレクトメール広告サービス	
		73100330	1	フリーペーパー・フリーマガジン広告サービス	
		73100333	1	セールスプロモーション(SP)サービス	
		73100336	1	イベントプロモーションサービス	
		73100339	1	パブリックリレーションズ(PR)サービス	
		73100399	1	その他の広告サービス	
301	自動車整備サービス	89100303	1	事業者向け自動車整備サービス(車検)	
		89100306	2	一般消費者向け自動車整備サービス(車検)	
		89100603	1	事業者向け自動車整備サービス(定期点検)	
		89100606	2	一般消費者向け自動車整備サービス(定期点検)	
		89100903	1	事業者向け自動車整備サービス(事故整備)	
		89100906	2	一般消費者向け自動車整備サービス(事故整備)	
		89109903	1	その他の事業者向け自動車整備サービス	
		89109906	2	その他の一般消費者向け自動車整備サービス	
		89190303	9	ロードサービス	
302	機械修理サービス	90100303	1	産業機械の保守・修理サービス	
		90100306	1	工作機械の保守・修理サービス	
		90100309	1	土木・建設機械の保守・修理サービス	
		90100312	1	医療用機器の保守・修理サービス	
		90100315	1	商業用機械・設備の保守・修理サービス	
		90100318	1	通信機器・同関連機器の保守・修理サービス	
		90100321	1	サービス業用機械・設備の保守・修理サービス	
		90100399	1	その他の産業用機械器具の保守・修理サービス	
		90200303	9	電子計算機・同関連機器の保守・修理サービス	
		90200306	9	事務用機器の保守・修理サービス	
311	法務・財務・会計サービス	72110303	2	法律サービス(刑事事件)	
		72110306	2	法律サービス(遺言・相続)	
		72110309	2	法律サービス(離婚)	
		72110312	2	法律サービス(成年後見)	
		72110315	2	法律サービス(債務整理)	

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		72110603	9 法律サービス(不動産関係)	
		72110606	1 法律サービス(企業法務)	
		72110609	9 法律サービス(労働関係)	
		72110699	9 他に分類されないその他の法律サービス	
		72120303	1 特許事務(国内)	
		72120306	1 特許事務(内外)	
		72120309	6 特許事務(外内)	
		72210303	9 公証人サービス(公正証書作成)	
		72210306	9 公証人サービス(認証)	
		72210399	9 その他の公証人サービス	
		72210603	2 司法書士サービス(遺言・相続)	
		72210606	2 司法書士サービス(成年後見)	
		72210609	2 司法書士サービス(債務整理)	
		72210903	9 司法書士サービス(不動産権利登記)	
		72210906	1 司法書士サービス(商業登記)	
		72210999	9 他に分類されないその他の司法書士サービス	
		72400303	1 会計監査サービス	
		72400399	1 その他の会計監査・保証サービス	
		72400603	2 税務サービス(相続税・贈与税申告)	
		72400903	1 税務申告・決算支援サービス(税務サービス(相続税・贈与税申告)及び確定申告サービスを除く)	
		72400906	1 税理士による経理代行サービス	
		72400909	9 確定申告サービス	
		72400999	9 他に分類されないその他の税務サービス	
312	土木建築サービス	74200303	9 戸建住宅建築設計・同関連サービス	
		74200306	1 共同住宅建築設計・同関連サービス	
		74200309	1 非住宅建築設計・同関連サービス	
		74200603	1 建設コンサルタントサービス(国内・官公庁向け)	
		74200606	1 建設コンサルタントサービス(国内・民間向け)	
		74200609	6 建設コンサルタントサービス(国外向け)	
		74200903	1 公共測量サービス	
		74200906	9 民間測量サービス	
		74201203	1 地図・地理情報の作成・提供サービス	
		74201503	1 地質調査サービス(官公庁向け)	
		74201506	1 地質調査サービス(民間向け)	
		74201803	1 補償コンサルタントサービス(官公庁向け)	
		74201806	1 補償コンサルタントサービス(民間向け)	
313	労働者派遣サービス	91200303	1 労働者派遣サービス	
314	建物サービス	92200303	1 ビルメンテナンスサービス	
		92200603	9 建物清掃サービス(ハウスクリーニングサービスを除く)	
		92200903	9 建物保全管理サービス	
		92201203	9 建物衛生管理サービス	
		92209999	9 その他の建物維持管理サービス	
315	警備サービス	92300303	9 機械警備サービス	
		92300306	1 常駐警備サービス	
		92300309	1 警備輸送サービス	
316	と畜場サービス	95200303	1 と畜解体サービス	(1/2) 民営
317	その他の対事業所サービス	72220303	9 土地家屋調査士サービス(調査・測量)	
		72220306	9 土地家屋調査士サービス(不動産表示登記)	
		72220309	9 土地家屋調査士サービス(筆界特定)	
		72220399	9 その他の土地家屋調査士サービス	
		72300303	2 行政書士サービス(遺言・相続)	
		72300306	2 行政書士サービス(成年後見)	
		72300399	2 その他の一般消費者向け行政書士サービス	
		72300603	1 行政書士サービス(建設業許可)	
		72300606	1 行政書士サービス(産業廃棄物処理業許可)	
		72300609	1 行政書士サービス(農地転用)	
		72300699	1 その他の事業者向け行政書士サービス	
		72500303	1 社会保険労務士サービス(労働社会保険業務)	
		72500306	1 社会保険労務士サービス(助成金申請業務)	
		72500309	1 社会保険労務士サービス(労務管理業務)	
		72500399	1 その他の社会保険労務士サービス	
		72600303	1 インテリアデザイン	
		72600306	1 インダストリアルデザイン	
		72600309	1 グラフィックデザイン	
		72600312	1 テキスタイルデザイン・ファッションデザイン	
		72600315	1 パッケージデザイン	
		72600318	1 ディスプレイデザイン	
		72600321	1 デジタルメディアデザイン	
		72600399	1 その他のデザイン	
		72810303	1 事業者向けコンサルティング	
		72820303	1 持株会社によるグループ運営サービス	
		72910303	1 事業者向け信用調査サービス	
		72910306	2 一般消費者向け信用調査サービス	
		72920303	1 翻訳サービス(派遣サービスを除く)	
		72920306	1 通訳・通訳案内サービス(派遣サービスを除く)	
		72940303	1 不動産鑑定評価サービス(公的土地評価、その他の隣接・周辺業務を除く)	
		72940306	1 公的土地評価サービス	
		72940399	1 その他の不動産鑑定評価の隣接・周辺業務サービス	

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		72990303	1 認証・評価サービス	(1/2) 他に分類されるものを除く
		72990603	1 著作権等管理サービス	
		72990903	9 不動産投資顧問サービス	
		72999903	9 鑑定サービス	
		72999906	9 司会サービス	
		72999909	1 海事代理士事務サービス	
		72999912	1 知的財産権・その他の権利の取引サービス	
		72999999	9 他に分類されないその他の専門サービス	
		74300303	1 機械設計サービス(基本設計)	
		74300306	1 機械設計サービス(計画設計)	
		74300309	1 機械設計サービス(詳細設計)	
		74300399	1 その他の機械設計サービス	
		74400399	1 商品検査サービス(食品検査を除く)	
		74400603	1 非破壊検査サービス	
		74500303	1 一般計量証明サービス(質量)	
		74500306	1 一般計量証明サービス(体積)	
		74500399	1 その他の一般計量証明サービス	
		74500603	1 環境計量証明サービス(大気)	
		74500606	1 環境計量証明サービス(水質)	
		74500609	1 環境計量証明サービス(土壌)	
		74500612	1 環境計量証明サービス(騒音)	
		74500615	1 作業環境証明サービス	
		74500618	1 建物内証明サービス(空気)	
		74500621	1 建物内証明サービス(飲料水)	
		74500699	1 その他の環境計量証明サービス	
		74509999	1 その他の計量証明サービス	
		74900303	1 プラントエンジニアリングサービス(国内向け)	
		74900306	6 プラントエンジニアリングサービス(国外向け)	
		74900603	1 プラントメンテナンスサービス	
		74909999	1 その他の技術サービス	
		91100303	1 職業紹介サービス(常用・4ヵ月以上、管理)	
		91100306	1 職業紹介サービス(常用・4ヵ月以上、専門・技術)	
		91100399	1 職業紹介サービス(常用・4ヵ月以上、その他)	
		91100603	1 職業紹介サービス(臨時日雇・4ヵ月未満)	
		92100303	9 速記・筆耕サービス	
		92100306	9 複写サービス	
		92900303	1 イベント企画・運営等サービス	
		92900603	1 コールセンターサービス(アウトバウンド)	
		92900606	1 コールセンターサービス(インバウンド)	
		92900903	1 ポスティングサービス	
		92900906	1 街頭・店頭・店内配布サービス	
		92900909	1 メーリングサービス	
		92901203	1 ポイントカードシステム運営サービス	
		92909999	1 その他の事業者向けサービス	(1/2) 他に分類されるものを除く
321	宿泊サービス	75000303	9 旅館・ホテル宿泊サービス(宿泊料金に夕食・朝食を含むもの)	
		75000306	9 旅館・ホテル宿泊サービス(主としてルームチャージのみで販売するもの)	
		75000603	9 簡易宿所サービス	
		75000606	2 下宿サービス	
		75000609	2 住宅宿泊サービス	
		75000699	2 その他の宿泊サービス	
331	飲食店サービス	76000303	9 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く)	
332	持ち帰り・配達飲食サービス	76000306	9 持ち帰り飲食サービス	(2/2) 機内食を除く
		76000309	9 配達飲食サービス(給食サービスを除く)	
		76000603	1 学校向け給食サービス	
		76000606	1 医療・福祉施設向け給食サービス	
		76000699	1 その他の給食サービス	
341	洗濯サービス	78100303	9 クリーニングサービス	(1/2) 染色(業者からの委託を除く)
		78100309	1 クリーニング取次ぎサービス	
		78100603	1 病院向けリネンサプライサービス	
		78100606	1 その他向けリネンサプライサービス	
		78100609	1 事業者向けダストコントロールサービス	
		78100612	2 一般消費者向けダストコントロールサービス	
		78909999	2 その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス	
342	理容サービス	78200303	2 理容サービス	
343	美容サービス	78300303	2 美容サービス	
344	浴場サービス	78400303	2 一般公衆浴場入浴サービス	(1/2) コインシャワーを除く
		78400399	2 その他の公衆浴場入浴サービス	
345	その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス	78100306	2 コインランドリーサービス	(2/2) コインシャワー
		78400399	2 その他の公衆浴場入浴サービス	
		78900303	2 ネイルケアサービス	
		78900603	2 エステティックサービス	
		78900903	2 リラクゼーションサービス(手技を用いるもの)	
		78909999	2 その他の洗濯・理容・美容・浴場サービス	(2/2) 染色を除く
351	映画館サービス	69100906	9 劇場式ホール賃貸サービス	(1/5) 映画館賃貸
		80100303	2 映画上映サービス	
352	興行場(映画館を除く)・興行団サービス	69100903	9 会議室賃貸サービス	(2/3) 興行場(映画館を除く)
		69100906	9 劇場式ホール賃貸サービス	(2/5) 劇場賃貸
		69100999	9 その他のスペース賃貸サービス	(2/2) 興行場(映画館を除く)賃貸

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項
連番	名称	コード	※	名称	
		80200303	1	スポーツ興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)	
		80200306	2	スポーツ興行サービス(入場料収入)	
		80200399	9	スポーツ興行サービス(その他の収入)	
		80200903	1	演劇・演芸・音楽興行サービス(事業者との契約に基づく公演・演奏収入)	
		80200906	2	演劇・演芸・音楽興行サービス(入場料収入)	
		80200999	9	演劇・演芸・音楽興行サービス(その他の収入)	
		80201203	9	芸能人の育成・マネジメントサービス	
		80209903	1	美術・イベント・その他の興行サービス(事業者との契約に基づく興行収入)	
		80209906	2	美術・イベント・その他の興行サービス(入場料収入)	
		80209999	9	美術・イベント・その他の興行サービス(その他の収入)	
353	競輪・競馬等の競走場・競技団サービス	80300303	2	競輪の入場・投票サービス(競輪の投票券受託販売サービスを除く)	
		80300306	1	競輪の投票券受託販売サービス	
		80300603	2	競馬の入場・投票サービス(競馬の投票券受託販売サービスを除く)	
		80300606	1	競馬の投票券受託販売サービス	
		80300903	2	競艇の入場・投票サービス(競艇の投票券受託販売サービスを除く)	
		80300906	1	競艇の投票券受託販売サービス	
		80301203	2	オートレースの入場・投票サービス(オートレースの投票券受託販売サービスを除く)	
		80301206	1	オートレースの投票券受託販売サービス	
		80400399	9	その他のスポーツ施設利用サービス	(1/2) 競輪場・競馬場の賃貸
354	スポーツ施設提供業・公園・遊園地サービス	69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス	(3/5) スポーツ施設賃貸
		80400303	9	野球場利用サービス	
		80400306	9	サッカー場利用サービス	
		80400309	9	ゴルフ場利用サービス	
		80400312	9	フィットネスクラブ利用サービス	
		80400315	9	ボウリング場利用サービス	
		80400399	9	その他のスポーツ施設利用サービス	(2/2) 競馬場・競輪場の賃貸を除く
		80500303	2	遊園地・テーマパーク利用サービス	
		80500603	2	公園利用サービス	
355	娯楽施設利用・その他の娯楽サービス	69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス	(4/5) 娯楽施設賃貸
		72700303	9	著述・芸術作品の制作サービス	
		80600303	2	ゲームセンター利用サービス	
		80600306	2	カラオケボックス利用サービス	
		80600309	2	インターネットカフェ利用サービス	
		80600399	2	その他の娯楽施設利用サービス	
		80600603	2	パチンコ・パチスロサービス	
		80900303	2	プレイガイドサービス	
		80909999	2	その他の娯楽サービス	
361	獣医サービス	74100303	1	産業動物に対する医療・保健サービス	
		74100306	2	ペットに対する医療・保健サービス	
371	写真サービス	74600303	2	証明写真撮影サービス	
		74600306	9	学校写真撮影サービス	
		74600309	9	結婚式写真撮影サービス	
		74600399	9	その他の写真撮影サービス	
		74600603	1	商業写真撮影サービス	
372	冠婚葬祭サービス	79500303	2	火葬	
		79500306	2	納骨・納骨関連サービス	
		79500603	2	墓地の分譲サービス	
		79500606	2	墓地の管理サービス	
		79600303	2	結婚式サービス	
		79600603	1	事業者向け葬儀サービス	
		79600606	2	一般消費者向け葬儀サービス	
		79609999	2	その他の冠婚葬祭に関連するサービス	
373	個人教授サービス	82300303	2	幼児教室サービス	
		82300306	2	学習塾・予備校サービス(小学生)	(1/5) 学校教育・社会教育を除く
		82300309	2	学習塾・予備校サービス(中学生)	(2/5) 学習塾
		82300312	2	学習塾・予備校サービス(高校生以上)	
		82300603	2	資格・能力評価試験サービス(入学検定等サービスを除く)	
		82300903	1	試験・検定等実施受託サービス	
		82400303	2	職業技能教授サービス	(2/7) 他に分類されるものを除く
		82409903	2	音楽・ダンス教授サービス	(2/6) "
		82409906	2	スポーツ・健康教授サービス	(2/6) "
		82409909	2	語学教授サービス	(2/6) "
		82409912	2	美術・工芸等教授サービス	(2/6) "
		82409999	2	他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	(1/5) "
		82909999	2	その他の教育・学習支援サービス	(2/6) "
374	各種修理(別掲を除く) サービス	90900303	9	スポーツ用品の保守・修理サービス	
		90900306	9	娯楽用品の保守・修理サービス	
		90909903	9	映画・演劇用品の保守・修理サービス	
		90909906	9	家庭用電気機械器具の保守・修理サービス	
		90909909	9	家具・家庭用品・装飾品の保守・修理サービス	
		90909912	9	衣服・履物・時計・その他の装身具の保守・修理サービス	
		90909999	9	他に分類されないその他の物品の保守・修理サービス	
375	その他の対個人サービス	69300306	9	自転車駐輪場サービス	
		79200303	2	家事代行サービス	
		79400303	2	コインロッカー・一時荷物預かりサービス	
		79900303	9	グルーミングサービス	
		79900306	9	動物預かりサービス	
		79900399	9	その他の動物に対する非医療・非保健サービス	

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		79900603	9 写真プリント・現像・焼付(DPE)サービス	
		79900903	2 金券買取販売サービス	
		79901203	2 結婚相談サービス	
		79901206	2 結婚式場紹介・結婚式プロデュースサービス	
		79901503	2 ハウスクリーニングサービス	
		79909999	2 その他の生活関連サービス	
		80301503	2 宝くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	
		80301506	1 宝くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	
		80301803	2 スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービスを除く)	
		80301806	1 スポーツ振興くじ(売りさばき・当せん金支払受託サービス)	
381	下水処理サービス★★	36300303	9 下水処理サービス	
391	廃棄物処理サービス(公営)★★	88100303	9 し尿処理サービス	(2/2) 公営
		88100306	9 浄化槽清掃サービス	(2/2) "
		88100309	9 浄化槽保守点検サービス	(2/2) "
		88100312	9 ごみ収集運搬サービス	(2/2) "
		88100315	9 ごみ処分サービス	(2/2) "
		88200303	1 産業廃棄物収集運搬サービス	(2/2) "
		88200306	1 産業廃棄物処分サービス	(2/2) "
		88200309	1 特別管理産業廃棄物収集運搬サービス	(2/2) "
		88200312	1 特別管理産業廃棄物処分サービス	(2/2) "
		88909999	9 その他の廃棄物処理サービス	(2/2) "
401	水運施設管理サービス(国公営)★★	36100303	9 上水道供給サービス(水道用水供給サービスを除く)	(3/3) 船舶給水(国公営)
		48500303	1 栈橋泊きょサービス	(2/2) 国公営
		48500399	1 その他の水運施設提供サービス	(2/2) "
		48501503	1 貨物荷扱固定施設提供サービス	(3/3) 水運施設(国公営)
		48900303	9C 航路標識(灯台)サービス	
		48900399	9 その他の水運施設管理サービス	(2/2) 国公営
402	航空施設管理サービス(公営)★★	48501803	1 滑走路等提供サービス	(2/2) 公営
		48502103	9 航空旅客サービス施設提供サービス	(2/2) "
411	学校教育サービス(国公立)★★	81000303	2 幼稚園・幼稚園相当教育サービス	(2/3) 学校教育(国公立)
		81000603	2 小学校・小学校相当教育サービス	(2/5) 学校教育(国公立(給食を除く))
		81000606	2 中学校・中学校相当教育サービス	(2/5) "
		81000609	2 高等学校・高等学校相当教育サービス(普通)	(2/3) 学校教育(国公立)
		81000612	2 高等学校・高等学校相当教育サービス(専門)	(2/3) "
		81000903	2 特別支援教育サービス	(2/5) 学校教育(国公立(給食を除く))
		81001203	2 短大・専門学校及び短大・専門学校相当教育サービス	(1/2) 国公立
		81001206	2 大学・大学相当教育サービス	(1/3) 学校教育(国公立)
		81001209	2 大学院修士課程・大学院修士課程相当教育サービス	(1/3) "
		81001212	2 大学院博士課程・大学院博士課程相当教育サービス	(1/3) "
		81001503	2 高等教育以外の中後教育サービス	(1/2) "
		81001803	2 入学検定等サービス	(2/4) 学校教育(国公立)
		81009999	2 教育附帯サービス	(2/4) "
		81900303	2 幼保連携型認定こども園サービス	(1/2) 国公立
		82300312	2 学習塾・予備校サービス(高校生以上)	(2/5) 専修学校・各種学校(国公立)
		82400303	2 職業技能教授サービス	(3/7) "
		82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	(3/6) "
		82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	(3/6) "
		82409909	2 語学教授サービス	(3/6) "
		82409912	2 美術・工芸等教授サービス	(3/6) "
		82409999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	(2/5) "
		82900303	2 自動車教習サービス	(2/3) 専修学校・各種学校(国公立)
		82900399	2 その他の運転・操縦教習サービス	(2/3) "
412	社会教育サービス(国公立)★★	82100303	2 博物館・美術館サービス	(1/3) 国公立
		82100306	1 移動博物館・移動美術館サービス	(1/3) "
		82100603	2 動物園サービス	(1/2) "
		82100606	1 移動動物園サービス	(1/2) "
		82100609	2 植物園サービス	(1/2) "
		82100612	2 水族館サービス	(1/2) "
		82100615	1 移動水族館サービス	(1/2) "
		82100903	2 図書館サービス	(1/2) "
		82100906	2 青少年教育施設サービス	(1/2) "
		82100999	9 他に分類されないその他の社会教育施設サービス	(1/2) "
		82300312	2 学習塾・予備校サービス(高校生以上)	(3/5) 社会通信教育(国公立)
		82400303	2 職業技能教授サービス	(4/7) "
		82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	(4/6) "
		82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	(4/6) "
		82409909	2 語学教授サービス	(4/6) "
		82409912	2 美術・工芸等教授サービス	(4/6) "
		82409999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	(3/5) "
413	その他の教育訓練サービス(国公立)★★	81001206	2 大学・大学相当教育サービス	(2/3) その他の教育訓練(国公立)
		81001209	2 大学院修士課程・大学院修士課程相当教育サービス	(2/3) "
		81001212	2 大学院博士課程・大学院博士課程相当教育サービス	(2/3) "
		81001803	2 入学検定等サービス	(3/4) "
		81009999	2 教育附帯サービス	(3/4) "
		82200303	1 研修・職業訓練受託サービス	(2/2) 公的組織が委託
		82210303	2C 所属職員等研修サービス	(2/2) その他の教育訓練(国公立)
		82400303	2 職業技能教授サービス	(5/7) "
421	学校給食サービス(国公立)★★	81000603	2 小学校・小学校相当教育サービス	(3/5) 国公立(給食)

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)		特記事項
連番	名称	コード	※ 名称	
		81000606	2 中学校・中学校相当教育サービス	(3/5) 〃
		81000903	2 特別支援教育サービス	(3/5) 〃
431	自然科学研究サービス(国公立)★★	71000303	1 理学研究開発サービス	(2/3) 国公立
		71000306	1 工学研究開発サービス	(2/3) 〃
		71000309	1 医学・歯学・薬学研究開発サービス	(2/3) 〃
		71000312	1 農林水産学研究開発サービス	(2/3) 〃
		71000399	1 その他の学際的研究開発サービス	(3/6) 国公立(自然科学研究)
		71000903	1 科学技術研究向け試験・分析サービス	(2/3) 国公立
		71001203	1 科学技術コンサルティング	(2/3) 〃
432	人文・社会科学研究サービス(国公立)★★	71000315	1 人文・社会科学研究開発サービス	(2/3) 国公立
		71000399	1 その他の学際的研究開発サービス	(4/6) 国公立(人文・社会科学研究)
441	保健衛生サービス(国公立)★★	83002103	9 保健予防活動サービス	(5/5) 国公立(保健衛生)
		84110303	9C 保健所サービス	
		84900303	9C 検疫サービス(動物検疫・植物防疫サービスを除く)	
		84909999	9 その他の保健衛生サービス	(2/2) 国公立
451	社会保険サービス★★	85110303	9C 社会保険管理運営サービス	
452	社会福祉サービス(国公立)★★	82909999	2 その他の教育・学習支援サービス	(3/6) 国公立(児童自立支援)
		85210303	9C 福祉事務所サービス	
		85390303	2 放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス	(2/3) 国公立
		85390603	2 障害児向け相談サービス	(2/3) 〃
		85390606	2 障害児向け入所支援サービス	(2/3) 〃
		85390609	2 障害児向け通所支援サービス	(2/3) 〃
		85390699	2 その他の障害児向け福祉サービス	(2/3) 〃
		85399903	2C 児童相談所サービス	
		85399999	2 他に分類されないその他の児童福祉サービス	(2/3) 国公立
		85400903	2 公的介護保険が適用されない介護サービス	(2/3) 〃
		85500303	2 障害者向け相談サービス	(2/3) 〃
		85500306	2 障害者向け訪問介護、同行・行動援護サービス	(2/3) 〃
		85500309	2 障害者向け入所介護サービス(居住支援サービス)	(2/3) 〃
		85500312	2 障害者向け通所介護サービス(日中活動事業)	(2/3) 〃
		85500315	2 障害者向け訓練・就労支援サービス	(2/3) 〃
		85500399	2 その他の障害者向け福祉サービス	(2/3) 〃
		85999999	2 その他の社会福祉サービス	(2/3) 〃
461	と畜場サービス（公営）★★	95200303	1 と畜解体サービス	(2/2) 公営
471	学校教育サービス(私立)★	81000303	2 幼稚園・幼稚園相当教育サービス	(3/3) 学校教育(私立)
		81000603	2 小学校・小学校相当教育サービス	(4/5) 学校教育(私立(給食を除く))
		81000606	2 中学校・中学校相当教育サービス	(4/5) 〃
		81000609	2 高等学校・高等学校相当教育サービス(普通)	(3/3) 学校教育(私立)
		81000612	2 高等学校・高等学校相当教育サービス(専門)	(3/3) 〃
		81000903	2 特別支援教育サービス	(4/5) 学校教育(私立(給食を除く))
		81001203	2 短大・専門学校及び短大・専門学校相当教育サービス	(2/2) 私立
		81001206	2 大学・大学相当教育サービス	(3/3) 学校教育(私立)
		81001209	2 大学院修士課程・大学院修士課程相当教育サービス	(3/3) 〃
		81001212	2 大学院博士課程・大学院博士課程相当教育サービス	(3/3) 〃
		81001503	2 高等教育以外の中等後教育サービス	(2/2) 私立
		81001803	2 入学検定等サービス	(4/4) 学校教育(私立)
		81009999	2 教育附帯サービス	(4/4) 〃
		81900303	2 幼保連携型認定こども園サービス	(2/2) 私立
		82300312	2 学習塾・予備校サービス(高校生以上)	(4/5) 専修学校・各種学校(私立)
		82400303	2 職業技能教授サービス	(6/7) 〃
		82300603	2 資格・能力評価試験サービス(入学検定等サービスを除く)	(3/5) 学校教育(私立)
		82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	(5/6) 専修学校・各種学校(私立)
		82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	(5/6) 〃
		82409909	2 語学教授サービス	(5/6) 〃
		82409912	2 美術・工芸等教授サービス	(5/6) 〃
		82409999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	(4/5) 〃
		82900303	2 自動車教習サービス	(3/3) 専修学校・各種学校(私立)
		82900399	2 その他の運転・操縦教習サービス	(3/3) 〃
		82909999	2 その他の教育・学習支援サービス	(4/6) 専修学校・各種学校(私立 (児童自立支援を除く))
472	社会教育サービス(非営利)★	82100303	2 博物館・美術館サービス	(2/3) 非営利
		82100306	1 移動博物館・移動美術館サービス	(2/3) 〃
		82100603	2 動物園サービス	(2/2) 〃
		82100606	1 移動動物園サービス	(2/2) 〃
		82100609	2 植物園サービス	(2/2) 〃
		82100612	2 水族館サービス	(2/2) 〃
		82100615	1 移動水族館サービス	(2/2) 〃
		82100903	2 図書館サービス	(2/2) 〃
		82100906	2 青少年教育施設サービス	(2/2) 〃
		82100999	9 他に分類されないその他の社会教育施設サービス	(2/2) 〃
		82300312	2 学習塾・予備校サービス(高校生以上)	(5/5) 社会通信教育(非営利)
		82300603	2 資格・能力評価試験サービス(入学検定等サービスを除く)	(4/5) 社会教育(非営利)
		82400303	2 職業技能教授サービス	(7/7) 〃
		82409903	2 音楽・ダンス教授サービス	(6/6) 〃
		82409906	2 スポーツ・健康教授サービス	(6/6) 〃
		82409909	2 語学教授サービス	(6/6) 〃
		82409912	2 美術・工芸等教授サービス	(6/6) 〃
		82409999	2 他に分類されないその他の教養・技能教授サービス	(5/5) 〃
		82909999	2 その他の教育・学習支援サービス	(5/6) 社会通信教育(非営利(児童自立支援を除く))

生産物第二水準		対応する生産物分類(詳細分類)			特記事項
連番	名称	コード	※	名称	
481	学校給食サービス(私立)★	81000603	2	小学校・小学校相当教育サービス	(5/5) 私立(給食)
		81000606	2	中学校・中学校相当教育サービス	(5/5) "
		81000903	2	特別支援教育サービス	(5/5) "
491	自然科学研究サービス(非営利)★	71000303	1	理学研究開発サービス	(3/3) 非営利
		71000306	1	工学研究開発サービス	(3/3) "
		71000309	1	医学・歯学・薬学研究開発サービス	(3/3) "
		71000312	1	農林水産学研究開発サービス	(3/3) "
		71000399	1	その他の学際的研究開発サービス	(5/6) 非営利(自然科学研究)
		71000903	1	科学技術研究向け試験・分析サービス	(3/3) 非営利
		71001203	1	科学技術コンサルティング	(3/3) "
492	人文・社会科学研究サービス(非営利)★	71000315	1	人文・社会科学研究開発サービス	(3/3) 非営利
		71000399	1	その他の学際的研究開発サービス	(6/6) 非営利(人文・社会科学研究)
501	社会福祉サービス(非営利)★	82909999	2	その他の教育・学習支援サービス	(6/6) 非営利(児童自立支援)
		85390303	2	放課後児童クラブ・放課後子ども教室等サービス	(3/3) 非営利
		85390603	2	障害児向け相談サービス	(3/3) "
		85390606	2	障害児向け入所支援サービス	(3/3) "
		85390609	2	障害児向け通所支援サービス	(3/3) "
		85390699	2	その他の障害児向け福祉サービス	(3/3) "
		85399999	2	他に分類されないその他の児童福祉サービス	(3/3) "
		85400903	2	公的介護保険が適用されない介護サービス	(3/3) "
		85500303	2	障害者向け相談サービス	(3/3) "
		85500306	2	障害者向け訪問介護、同行・行動援護サービス	(3/3) "
		85500309	2	障害者向け入所介護サービス(居住支援サービス)	(3/3) "
		85500312	2	障害者向け通所介護サービス(日中活動事業)	(3/3) "
		85500315	2	障害者向け訓練・就労支援サービス	(3/3) "
		85500399	2	その他の障害者向け福祉サービス	(3/3) "
		85999999	2	その他の社会福祉サービス	(3/3) "
511	対家計民間非営利団体(別掲を除く)サービス★	69100903	9	会議室賃貸サービス	(3/3) 対家計民間非営利団体
		69100906	9	劇場式ホール賃貸サービス	(5/5) "
		82100303	2	博物館・美術館サービス	(3/3) "
		82100306	1	移動博物館・移動美術館サービス	(3/3) "
		82300603	2	資格・能力評価試験サービス(入学検定等サービスを除く)	(5/5) "
		92900303	1	イベント企画・運営等サービス	(2/2) "
		92909999	1	その他の事業者向けサービス	(2/2) "
		93000306	9	労働団体による会員向け指導その他のサービス	
		93000309	9	学術・文化団体による会員向け指導その他のサービス	
		93000399	9	その他の団体・組合による会員・組合員向け指導その他のサービス	
		94000303	9C	宗教	

※需要先コード 1:事業者向け 2:一般消費者向け 3:輸出向け 9:混在・不明

〔付表1〕 生産物分類(詳細分類)と金融各部門との対応

(注)下表は現時点における対応関係を概念的に整理したものであり、各金融のサービスの範囲に変更等がある場合には修正が必要となる可能性がある。
また、各分類における把握可能性についても留意を要する。

生産物分類(詳細分類)			公的金融	民間金融	公的金融	民間金融
コード	名称		(FISIM)	(FISIM)	(手数料)	(手数料)
62000303	1C	中央銀行サービス	○	×	○	×
62000603	2C	一般消費者向け預金サービス	○	○	×	×
62000903	1C	金融機関向け預金サービス	○	○	×	×
62000906	1C	事業者向け預金サービス(金融機関を除く)	○	○	×	×
62000909	1C	政府向け預金サービス	○	○	×	×
62001203	2	住宅ローンサービス	○	○	×	×
62001206	2	カードローンサービス	×	○	×	×
62001209	2	自動車ローンサービス	×	○	×	×
62001299	2	その他の一般消費者向け貸付サービス	○	○	×	×
62001503	1	金融機関向け貸付サービス	○	○	×	×
62001506	1	事業者向け貸付サービス(金融機関を除く)	○	○	×	×
62001509	1	政府向け貸付サービス	○	○	×	×
62001803	9	信託サービス	×	×	×	○
62002103	9	内国為替サービス	×	×	○	○
62002106	9	外国為替サービス	×	×	○	○
62002403	9	預金・貸出関連業務サービス	×	×	○	○
64300303	2	クレジットカードによる一般消費者向け販売信用サービス	×	×	○	○
64300306	1	クレジットカードによる事業者向け販売信用サービス	×	×	×	○
64300603	1	クレジットカード加盟店向けサービス(国内)	×	×	×	○
64300606	6	クレジットカード加盟店向けサービス(国外)	×	×	×	○
64300903	2	クレジットカード一般消費者会員向けサービス	×	×	×	○
64300906	1	クレジットカード事業者会員向けサービス	×	×	×	○
64301203	2	クレジットカードによらない一般消費者向け販売信用サービス	×	×	×	○
64301206	1	クレジットカードによらない事業者向け販売信用サービス	×	×	×	○
64301503	1	クレジットカード等運営受託サービス	×	×	×	○
65110303	9	株式取引サービス	×	×	×	○
65110306	9	債券取引サービス	×	×	○	○
65110309	9	投資信託取引サービス	×	×	○	○
65110312	9	デリバティブ取引サービス	×	×	×	○
65110399	9	その他の金融商品取引サービス	×	×	×	○
65110603	1	株式引受け・募集サービス	×	×	×	○
65110606	1	債券引受け・募集サービス	×	×	×	○
65110699	1	その他の金融商品引受け・募集サービス	×	×	×	○
65110903	1	投資信託販売会社による投資信託事務代行サービス	×	×	○	○
65111203	1	金融機関による経営・事業支援サービス	×	×	×	○
65111503	9	信用取引サービス	×	×	×	○
65120303	9	投資助言・代理サービス(不動産投資顧問サービスを除く)	×	×	×	○
65130303	9	投資信託運用サービス(不動産投資顧問サービスを除く)	×	×	×	○
65130399	9	その他の投資運用サービス(不動産投資顧問サービスを除く)	×	×	×	○
65200303	9	商品先物取引サービス	×	×	×	○
66110303	1	短期金融市場仲介サービス	×	×	×	○
66120303	1	手形交換サービス	×	×	×	○
66130303	9	円貨両替サービス	×	×	×	○
66130306	9	外貨両替サービス	×	×	×	○
66160303	1	預貯金等保険サービス	×	×	○	×
66170303	1	金融商品取引市場等サービス	×	×	×	○
66190303	1	債権管理回収サービス	×	×	○	○
66190603	9	前払式支払サービス	×	×	×	○
66190606	9	仮想通貨交換サービス	×	×	×	○
66190609	9	資金移動サービス	×	×	×	○
66190699	9	その他の資金決済サービス	×	×	×	○
66300303	1	金融商品仲介サービス	×	×	×	○
66300306	1	信託契約代理サービス	×	×	×	○
66300309	1	銀行代理サービス	×	×	○	○
66300399	1	その他の金融代理サービス	×	×	○	○
66309999	9	その他の金融サービス	×	×	×	○
49100603	1	簡易郵便局業務受託サービス	×	×	○	×
81800306	9	奨学金貸与サービス	○	×	×	×
81800303	9C	奨学金給付サービス	-	-	-	-

〔付表2〕 生産物第二水準の対象外とする生産物分類(詳細分類)

知的財産のオリジナル

39101503	1C	ソフトウェアのオリジナル
39201503	1C	データベース情報のオリジナル
41102103	1C	映像著作物のオリジナル
41200903	1C	音楽・音声著作物のオリジナル
41301803	1C	新聞・ニュースのオリジナル
41403303	1C	雑誌・その他の編集出版物のオリジナル
71000603	1C	研究開発のオリジナル
72600603	1C	デザインのオリジナル
72700603	1C	著述・芸術作品のオリジナル
74202103	1C	地図・地理情報のオリジナル
74600903	1C	写真のオリジナル
99990603	1C	商標・フランチャイズのオリジナル

知的財産の使用許諾サービス

39101803	1	ソフトウェアの使用許諾サービス(エンドユーザー向けを除く)
41102403	1	ビデオグラム化権の使用許諾サービス
41102406	1	映像著作物に係るテレビ放映権の使用許諾サービス
41102409	1	リメイク権の使用許諾サービス
41102499	1	その他の映像著作権の使用許諾サービス
41201203	1	音楽・音声著作権の使用許諾サービス(音楽・音声著作物に係るラジオ放送権の使用許諾サービスを除く)
41201206	1	音楽・音声著作物に係る著作隣接権の使用許諾サービス(音楽・音声著作物に係るラジオ放送権の使用許諾サービスを除く)
41201209	1	音楽・音声著作物に係るラジオ放送権の使用許諾サービス
41301503	1	新聞・ニュースに係る著作権の使用許諾サービス
41403003	1	雑誌・その他の編集出版物に係る著作権の使用許諾サービス
72700903	1	著述・芸術作品に係る著作権の使用許諾サービス
74601203	1	写真に係る著作権の使用許諾サービス
80200603	1	スポーツ興行等の放送権の使用許諾サービス
99990303	1	産業財産権等(商標を除く)の使用許諾サービス
99990903	1	商標の使用許諾・フランチャイズ運営サービス
99991203	1	商品化権の使用許諾サービス

主たる産業が特定されない等の生産物

99991803	1	屋外広告スペース提供サービス
99991806	1	交通広告スペース提供サービス
99992103	1	ネーミングライツ付与サービス
99992106	1	スポンサーシップサービス
99992199	1	他に分類されないその他の広告スペース・広告機会提供サービス
99992403	1C	本社サービス
99992703	9	自動販売機等設置場所提供サービス

〔別紙〕 基準年 S U T ・ 産業連関表及び中間年 S U T に係る基本構成の大枠

令和元年 6 月 20 日
産業連関表作成府省庁
内閣府

1. はじめに

- (1) これまでの経緯
- (2) S U T 体系への移行の意義
- (3) 基本的な考え方

2. 推計方法の方針

- (1) 2020 年表について
- (2) 2025 年表について

3. 部門の考え方

- (1) S U T の「産業」の概念
- (2) 部門について
- (3) 2020 年表における部門について
- (4) 2025 年表における部門について

4. 統計調査等との関係

- (1) 経済センサス - 活動調査
- (2) 投入調査等
- (3) 経済構造実態調査

5. まとめ

- (1) 今後の主な検討課題
- (2) 今後のスケジュール

1. はじめに

(1) これまでの経緯

統計改革推進会議最終とりまとめ（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、GDP 統計を軸にした経済統計の改善が掲げられ、産業連関表の供給・使用表（Supply and Use Tables, SUT）体系への移行（以下、SUT 体系への移行という。）による GDP 統計の基準年推計の改善を図ることなどが求められた。

これを受けて、統計委員会での議論・答申を経て作成された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）において、産業連関表作成府省庁は、平成 30 年度（2018 年度）末までに「国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成 30 年度（2018 年度）の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、平成 33 年（2021 年）経済センサスの試験調査（平成 31 年度（2019 年度）実施予定）やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年 SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。」こととされた。また、内閣府は、平成 30 年度（2018 年度）末までに「基準年 SUT と中間年 SUT を可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年 SUT の基本構成を、基準年 SUT と並行して検討し、大枠を固める。」こととされた。

これらにのっとり、平成 30 年（2018 年）8 月に示された「基準年 SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」も踏まえ、基準年 SUT・産業連関表及び中間年 SUT に係る基本構成の大枠を、以下のとおり決定する。

(2) SUT 体系への移行の意義

SUT 体系への移行が提言された背景には、産業連関表及び国民経済計算の推計方法に対する統計の利用者等への情報提供と推計結果の信頼性向上の必要性がある。この点から、今後、我が国が SUT 体系に移行することは、以下のような意義が考えられる。

なお、本資料においては、各表について次のように定義する。

- ・供給表：「産業」ごとの「生産物」の供給額等を示す表。（従来の V 表に相当）
- ・使用表：「産業」が使用する「生産物」の投入額や付加価値等を示す表。
- ・産業連関表：「生産物」を生産する際に使用する「生産物」の投入額や付加価値等を示す表。なお、従来から、「アクティビティ」から唯一つの「生産物」が供給されるとの前提で、「アクティビティ」ごとに「生産物」の投入額や付加価値等が明らかになる表としても扱われている。

産業別の付加価値等を直接推計

我が国の国民経済計算の基準年推計では、一国全体のバランス調整作業をおこなった産業連関表を経由して推計を行っている。

具体的には、支出側のGDPとその内訳項目を推計する支出側推計において、それぞれの生産物ごとの中間消費や最終需要（家計消費、総固定資本形成等）の推計に産業連関表に基づいた比率を使っている。また、産業ごとの付加価値などを求める生産側推計においては、産業連関表の取引基本表をいったん生産物×産業の表である使用表（U表）に変換して使っている。

今後、我が国がSUT体系に移行することで、5年に1度経済センサス・活動調査等の経理対象年については基礎統計から直接SUTが作成されることになり、これまでどおりの支出側GDPの推計とともに、生産側GDPを直接求めることが可能となる。

また、基準年以外の中間年についても、年次の統計調査などにより把握された、産出額や費用構造に関する情報を用いて、基準年のSUTを直接延長推計して支出側GDPと生産側GDPを求めることができるようになる。

これにより、基準年における付加価値等が直接推計されるだけでなく、年次における「産業」の付加価値などよりの確な実態把握ができると考えられる。

実測データを重視する産業連関表の推計

現在の産業連関表は、「生産物」（厳密にはアクティビティ）の産出に要する「生産物」の費用構成をまとめた表（500×400 部門程度）であるが、統計調査やヒアリングなどの実測によって把握できない分野において、前回表の計数に依存した推計を行っている。

国際的には、基礎統計からの実測により即した供給表及び使用表から産業連関表を推計することが推奨されており、このような方法に従った推計手法、すなわち実測をより重視した推計に見直すことで、基準年における「産業」の付加価値や投入構造など、よりの確な実態把握ができるものと考えられる。

生産活動の的確な実態把握のための統計分類・基礎統計の整備

SUT体系への移行に係る議論と並行して、当該移行を見越した基礎統計の拡充や、我が国では初めてとなる生産物分類の策定等による推計環境の整備が進められている。

これらにより、例えば製造業と情報サービス業、建設業と不動産業など複数の活動を同時に営んでいる企業がどのような生産物を産出して売上を得ているかといった産出状況を、これまでより副業¹の生産物も含め詳細に把握することで、経済構造の実態をよりの確に把握することができ、供給表の精度向上が期待できる。

¹ 副業とは、同一の生産者単位において付加価値の大部分を占める主業に加えて行われる他の生産活動である。

(3) 基本的な考え方

上記のようなSUT体系への移行の意義を最大限引き出すため、基準年SUTから中間年SUTを延長推計する際に推計概念や分類などの整合性を確保し、可能な限りSNAの国際基準に準拠する形で基準年SUTを作成することが望ましい。また、産業連関表は、産業連関分析を行うユーザーにとっての利便性・有用性を確保する観点からも、その分析に対応できるものでなければならない。なお、SUTを用いて産業連関表を作成するプロセスは、これまで10府省庁体制で産業連関表を作成してきたノウハウを最大限活用して検討する。

2. 推計方法の方針

- ・ 国民経済計算の中間年推計において、基準年SUTから中間年SUTを延長推計する際に、改めて推計概念や分類の調整をするなどの加工を行う必要がないように基準年SUTを推計する。このため、産業連関表をSUT体系に移行するにあたり、可能な限り、基準年SUTを国民経済計算の概念・分類等と整合的にする。
- ・ なお、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して設けられている仮設部門等の推計上必要な処理については、その必要性に応じて別途対応する。

(1) 2020年表について

- ・ 2020年表は、基本的には、供給表とサービス分野の産業（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表を推計し、それらの表に対して部門の「再定義」²を行うことにより産業連関表のサービス分野の投入を推計し、それ以外の分野の投入は従来どおり推計して全体の産業連関表を作成する。その後、その産業連関表を用いて全体の使用表を作成する（詳細は別添）。
- ・ 2020年表推計に向けて、「サービス産業・非営利団体等調査」については、SUT体系移行を見越した調査設計を行う。（詳細、下述。）
- ・ このような2020年表を基に、「経済構造実態調査」等の年次の基礎統計の情報をを用いて基準年SUTと整合的な推計を図り、中間年SUTを刷新する。

(2) 2025年表について

- ・ 2025年表は、供給表・使用表を直接推計し、それを用いて産業連関表を推計する。

² アメリカでは、ある産業において、主生産物の生産とはその投入が著しく異なる副生産物がある場合、その生産物を主業とする産業へ割り当てることを「再定義」としている。その上で、SUTと類似した表において再定義を行い、その表から産業連関表を推計している。なお、我が国の産業連関表においては、推計の過程で再定義は行うものの、従来から再定義後の表と類似の「アクティビティ」×「生産物」表を扱っているため、これと別に再定義後のSUTは作成しない。

- ・ S U Tから産業連関表への推計については、技術仮定だけではなく、投入調査によって把握される「生産物」の一部の費用項目を用い、投入額推計において部門の「再定義」を経て推計する。
- ・ 2025 年における基準年 S U Tが作成された以後の中間年 S U Tについては、基準年 S U Tを基に、「経済構造実態調査」等の年次の基礎統計の情報をを用いて基準年 S U Tと整合的な推計を図り、全産業の直接推計による中間年 S U Tを構築する。

3. 部門の考え方

(1) S U Tの「産業」の概念

S U Tにおける「産業」の概念については、以下のように整理する。

「産業」は、国際標準に合わせ、同種の生産活動を行う事業所又はK A U（Kind of Activity Unit。活動種類別単位）³で定義し、事業所単位で経理事項が把握しづらい場合などにおいては、個々の調査において的確にデータを把握し、「産業」ごとの計数を推計する（場合によっては、調査で把握されたデータを補正）。

ただし、2020 年 S U Tの推計作業において、調査で把握されたデータの補正について、推計自体が難しい場合や補正の効果が乏しい場合（特にサービス分野や中小企業）においては、定義の変更も検討し推計する。2025 年 S U Tにおいても更に検討を行う。

中間年 S U Tについては、上記の「産業」単位での産出額等が、中間年の基礎統計等から把握できないものもあり得ることから、中間年においても産出額等が把握可能である「生産物」単位での推計値を基礎に、基準年の構造等も活用しながら「産業」単位での産出額等を推計する。

(2) 部門について

① 基本的な考え方（作業部門と公表部門について）

特に生産物の部門について、使用表においては、投入側の把握がより困難であり、調査における把握可能性の観点からは、実測値に基づく使用表は粗い部門となる。その際、異なった部門数で推計するよりも、供給表の生産物部門に合わせて使用表の生産物を推計により分割するなどして、可能な限り同一の生産物部門とすることが、推計作業の効率化に資するとともに、供給表と使用表それぞれで、産業ごとの産出額と投入額を整合した形で調整することができる。

このため、推計作業においては、必要に応じて使用表の生産物を詳細にして推計するが、公表に当たっては、投入側の把握などの限界を踏まえ、投入

³ 2008SNA では、「K A U」は、『ただ一種類の生産活動に従事するか、あるいは主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業的一部分』と定義している。そのため、中小企業では、事業所、企業、K A Uの計数の違いは小さいと考えられる。

調査による実測値に基づく集約した部門で公表することとする。

なお、2020 年表は、サービス部門への対応を先行的に実施する S U T であり、上記の考え方及び下記②の部門の運用基準に基づくが、その部門は暫定的となる。具体的には、2020 年供給表・使用表の部門は、産業（列）は、現行の産業連関表の付帯表である産業別商品産出表（V 表）の部門を踏襲しつつ、サービスに係る産業部門の詳細化や、中間年との接続を踏まえた分割等を行い、現行 V 表の産業部門よりも詳細化する。

生産物（行）は、財分野は産業連関表の行の分類を踏襲し、サービス分野は生産物分類を基本とする。2020 年産業連関表の部門は、サービス分野の生産物を反映したものとし、財分野は、既存の分類を踏襲する。

中間年 S U T は、基準年 S U T と可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計とすることとし、2020 年表の公表後は、基準年における副業生産・投入構造把握の改善による中間年 S U T の刷新、2025 年表の公表後は、全産業の直接推計による中間年 S U T の構築を行う。

② 部門の運用基準

（i）産業（列）の設定の考え方

【公表部門：第一水準】

使用表の投入推計の際、最も精度を確保すべきものは、（G D P に直接影響する）部門別の「粗付加価値」比率又は「中間投入計」比率という考え方にに基づき、産業部門の区分基準として、「中間投入計」比率を決定する要素である「中間投入計」、「雇用者所得」、「資本減耗引当」のそれぞれの比の相違が小さいものや、「国内生産額」の規模が小さいものを統合する（生産物の公表部門との整合性も考慮する）。

【作業部門（S U T）：第二水準】

産業部門の投入係数の安定性を確保した部門とする。産業部門の区分基準として、投入される費用項目の内訳の相違が小さいものを統合する。また、同一の産業部門とされていても、その産業内の投入のばらつきが大きい場合や政策ニーズなど必要があれば分割する（現行 V 表の産業部門よりは詳細化）。

（ii）生産物（行）の設定の考え方

【公表部門：第一水準】

投入調査において、報告者負担軽減の観点から、費用項目の把握において現行より相当程度集約する必要がある。ただし、経済構造実態調査でも、大まかな投入構造が把握される見込みであり、（シームレスな基準年と年次推計の構築からも）年次よりも詳細な事項が望ましい。具体的には、

生産物部門の区分基準として、投入調査の把握事項程度とし、その事項に照らして、現行の IO 統合大分類程度に統合する。

【作業部門（SUT）：第二水準】

生産物の産出先（中間消費の内訳、家計消費支出、固定資本形成）の類似性を確保する。本部門を費用項目として投入調査から把握するのは難しいため、あくまで推計作業上の部門として設ける。

生産物部門の区分基準として

- ①「中間消費計」、「家計消費支出」、「固定資本形成」の比の相違
- ②「中間消費」の項目の相違
- ③「中間消費」の産出比率の相違

から、これらの相違が小さいものを統合する。また、同一の生産物部門とされていても、その生産物内の産出のばらつきが大きい場合や政策ニーズなど必要があれば分割する。

【作業部門（国内生産額）：第三水準】

生産物ごとの国内生産額の推計のための部門を設ける。中間年推計も想定しつつ、中間消費計、家計消費支出、固定資本形成の産出比率の安定性を確保するとともに、国内生産額の経年変化が異なるものを区分する。なお、本部門については、国内生産額推計だけではなく、使用表の産出推計において、産出額の特定に利用できるため重要である。

生産物部門の区分基準として、「生産物分類」のうち「事業者向け」、「一般消費者向け」など産出先を区分するとともに、国内生産額の経年変化に留意しその変化が異なるものを区分するが、経済センサス - 活動調査の把握なども考慮して決定する。

（3）2020 年表における部門について

2020 年供給表・使用表における部門については、2015 年産業連関表の公表後に、上記の考え方に従って部門案を整理し、公表部門の増加は避けつつ、作業部門については、各府省の政策ニーズや基礎統計の整備状況等も踏まえ、部門の追加・削除・変更を検討する。

その際、2020 年産業連関表（生産物×生産物表）との関係については、現行の産業連関表の列基本分類に基づき、上記の【生産物の作業部門（SUT）：第二水準】と【産業の作業部門（SUT）：第二水準】を参考に検討するとともに、行基本分類について、【生産物の作業部門（SUT）：第二水準】を参考に検討する。

なお、【生産物の作業部門（国内生産額）：第三水準】については、サービス分野については、基本的には、生産物分類から産出先が異なるものを採用

する方向となるが、2019 年に実施する経済センサス - 活動調査（試験調査）の結果も踏まえた経済センサス - 活動調査の検討状況や、その他の基礎統計の状況も踏まえて最終的に策定することとなる。

（４）2025 年表における部門について

2025 年以降の供給表・使用表の部門は、産業（列）は、今後見直しを行う日本標準産業分類（JSIC）を基本とし、生産物（行）は、財分野も含めた生産物分類を基本とする。両分類の検討の際には、上記の「産業」や「生産物」の設定の考え方に留意する。

2025 年表においては、各種分類整備に対応しつつ、上記（２）の考え方や 2020 年表の作成状況を踏まえ、S U T 及び産業連関表における部門について、見直しを実施する。

【参考】2020 年表における部門の見込みについて

上記の考え方を踏まえ、現時点の情報を前提として 2020 年表における S U T の部門数を単純計算で試算すると、以下のとおりとなる。（※詳細は第 11 回統計委員会国民経済計算体系的整備部会 S U T タスクフォース資料参照）

- ・ 産業は、公表部門が 150 部門程度、作業部門が約 250 部門以上
- ・ 生産物は、公表部門が 40 部門程度、作業部門（第二水準）が約 450 部門以上

4. 統計調査等との関係

（１）経済センサス - 活動調査

- ・ 経済センサス - 活動調査の調査結果は、供給表を推計するための「産業」別の産出額の推計及び使用表を推計するための投入項目の大枠の推計に利用する。

※サービス分野の生産物については、企業単位で把握するとともに、副業の生産物の把握についても充実される予定。

（２）投入調査等

- ・ 今後の投入調査は、使用表及び産業連関表における投入を把握することを目的とし、まずは 2020 年表においては「サービス産業・非営利団体等調査」を対象とした見直しを行い、2025 年表以降は、すべての投入調査を対象とした見直しを行う。
- ・ 2020 年を対象とする「サービス産業・非営利団体等調査」については、記入精度の確保の観点より、企業単位の費用を把握する。他には、以下のような見直しを実施する。

<調査項目>

- ・これまでの調査の回答状況などを踏まえ、回答可能性の高い費用項目を把握する。
- ・企業共通的な費用項目は、経済構造実態調査（甲調査第1面及び第2面の費用の項目別内訳）よりも若干の項目追加を行う。
- ・企業共通的な費用項目に加え、主たる生産物における特徴的な原材料等（3項目程度）については、一部把握する。
- ・調査項目の詳細については、2019年度以降、企業の回答可能性等をヒアリングする調査研究を進め決定する。

<調査対象の選定>

- ・売上高、中間投入比率の両方でばらつきが大きいだけでなく、回収率も高くないため、調査対象の選定については工夫が必要である。
- ・産業（公表部門）ごとに、調査から得られる費用総額のうち中間投入相当分と売上高等の比（中間投入比率）が、一定の精度を確保できるように、調査対象の選定を行う。

① 売上高規模、産業による層化等の対象選定方法の見直し

投入構造の把握においては、売上高の大きい企業の結果如何で、大きく変動しうることが想定される。また、企業の産業やその生産物の産出状況の違いによって投入割合の違いが生じ、調査結果の変動が予想される。

そこで、売上高規模や産業（作業部門）ごとに層化を行った対象企業の選定を行う。その際には、生産物の産出状況にも留意する。

② 産業（公表部門）ごとの誤差評価と集計結果の集約化

産業（作業部門）や産業（作業部門）のうち各種物品賃貸業など中間投入にばらつきの大きい産業を踏まえた層化を行いつつ、産業（公表部門）ごとの中間投入比率の標準誤差を目標とした標本設計を行う。また、公表精度の対象となっていない計数については集約したもののみ公表する。

③ ヒアリングの実施

調査項目の縮減を行うことに伴い、調査で得られない費用項目の推計を行う必要があることから、これらの情報を得るため、特定の企業に対してヒアリングを行う。

<2025年表>

2025年表については、2020年表の見直しによる結果を踏まえつつ、投入調査等について、以下の課題等を検討する。

- ・投入調査とヒアリングの役割分担の評価・見直し
- ・新たな産業分類や生産物分類に対応した調査項目、調査産業の見直し
- ・サービス以外の部門の投入の把握の見直し

- ・ 経済センサス - 活動調査及び経済構造実態調査との調整

(3) 経済構造実態調査

- ・ 経済構造実態調査については、統計委員会における答申（諮問第 113 号の答申：中間年における経済構造統計の整備について）において「SUT体系への移行にかかる検討状況を踏まえつつ、平成 34 年（2022 年）以降における調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。」とされており、今後の実施状況を踏まえ引き続き検討を行うこととされている。

企業を報告単位、アクティビティを調査単位として、費用項目を把握する画期的な調査となることから、その調査結果の分析を行い、当該結果を中間年 SUT 推計に活用していく。

5. まとめ

(1) 今後の主な検討課題

【推計方法】

推計ステップごとに、入力、出力、処理内容を整理しつつ、以下の課題に対応する。

- ・ 経済センサス - 活動調査により把握されないサービス業事業所における売上高等の推計方法（経済センサス - 活動調査以外からの推計値を含む生産物別国内生産額との乖離の調整を含む）
- ・ 供給表作成における副業の生産物の分割
- ・ 産業連関表の作成における供給表を用いた共通費用の配分

【投入額の把握】

今後のスケジュールを含め調査の対象となる企業等への説明を行いつつ、以下の課題の対応など投入調査や企業ヒアリング等の具体的な設計を行う。

- ・ サービス分野の投入調査における中間投入比率を精度目標とした調査対象の選定方法や、売上高規模、産業による層化等の対象選定方法
- ・ 企業ヒアリングにおける対象の範囲、規模などの選定基準や調査内容

(2) 今後のスケジュール

2015 年産業連関表に関係するスケジュールとしては、2016 年経済センサス - 活動調査の実施、2017～2018 年同調査の結果公表、2019 年に産業連関表の公表（予定）となっている。2020 年表は、2015 年表と同程度の作業期間を想定しているが、上述の推計方法のとおり、供給表や使用表の推計ステップを追加するなど 2015 年表から大きく作業を変更する必要がある。

このため、円滑に作業を進める観点から、以下の点を検討する必要がある（なお、2025 年表については、2020 年表と比べてさらなる見直しが想定されるため、

2020 年表の作成に留意しつつ、可能な限り早期に検討を開始する。))。

- ・ 経済センサス - 活動調査の作業との連携の強化
- ・ 各府省の役割分担の決定
- ・ 基礎統計に大きな影響を与える部門や国民経済計算との整合性確保のために国民経済計算に大きく関係する部門の概念等の早期の決定
- ・ 事前の推計作業プロセスの決定とこのための試算
- ・ 推計作業の更なる効率化。例えば、計数調整作業の効率化
- ・ 一定の予算が必要なシステムや投入調査の見直しのための準備期間が必要であること。特に、投入調査については、記入者負担の面から、企業に理解をいただくため、今後の調査検討や調査実施までのスケジュールや調査の概要を明らかにする必要。

これらを踏まえ、現状で考えられる作業スケジュールは次のとおりであり、引き続き検討を進める必要がある。

(想定されるスケジュール)

年度	統計分類等	基礎統計			基準年 SUT/IO			中間年 SUT
		経済センサ ス-活動調査	投入調査	経済構造実 態調査	部門	推計	システムその他	
2019	・分類の検 討（～23 年）	・試験調査	・産業別調査事 項、方法、対象 選定の分析・ 方針決定（予 算関係事項）	・調査実施	・2015年表の部門 検討への反映	・課題対応方針の決 定（投入調査計画 への反映）	・2015年表公表 ・関係府省の役割分担等決 定（現行基本方針に相当。 より前倒し） ・推計システムの見直し方 針の決定（予算関係事項）	・年次推計
2020			・投入調査計画 の策定	・調査実施	・主たる部門・課題 対応等の決定 （基本要綱の前 倒し：投入調査 等に反映すべき もの）		・推計システムの見直し内 容の決定	・経済構造実態調査の 結果を踏まえた分析 作業 ↓
2021		・調査実施	・調査実施（一部 20、22年）				・推計システム整備（～25 年）	
2022				・調査実施	・部門・課題対応等 の決定（現行基 本要綱に相当）	・供給表等暫定推計		↓
2023	・産業分類 の見直し ・生産物分 類の整備			・調査実施		・供給表推計 ・使用表推計 ・IO推計、計数調整		・2020年表の活用方法 の検討 ・見直し後の経済構造 実態調査の結果を踏 まえた分析作業
2024		・試験調査		・調査実施			・2020年表公表	↓

(下線は現行業務と比べた新規業務)

2020年表のサービス分野のSUTのイメージ(素案)

供給・使用表

供給表	全産業(サービス業以外も含む。)						
	製造業α	製造業β	..	サービス業γ	サービス業δ	..	合計
財A	100	10		20	30		200
財B	20	200		30	20		300
..							
サービス生産物C	30	40		500	10		750
サービス生産物D	50	30		40	400		600
..							
合計	200	400		800	550		

サービス分野の使用表

産業(サービス業のみ)	製造業α	製造業β	..	サービス業γ	サービス業δ	..	
財A				40	30		
財B				50	40		
..							
サービス生産物C				30	30		
サービス生産物D				60	70		
..							
合計				800	550		

各種基礎統計

- ・経済センサス-活動調査
- ・サービス産業・非営利団体等投入調査
- など

①サービス部門を中心に推計に利用

産業連関表

③結果の反映・整合性

②計数調整(バランスング)

	財A	財B	..	サービス生産物C	サービス生産物D	..	
財A	従来を踏襲した推計			42	32		
財B				47	38		
..							
サービス生産物C				29	32		
サービス生産物D				56	76		
..							
合計				750	600		

推計プロセス

ステップ1 経済センサス-活動調査等による供給表($I \times P$)の第一次推計

製造業等 ESベースの品目別売上高等のデータを把握し、「産業」ごとに推計
サービス業 ENベースのデータを把握し、「産業」ごとに推計

ステップ2 サービス分野による列(I)部門(サービス産業・非営利団体等投入調査の対象)における使用表($I \times P$)の第一次推計

上記データの産業概念の補正(⇒場合によっては産業概念の再整理)
サービス分野の列(I)部門の推計

ステップ3 サービス分野の生産物ごとの第一次投入額($P \times P$)を推計

P の投入構造推計のため、当該 P を主に産出する I の投入(ステップ2のサービス分野の $I \times P$ 表)などを用いて、サービス分野の列(P)部門を推計(⇒当該 P がサービス分野以外からの産出の影響が大きい場合などの対応を検討)

ステップ4 サービス分野以外も含む生産物ごとの第一次投入額($P \times P$)の推計

サービス分野以外の列(P)部門は、従来と同様の手法により推計し、ステップ3とあわせ、すべての列(P)部門ごとの投入項目別の計数を推計

ステップ5 生産物ごとの第一次産出額($P \times P$)の推計

すべての行(P)部門の産出先別の計数について、従来と同様の手法により推計

ステップ6 投入額と産出額($P \times P$)の計数調整

ステップ4と5の計数(セルごとに2種類の計数)から、従来と同様の手法により推計(計数調整)し、その結果を産業連関表として公表

ステップ7 供給・使用表($I \times P$)の補正

ステップ6のデータから商品技術仮定により推計した使用表により、ステップ1・2のデータを補正し、その結果を供給・使用表として公表

第3章 令和2年（2020年）産業連関表の作成基本フレーム

1 対象期間及び地域的範囲

(1) 対象期間

令和2年（2020年）1月から12月までの1年間を対象とする。

(2) 地域的範囲

「国内概念」を原則とし、日本国内で行われた生産活動及び取引を対象とする。

具体的には、日本国の領土から国内に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、日本国の在外公館、日本企業が運用する船舶及び航空機を加えたものを範囲とする。

2 記録の時点

「発生主義」を原則とし、生産活動及び取引が実際に発生した時点で記録する。

3 金額による評価

取引活動の大きさは、「金額」で評価する。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 行部門は、財・サービス（以下「生産物」という。）の販売先構成を表す部門であり、原則として生産物分類により分類する。列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベース¹により分類する。

イ 取引基本表の表章上、最も詳細な分類である「基本分類」については、生産活動単位による分類のほか、2008 SNA²との整合性を図るため、「生産活動主体」による分類機能も持たせる。

生産活動主体分類は、以下のとおりとし、基本分類の名称末尾に★印を付すことにより区分する。

- ・「★★」は、「非市場生産者（一般政府）」
- ・「★」は、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」
- ・無印は、「市場生産者」

¹ 一つの生産物が一つのアクティビティに対応する部門については、列部門についても生産物分類となっている。

² 2008 SNAとは、国際連合が、2008年（平成20年）から2009年（平成21年）にかけて採択した国民経済計算の体系をいう。

(2) 部門分類の種類

ア 基本分類

(ア) 基本分類は、行445部門、列391部門³とする。各部門に付するコード（以下「分類コード」という。）については、行部門は7桁、列部門は6桁で表示する。

(イ) 各基本部門の概念・定義・範囲は、第2部第2章のとおりであり、平成27年表からの変更点については、それぞれの部門に記載している。

(ウ) 計数調整は、原則として、基本分類により行う⁴。

※基本分類の概念・定義・範囲については、今後の細品目分類の検討や推計資料等の検討の結果、変更することがあり得る。

イ 細品目分類

行部門の更に詳細な分類として、「細品目分類」を設ける。

細品目は、10桁の分類コードで表示する。国内生産額の推計は、細品目を行部門に積み上げて推計する。

ウ 統合分類

基本分類を統合して「統合分類」を設ける。

統合分類は、統合小分類(188部門)、統集中分類（108部門）及び統合大分類（37部門）とする。

なお、産業連関表の説明用ひな型として、13部門表も作成する。

(3) 基本分類及び統合分類の名称と分類コード

ア 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードの一覧は、第2部第1章のとおりである。

イ 基本分類及び統合分類を構成する部門の名称及び分類コードに係る平成27年表との相違については、第1部第4章の別表2のとおりである。

(4) 特殊符号

表章上、分類コードに補足情報が必要となる場合には、以下の区分に応じて、該当する数字を、特殊符号として分類コードの末尾に付す。

屑 投 入	……	2
屑 発 生	……	3
副 産 物 投 入	……	4
副 産 物 発 生	……	5

³ 産業連関表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに基本分類が設けられるが、産業連関表の大きさを表す部門の数については、一般的に、内生部門の行及び列の部門数をもって表される。したがって、行445部門及び列391部門には、それぞれ粗付加価値部門及び最終需要部門の基本分類の数は含まれていない。

⁴ 作業効率や精度確保等のため作業用の分類を設けている部門がある。

商業マージン	……	6
国内貨物運賃	……	7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算（内閣府が作成する基幹統計）と整合性のとれた分類とする。
ただし、家計外消費支出は、最終需要部門及び粗付加価値部門に設ける。

5 取引基本表の基本構造

(1) 生産物×アクティビティ（生産物）表

〔行〕生産物×〔列〕アクティビティ（生産物）の表について、サービス分野については、供給・使用表を用いて推計し、財分野については、直接作成する。

(2) 価格評価と表形式

ア 生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方を作成する。

イ 基本分類及び統合小分類による投入表及び産出表は、生産者価格、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格を表章することにより、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が読み取れる表とする。

ウ 消費税については、従前から、実際に取引される価格を的確に表章するために、価格評価に含んで扱っているが、令和2年表の作成に当たっても、引き続き、価格評価に含むこととする⁵。

また、納税額は、引き続き、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に計上する。

(3) 輸入の扱いと表章形式

輸入は、「競争輸入型」により表章する。

なお、輸入額を取引基本表の内数として表章することで、「非競争輸入型」に組み替えることも可能とする。

6 国内生産額及び輸出入品の価格評価

(1) 国内生産額の価格評価

「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価する⁵。

(2) 輸出入品の価格評価

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F（cost insurance and freight）価格で評価する。

普通貿易の輸出品は、本船渡し of F O B（free on board）価格で評価する⁵。

⁵ 普通貿易の輸出業者を経由する輸出品の評価においては、国内流通に係る消費税の還付分を計上せず、それに伴い国内生産額からも控除する。

7 特殊な扱いをする部門

(1) コスト商業及びコスト運賃

コスト商業及びコスト運賃は、平成27年表と同様の範囲を推計する。

(2) 屑・副産物の扱い

屑・副産物は、再生資源回収・加工処理部門を設け表章する。同部門は、「屑・副産物」そのものを含めないこととし、回収・加工に要する経費だけを表章する部門として取り扱う。

屑・副産物の範囲は、投入調査等の結果を勘案しながら、見直しを行うこととする。

(3) 帰属計算を行う部門

次の部門について帰属計算を行う。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(4) 仮設部門

独立した生産活動が実際に行われているものではないが、産業連関表作成上の便宜及び利用目的を踏まえ、次の仮設部門を設ける。なお、仮設部門には、分類コードの末尾に「P」を付す⁶。

- ① 古紙
- ② 鉄屑
- ③ 非鉄金属屑
- ④ 自家輸送（旅客自動車）
- ⑤ 自家輸送（貨物自動車）
- ⑥ 事務用品

自家輸送（④及び⑤）については、表の利用上の要請に応え、自家輸送を表章した表と、これを各部門の財・サービスの投入として織り込み、自家輸送を表章しない表の2種類を作成する。

(5) 使用者主義と所有者主義

使用者主義と所有者主義の二つの考え方が適用できる物品賃貸業について、平成27年表では「所有者主義」により推計していたが、令和2年表の作成に当たっては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分けたうえで、ファイナンス・リースのリース資産計上分については、「使用者主義」に変更する。

対象は次の6部門の一部である。

⁶ ①～③については、屑・副産物として、統計表の表章上は、特殊符号を付す（前記4(4)を参照）。そこで、これら特殊符号及び「P」の両者が、分類コードの末尾に並列する煩瑣を避けるため、統計表上の分類コードには「P」を付さない。この取扱いに伴い、④～⑥についても同様に、統計表上の分類コードには「P」を付さない。

したがって、「P」は、部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等、統計表以外の部分においてのみ用いる。

- ① 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
- ② 建設機械器具賃貸業
- ③ 電子計算機・同関連機器賃貸業
- ④ 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
- ⑤ スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
- ⑥ 貸自動車業

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」部門についても、所有者主義で推計する。

(6) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の活動に関する取扱い及び部門分類（格付）については、第1部第4章2（3）のとおりである。

8 付帯表

付帯表は、次のものを作成する。

- ① 供給表
- ② 使用表
- ③ 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 自家輸送マトリックス

9 作成・公表する統計表

作成・公表する統計表は、次頁「令和2年表において作成する統計及びその公表形態一覧」のとおりである。

統計表の様式については、基本的に平成27年表と同様とする。様式の変更については、今後必要に応じて検討する。

10 接続産業連関表

- ① 平成23年(2011年)－27年(2015年)－令和2年(2020年)接続産業連関表を作成・公表する。
- ② 接続表は、生産者価格で作成する。
- ③ 作成する統計表は、業務の効率化も考慮しつつ今後検討する。

令和2年表において作成する統計及びその公表形態一覧（注1,2）

			基本分類	統合小分類 (188部門)	統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門) (注6)	ひな型 (13部門) (注6)
(1)「自家輸送」部門の表章あり							
①	取引基本表	投入産出表(生産者価格、購入者価格)(注3)	●	○	○		
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○	○	○
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)	○	○	○	○	○
②	投入係数表(生産者価格評価)					◇	◇
③	逆行列係数表	$[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$		◇	◇	◇	◇
		$(I-A^d)^{-1}$				◇	
		$(I-A)^{-1}$				◇	
④	最終需要項目別生産誘発額、生産誘発係数、生産誘発依存度					◇	◇
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発係数、粗付加価値誘発依存度					◇	◇
⑥	最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発係数、輸入誘発依存度					◇	◇
付帯表	⑦	供給表	生産物×産業(公表部門)				
	⑧	使用表	生産物×産業(公表部門)				
	⑨	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)	◇	◇	◇		
	⑩	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)			◇		
	⑪	固定資本マトリックス	◇(注4)				
	⑫	自家輸送マトリックス	◇(注5)				
(2)「自家輸送」部門の表章なし							
①	取引基本表	投入産出表(生産者価格、購入者価格)	◇	◇	◇		

- (注1) ●及び○は基幹統計として作成する。
- (注2) ●はエクセル形式及びDB形式により、○及び◇はエクセル形式により作成する。
- (注3) 内数として、基幹統計対象外の従前の「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」に相当するものを含んでいる。
- (注4) 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類(資本財の購入等により資本を形成した主体)は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設ける。
- (注5) 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成する。
- (注6) 「ひな型(13部門)」、「統合大分類(37部門)」の各表については、「ひな型」、「統合大分類」ごとに、一つのエクセルファイルに収録する。
- (注7) 本表に掲載する統計表以外に、令和2年表を作成する際に用いる国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても作成(産出先情報を含む。)する。なお、当該表は、エクセル形式により作成する。

〔参考表〕

- 総務省により、以下の5表を作成する。
- ①基本価格表示の取引基本表(統合中分類)
 - ②本社マトリックス
 - ③自社開発ソフトウェア
 - ④特許等サービス
 - ⑤ファイナンス・リース

第4章 令和2年(2020年)産業連関表の作成における課題の検討結果及び平成27年表との相違点等

1 部門分類の設定について

令和2年表における部門分類について、部門分類の設定等に関する主な変更は、後述する国民経済計算の国際基準(2008 SNA)への対応のほか、別表1のとおりである。

また、基本分類及び統合分類に関する平成27年表と令和2年表との相違については、別表2のとおりである。

部門分類の変更により、令和2年表の部門分類数(内生部門)は、基本分類について、行部門が445、列部門が391となっているほか、統合分類については、小分類が188、中分類が108、そして、大分類が37となっている。

これら分類数の時系列推移については、表1のとおりである。

また、平成27年表と令和2年表における基本分類及び統合分類の数を産業別(産業連関表の13部門)に比較すると、表2のとおりであり、基本分類で変動があったのは、農林漁業(行が6部門減、列が2部門減)、鉱業(行列とも1部門減)、製造業(行が58部門減、列が1部門増)、電気・ガス・水道(行が1部門減)及びサービス(行列とも2部門増)である。

表1 部門分類数^(注)の推移(平成23年、27年、令和2年)

	平成23年表	平成27年表	令和2年表
(1) 基本分類	518	509	445
行			
列	397	391	391
(2) 統合小分類	190	187	188
(3) 統合一中分類	108	107	108
(4) 統合大分類	37	37	37

表2 産業別部門分類数^(注)の推移(平成27年、令和2年)

平成27年表						令和2年表					
産業区分	基本分類		統合小分類	統合一中分類	統合大分類	産業区分	基本分類		統合小分類	統合一中分類	統合大分類
	行	列					行	列			
1 農 林 漁 業	37	29	13	5	1	1 農 林 漁 業	31	27	13	5	1
2 鉱 業	10	4	3	2	1	2 鉱 業	9	3	3	2	1
3 製 造 業	321	229	111	55	19	3 製 造 業	263	230	111	55	19
4 建 設	12	12	5	4	1	4 建 設	12	12	5	4	1
5 電力・ガス・水道	7	8	5	4	3	5 電気・ガス・水道	6	8	5	4	3
6 商 業	2	2	2	1	1	6 商 業	2	2	2	1	1
7 金 融 ・ 保 険	6	3	2	1	1	7 金 融 ・ 保 険	6	3	2	1	1
8 不 動 産	4	4	3	3	1	8 不 動 産	4	4	3	3	1
9 運 輸 ・ 郵 便	27	23	15	9	1	9 運 輸 ・ 郵 便	27	23	15	9	1
10 情 報 通 信	12	11	5	5	1	10 情 報 通 信	12	11	5	5	1
11 公 務	2	2	2	1	1	11 公 務	2	2	2	1	1

12 サービス	68	63	20	16	5	12 サービス	70	65	21	17	5
13 分類不明	1	1	1	1	1	13 分類不明	1	1	1	1	1
計	509	391	187	107	37		445	391	188	108	37

(注) 表 1 及び表 2 とも、内生部門の部門数を計上している。

2 その他

(1) 娯楽・文学・芸術作品の原本の国内総固定資本形成としての計上について

知的財産生産物について、2008 SNAでは「生産」（産業連関表の対象取引）として総固定資本形成に計上するとともに、その利用に係る取引も計上することとされている。このうち、娯楽・文学・芸術作品の原本（以下「娯楽作品原本」という。）について、2015年（平成27年）基準の国民経済計算との整合性に留意しつつ、産業連関表上の扱いを以下のように変更する。

ア 平成27年（2015年）産業連関表の扱い

娯楽作品原本については、国内総固定資本形成、その利用サービスいずれも計上していない¹。

イ 2015年（平成27年）基準国民経済計算の扱い

2015年基準改定において、2008 SNA対応の一環として、「娯楽作品原本」を新たに生産に追加し全額を総固定資本形成に計上、併せて娯楽作品に関する著作権使用料についても、2011年（平成23年）基準までの財産所得（賃貸料）から改め、輸出入について「著作権等サービス」の生産として追加した。

ウ 令和2年（2020年）産業連関表の扱い

国民経済計算の2015年基準改定と同様に、娯楽作品原本を新たに生産に追加し全額を国内総固定資本形成（輸出入の譲渡取引を含む。）に計上する。

一方、娯楽作品原本に関する著作権使用料については2015年基準改定後の国民経済計算においても輸出入の把握にとどまるため国内取引の推計に資する情報もなく、経済センサス・活動調査による取引把握も始まったばかり²であることなどから、令和2年表には導入しない。

以上の扱いにより、想定される具体的な対応は以下のとおり。

・国民経済計算と同様に、映画、テレビ番組、音楽、書籍の4種類を娯楽作品原本の対象とする。これに関係する行部門は下表のとおり。

平成27年基本表分類	関係する娯楽作品原本
5921011 公共放送	テレビ番組
5921021 民間放送	テレビ番組
5951011 映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）	映画、テレビ番組、音楽
5951031 出版	書籍
6741099 その他の娯楽	音楽、書籍（著述家、芸術家業）

¹ CDやDVDの製作といった「コピー」の生産は、映像・文字・音楽情報制作配給業の活動に含まれる。

² 令和3年経済センサス・活動調査で、初めて、以下の売上高を把握する。（主なもののみ）

- ・ 産業財産権等の譲渡
- ・ 産業財産権等の許諾サービス
- ・ 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス

本件に関連するものとして、

- ・ 映像著作権の使用許諾サービス
- ・ 音楽・音声著作権、同著作隣接権の使用許諾サービス など

・細品目分類（10 桁部門）として、各種の娯楽作品原本（上記 4 種類を細分化、テレビ番組なら、①日本放送協会（NHK）制作分、②民間放送業制作分、③テレビ番組製作会社制作分等）を新設するが、基本分類は新設しない。（理由は、雇用者所得など娯楽作品原本に要する投入の分割が困難なため。）

- ・娯楽作品原本の産出は、娯楽作品原本を含む行部門の国内総固定資本形成に計上。
- ・娯楽作品原本に係る投入は、娯楽作品原本を含む列部門において、娯楽作品原本から発生する資本減耗引当が新たに加わり、国内総固定資本形成と資本減耗引当の差額を営業余剰で調整。

オ 推計方法等

国内総固定資本形成、資本減耗引当のいずれも、2015 年基準の国民経済計算と同様の推計方法とする。詳細は以下のとおり。

〔娯楽作品原本の対象期間〕 資本の減耗期間は、定率法により平均使用年数10年を想定して設定。

〔娯楽作品原本の国内生産額〕 娯楽作品原本の国内生産額は、原則としてコスト積み上げ方式により推計。ただし個人事業主による生産活動が主と考えられる音楽や書籍の一部については、投入コストの把握が難しいことから、関係する著作権管理団体から得られる著作権使用料のデータを利用した、ロイヤリティ方式³も併用。

〔推計に利用する資料〕 娯楽作品原本の国内生産額推計に利用する資料は、下記のとおり。

娯楽作品原本の種類	主な推計資料
映画・テレビ番組（うち外部制作分）	経済構造実態調査
	経済センサス-活動調査
テレビ番組（うちテレビ局内制作分）	NHK年鑑
	日本民間放送年鑑
	テレビ局各社の財務書類
書籍	経済構造実態調査
	出版指標年報
音楽	経済構造実態調査
	日本レコード協会公表資料
	著作権管理団体内部資料

※ 娯楽作品原本、娯楽作品原本から発生する資本減耗引当など必要なデータを内閣府から入手し、国内生産額推計時において総務省が推計し、関係府省に提供する。

³ ロイヤリティ方式

娯楽作品原本の制作時点から将来にわたって生じるロイヤリティを予測し、その割引現在価値を娯楽作品原本の価値とみなす方法。新作のロイヤリティ収入が全体に占める比率が比較的安定していることから、将来のロイヤリティ収入と現在のロイヤリティ収入を同等とみなしている。

次に、民間放送がテレビ番組を自社制作する場合の推計イメージ例を示す。

推計イメージ例（民間放送とテレビ番組原本(民放作成)）

- ・民間放送で60の生産、このうち、娯楽作品原本に要する投入コスト20とそれ以外が40。
- ・「テレビ番組原本」の国内生産額も民間放送に加算。国内生産額は、娯楽作品原本に要する投入コスト20により推計（国内生産額は $60 + 20 = 80$ となる。）。
- ・娯楽作品原本の産出先として民間放送の国内総固定資本形成に加算。
- ・民間放送の列部門では、過去に国内総固定資本形成として取得した「テレビ番組原本」から生じる資本減耗引当18が加算される。差額の2については、営業余剰により調整。

<従来のイメージ>

	民間放送	他の中間 需要	国内総固 定資本形 成	他の最終 需要	国内生産額
民間放送	5	35	0	20	60
他の中間投入	20				
営業余剰	10				
資本減耗引当	5				
他の粗付加価値	20				
国内生産額	60				

<見直しイメージ>

番組原本の生産 20、番組原本(固定 資産)からの減耗18 の場合	民間放送	他の 中間需要	国内総固 定 資本形成	他の 最終需要	国内生産額
民間放送	5	35	20	20	80
他の中間投入	20				
営業余剰	12				
資本減耗引当	23				
他の粗付加価値	20				
国内生産額	80				

10 + 2

5 + 18

カ 留意事項

① 他部門への委託生産により娯楽作品原本が制作されるケース

推計上の留意が必要な場合として、「放送業」が番組制作を「映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）」（以下「映像制作」という。）に委託するケースがある。以下では、推計イメージ例をもとに、このケースの具体的な推計方法を示す。

（具体的な推計方法）

・民間放送の「番組自家制作分」は、行部門「民間放送」の国内総固定資本形成に計上。

・一方、民間放送の「番組委託制作分」（映像制作への委託）については、企業会計上、民間放送と映像制作のサービス取引として扱われ、民間放送側が権利を有する事例が多いことや、民間放送業が放送アクティビティと番組制作アクティビティを兼ねることが多い実情も考慮し、民間放送（列部門）の映像制作への中間投入としてサービス取引額を計上するとともに、その費用総額を民間放送（行部門）の国内総固定資本形成に計上する。

なお、このような委託生産は、民間放送以外の部門も同様に扱う。

<従来のイメージ>

	民間放送	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5		35	0	20	60
映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	9		2			11
他の中間投入	11	6				
営業余剰	10	4				
資本減耗引当	5	1				
他の粗付加価値	20					
国内生産額	60	11				
				10+3(自社)+1(他社)		
				5+17(自社)+8(他社)		

<見直しイメージ>

	民間放送	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	他の中間需要	国内総固定資本形成	他の最終需要	国内生産額
民間放送	5		35	29	20	89
映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く)	9		2			11
他の中間投入	11	6				
営業余剰	14	4				
資本減耗引当	30	1				
他の粗付加価値	20					
国内生産額	89	11				
				投入コストで計測 20(自社) 9(他社) (映像制作への投入)		

② 他のサービス生産と密接に関係する利用料収入等の扱い

- ・著作権利用料など従来の関係部門のサービスと密接に関係する取引については、従来から、当該サービスの生産として扱っている可能性があるものの、基礎統計の制約や、ソフトウェア業などではサービスの生産の対価とされている場合も多いと考えられることから、特段の調整は行っていない。
- ・これについては、令和2年表も同様とする（国際収支統計を用いた輸出入についても同様）。
- ・なお、令和3年経済センサス-活動調査で、初めて映像著作権の使用許諾サービス等という形で利用料収入を捉えることができるため、その結果を分析し、必要に応じこの整理を見直す。

(2) リース区分(ファイナンス・リース/オペレーティング・リース)に応じた計上について

リース取引について、2008 SNAではリース区分（ファイナンス・リース/オペレーティング・リース）に応じた記録を行うとともに、ファイナンス・リースの対象資産については、借手の資産として記録することとされている。これを踏まえた 2015 年（平成 27 年）基準の国民経済計算との整合性に留意しつつ、ファイナンス・リースの産業連関表上の扱いを以下のように変更する。なお、この扱いは今後見直す場合もある。

ア 平成27年（2015年）産業連関表の扱い

平成 27 年表において、貸自動車業を含む物品賃貸業は、扱う財ごとに行 6 部門、列 2 部門から構成される。このうち、リース取引については、ファイナンス・リースか否かにかかわらず、国内生産額は賃貸料収入（リース物件の購入価額分を含む）、リース対象の固定資産はリース事業者の所有として扱っている。

イ 2015年（平成27年）基準国民経済計算の扱い

2015 年基準改定において、2008 SNA対応の一環として、ファイナンス・リースについては、サービス提供主体（貸手）を全て金融機関と整理するよう変更。これに伴い、新たに F I S I M（間接的に産出される金融仲介サービス）国内生産額を推計し、全額を中間消費に配分した。また、ファイナンス・リースにより取得した固定資産を、取得した各産業に記録するよう変更した。

ウ 基礎統計の状況等

将来的には、リースの借手にとって、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分が会計上なくなり、リースは全て契約時の売買取引として扱う方向で企業会計基準委員会の検討が進められており、現時点でファイナンス・リースだけ別扱いするのはタイミング的に望ましいとは言えない。一方、経済センサス - 活動調査等の基礎統計の見直し¹がなされ、物品賃貸業について平成 27 年表と同様の推計は困難になっているため、産業連関表の物品賃貸業の推計は一定の見直しを要する状況にある。

また、産業連関表の資本減耗引当等の資産関係の推計は、国民経済計算のデータを利用するため、国民経済計算の推計方法と合わせる必要がある。他方で、F I S I M計算のための参照利率や投入・産出のための推計資料が乏しいことから、この点では 2015 年基準国民経済計算と同様の推計方法に変更することは困難である。

(参考) ファイナンス・リースに関する企業会計の状況

- ・ 現在の企業会計基準においては、貸手側のリース事業者がファイナンス・リースに係る資産を事業用の固定資産として記録することはできず、減価償却費も計上できない。
- ・ ただしリース料の記録については複数の記録方法が認められており、2020 年時点において、ファイナンス・リース貸手側の大手リース事業者の多くは、リース期間中の各

¹ 経済センサス - 活動調査の見直しによるファイナンス・リース取引への主な影響は以下のとおり

- ・ 19 区分事業別売上高としての「物品賃貸事業の収入」は把握されるが、産業用機械器具等の物件別の物品賃貸収入は把握されない。
- ・ レンタル年間売上高、オペレーティングリース年間契約高、ファイナンスリース年間契約高ごとの産業用機械器具等物件別の額を把握（2015 年対象調査は、オペレーティングリースとファイナンスリースの合算額で把握）

期の受取リース料を売上高として計上、当該金額から各期の利息相当額を差し引いた額（＝各期の元本相当額）を売上原価として計上している（貸手の多くが、リース契約高を売上高とはしていない）。

- ・ ファイナンス・リース借手側は、基本的には売買取引として扱っているが、少額や短期などの場合に会計上簡便的な扱いが認められ、実際には賃貸借取引として処理する事例も混在している。

エ 令和２年（2020年）産業連関表の扱い

ファイナンス・リースについては、F I S I M扱いへの変更は基礎資料が乏しく本体表への導入を見送り、賃貸サービスとするものの、国内生産額は賃貸料収入（受取リース料）から元本相当額を減額しマージン的な扱いに見直す。一方、資産関係は 2015 年基準国民経済計算と同様の使用者主義に見直す。

上記方針に基づく具体的な対応は以下のとおり。

- ① 細品目分類（10 桁部門）としてのファイナンス・リース部門を「物品賃貸サービス」として新設。基本分類は新設しない。
- ② ファイナンス・リース資産の扱い（「減耗」等）を変更。ファイナンス・リースの国内生産額は、従来の「賃貸料収入（受取リース料）」から以下のとおり減額。

当該年の受取リース料 － 受取リース料のうち元本相当額

※ 上式では、国民経済計算の推計値と比べて概ねF I S I Mの参照利子率相当分が増額。

- ③ リース業の投入は、②の整理に従いファイナンス・リースの資本減耗引当を減額
- ④ リース業の産出は、②の整理に従い各列部門から受取リース料に対応する元本相当額を減額。
- ⑤ 参考表として、2015 年基準国民経済計算の概念にあわせて公表（ファイナンス・リースにおける金融相当分の推計値、ファイナンス・リース行部門の産出とリース資産に関する国内総固定資本形成や資本減耗引当の推計値、ファイナンス・リース列部門の投入額推計などを試算）

オ 令和２年（2020年）産業連関表の部門分類

ファイナンス・リースに係る基本分類は、下表に示す平成 27 年表の基本分類を踏襲するが、各行部門の国内生産額推計部門（10 桁部門）において、ファイナンス・リース、オペレーティング・リース、レンタルの 3 区分を設ける。

現行の基本分類（物品賃貸業）

列部門コード	行部門コード	名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ用品・娯楽用品・その他の物品賃貸業
6612-01	6612-011	貸自動車業

平成27年表の部門分類（左表）と令和2年表の部門分類（右表）

行部門	細品目
産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業	リース レンタル
建設機械器具賃貸業	リース レンタル
電子計算機・同関連機器賃貸業	リース レンタル
事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業	リース レンタル
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業 音楽・映像記録物賃貸業 その他の物品賃貸業
貸自動車業	リース レンタル

行部門	細品目
産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル
建設機械器具賃貸業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル
電子計算機・同関連機器賃貸業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル
事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル
貸自動車業	ファイナンス・リース オペレーティング・リース レンタル

力 推計方法等

① 国内生産額（C T）推計

$$\text{ファイナンス・リースC T} = \text{リース期間中の当該年の受取リース料} - \text{元本相当額}^2$$

リース期間中の当該年の受取リース料 = 経済センサス・活動調査による当該年の
ファイナンス・リース契約額 × 契約額との調整率
元本相当額 = 国民経済計算における2020年のファイナンス・リース債務残高
減少分（＝当該年の受取リース料のうち元本相当額）

なお、平成27年表における国内生産額の推計式は以下のとおり。

財ごとのリースC T＝品目別の賃貸売上高 × 財別、レンタル売上高・リース契約額構成比

② ファイナンス・リースの産出・投入推計

・産出推計

$$\text{各列部門の産出推計額} = \text{C T（＋輸入－輸出）} \times \text{各列部門の産出構成比}$$

各列部門の産出構成比 = 国民経済計算における2020年の産出内訳

※国民経済計算と産業連関表とは部門が一致せず、そのまま利用できるわけではない。

輸出 2020年国民経済計算の海外へのファイナンス・リース貸付残高 × 運用利子率

輸入 2020年国民経済計算の海外からのファイナンス・リース借入残高 × 運用利子率

・投入推計

賃貸サービス列部門の投入のうち、ファイナンス・リースは資本減耗引当を計上しない。その他は、従来どおりの投入推計とする。

※ 以上の推計について、内閣府から必要なデータを入手して、国内生産額推計時において総務省が推計し、関係府省に提供する。

² F I S I Mとする場合、ファイナンス・リースの国内生産額は以下の式になる。
ファイナンス・リースC T = ファイナンス・リース債務残高 × （運用利子率－参照利子率）

(3) 令和2年(2020年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の格付及び平成27年(2015年)産業連関表からの変更点等について

ア 格付の意義

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等（以下「政府及び独立行政法人等」という。）の格付とは、これらの機関の活動を、「生産活動主体分類」別に、「非市場生産者（一般政府）（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）」、「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」、又は、「市場生産者（内訳として、公的活動及び民間活動（会員制企業団体を含む。）の2区分）」¹のいずれかに区分した上で、更に基本分類への当てはめを行う作業（1機関＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

- ① 統計調査などの結果から作成されるいわゆる一次統計では、一般的に、政府及び独立行政法人等が対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付は、国内生産額を推計するに際して、これら機関の活動を、どの部門の国内生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。
- ② 「非市場生産者（一般政府）」と「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため、営業余剰が存在しないものとして扱っている。一方、「市場生産者」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在するものとして扱っている。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関の性格により、それらを区分して扱う必要がある。
- ③ 格付を行うことにより、その機関の国内総固定資本形成が、国内総固定資本形成（公的）なのか、国内総固定資本形成（民間）なのかが明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付は不可欠のものである。

¹ 平成23年表までは、国民経済計算における「経済活動別分類」と同様に、生産活動主体分類の体系を「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」、「産業」の3つの区分に大別していた。しかし、平成28年に行われた国民経済計算の基準改定により、経済活動別分類上ではこれらの区分がなくなったため、生産活動主体分類における区分の名称変更を行った。

イ 格付の対象とする範囲

格付の対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとした（令和2年12月末現在）。

なお、非市場生産者（一般政府）及び市場生産者（公的活動）に格付られる機関は、別添において網羅している。

(7) 中央政府が行う活動

国の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及び全ての特別会計に関する活動を含む。

(イ) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、全ての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(ウ) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人が行う活動

次のaからcまでに掲げるものとした。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」及び「特殊法人一覧」並びに行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」で対象となっているものとした。

a 独立行政法人

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

b 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

c 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定

款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

(イ) その他

別添に掲げる機関で、前記(ア)～(ウ)以外のもの。

ウ 格付の基準

政府及び独立行政法人等の格付は、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付）」に準じた以下の基準に基づき行った（「〔参考〕政府及び独立行政法人等の格付チャート表」を参照）。

なお、格付は、原則として、機関単位で行った。ただし、当該機関がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付を行った。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割した。

(ア) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付た。

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(イ) 金融機関、非金融機関の区分

前記(ア)において、「社会保障基金」とされなかった機関について、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである場合には、「金融機関」に格付し、それ以外は「非金融機関」に格付た。

(ウ) 市場性の有無

前記(イ)において、「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「市場生産者」に格付た。

(イ) 政府による所有・支配の有無

次の①又は②を満たす場合には、政府による所有又は支配があるものとした。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
 - ② 政府が取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ。）。
- a 前記(ウ)において、「市場生産者」に格付られなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「非市場生産者（対家計民間非営利団体）」に格付、それ以外は「一般政府」に格付た。
- b 前記(イ)において「金融機関」に格付られた機関及び(ウ)において「市場生産者」

に格付られた機関のうち、政府による所有又は支配があるものは「市場生産者」の内訳である「公的活動」に格付、それ以外は「民間活動」に格付た²。

(オ) 公務・準公務の区分

前記(エ)において、「一般政府」に格付られた機関のうち、「市場生産者」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付し、それ以外は「公務」に格付た。

エ 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①一般政府、②対家計民間非営利団体、③市場生産者に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そこで、それらの計数について、以下のように取り扱っている。

(ア) 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」（研究機関を除く。）

- a 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
- b 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額のほとんどを、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(イ) 「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）及び「対家計民間非営利団体」（研究機関）

- a 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上しない。
- b 産出先は、研究開発に係る支出は、「国内総固定資本形成（公的）」、「国内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(ウ) 「一般政府」のうちの「公務」

- a 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上されない。
- b 産出先は、ほとんどを「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」に計上する。

² 一部の機関においては、国民経済計算と同様に民間活動に格付た（別添において「(注1)」を付している。）。)

(イ) 「市場生産者」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けられたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「市場生産者」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱われる。

ただし、公的活動の行った総固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上する。

(オ) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する一般政府の活動及び市場生産者の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付を行う。

ただし、当該機関の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該機関によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、該当する基本分類を「主たる建設活動」欄に示す。

[別添]令和2年(2020年)産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付

1 中央政府が行う活動

令和2年12月末現在

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							平成27年表からの変更状況
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【一般会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
水路、灯台業務		水運施設管理(国公営)						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
政府研究機関		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		社会福祉(国公立)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
国有林野事業(うち育林・素材)	○							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
【特別会計】								
(1事業特別会計)								
国有林野事業債務管理特別会計	○							
(2保険事業特別会計)								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
子ども・子育て支援勘定			社会保険事業					
労働保険特別会計								
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
(3行政的事務特別会計)								
食料安定供給特別会計								
農業経営安定勘定	○							
食糧管理勘定	○							
農業再保険勘定					損害保険			平成30年4月に名称変更
漁船再保険勘定					損害保険			
漁業共済保険勘定					損害保険			
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
特許特別会計					その他の対事業所サービス			「公務」から「公的活動」に主体分類の変更
自動車安全特別会計								
保障勘定					損害保険			
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定					自動車整備			
空港整備勘定					航空施設管理			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							平成27年表からの変更状況
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(4資金運用特別会計)								
財政投融资特別会計								
財政融資資金勘定					金融			
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
(5整理区分特別会計)								
交付税及び譲与税配付金特別会計	○							
国債整理基金特別会計	○							
(6その他)								
エネルギー対策特別会計								
電源開発促進勘定	○							
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							
東日本大震災復興特別会計	○							

2 地方政府が行う活動

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【普通会計】								
下記以外	○							
学校給食		学校給食(国公立)						
清掃事業		廃棄物処理(公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業	○							「公的活動」から「公務」に主体分類の変更
学校教育		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						
社会教育		社会教育(国公立)						
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)						
地方政府研究機関		・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						
保健衛生		保健衛生(国公立)						
社会福祉		・社会福祉(国公立) ・保育所の一部						
港湾管理		水運施設管理(国公営)						
空港管理		航空施設管理(公営)						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
【公営事業会計】								
(1地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易水道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					・鉄道旅客輸送 ・バス ・沿海・内水面旅客輸送			
電気事業					電気			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
下水道事業		下水道					河川・下水道・その他の公共事業	
港湾事業					水運施設管理			
市場事業					卸売			
と畜場事業		と畜場(公営)						・「公的活動」から「準公務」に主体分類の変更 ・基本分類の新設
観光施設事業					(各アクティビティに含まれる。)			
宅地造成事業					不動産仲介・管理業		その他の土木建設	
有料道路事業					道路輸送施設提供		道路関係公共事業	
駐車場整備事業					道路輸送施設提供			
介護サービス 居宅サービス・地域密着型サービス等					介護(施設サービスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サービス)			
その他事業 地域し尿処理施設		廃棄物処理(公営)						
その他					(各アクティビティに含まれる。)			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(2その他の事業)								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等の競 走場・競技団			
宝くじ					その他の対個人 サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			
公立大学附属病院事業					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
国民健康保険事業 事業勘定			社会保険事業					
直診勘定					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
介護保険事業 介護保険事務			社会保険事業					
居宅サービス・地域密着 型サービス等					介護(施設サー ビスを除く。)			
施設サービス					介護(施設サー ビス)			
後期高齢者医療事業			社会保険事業					
一部事務組合	○							
【公社】								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・管 理業		その他の土木建 設	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
【その他の会計】								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局 整備	○						河川・下水道・そ の他の公共事業	
管理運営		水運施設管理 (国公営)						

3 独立行政法人が行う活動

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							平成27年表からの変更状況
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
国立研究開発法人日本医療研究 開発機構		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策 協会	○							
(総務省)								
国立研究開発法人情報通信研究 機構		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人郵便貯金簡易生命 保険管理・郵便局ネットワーク支援 機構					金融			平成31年4月に独立行政法人郵便貯金・簡易生 命保険管理機構から名称変更
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構 有償資金協力業務 その他					金融			
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人造幣局 コイン 勲章					その他の金属製 品 身辺細貨品			
独立行政法人国立印刷局					・印刷・製版・製本 ・洋紙・和紙			
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育 総合研究所		人文・社会科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人大学入試センター					その他の対事業 所サービス			
独立行政法人国立青少年教育振 興機構		社会教育(国公 立)						
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育(国公 立)						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育(国公 立)						
国立研究開発法人物質・材料研究 機構		自然科学研究機 関(国公立)						
国立研究開発法人防災科学技術 研究所		自然科学研究機 関(国公立)						
国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構		自然科学研究機 関(国公立)						平成28年4月に日本原子力研究開発機構の一部 の研究所を統合し、国立研究開発法人放射線医 学総合研究所から名称変更
独立行政法人国立美術館		社会教育(国公 立)						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育(国公 立)						
独立行政法人教職員支援機構		その他の教育訓練 機関(国公立)						平成29年4月に独立行政法人教員研修センター から名称変更
国立研究開発法人科学技術振興 機構 一般勘定及び革新的新技術研 究開発業務勘定 文献情報提供勘定		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人日本学術振興会	○							
国立研究開発法人理化学研究所		自然科学研究機 関(国公立)						
国立研究開発法人宇宙航空研究 開発機構		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人日本スポーツ振興セ ンター 災害共済給付勘定 免責特約勘定 投票勘定 一般勘定及び特定業務勘定					損害保険 損害保険 その他の対個人 サービス スポーツ施設提供 業・公園・遊園地			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人日本芸術文化振興会	○							
独立行政法人日本学生支援機構					金融			
国立研究開発法人海洋研究開発機構		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人国立高等専門学校機構		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関(国公立) ・人文・社会科学研究機関(国公立)						
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	○							平成28年4月に独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターが統合
一般勘定								
施設整備勘定					不動産賃貸業			
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構								
一般勘定及び電源利用勘定		自然科学研究機関(国公立)						
埋設処分業務勘定	○							
(厚生労働省)								
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		自然科学研究機関(国公立)						
独立行政法人勤労者退職金共済機構					生命保険			
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		社会福祉(国公立)						
独立行政法人労働政策研究・研修機構		人文・社会科学研究機関(国公立)						
研究活動								
研修業務		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構								
高齢・障害者雇用支援勘定	○							
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育訓練機関(国公立)						
独立行政法人労働者健康安全機構					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			平成28年4月に独立行政法人労働安全衛生総合研究所を統合
独立行政法人国立病院機構					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
独立行政法人医薬品医療機器総合機構					社会福祉			
独立行政法人地域医療機能推進機構					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
年金積立金管理運用独立行政法人			社会保険事業					
国立研究開発法人国立がん研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
国立研究開発法人国立循環器病研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
国立研究開発法人国立国際医療研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター					・医療(病院) ・医療(歯科診療)			
(農林水産省)								
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付						
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動	
国立研究開発法人水産研究・教育機構		・その他の教育訓練機関(国公立) ・自然科学研究機関(国公立)					
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		自然科学研究機関(国公立)					
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター		自然科学研究機関(国公立)					
国立研究開発法人森林研究・整備機構							
森林保険勘定					損害保険		
その他		自然科学研究機関(国公立)					
独立行政法人農畜産業振興機構	○						
独立行政法人農業者年金基金							
特例付加年金勘定					生命保険		
農業者老齢年金等勘定					生命保険		
旧年金勘定			社会保険事業				
農地売買貸借等勘定	○						
独立行政法人農林漁業信用基金					・金融 ・損害保険		
(経済産業省)							
独立行政法人経済産業研究所		人文・社会科学研究機関(国公立)					
独立行政法人工業所有権情報・研修館	○						
国立研究開発法人産業技術総合研究所		自然科学研究機関(国公立)					
独立行政法人製品評価技術基盤機構	○						
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○						
独立行政法人日本貿易振興機構	○						
独立行政法人情報処理推進機構	○						
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構							
資源備蓄事業	○						
その他					その他の対事業所サービス		
独立行政法人中小企業基盤整備機構							
一般勘定	○						
産業基盤整備勘定					金融		
施設整備等勘定					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業		
小規模企業共済勘定					生命保険		
中小企業倒産防止共済勘定					金融		
出資承継勘定					金融		
(国土交通省)							
国立研究開発法人土木研究所		自然科学研究機関(国公立)					
国立研究開発法人建築研究所		自然科学研究機関(国公立)					
独立行政法人自動車技術総合機構							
審査勘定					自動車整備		
一般勘定		自然科学研究機関(国公立)					
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所		自然科学研究機関(国公立)					
独立行政法人海技教育機構		その他の教育訓練機関(国公立)					
独立行政法人航空大学校		その他の教育訓練機関(国公立)					

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 (対家計民間 非営利団体) ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構					金融			
鉄道助成								
鉄道建設					鉄道輸送		鉄道軌道建設	
船舶の共用建造					沿海・内水面輸送			
高度船舶技術支援					会員制企業団体			
地域公共交通等					金融			
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○						・河川・下水道・その 他の公共事業 ・農林関係公共事業	
独立行政法人自動車事故対策機 構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構					航空施設管理			
独立行政法人都市再生機構					・不動産仲介・管理業 ・不動産賃貸業住宅賃 貸料 ・住宅賃貸料		・住宅建築(非木造) ・非住宅建築(非木造) ・その他の土木建設	
独立行政法人奄美群島振興開発 基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	○							
独立行政法人住宅金融支援機構								
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			
(環境省)								
国立研究開発法人国立環境研究 所		自然科学研究機 関(国公立)						
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労 務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター					法務・財務・会計 サービス			
国立大学法人		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						
附属病院					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
大学共同利用機関法人								
人間文化研究機構		人文・社会科学研 究機関(国公立)						
その他の機構		自然科学研究機 関(国公立)						
地方独立行政法人								
博物館		・人文・社会科学 研究機関(国公 立)						平成31年4月に設立
社会福祉					社会福祉			平成22年4月に設立
大学		・学校教育(国公立) ・自然科学研究機関 (国公立) ・人文・社会科学研 究機関(国公立)						
病院					・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)			
試験研究機関		自然科学研究機 関(国公立)						

4 特殊法人等が行う活動

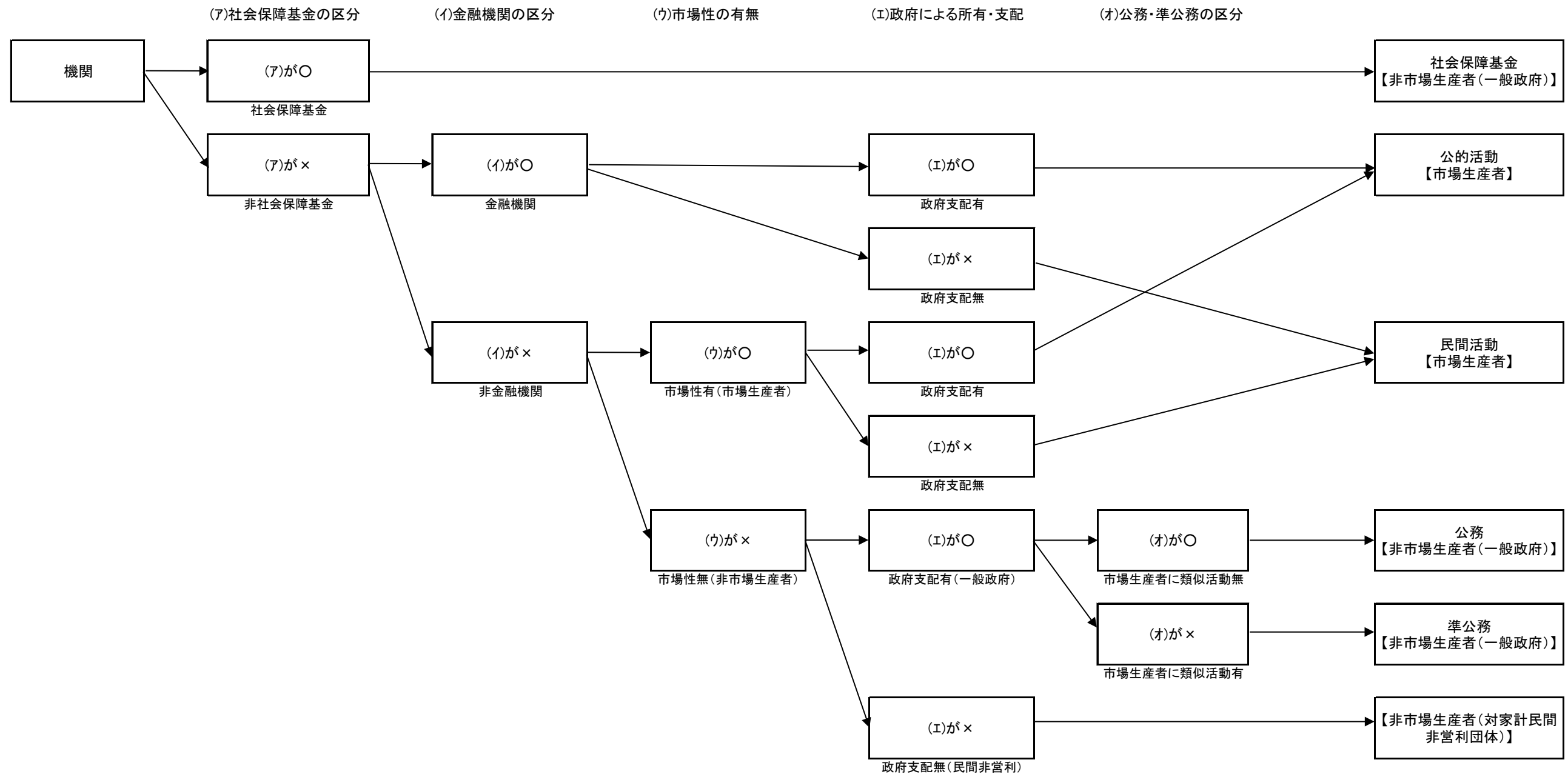
生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
【特殊法人】								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団					金融			「公務」から「公的活動」に主体分類の変更
助成事業								
宿泊事業						宿泊業(注1)		
その他共済関連事業			社会保険事業					
退職等年金経理					生命保険			
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融			
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社国際協力銀行					金融			
株式会社日本政策投資銀行					金融			
株式会社商工組合中央金庫						金融		
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ			
日本電信電話株式会社					固定電気通信			
東日本電信電話株式会社					固定電気通信			
西日本電信電話株式会社					固定電気通信			
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送			
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送			
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送			
新関西国際空港株式会社					航空施設管理			
成田国際空港株式会社					航空施設管理			
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設提供			
中間貯蔵・環境安全事業株式会社								
中間貯蔵事業					廃棄物処理			
環境安全事業					廃棄物処理			
日本郵政株式会社					郵便・信書便			
日本郵便株式会社					郵便・信書便			
株式会社ゆうちょ銀行					金融			
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			
日本アルコール産業株式会社						その他の有機化学工業製品		
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社					情報サービス			
株式会社日本貿易保険					損害保険			平成29年4月に独立行政法人から株式会社に名称変更
(その他の特殊法人)								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
＜その他＞								
沖縄科学技術大学院大学学園				学校教育(私立)				
放送大学学園				学校教育(私立)				
日本中央競馬会					競輪・競馬等の 競走場・競技団			
日本年金機構			社会保険事業					
【認可法人】								
（銀行）								
日本銀行					金融			
（地方共同法人）								
日本下水道事業団		下水道					河川・下水道・その他の公共事業	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					
地方公共団体金融機構					金融			
地方公共団体情報システム機構	○							
地方税共同機構	○							平成31年4月に設立
地方競馬全国協会					会員制企業団体			
（機構）								
預金保険機構					金融			
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構					金融			
株式会社産業革新投資機構					金融			平成30年9月に株式会社産業革新機構から名称変更
株式会社農林漁業成長産業化支援機構					金融			
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構					金融			
株式会社民間資金等活用事業推進機構					金融			
株式会社海外需要開拓支援機構					金融			
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構					金融			
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構					金融			平成27年11月に設立
外国人技能実習機構	○							平成29年1月に設立
銀行等保有株式取得機構					金融			平成14年1月に設立
株式会社地域経済活性化支援機構					金融			
（共済組合等）								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業(注1)		
退職等年金経理						生命保険(注1)		
地方公務員共済組合(同連合会, 地方職員共済組合を除く)			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業(注1)		
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					
退職等年金経理						生命保険(注1)		
地方職員共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業(注1)		
退職等年金経理						生命保険(注1)		
警察共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業(注1)		
退職等年金経理						生命保険(注1)		
公立学校共済組合			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業(注1)		
退職等年金経理						生命保険(注1)		

生産活動主体分類 機関・会計等の名	令和2年(2020年)表における格付							
	非市場生産者（一般政府） ★★			非市場生産者 （対家計民間 非営利団体） ★	市場生産者		主たる 建設活動	平成27年表からの変更状況
	公務	準公務	社会保険基金		公的活動	民間活動		
都道府県議会議員共済会、 市議会議員共済会、 町村議会議員共済会			社会保険事業					
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					
日本鉄道共済組合			社会保険事業					
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					
消防団員等公務災害補償等共済 基金			社会保険事業					
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					
エヌ・ティ・ティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					
（その他）								
日本赤十字社 一般				社会福祉(非営 利)				
医療施設						・医療(病院) ・医療(一般診療所) ・医療(歯科診療)		
血液事業						医薬品		
社会福祉施設				社会福祉(非営 利)				
介護(居宅サービス等)						介護(施設サー ビスを除く。)		
介護(施設サービス)						介護(施設サー ビス)		
電力広域的運営推進機関					会員制企業団体			
【その他】								
健康保険組合・同連合会			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
国民健康保険組合・全国国民健 康保険組合協会			社会保険事業					
宿泊事業						宿泊業		
全国健康保険協会								
健康保険勘定			社会保険事業					
船員保険勘定			社会保険事業					
株式会社INCJ					金融			平成30年9月に株式会社産業革新機構から分割

- （注１） 一部の機関においては、国民経済計算と同様に民間活動に格付している。
- （注２） 「機関・会計等の名称欄」に網かけを付しているものは、平成27年表から変更があるもの。
- （注３） 九州旅客鉄道株式会社は、平成27年表作成時には本表に登載していたが、その後、民間法人化され、本表には登載していない。

〔参考〕政府及び独立行政法人等の格付チャート表



- (ア)【社会保障基金の区分】以下の①から③を全て満たす
 ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
- (イ)【金融機関の区分】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
- (ウ)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
- (エ)【政府による所有・支配】以下の①又は②を満たす
 ① 政府が議決権の過半数を保有
 ② 取締役会等の統治機関を支配（過半数の任命権を持つ）
- (オ)【公務・準公務の区分】「市場生産者」部門に類似の活動が存在しない

〔別表１〕令和２年（2020年）産業連関表における部門分類の設定等に関する主な変更の概要

	関係部門		区分	変更の概要
	コード	部門名		
1	0113-01	野菜	基本分類の統合	推計に用いている統計の区分に合わせて、平成 27 年表の「野菜（露地）」と「野菜（施設）」を「野菜」に統合する。
2	0151-01	育林	内容変更	国民経済計算との整合を図るため、平成 27 年表において本部門に格付られていた国有林野事業は「公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「公務(地方)★★」に統合する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は平成 27 年表と同様に本部門に計上する。また、育林の成長増加の推計範囲について、平成 27 年表の全森林から天然生林を控除した範囲に変更する。
3	0152-01	素材	内容変更	国民経済計算との整合を図るため、平成 27 年表において本部門に格付られていた国有林野事業は「公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「公務(地方)★★」に統合する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は平成 27 年表と同様に本部門に計上する。
4	0621	砂利・採石	小分類の内容及び名称の変更	平成 27 年表の「砂利・碎石」に含まれていた「碎石」を「その他の窯業・土石製品」に統合したことに伴い、名称を「砂利・採石」に変更する。
5	1111-011	食肉	基本分類の分割	国民経済計算との整合を図るため、平成 27 年表の「食肉」に含まれていたと畜場の活動について、新設する「と畜場（公営）★★」及び「と畜場」に分割する。
6	2599-099	その他の窯業・土石製品	基本分類の統合	平成 27 年表の「碎石」については、推計に利用していた碎石等統計年報（碎石等動態統計調査）が中止となったこと及び生産物分類において碎石は製造業の生産物とされたことから、行及び列部門を「その他の窯業・土石製品」に統合する。
7	3511-011	乗用車（ハイブリッド車）	基本分類の分割	ハイブリッド車単独での推計が一定程度可能となった状況を踏まえ、平成 27 年表の「乗用車」から行・列部門ともに「乗用車（ハイブリッド車）」及び「乗用車（ハイブリッド車を除く。）」に分割する。
8	3511-021	乗用車（ハイブリッド車を除く。）		
9	4611-001	電気	基本分類の統合・再編	自家発電の取り扱いが変更になったことから、平成 27 年表の行部門「事業用電力」と「自家発電」を統合し、「電気」とすることに加え、列部門「事業用火力発電」、「事業用発電（火力発電を除く。）」及び「自家発電」を発電の種別により「電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。）」、「電気（原子力）」及び「電気（水力、地熱、太陽光、風力等）」に再編する。
10	4611-01	電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。））		
11	4611-02	電気（原子力）		
12	4611-03	電気（水力、地熱、太陽光、風力等）		

	関係部門		区分	変更の概要
	コード	部門名		
13	5911-01	固定電気通信	内容変更	生産物分類を反映し、平成 27 年表において「インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスの活動は「固定電気通信」に統合する。
14	5941-01	インターネット附随サービス		
15	6111-01	公務（中央）★★	内容変更	平成 27 年表において「育林」及び「素材」に含まれていた国有林野事業は本部門に統合する。 平成 27 年表において「育林」及び「素材」に含まれていた地方自治体が行う造林事業は本部門に統合する。
16	6112-01	公務（地方）★★		
17	6411-01	医療（病院）	基本分類の再編	実測可能性のある部門分類を設定するため、平成 27 年表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」を「医療（病院）」及び「医療（一般診療所）」に再編する。
18	6411-02	医療（一般診療所）		
19	6699-06	と畜場（公営）★★	基本分類の分割	国民経済計算との整合を図るため、平成 27 年表において「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業が行う活動を分割し、本部門を新設する。
20	6699-07	と畜場	基本分類の分割	国民経済計算との整合を図るため、平成 27 年表において「食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業以外が行う活動を分割し、本部門を新設する。
21	6731-01	洗濯業	内容変更	生産物分類を反映し、平成 27 年表で「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類「7891 洗張・染物業」を「洗濯業」に統合する。
22	6731-09	その他の洗濯・理容・美容・浴場業		
23	6741-03	競輪・競馬等の競走場・競技団	内容変更	生産物分類を反映し、平成 27 年表において「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類「8096 娯楽に附帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を本部門に統合する。
24	6741-05	遊戯場・その他の娯楽	基本分類の統合・名称変更	平成 27 年表の「遊戯場」及び「その他の娯楽」を「遊戯場・その他の娯楽」に統合する。 また、平成 27 年表において「その他の娯楽」に含まれていた日本標準産業分類「8096 娯楽に附帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を「競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合する
25	6751-01	獣医業	基本分類の移動	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、13 部門分類を平成 27 年表の「農林漁業」から「サービス」に移動する。なお、主たる産出先が一般消費者向けである状況を踏まえ、統合大分類を「対個人サービス」に位置付ける。
26	6799-04	各種修理業（別掲を除く。）	内容変更	生産物分類を反映し、平成 27 年表において「その他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類「793 衣服裁縫修理業」を「各種修理業（別掲を除く。）」に統合する。
27	6799-09	その他の対個人サービス		

	関係部門		区分	変更の概要
	コード	部門名		
28	8011-01	輸出（普通貿易）	内容変更	平成 27 年表において、輸出品の国内流通に係る消費税は本部門と各行部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の国内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

（注） 基本分類における名称変更及び統合分類における名称変更や分割等の詳細については、部門分類対応表を参照。

＜財分野の複数行部門における統合＞

近年はサービス分野がその重要度を高めていることに鑑み、財分野においては部門の統合を図ることを検討した。検討に際しては、産業連関分析等の利活用上の利便性等の観点から、1つの列部門に対応する行部門が複数に分割されている部門を中心として、各部門の国内生産額やその変化のすう勢、屑・副産物の推計との関係、基礎資料の状況、全体の部門数等を勘案して、統合する部門を選定した。（なお、計数の推計及び調整の過程では作業効率や精度確保等のために適宜作業用の区分を用いて作業を行うこととする。）

	統合後の部門		部門統合の内容
	コード	部門名	
1	0111-021	麦類	「小麦」と「大麦」を「麦類」に統合
2	0112-011	いも類	「かんしょ」と「ばれいしょ」を「いも類」に統合
3	0112-021	豆類	「大豆」と「その他の豆類」を「豆類」に統合
4	0115-021	飲料用作物	「コーヒ豆・カカオ豆（輸入）」と「その他の飲料用作物」を「飲料用作物」に統合
5	0115-099	その他の食用耕種作物	「雑穀」と「他に分類されない食用耕種作物」を「その他の食用耕種作物」に統合
6	1111-011	食肉	「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」、「その他の食肉」及び「と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）」を「食肉」に統合
7	1111-021	酪農品	「飲用牛乳」と「乳製品」を「酪農品」に統合
8	1113-011	精穀	「精米」と「その他の精穀」を「精穀」に統合
9	1113-021	精粉	「小麦粉」と「その他の製粉」を「精粉」に統合
10	1116-011	砂糖	「精製糖」と「その他の砂糖・副産物」を「砂糖」に統合
11	1519-099	その他の繊維工業製品	「綱・網」と「他に分類されない繊維工業製品」を「その他の繊維工業製品」に統合
12	1529-099	その他の繊維既製品	「繊維製衛生材料」と「他に分類されない繊維既製品」を「その他の繊維既製品」に統合
13	1619-099	その他の木製品	「建設用木製品」と「他に分類されない木製品」を「その他の木製品」に統合
14	2021-011	ソーダ工業製品	「ソーダ灰」、「か性ソーダ」、「液体塩素」及び「その他のソーダ工業製品」を「ソーダ工業製品」に統合
15	2029-011	無機顔料	「酸化チタン」、「カーボンプラック」及び「その他の無機顔料」を「無機顔料」に統合
16	2031-011	石油化学基礎製品	「エチレン」、「プロピレン」及び「その他の石油化学基礎製品」を「石油化学基礎製品」に統合
17	2031-021	石油化学系芳香族製品	「純ベンゼン」、「純トルエン」、「キシレン」及び「その他の石油化学系芳香族製品」を「石油化学系芳香族製品」に統合

	統合後の部門		部門統合の内容
	コード	部門名	
18	2041-011	脂肪族中間物	「合成オクタノール・ブタノール」、「酢酸」、「二塩化エチレン」、「アクリロニトリル」、「エチレングリコール」、「酢酸ビニルモノマー」及び「その他の脂肪族中間物」を「脂肪族中間物」に統合
19	2041-021	環式中間物・合成染料・有機顔料	「合成染料・有機顔料」、「スチレンモノマー」、「合成石炭酸」、「テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」、「カプロラクタム」及び「その他の環式中間物」を「環式中間物・合成染料・有機顔料」に統合
20	2051-021	熱可塑性樹脂	「ポリエチレン（低密度）」、「ポリエチレン（高密度）」、「ポリスチレン」、「ポリプロピレン」及び「塩化ビニル樹脂」を「熱可塑性樹脂」に統合
21	2061-011	化学繊維	「レーヨン・アセテート」と「合成繊維」を「化学繊維」に統合
22	2312-011	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	「製革・毛皮」及び「かばん・袋物・その他の革製品」を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」に統合
23	2511-011	板ガラス・安全ガラス	「板ガラス」と「安全ガラス・複層ガラス」を「板ガラス・安全ガラス」に統合
24	2621-011	熱間圧延鋼材	「普通鋼形鋼」、「普通鋼鋼板」、「普通鋼鋼帯」、「普通鋼小棒」、「その他の普通鋼熱間圧延鋼材」及び「特殊鋼熱間圧延鋼材」を「熱間圧延鋼材」に統合
25	2622-011	鋼管	「普通鋼鋼管」と「特殊鋼鋼管」を「鋼管」に統合
26	2623-011	冷間仕上鋼材	「普通鋼冷間仕上鋼材」と「特殊鋼冷間仕上鋼材」を「冷間仕上鋼材」に統合
27	2631-011	鍛鋼	「鍛鋼」と「鋳鋼」を「鍛鋼」に統合
28	2631-031	鋳鉄品・鍛工品（鉄）	「鋳鉄品」と「鍛工品（鉄）」を「鋳鉄品・鍛工品（鉄）」に統合
29	2899-099	その他の金属製品	「金属プレス製品」、「金属線製品」及び「他に分類されない金属製品」を「その他の金属製品」に統合
30	2919-099	その他のはん用機械	「動力伝導装置」と「他に分類されないはん用機械」を「その他のはん用機械」に統合
31	3041-011	生活関連産業用機械	「食品機械・同装置」、「木材加工機械」、「パルプ装置・製紙機械」、「印刷・製本・紙工機械」及び「包装・荷造機械」を「生活関連産業用機械」に統合
32	3015-021	鋳造装置・プラスチック加工機械	「鋳造装置」と「プラスチック加工機械」を「鋳造装置・プラスチック加工機械」に統合
33	3112-011	サービス用・娯楽用機器	「自動販売機」、「娯楽用機器」及び「その他のサービス用機器」を「サービス用・娯楽用機器」に統合
34	3599-099	その他の輸送機械	「産業用運搬車両」と「他に分類されない輸送機械」を「その他の輸送機械」に統合

〔別表2〕 平成27年(2015年)産業連関表－令和2年(2020年)産業連関表部門分類対応表

(1) 基本分類(行445部門×列391部門)

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら		0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	
0111 -02	0111 -021 0111 -022	麦類 小麦 大麦	統合(新0111-021) 統合(新0111-021)	0111 -02	0111 -021	麦類	統合(旧0111-021、-022)
0112 -01	0112 -011 0112 -012	いも類 かんしょ ばれいしょ	統合(新0112-011) 統合(新0112-011)	0112 -01	0112 -011	いも類	統合(旧0112-011、-012)
0112 -02	0112 -021 0112 -029	豆類 大豆 その他の豆類	統合(新0112-021) 統合(新0112-021)	0112 -02	0112 -021	豆類	統合(旧0112-021、-029)
0113 -01 0113 -02	0113 -001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	統合(新0113-01) 統合(新0113-01)	0113 -01	0113 -011	野菜	行:コード変更 列:統合(旧0113-01、-02)
0114 -01	0114 -011	果実		0114 -01	0114 -011	果実	
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物		0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物	
0115 -02	0115 -021 0115 -029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	統合(新0115-021) 統合(新0115-021)	0115 -02	0115 -021	飲料用作物	統合(旧0115-021、-029)
0115 -09	0115 -091 0115 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 他に分類されない食用耕種作物	統合(新0115-099) 統合(新0115-099)	0115 -09	0115 -099	その他の食用耕種作物	統合(旧0115-091、-099)
0116 -01	0116 -011	飼料作物		0116 -01	0116 -011	飼料作物	
0116 -02	0116 -021	種苗		0116 -02	0116 -021	種苗	
0116 -03	0116 -031	花き・花木類		0116 -03	0116 -031	花き・花木類	
0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物		0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物	
0121 -02	0121 -021	肉用牛		0121 -02	0121 -021	肉用牛	
0121 -03	0121 -031	豚		0121 -03	0121 -031	豚	
0121 -04	0121 -041	鶏卵		0121 -04	0121 -041	鶏卵	
0121 -05	0121 -051	肉鶏		0121 -05	0121 -051	肉鶏	
0121 -09	0121 -099	その他の畜産		0121 -09	0121 -099	その他の畜産	
0131 -01	0131 -011	獣医業	コード変更(新6751-01)				
0131 -02	0131 -021	農業サービス(獣医業を除く。)		0131 -01	0131 -011	農業サービス	コード及び名称変更
0151 -01	0151 -011	育林	分割(一部新6111-01、6112-01へ)	0151 -01	0151 -011	育林	分割
0152 -01	0152 -011	素材	分割(一部新6111-01、6112-01へ)	0152 -01	0152 -011	素材	分割
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)		0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	
0171 -01	0171 -011	海面漁業		0171 -01	0171 -011	海面漁業	
0171 -02	0171 -021	海面養殖業		0171 -02	0171 -021	海面養殖業	
0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業		0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業	
0611 -01	0611 -011 0611 -012 0611 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス		0611 -01	0611 -011 0611 -012 0611 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス	
0621 -01	0621 -011	砂利・採石		0621 -01	0621 -011	砂利・採石	
0621 -02	0621 -021	碎石	統合(新2599-09)				
0629 -09	0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	その他の鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物		0629 -09	0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	その他の鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
1111 -01		食肉	分割（一部新6699-061、6699-071へ）	1111 -01	1111 -011	食肉	行:再編(旧1111-011～-015) 列:分割
	1111 -011	牛肉	再編(新1111-011、6699-061、6699-071)				
	1111 -012	豚肉	再編(新1111-011、6699-061、6699-071)				
	1111 -013	鶏肉	再編(新1111-011、6699-061、6699-071)				
	1111 -014	その他の食肉	再編(新1111-011、6699-061、6699-071)				
	1111 -015	と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	再編(新1111-011、6699-061、6699-071)				
1111 -02		酪農品		1111 -02	1111 -021	酪農品	統合(旧1111-021、-022)
	1111 -021	飲用牛乳	統合(新1111-021)				
	1111 -022	乳製品	統合(新1111-021)				
1111 -09	1111 -099	その他の畜産食料品		1111 -09	1111 -099	その他の畜産食料品	
1112 -01	1112 -011	冷凍魚介類		1112 -01	1112 -011	冷凍魚介類	
1112 -02	1112 -021	塩・干・くん製品		1112 -02	1112 -021	塩・干・くん製品	
1112 -03	1112 -031	水産びん・かん詰		1112 -03	1112 -031	水産びん・かん詰	
1112 -04	1112 -041	ねり製品		1112 -04	1112 -041	ねり製品	
1112 -09	1112 -099	その他の水産食料品		1112 -09	1112 -099	その他の水産食料品	
1113 -01		精穀		1113 -01	1113 -011	精穀	統合(旧1113-011、-019)
	1113 -011	精米	統合(新1113-011)				
	1113 -019	その他の精穀	統合(新1113-011)				
1113 -02		製粉		1113 -02	1113 -021	製粉	統合(旧1113-021、-029)
	1113 -021	小麦粉	統合(新1113-021)				
	1113 -029	その他の製粉	統合(新1113-021)				
1114 -01	1114 -011	めん類		1114 -01	1114 -011	めん類	
1114 -02	1114 -021	パン類		1114 -02	1114 -021	パン類	
1114 -03	1114 -031	菓子類		1114 -03	1114 -031	菓子類	
1115 -01	1115 -011	農産保存食料品		1115 -01	1115 -011	農産保存食料品	
1116 -01		砂糖		1116 -01	1116 -011	砂糖	統合(旧1116-011、-019)
	1116 -011	精製糖	統合(新1116-011)				
	1116 -019	その他の砂糖・副産物	統合(新1116-011)				
1116 -02	1116 -021	でん粉		1116 -02	1116 -021	でん粉	
1116 -03	1116 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1116 -03	1116 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	
1116 -04		動植物油脂		1116 -04		動植物油脂	
	1116 -041	植物油脂			1116 -041	植物油脂	
	1116 -042	動物油脂			1116 -042	動物油脂	
	1116 -043	加工油脂			1116 -043	加工油脂	
	1116 -044	植物原油かす			1116 -044	植物原油かす	
1116 -05	1116 -051	調味料		1116 -05	1116 -051	調味料	
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品		1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品	
1119 -02	1119 -021	レトルト食品		1119 -02	1119 -021	レトルト食品	
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当		1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当	
1119 -09	1119 -099	その他の食料品		1119 -09	1119 -099	その他の食料品	
1121 -01	1121 -011	清酒		1121 -01	1121 -011	清酒	
1121 -02	1121 -021	ビール類		1121 -02	1121 -021	ビール類	
1121 -03	1121 -031	ウイスキー類		1121 -03	1121 -031	ウイスキー類	
1121 -09	1121 -099	その他の酒類		1121 -09	1121 -099	その他の酒類	
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー		1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー	
1129 -02	1129 -021	清涼飲料		1129 -02	1129 -021	清涼飲料	
1129 -03	1129 -031	製氷		1129 -03	1129 -031	製氷	
1131 -01	1131 -011	飼料		1131 -01	1131 -011	飼料	
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)		1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)	
1141 -01	1141 -011	たばこ		1141 -01	1141 -011	たばこ	
1511 -01	1511 -011	紡績糸		1511 -01	1511 -011	紡績糸	
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)		1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)		1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	
1512 -09	1512 -099	その他の織物		1512 -09	1512 -099	その他の織物	
1513 -01	1513 -011	ニット生地		1513 -01	1513 -011	ニット生地	
1514 -01	1514 -011	染色整理		1514 -01	1514 -011	染色整理	
1519 -09		その他の繊維工業製品		1519 -09	1519 -099	その他の繊維工業製品	統合(旧1519-091、-099)
	1519 -091	綱・網	統合(新1519-099)				
	1519 -099	他に分類されない繊維工業製品	統合(新1519-099)				
1521 -01	1521 -011	織物製衣服		1521 -01	1521 -011	織物製衣服	
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服		1521 -02	1521 -021	ニット製衣服	
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品		1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品	
1529 -01	1529 -011	寝具		1529 -01	1529 -011	寝具	
1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物		1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物	
1529 -09		その他の繊維既製品		1529 -09	1529 -099	その他の繊維既製品	統合(旧1529-091、-099)
	1529 -091	繊維製衛生材料	統合(新1529-099)				
	1529 -099	他に分類されない繊維既製品	統合(新1529-099)				
1611 -01	1611 -011	製材		1611 -01	1611 -011	製材	
1611 -02	1611 -021	合板・集成材		1611 -02	1611 -021	合板・集成材	
1611 -03	1611 -031	木材チップ		1611 -03	1611 -031	木材チップ	
1619 -09		その他の木製品		1619 -09	1619 -099	その他の木製品	統合(旧1619-091、-099)
	1619 -091	建設用木製品	統合(新1619-099)				
	1619 -099	他に分類されない木製品	統合(新1619-099)				
1621 -01	1621 -011	木製家具		1621 -01	1621 -011	木製家具	
1621 -02	1621 -021	金属製家具		1621 -02	1621 -021	金属製家具	
1621 -03	1621 -031	木製建具		1621 -03	1621 -031	木製建具	
1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品		1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
1631 -01	1631 -011	パルプ		1631 -01	1631 -011	パルプ	
	1631 -021P	古紙			1631 -021P	古紙	
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙		1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	
1632 -02	1632 -021	板紙		1632 -02	1632 -021	板紙	
1633 -01	1633 -011	段ボール		1633 -01	1633 -011	段ボール	
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙		1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙	
1641 -01	1641 -011	段ボール箱		1641 -01	1641 -011	段ボール箱	
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器		1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器	
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品		1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	
1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品		1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品	
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本		1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	
2011 -01	2011 -011	化学肥料		2011 -01	2011 -011	化学肥料	
2021 -01		ソーダ工業製品		2021 -01	2021 -011	ソーダ工業製品	統合(旧2021-011～-013、-019)
	2021 -011	ソーダ灰	統合(新2021-011)				
	2021 -012	か性ソーダ	統合(新2021-011)				
	2021 -013	液体塩素	統合(新2021-011)				
	2021 -019	その他のソーダ工業製品	統合(新2021-011)				
2029 -01		無機顔料		2029 -01	2029 -011	無機顔料	統合(旧2029-011、-012、-019)
	2029 -011	酸化チタン	統合(新2029-011)				
	2029 -012	カーボンブラック	統合(新2029-011)				
	2029 -019	その他の無機顔料	統合(新2029-011)				
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス		2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス	
2029 -03		塩		2029 -03		塩	
	2029 -031	原塩			2029 -031	原塩	
	2029 -032	塩			2029 -032	塩	
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品		2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品	
2031 -01		石油化学基礎製品		2031 -01	2031 -011	石油化学基礎製品	統合(旧2031-011、-012、-019)
	2031 -011	エチレン	統合(新2031-011)				
	2031 -012	プロピレン	統合(新2031-011)				
	2031 -019	その他の石油化学基礎製品	統合(新2031-011)				
2031 -02		石油化学系芳香族製品		2031 -02	2031 -021	石油化学系芳香族製品	統合(旧2031-021～-023、-029)
	2031 -021	純ベンゼン	統合(新2031-021)				
	2031 -022	純トルエン	統合(新2031-021)				
	2031 -023	キシレン	統合(新2031-021)				
	2031 -029	その他の石油化学系芳香族製品	統合(新2031-021)				
2041 -01		脂肪族中間物		2041 -01	2041 -011	脂肪族中間物	統合(旧2041-011～-016、-019)
	2041 -011	合成オクタノール・ブタノール	統合(新2041-011)				
	2041 -012	酢酸	統合(新2041-011)				
	2041 -013	二塩化エチレン	統合(新2041-011)				
	2041 -014	アクリロニトリル	統合(新2041-011)				
	2041 -015	エチレングリコール	統合(新2041-011)				
	2041 -016	酢酸ビニルモノマー	統合(新2041-011)				
	2041 -019	その他の脂肪族中間物	統合(新2041-011)				
2041 -02		環式中間物・合成染料・有機顔料		2041 -02	2041 -021	環式中間物・合成染料・有機顔料	統合(旧2041-021～-025、-029)
	2041 -021	合成染料・有機顔料	統合(新2041-021)				
	2041 -022	スチレンモノマー	統合(新2041-021)				
	2041 -023	合成石炭酸	統合(新2041-021)				
	2041 -024	テレフタル酸・ジメチルテレフタレート	統合(新2041-021)				
	2041 -025	カプロラクタム	統合(新2041-021)				
	2041 -029	その他の環式中間物	統合(新2041-021)				
2042 -01	2042 -011	合成ゴム		2042 -01	2042 -011	合成ゴム	
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品		2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	
2049 -02	2049 -021	可塑剤		2049 -02	2049 -021	可塑剤	
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品		2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品	
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂		2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	
2051 -02		熱可塑性樹脂		2051 -02	2051 -021	熱可塑性樹脂	統合(旧2051-021～-025)
	2051 -021	ポリエチレン(低密度)	統合(新2051-021)				
	2051 -022	ポリエチレン(高密度)	統合(新2051-021)				
	2051 -023	ポリスチレン	統合(新2051-021)				
	2051 -024	ポリプロピレン	統合(新2051-021)				
	2051 -025	塩化ビニル樹脂	統合(新2051-021)				
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂		2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂	
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂		2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂	
2061 -01		化学繊維		2061 -01	2061 -011	化学繊維	統合(旧2061-011、-012)
	2061 -011	レーヨン・アセテート	統合(新2061-011)				
	2061 -012	合成繊維	統合(新2061-011)				
2071 -01	2071 -011	医薬品		2071 -01	2071 -011	医薬品	
2081 -01		油脂加工製品・界面活性剤		2081 -01		油脂加工製品・界面活性剤	
	2081 -011	油脂加工製品			2081 -011	油脂加工製品	
	2081 -012	石けん・合成洗剤			2081 -012	石けん・合成洗剤	
	2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)			2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)	
2082 -01	2082 -011	化粧品・歯磨		2082 -01	2082 -011	化粧品・歯磨	
2083 -01	2083 -011	塗料		2083 -01	2083 -011	塗料	
2083 -02	2083 -021	印刷インキ		2083 -02	2083 -021	印刷インキ	
2084 -01	2084 -011	農薬		2084 -01	2084 -011	農薬	
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤		2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤	
2089 -02	2089 -021	写真感光材料		2089 -02	2089 -021	写真感光材料	
2089 -09		その他の化学最終製品		2089 -09		その他の化学最終製品	
	2089 -091	触媒			2089 -091	触媒	
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品			2089 -099	他に分類されない化学最終製品	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		分類コード		部 門 名			
列部門	行部門	部 門 名			列部門	行部門	
2111 -01		石油製品		2111 -01		石油製品	
	2111 -011	ガソリン			2111 -011	ガソリン	
	2111 -012	ジェット燃料油			2111 -012	ジェット燃料油	
	2111 -013	灯油			2111 -013	灯油	
	2111 -014	軽油			2111 -014	軽油	
	2111 -015	A重油			2111 -015	A重油	
	2111 -016	B重油・C重油			2111 -016	B重油・C重油	
	2111 -017	ナフサ			2111 -017	ナフサ	
	2111 -018	液化石油ガス			2111 -018	液化石油ガス	
	2111 -019	その他の石油製品			2111 -019	その他の石油製品	
2121 -01		石炭製品		2121 -01		石炭製品	
	2121 -011	コークス			2121 -011	コークス	
	2121 -019	その他の石炭製品			2121 -019	その他の石炭製品	
2121 -02	2121 -021	舗装材料		2121 -02	2121 -021	舗装材料	
2211 -01		プラスチック製品		2211 -01		プラスチック製品	
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート			2211 -011	プラスチックフィルム・シート	
	2211 -012	プラスチック板・管・棒			2211 -012	プラスチック板・管・棒	
	2211 -013	プラスチック発泡製品			2211 -013	プラスチック発泡製品	
	2211 -014	工業用プラスチック製品			2211 -014	工業用プラスチック製品	
	2211 -015	強化プラスチック製品			2211 -015	強化プラスチック製品	
	2211 -016	プラスチック製容器			2211 -016	プラスチック製容器	
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	
	2211 -019	その他のプラスチック製品			2211 -019	その他のプラスチック製品	
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ		2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	
2229 -09		その他のゴム製品		2229 -09		その他のゴム製品	
	2229 -091	ゴム製・プラスチック製履物			2229 -091	ゴム製・プラスチック製履物	
	2229 -099	他に分類されないゴム製品			2229 -099	他に分類されないゴム製品	
2311 -01	2311 -011	革製履物		2311 -01	2311 -011	革製履物	
2312 -01		なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	統合(新2312-011) 統合(新2312-011)	2312 -01	2312 -011	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	統合(旧2312-011、-012)
	2312 -011	製革・毛皮					
	2312 -012	かばん・袋物・その他の革製品					
2511 -01		板ガラス・安全ガラス	統合(新2511-011) 統合(新2511-011)	2511 -01	2511 -011	板ガラス・安全ガラス	統合(旧2511-011、-012)
	2511 -011	板ガラス					
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス					
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品		2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品	
2511 -09		その他のガラス製品		2511 -09		その他のガラス製品	
	2511 -091	ガラス製加工素材			2511 -091	ガラス製加工素材	
	2511 -099	他に分類されないガラス製品			2511 -099	他に分類されないガラス製品	
2521 -01	2521 -011	セメント		2521 -01	2521 -011	セメント	
2521 -02	2521 -021	生コンクリート		2521 -02	2521 -021	生コンクリート	
2521 -03	2521 -031	セメント製品		2521 -03	2521 -031	セメント製品	
2531 -01		陶磁器		2531 -01		陶磁器	
	2531 -011	建設用陶磁器			2531 -011	建設用陶磁器	
	2531 -012	工業用陶磁器			2531 -012	工業用陶磁器	
	2531 -013	日用陶磁器			2531 -013	日用陶磁器	
2591 -01	2591 -011	耐火物		2591 -01	2591 -011	耐火物	
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品		2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品	
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品		2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	
2599 -02	2599 -021	研磨材		2599 -02	2599 -021	研磨材	
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品	統合(旧0621-02)
2611 -01	2611 -011	銑鉄		2611 -01	2611 -011	銑鉄	
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		2611 -02	2611 -021	フェロアロイ	
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)	
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)	
	2612 -011P	鉄屑			2612 -011P	鉄屑	
2621 -01		熱間圧延鋼材	統合(新2621-011) 統合(新2621-011) 統合(新2621-011) 統合(新2621-011) 統合(新2621-011) 統合(新2621-011) 統合(新2621-011)	2621 -01	2621 -011	熱間圧延鋼材	統合(旧2621-011～-016)
	2621 -011	普通鋼形鋼					
	2621 -012	普通鋼鋼板					
	2621 -013	普通鋼鋼帯					
	2621 -014	普通鋼小棒					
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材					
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材					
2622 -01		鋼管	統合(新2622-011) 統合(新2622-011)	2622 -01	2622 -011	鋼管	統合(旧2622-011、-012)
	2622 -011	普通鋼鋼管					
	2622 -012	特殊鋼鋼管					
2623 -01		冷間仕上鋼材	統合(新2623-011) 統合(新2623-011)	2623 -01	2623 -011	冷間仕上鋼材	統合(旧2623-011、-012)
	2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材					
	2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材					
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材		2623 -02	2623 -021	めっき鋼材	
2631 -01		鋳鍛鋼	統合(新2631-011) 統合(新2631-011)	2631 -01	2631 -011	鋳鍛鋼	統合(旧2631-011、-012)
	2631 -011	鍛鋼					
	2631 -012	鋳鋼					
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管		2631 -02	2631 -021	鋳鉄管	
2631 -03		鋳鉄品・鍛工品(鉄)	統合(新2631-031) 統合(新2631-031)	2631 -03	2631 -031	鋳鉄品・鍛工品(鉄)	統合(旧2631-031、-032)
	2631 -031	鋳鉄品					
	2631 -032	鍛工品(鉄)					
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業		2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品		2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
2711 -01	2711 -011	銅		2711 -01	2711 -011	銅	
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)		2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)		2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)	
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金		2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金	
	2712 -011P	非鉄金属屑			2712 -011P	非鉄金属屑	
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル		2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル		2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル	
2729 -01	2729 -011	伸銅品		2729 -01	2729 -011	伸銅品	
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品		2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品	
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材		2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材	
2729 -04	2729 -041	核燃料		2729 -04	2729 -041	核燃料	
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品		2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品	
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品		2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品		2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房・調理装置		2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房・調理装置	
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング		2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	
2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品		2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品	
2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類		2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	
	2899 -031	配管工事附属品		2899 -031	配管工事附属品		
	2899 -032	粉末や金製品		2899 -032	粉末や金製品		
	2899 -033	刃物・道具類		2899 -033	刃物・道具類		
2899 -09		その他の金属製品	統合(新2899-099)	2899 -09	2899 -099	その他の金属製品	統合(旧2899-091、-092、-099)
	2899 -091	金属プレス製品					
	2899 -092	金属線製品					
	2899 -099	他に分類されない金属製品					
2911 -01	2911 -011	ボイラ		2911 -01	2911 -011	ボイラ	
2911 -02	2911 -021	タービン		2911 -02	2911 -021	タービン	
2911 -03	2911 -031	原動機		2911 -03	2911 -031	原動機	
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機		2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	
2913 -01	2913 -011	運搬機械		2913 -01	2913 -011	運搬機械	
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置		2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	
2919 -01	2919 -011	ベアリング		2919 -01	2919 -011	ベアリング	
2919 -09		その他のはん用機械	統合(新2919-099)	2919 -09	2919 -099	その他のはん用機械	統合(旧2919-091、-099)
	2919 -091	動力伝導装置					
	2919 -099	他に分類されないはん用機械					
3011 -01	3011 -011	農業用機械		3011 -01	3011 -011	農業用機械	
3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械		3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械	
3013 -01	3013 -011	繊維機械		3013 -01	3013 -011	繊維機械	
3014 -01		生活関連産業用機械	統合(新3014-011)	3014 -01	3014 -011	生活関連産業用機械	統合(旧3014-011～-015)
	3014 -011	食品機械・同装置					
	3014 -012	木材加工機械					
	3014 -013	パルプ装置・製紙機械					
	3014 -014	印刷・製本・紙工機械					
	3014 -015	包装・荷造機械					
3015 -01	3015 -011	化学機械		3015 -01	3015 -011	化学機械	
3015 -02		鑄造装置・プラスチック加工機械	統合(新3015-021)	3015 -02	3015 -021	鑄造装置・プラスチック加工機械	統合(旧3015-021、-022)
	3015 -021	鑄造装置					
	3015 -022	プラスチック加工機械					
3016 -01	3016 -011	金属工作機械		3016 -01	3016 -011	金属工作機械	
3016 -02	3016 -021	金属加工機械		3016 -02	3016 -021	金属加工機械	
3016 -03	3016 -031	機械工具		3016 -03	3016 -031	機械工具	
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置		3017 -01	3017 -011	半導体製造装置	
3019 -01	3019 -011	金型		3019 -01	3019 -011	金型	
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器		3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器	
3019 -03	3019 -031	ロボット		3019 -03	3019 -031	ロボット	
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械		3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械	
3111 -01	3111 -011	複写機		3111 -01	3111 -011	複写機	
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械		3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械	
3112 -01		サービス用・娯楽用機器	統合(新3112-011)	3112 -01	3112 -011	サービス用・娯楽用機器	統合(旧3112-011、-012、-019)
	3112 -011	自動販売機					
	3112 -012	娯楽用機器					
	3112 -019	その他のサービス用機器					
3113 -01	3113 -011	計測機器		3113 -01	3113 -011	計測機器	
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具		3114 -01	3114 -011	医療用機械器具	
3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ		3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ	
3116 -01	3116 -011	武器		3116 -01	3116 -011	武器	
3211 -01	3211 -011	半導体素子		3211 -01	3211 -011	半導体素子	
3211 -02	3211 -021	集積回路		3211 -02	3211 -021	集積回路	
3211 -03	3211 -031	液晶パネル		3211 -03	3211 -031	液晶パネル	
3211 -04	3211 -041	フラットパネル・電子管		3211 -04	3211 -041	フラットパネル・電子管	
3299 -01	3299 -011	記録メディア		3299 -01	3299 -011	記録メディア	
3299 -02	3299 -021	電子回路		3299 -02	3299 -021	電子回路	
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品		3299 -09	3299 -099	その他の電子部品	
3311 -01		回転電気機械		3311 -01		回転電気機械	
	3311 -011	発電機器		3311 -011	発電機器		
	3311 -012	電動機		3311 -012	電動機		
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器		3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器	
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤		3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤	
3311 -04	3311 -041	配線器具		3311 -04	3311 -041	配線器具	
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品		3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品	
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器		3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ		3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ	
3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)		3321 -02	3321 -021	民生用電気機器(エアコンを除く。)	
3331 -01	3331 -011	電子応用装置		3331 -01	3331 -011	電子応用装置	
3332 -01	3332 -011	電気計測器		3332 -01	3332 -011	電気計測器	
3399 -01	3399 -011	電球類		3399 -01	3399 -011	電球類	
3399 -02	3399 -021	電気照明器具		3399 -02	3399 -021	電気照明器具	
3399 -03	3399 -031	電池		3399 -03	3399 -031	電池	
3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具		3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具	
3411 -01	3411 -011	有線電気通信機器		3411 -01	3411 -011	有線電気通信機器	
3411 -02	3411 -021	携帯電話機		3411 -02	3411 -021	携帯電話機	
3411 -03	3411 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)		3411 -03	3411 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	
3411 -04	3411 -041	ラジオ・テレビ受信機		3411 -04	3411 -041	ラジオ・テレビ受信機	
3411 -09	3411 -099	その他の電気通信機器		3411 -09	3411 -099	その他の電気通信機器	
3412 -01	3412 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ		3412 -01	3412 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ	
3412 -02	3412 -021	電気音響機器		3412 -02	3412 -021	電気音響機器	
3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ		3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ	
3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)		3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	
3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置		3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置	
3511 -01	3511 -011	乗用車	分割(新3511-01、-02)	3511 -01	3511 -011	乗用車(ハイブリッド車)	分割(旧3511-01)
				3511 -02	3511 -021	乗用車(ハイブリッド車を除く。)	分割(旧3511-01)
3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車		3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車	
3522 -01	3522 -011	二輪自動車		3522 -01	3522 -011	二輪自動車	
3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関		3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関	
3531 -02	3531 -021	自動車部品		3531 -02	3531 -021	自動車部品	
3541 -01	3541 -011	鋼船		3541 -01	3541 -011	鋼船	
3541 -02	3541 -021	その他の船舶		3541 -02	3541 -021	その他の船舶	
3541 -03	3541 -031	船用内燃機関		3541 -03	3541 -031	船用内燃機関	
3541 -10	3541 -101	船舶修理		3541 -10	3541 -101	船舶修理	
3591 -01	3591 -011	鉄道車両		3591 -01	3591 -011	鉄道車両	
3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理		3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理	
3592 -01	3592 -011	航空機		3592 -01	3592 -011	航空機	
3592 -10	3592 -101	航空機修理		3592 -10	3592 -101	航空機修理	
3599 -01	3599 -011	自転車		3599 -01	3599 -011	自転車	
3599 -09		その他の輸送機械	統合(新3599-099) 統合(新3599-099)	3599 -09	3599 -099	その他の輸送機械	統合(旧3599-091、-099)
	3599 -091	産業用運搬車両					
	3599 -099	他に分類されない輸送機械					
3911 -01	3911 -011	がん具		3911 -01	3911 -011	がん具	
3911 -02	3911 -021	運動用品		3911 -02	3911 -021	運動用品	
3919 -01	3919 -011	身辺細貨品		3919 -01	3919 -011	身辺細貨品	
3919 -02	3919 -021	時計		3919 -02	3919 -021	時計	
3919 -03	3919 -031	楽器		3919 -03	3919 -031	楽器	
3919 -04	3919 -041	筆記具・文具		3919 -04	3919 -041	筆記具・文具	
3919 -05	3919 -051	畳・わら加工品		3919 -05	3919 -051	畳・わら加工品	
3919 -06	3919 -061	情報記録物		3919 -06	3919 -061	情報記録物	
3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品		3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品	
3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理		3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理	
4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)		4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)	
4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)		4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)	
4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)		4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)	
4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)		4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)	
4121 -01	4121 -011	建設補修		4121 -01	4121 -011	建設補修	
4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業		4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業	
4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業		4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業	
4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業		4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業	
4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設		4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設	
4191 -02	4191 -021	電力施設建設		4191 -02	4191 -021	電力施設建設	
4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設		4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設	
4191 -09	4191 -099	その他の土木建設		4191 -09	4191 -099	その他の土木建設	
	4611 -001	事業用電力	統合(新4611-001)		4611 -001	電気	統合(旧4611-001、-031)
4611 -01		事業用火力発電	再編(新4611-01、-02、-03)				
4611 -02		事業用発電(火力発電を除く。)	再編(新4611-01、-02、-03)				
				4611 -01		電気(火力(バイオマス・廃棄物を含む。))	再編(旧4611-01、-02、-03)
				4611 -02		電気(原子力)	再編(旧4611-01、-02、-03)
				4611 -03		電気(水力、地熱、太陽光、風力等)	再編(旧4611-01、-02、-03)
4611 -03	4611 -031	自家発電	行:統合(新4611-001) 列:再編(新4611-01、-02、-03)				
4621 -01	4621 -011	都市ガス		4621 -01	4621 -011	都市ガス	
4622 -01	4622 -011	熱供給業		4622 -01	4622 -011	熱供給業	
4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道		4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道	
4711 -02	4711 -021	工業用水		4711 -02	4711 -021	工業用水	
4711 -03	4711 -031	下水道★★		4711 -03	4711 -031	下水道★★	
4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★		4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★	
4811 -02	4811 -021	廃棄物処理		4811 -02	4811 -021	廃棄物処理	
5111 -01	5111 -011	卸売		5111 -01	5111 -011	卸売	
5112 -01	5112 -011	小売		5112 -01	5112 -011	小売	
5311 -01		金融		5311 -01		金融	
	5311 -011	公的金融(FISIM)			5311 -011	公的金融(FISIM)	
	5311 -012	民間金融(FISIM)			5311 -012	民間金融(FISIM)	
	5311 -013	公的金融(手数料)			5311 -013	公的金融(手数料)	
	5311 -014	民間金融(手数料)			5311 -014	民間金融(手数料)	
5312 -01	5312 -011	生命保険		5312 -01	5312 -011	生命保険	
5312 -02	5312 -021	損害保険		5312 -02	5312 -021	損害保険	
5511 -01	5511 -011	不動産仲介・管理業		5511 -01	5511 -011	不動産仲介・管理業	
5511 -02	5511 -021	不動産賃貸業		5511 -02	5511 -021	不動産賃貸業	
5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料		5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料	
5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)		5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送		5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送	
5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送		5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
5721 -01	5721 -011	バス		5721 -01	5721 -011	バス	
5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー		5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー	
5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)		5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)	
5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)		5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)	
5741 -01	5741 -011	外洋輸送		5741 -01	5741 -011	外洋輸送	
5742 -01		沿海・内水面輸送		5742 -01		沿海・内水面輸送	
	5742 -011	沿海・内水面旅客輸送			5742 -011	沿海・内水面旅客輸送	
	5742 -012	沿海・内水面貨物輸送			5742 -012	沿海・内水面貨物輸送	
5743 -01	5743 -011	港湾運送		5743 -01	5743 -011	港湾運送	
5751 -01		航空輸送		5751 -01		航空輸送	
	5751 -011	国際航空輸送			5751 -011	国際航空輸送	
	5751 -012	国内航空旅客輸送			5751 -012	国内航空旅客輸送	
	5751 -013	国内航空貨物輸送			5751 -013	国内航空貨物輸送	
	5751 -014	航空機使用事業			5751 -014	航空機使用事業	
5761 -01	5761 -011	貨物利用運送		5761 -01	5761 -011	貨物利用運送	
5771 -01	5771 -011	倉庫		5771 -01	5771 -011	倉庫	
5781 -01	5781 -011	こん包		5781 -01	5781 -011	こん包	
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供		5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供	
5789 -02	5789 -021	水運施設管理(国公営)★★		5789 -02	5789 -021	水運施設管理(国公営)★★	
5789 -03	5789 -031	水運施設管理		5789 -03	5789 -031	水運施設管理	
5789 -04	5789 -041	水運附帯サービス		5789 -04	5789 -041	水運附帯サービス	
5789 -05	5789 -051	航空施設管理(公営)★★		5789 -05	5789 -051	航空施設管理(公営)★★	
5789 -06	5789 -061	航空施設管理		5789 -06	5789 -061	航空施設管理	
5789 -07	5789 -071	航空附帯サービス		5789 -07	5789 -071	航空附帯サービス	
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス		5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス	
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便		5791 -01	5791 -011	郵便・信書便	
5911 -01	5911 -011	固定電気通信	統合(新5911-01)	5911 -01	5911 -011	固定電気通信	統合(旧5941-01の一部、5911-01)
5911 -02	5911 -021	移動電気通信		5911 -02	5911 -021	移動電気通信	
5911 -03	5911 -031	電気通信に附帯するサービス		5911 -03	5911 -031	電気通信に附帯するサービス	
5921 -01	5921 -011	公共放送		5921 -01	5921 -011	公共放送	内容変更
5921 -02	5921 -021	民間放送		5921 -02	5921 -021	民間放送	内容変更
5921 -03	5921 -031	有線放送		5921 -03	5921 -031	有線放送	
5931 -01		情報サービス		5931 -01		情報サービス	
	5931 -011	ソフトウェア業			5931 -011	ソフトウェア業	
	5931 -012	情報処理・提供サービス			5931 -012	情報処理・提供サービス	
5941 -01	5941 -011	インターネット附随サービス	分割(一部新5911-01へ)	5941 -01	5941 -011	インターネット附随サービス	分割
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)		5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	内容変更
5951 -02	5951 -021	新聞		5951 -02	5951 -021	新聞	
5951 -03	5951 -031	出版		5951 -03	5951 -031	出版	内容変更
6111 -01	6111 -011	公務(中央)★★	統合(新6111-01)	6111 -01	6111 -011	公務(中央)★★	統合(旧0151、0152-01の一部、6111-01)
6112 -01	6112 -011	公務(地方)★★	統合(新6112-01)	6112 -01	6112 -011	公務(地方)★★	統合(旧0151、0152-01の一部、6112-01)
6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★		6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★	
6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★		6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★	
6311 -03	6311 -031	学校給食(国公立)★★		6311 -03	6311 -031	学校給食(国公立)★★	
6311 -04	6311 -041	学校給食(私立)★		6311 -04	6311 -041	学校給食(私立)★	
6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★		6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★	
6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★		6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★	
6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★		6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	
6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関		6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関	
6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★		6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★	
6321 -02	6321 -021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★		6321 -02	6321 -021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★	
6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★		6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★	
6321 -04	6321 -041	人文・社会科学研究機関(非営利)★		6321 -04	6321 -041	人文・社会科学研究機関(非営利)★	
6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関		6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関	
6321 -06	6321 -061	人文・社会科学研究機関		6321 -06	6321 -061	人文・社会科学研究機関	
6322 -01	6322 -011	企業内研究開発		6322 -01	6322 -011	企業内研究開発	
6411 -01	6411 -011	医療(入院診療)	再編(新6411-01、-02)				
6411 -02	6411 -021	医療(入院外診療)	再編(新6411-01、-02)				
				6411 -01	6411 -011	医療(病院)	再編(旧6411-01、-02)
				6411 -02	6411 -021	医療(一般診療所)	再編(旧6411-01、-02)
6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)		6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)	
6411 -04	6411 -041	医療(調剤)		6411 -04	6411 -041	医療(調剤)	
6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)		6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)	
6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★		6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★	
6421 -02	6421 -021	保健衛生		6421 -02	6421 -021	保健衛生	
6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★		6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★	
6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★		6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★	
6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★		6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★	
6431 -04	6431 -041	社会福祉		6431 -04	6431 -041	社会福祉	
6431 -05	6431 -051	保育所		6431 -05	6431 -051	保育所	
6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)		6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)	
6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)		6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)	
6599 -01	6599 -011	会員制企業団体		6599 -01	6599 -011	会員制企業団体	
6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	★	6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	★
6611 -01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)		6611 -01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	内容変更
	6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業			6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業	内容変更
	6611 -012	建設機械器具賃貸業			6611 -012	建設機械器具賃貸業	内容変更
	6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業			6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業	内容変更
	6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業			6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)賃貸業	内容変更
	6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業			6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	内容変更
6612 -01	6612 -011	貸自動車業		6612 -01	6612 -011	貸自動車業	内容変更

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
6621 -01		広告		6621 -01		広告	
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告			6621 -011	テレビ・ラジオ広告	
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告			6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告	
6631 -10	6631 -101	自動車整備		6631 -10	6631 -101	自動車整備	
6632 -10	6632 -101	機械修理		6632 -10	6632 -101	機械修理	
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス		6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス		6699 -02	6699 -021	土木建築サービス	
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス		6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス	
6699 -04	6699 -041	建物サービス		6699 -04	6699 -041	建物サービス	
6699 -05	6699 -051	警備業		6699 -05	6699 -051	警備業	
				6699 -06	6699 -061	と畜場(公営)★★	行:再編(旧1111-011～-015) 列:分割(旧1111-01)
				6699 -07	6699 -071	と畜場	行:再編(旧1111-011～-015) 列:分割(旧1111-01)
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス		6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス	
6711 -01	6711 -011	宿泊業		6711 -01	6711 -011	宿泊業	
6721 -01	6721 -011	飲食店		6721 -01	6721 -011	飲食店	
6721 -02	6721 -021	持ち帰り・配達飲食サービス		6721 -02	6721 -021	持ち帰り・配達飲食サービス	
6731 -01	6731 -011	洗濯業	統合(新6731-01)	6731 -01	6731 -011	洗濯業	統合(旧6731-09の一部、6731-01)
6731 -02	6731 -021	理容業		6731 -02	6731 -021	理容業	
6731 -03	6731 -031	美容業		6731 -03	6731 -031	美容業	
6731 -04	6731 -041	浴場業		6731 -04	6731 -041	浴場業	
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	分割(一部新6731-01へ)	6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	分割
6741 -01	6741 -011	映画館		6741 -01	6741 -011	映画館	
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)・興行団		6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)・興行団	
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団	統合(新6741-03)	6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団	統合(旧6741-09の一部、6741-03)
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地		6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	
6741 -05	6741 -051	遊戯場	統合(新6741-05)	6741 -05	6741 -051	遊戯場・その他の娯楽	統合(旧6741-09の一部、6741-05)、名称変更、内容変更
6741 -09	6741 -099	その他の娯楽	分割(一部新6741-03へ)、統合(新6741-05)				
				6751 -01	6751 -011	獣医業	コード変更(旧0131-01)
6799 -01	6799 -011	写真業		6799 -01	6799 -011	写真業	
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業		6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業	
6799 -03	6799 -031	個人教授業		6799 -03	6799 -031	個人教授業	
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)	統合(新6799-04)	6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)	統合(旧6799-09の一部、6799-04)
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス	分割(一部新6799-04へ)	6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス	分割
6811 -00P	6811 -000P	事務用品		6811 -00P	6811 -000P	事務用品	
6911 -00	6911 -000	分類不明		6911 -00	6911 -000	分類不明	
7000 -00	7000 -000	内生部門計		7000 -00	7000 -000	内生部門計	
7111 -00		家計外消費支出(列)		7111 -00		家計外消費支出(列)	
7211 -00		家計消費支出		7211 -00		家計消費支出	
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出		7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出	
7311 -01		中央政府集合的消費支出		7311 -01		中央政府集合的消費支出	
7311 -02		地方政府集合的消費支出		7311 -02		地方政府集合的消費支出	
7311 -03		中央政府個別的消費支出		7311 -03		中央政府個別的消費支出	
7311 -04		地方政府個別的消費支出		7311 -04		地方政府個別的消費支出	
7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	
7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	
7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321 -04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)		7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	内容変更
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)		7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	内容変更
7611 -01		生産者製品在庫純増		7611 -01		生産者製品在庫純増	
7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増		7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増	
7611 -03		流通在庫純増		7611 -03		流通在庫純増	
7611 -04		原材料在庫純増		7611 -04		原材料在庫純増	
7800 -00		国内最終需要計		7800 -00		国内最終需要計	
7900 -00		国内需要合計		7900 -00		国内需要合計	
8011 -01		輸出(普通貿易)		8011 -01		輸出(普通貿易)	内容変更
8011 -02		輸出(特殊貿易)		8011 -02		輸出(特殊貿易)	
8012 -00		輸出(直接購入)		8012 -00		輸出(直接購入)	
8100 -00		輸出計		8100 -00		輸出計	
8200 -00		最終需要計		8200 -00		最終需要計	
8300 -00		需要合計		8300 -00		需要合計	
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)		8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)		8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)	
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)		8412 -00		(控除)輸入(直接購入)	
8511 -00		(控除)関税		8511 -00		(控除)関税	
8611 -00		(控除)輸入品商品税		8611 -00		(控除)輸入品商品税	
8700 -00		(控除)輸入計		8700 -00		(控除)輸入計	
8800 -00		最終需要部門計		8800 -00		最終需要部門計	
8911 -00		商業マージン(卸売)		8911 -00		商業マージン(卸売)	
8912 -00		商業マージン(小売)		8912 -00		商業マージン(小売)	
9011 -00		貨物運賃(鉄道)		9011 -00		貨物運賃(鉄道)	
9012 -00		貨物運賃(道路)		9012 -00		貨物運賃(道路)	
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)		9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)		9013 -02		貨物運賃(港湾運送)	
9014 -00		貨物運賃(航空)		9014 -00		貨物運賃(航空)	
9015 -00		貨物運賃(利用運送)		9015 -00		貨物運賃(利用運送)	
9016 -00		貨物運賃(倉庫)		9016 -00		貨物運賃(倉庫)	
9700 -00		国内生産額		9700 -00		国内生産額	
	7111 -001	宿泊・日当			7111 -001	宿泊・日当	
	7111 -002	交際費			7111 -002	交際費	
	7111 -003	福利厚生費			7111 -003	福利厚生費	
	9111 -000	賃金・俸給			9111 -000	賃金・俸給	
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)			9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	

平成27年表			旧部門に対する 変更内容	令和2年表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
	9113 -000	その他の給与及び手当		9113 -000	その他の給与及び手当		
	9211 -000	営業余剰		9211 -000	営業余剰		
	9311 -000	資本減耗引当		9311 -000	資本減耗引当	内容変更	
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)		9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)		
	9511 -000	(控除)経常補助金		9511 -000	(控除)経常補助金		
	9600 -000	粗付加価値部門計		9600 -000	粗付加価値部門計		
	9700 -000	国内生産額		9700 -000	国内生産額		

- (注1) 「旧部門に対する変更内容」欄は、令和2年表の部門を設けるに当たり、平成27年表の部門が、どのように扱われたかを示している（名称変更のみの場合は記載していない。）。
- (注2) 「新部門に対する変更内容」欄は、令和2年表の部門が、対応する平成27年表の部門に、どのような変更を加えて設けられたのかを示している。

(2) 統合小分類(188部門)

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
0111 穀類	一部新6751 一部新6111、6112へ 一部新2599 一部新6699	0111 穀類	分割
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0151 育林		0151 育林	
0152 素材		0152 素材	
0153 特用林産物		0153 特用林産物	分割・名称変更
0171 海面漁業		0171 海面漁業	
0172 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 石炭・原油・天然ガス		0611 石炭・原油・天然ガス	
0621 砂利・砕石		0621 砂利・採石	
0629 その他の鉱物		0629 その他の鉱物	
1111 畜産食料品		1111 畜産食料品	分割
1112 水産食料品		1112 水産食料品	
1113 精穀・製粉		1113 精穀・製粉	
1114 めん・パン・菓子類		1114 めん・パン・菓子類	
1115 農産保存食料品		1115 農産保存食料品	
1116 砂糖・油脂・調味料類		1116 砂糖・油脂・調味料類	
1119 その他の食料品		1119 その他の食料品	
1121 酒類		1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	
1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績糸		1511 紡績糸	
1512 織物		1512 織物	
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	
1521 織物製・ニット製衣服		1521 織物製・ニット製衣服	
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	
1611 木材		1611 木材	
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	
1621 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1631 パルプ		1631 パルプ	
1632 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1633 加工紙		1633 加工紙	
1641 紙製容器		1641 紙製容器	
1649 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学系基礎製品		2031 石油化学系基礎製品	
2041 脂肪酸中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料		2041 脂肪酸中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料	
2042 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2049 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	
2051 合成樹脂		2051 合成樹脂	

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
2061 化学繊維		2061 化学繊維	
2071 医薬品		2071 医薬品	
2081 油脂加工製品・界面活性剤		2081 油脂加工製品・界面活性剤	
2082 化粧品・歯磨		2082 化粧品・歯磨	
2083 塗料・印刷インキ		2083 塗料・印刷インキ	
2084 農薬		2084 農薬	
2089 その他の化学最終製品		2089 その他の化学最終製品	
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2221 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2229 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2311 革製履物		2311 革製履物	
2312 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)		2312 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	
2511 ガラス・ガラス製品		2511 ガラス・ガラス製品	
2521 セメント・セメント製品		2521 セメント・セメント製品	
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
2591 建設用土石製品		2591 建設用土石製品	
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	
2611 銑鉄・粗鋼	一部旧0621から	2611 銑鉄・粗鋼	統合
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品(鉄)		2631 鋳鍛造品(鉄)	
2699 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2729 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器・暖房・調理装置		2891 ガス・石油機器・暖房・調理装置	
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
2911 ボイラ・原動機		2911 ボイラ・原動機	
2912 ポンプ・圧縮機		2912 ポンプ・圧縮機	
2913 運搬機械		2913 運搬機械	
2914 冷凍機・温湿調整装置		2914 冷凍機・温湿調整装置	
2919 その他のはん用機械		2919 その他のはん用機械	
3011 農業用機械		3011 農業用機械	
3012 建設・鉱山機械		3012 建設・鉱山機械	
3013 繊維機械		3013 繊維機械	
3014 生活関連産業用機械		3014 生活関連産業用機械	
3015 基礎素材産業用機械		3015 基礎素材産業用機械	
3016 金属加工機械		3016 金属加工機械	
3017 半導体製造装置		3017 半導体製造装置	
3019 その他の生産用機械		3019 その他の生産用機械	
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用・娯楽用機器		3112 サービス用・娯楽用機器	
3113 計測機器		3113 計測機器	
3114 医療用機械器具		3114 医療用機械器具	
3115 光学機械・レンズ		3115 光学機械・レンズ	
3116 武器		3116 武器	
3211 電子デバイス		3211 電子デバイス	
3299 その他の電子部品		3299 その他の電子部品	
3311 産業用電気機器		3311 産業用電気機器	
3321 民生用電気機器		3321 民生用電気機器	

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
3331 電子応用装置		3331 電子応用装置	
3332 電気計測器		3332 電気計測器	
3399 その他の電気機械		3399 その他の電気機械	
3411 通信機器		3411 通信機器	
3412 映像・音響機器		3412 映像・音響機器	
3421 電子計算機・同附属装置		3421 電子計算機・同附属装置	
3511 乗用車		3511 乗用車	
3521 トラック・バス・その他の自動車		3521 トラック・バス・その他の自動車	
3522 二輪自動車		3522 二輪自動車	
3531 自動車部品・同附属品		3531 自動車部品・同附属品	
3541 船舶・同修理		3541 船舶・同修理	
3591 鉄道車両・同修理		3591 鉄道車両・同修理	
3592 航空機・同修理		3592 航空機・同修理	
3599 その他の輸送機械		3599 その他の輸送機械	
3911 がん具・運動用品		3911 がん具・運動用品	
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	
3921 再生資源回収・加工処理		3921 再生資源回収・加工処理	
4111 住宅建築		4111 住宅建築	
4112 非住宅建築		4112 非住宅建築	
4121 建設補修		4121 建設補修	
4131 公共事業		4131 公共事業	
4191 その他の土木建設		4191 その他の土木建設	
4611 電力		4611 電気	名称変更
4621 都市ガス		4621 都市ガス	
4622 熱供給業		4622 熱供給業	
4711 水道		4711 水道	
4811 廃棄物処理		4811 廃棄物処理	
5111 卸売		5111 卸売	
5112 小売		5112 小売	
5311 金融		5311 金融	
5312 保険		5312 保険	
5511 不動産仲介及び賃貸		5511 不動産仲介及び賃貸	
5521 住宅賃貸料		5521 住宅賃貸料	
5531 住宅賃貸料(帰属家賃)		5531 住宅賃貸料(帰属家賃)	
5711 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	
5712 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送	
5721 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送	
5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)		5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	
5731 自家輸送(旅客自動車)		5731 自家輸送(旅客自動車)	
5732 自家輸送(貨物自動車)		5732 自家輸送(貨物自動車)	
5741 外洋輸送		5741 外洋輸送	
5742 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送	
5743 港湾運送		5743 港湾運送	統合
5751 航空輸送		5751 航空輸送	
5761 貨物利用運送		5761 貨物利用運送	
5771 倉庫		5771 倉庫	
5781 こん包		5781 こん包	
5789 その他の運輸附帯サービス		5789 その他の運輸附帯サービス	
5791 郵便・信書便		5791 郵便・信書便	
5911 通信		5911 通信	統合
5921 放送		5921 放送	
5931 情報サービス		5931 情報サービス	内容変更
5941 インターネット附随サービス		5941 インターネット附随サービス	
5951 映像・音声・文字情報制作		5951 映像・音声・文字情報制作	分割
6111 公務(中央)		6111 公務(中央)	
6112 公務(地方)		6112 公務(地方)	内容変更
6311 学校教育		6311 学校教育	
			統合
			統合

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
6312 社会教育・その他の教育		6312 社会教育・その他の教育	内容変更 内容変更 統合 内容変更 新設
6321 学術研究機関		6321 学術研究機関	
6322 企業内研究開発		6322 企業内研究開発	
6411 医療		6411 医療	
6421 保健衛生		6421 保健衛生	
6431 社会保険・社会福祉		6431 社会保険・社会福祉	
6441 介護		6441 介護	
6599 他に分類されない会員制団体		6599 他に分類されない会員制団体	
6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)		6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	
6612 貸自動車業		6612 貸自動車業	
6621 広告		6621 広告	
6631 自動車整備		6631 自動車整備	
6632 機械修理		6632 機械修理	
6699 その他の対事業所サービス		6699 その他の対事業所サービス	
6711 宿泊業		6711 宿泊業	
6721 飲食サービス		6721 飲食サービス	
6731 洗濯・理容・美容・浴場業		6731 洗濯・理容・美容・浴場業	
6741 娯楽サービス		6741 娯楽サービス	
		6751 獣医業	
6799 その他の対個人サービス		6799 その他の対個人サービス	
6811 事務用品		6811 事務用品	
6911 分類不明		6911 分類不明	

(注1) 「対応関係」欄の矢印の線種は、以下の観点から区別している。
 実線 → :平成27年表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合
 点線 ---▶ :平成27年表における分類の内容の一部が移動した場合

(注2) 「平成27年表」欄の区切り線は、平成27年表の統合中分類による分類の範囲を表す。
 (注3) 「令和2年表」欄の区切り線は、令和2年表の統合中分類による分類の範囲を表す。

(3) 統合中分類(108部門)

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
011 耕種農業 012 畜産 013 農業サービス 015 林業 017 漁業	一部新675へ	011 耕種農業 012 畜産 013 農業サービス 015 林業 017 漁業	分割 分割
061 石炭・原油・天然ガス 062 その他の鉱業		061 石炭・原油・天然ガス 062 その他の鉱業	分割 分割
111 食料品 112 飲料 113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。) 114 たばこ	一部新669へ	111 食料品 112 飲料 113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。) 114 たばこ	
151 繊維工業製品 152 衣服・その他の繊維既製品		151 繊維工業製品 152 衣服・その他の繊維既製品	
161 木材・木製品 162 家具・装備品 163 パルプ・紙・板紙・加工紙 164 紙加工品		161 木材・木製品 162 家具・装備品 163 パルプ・紙・板紙・加工紙 164 紙加工品	
191 印刷・製版・製本		191 印刷・製版・製本	
201 化学肥料 202 無機化学工業製品 203 石油化学系基礎製品 204 有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。) 205 合成樹脂 206 化学繊維 207 医薬品 208 化学最終製品(医薬品を除く。)		201 化学肥料 202 無機化学工業製品 203 石油化学系基礎製品 204 有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。) 205 合成樹脂 206 化学繊維 207 医薬品 208 化学最終製品(医薬品を除く。)	
211 石油製品 212 石炭製品		211 石油製品 212 石炭製品	
221 プラスチック製品 222 ゴム製品		221 プラスチック製品 222 ゴム製品	
231 なめし革・革製品・毛皮		231 なめし革・革製品・毛皮	
251 ガラス・ガラス製品 252 セメント・セメント製品 253 陶磁器 259 その他の窯業・土石製品		251 ガラス・ガラス製品 252 セメント・セメント製品 253 陶磁器 259 その他の窯業・土石製品	統合
261 銑鉄・粗鋼 262 鋼材 263 鋳鍛造品(鉄) 269 その他の鉄鋼製品		261 銑鉄・粗鋼 262 鋼材 263 鋳鍛造品(鉄) 269 その他の鉄鋼製品	
271 非鉄金属製錬・精製 272 非鉄金属加工製品		271 非鉄金属製錬・精製 272 非鉄金属加工製品	
281 建設用・建築用金属製品 289 その他の金属製品		281 建設用・建築用金属製品 289 その他の金属製品	
291 はん用機械		291 はん用機械	
301 生産用機械		301 生産用機械	
311 業務用機械		311 業務用機械	
321 電子デバイス 329 その他の電子部品		321 電子デバイス 329 その他の電子部品	
331 産業用電気機器 332 民生用電気機器 333 電子応用装置・電気計測器 339 その他の電気機械		331 産業用電気機器 332 民生用電気機器 333 電子応用装置・電気計測器 339 その他の電気機械	

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
341 通信・映像・音響機器		341 通信・映像・音響機器	名称変更
342 電子計算機・同附属装置		342 電子計算機・同附属装置	
351 乗用車		351 乗用車	
352 その他の自動車		352 その他の自動車	
353 自動車部品・同附属品		353 自動車部品・同附属品	
354 船舶・同修理		354 船舶・同修理	
359 その他の輸送機械・同修理		359 その他の輸送機械・同修理	
391 その他の製造工業製品		391 その他の製造工業製品	
392 再生資源回収・加工処理		392 再生資源回収・加工処理	
411 建築		411 建築	
412 建設補修		412 建設補修	
413 公共事業		413 公共事業	
419 その他の土木建設		419 その他の土木建設	
461 電力		461 電気	
462 ガス・熱供給		462 ガス・熱供給	
471 水道		471 水道	
481 廃棄物処理		481 廃棄物処理	
511 商業		511 商業	
531 金融・保険		531 金融・保険	
551 不動産仲介及び賃貸		551 不動産仲介及び賃貸	
552 住宅賃貸料		552 住宅賃貸料	
553 住宅賃貸料(帰属家賃)		553 住宅賃貸料(帰属家賃)	
571 鉄道輸送		571 鉄道輸送	
572 道路輸送(自家輸送を除く。)		572 道路輸送(自家輸送を除く。)	
573 自家輸送		573 自家輸送	
574 水運		574 水運	
575 航空輸送		575 航空輸送	
576 貨物利用運送		576 貨物利用運送	
577 倉庫		577 倉庫	
578 運輸附帯サービス		578 運輸附帯サービス	
579 郵便・信書便		579 郵便・信書便	
591 通信	一部旧015から	591 通信	統合
592 放送		592 放送	内容変更
593 情報サービス		593 情報サービス	分割
594 インターネット附随サービス		594 インターネット附随サービス	
595 映像・音声・文字情報制作		595 映像・音声・文字情報制作	内容変更
611 公務		611 公務	統合
631 教育		631 教育	内容変更
632 研究		632 研究	
641 医療		641 医療	
642 保健衛生		642 保健衛生	
643 社会保険・社会福祉		643 社会保険・社会福祉	
644 介護		644 介護	
659 他に分類されない会員制団体		659 他に分類されない会員制団体	
661 物品賃貸サービス		661 物品賃貸サービス	
662 広告		662 広告	
663 自動車整備・機械修理		663 自動車整備・機械修理	
669 その他の対事業所サービス		669 その他の対事業所サービス	統合
671 宿泊業	一部旧111から 一部旧013から	671 宿泊業	内容変更 新設
672 飲食サービス		672 飲食サービス	
673 洗濯・理容・美容・浴場業		673 洗濯・理容・美容・浴場業	
674 娯楽サービス		674 娯楽サービス	
675 獣医業		675 獣医業	
679 その他の対個人サービス		679 その他の対個人サービス	

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
681 事務用品		681 事務用品	
691 分類不明		691 分類不明	

(注1) 「平成27年表」欄の区切り線は、平成27年表の統合大分類による分類の範囲を表す。
(注2) 「令和2年表」欄の区切り線は、令和2年表の統合大分類による分類の範囲を表す。

(4) 統合大分類(37部門)

平成27年表	対応関係	令和2年表	変更内容
01 農林漁業	→ 一部新61、67	01 農林漁業	分割
06 鉱業		06 鉱業	分割
11 飲食料品		11 飲食料品	分割
15 繊維製品	→	15 繊維製品	統合
16 パルプ・紙・木製品		16 パルプ・紙・木製品	
20 化学製品		20 化学製品	
21 石油・石炭製品		21 石油・石炭製品	
22 プラスチック・ゴム製品		22 プラスチック・ゴム製品	
25 窯業・土石製品		25 窯業・土石製品	
26 鉄鋼		26 鉄鋼	
27 非鉄金属		27 非鉄金属	
28 金属製品		28 金属製品	
29 はん用機械		29 はん用機械	
30 生産用機械		30 生産用機械	
31 業務用機械		31 業務用機械	
32 電子部品		32 電子部品	
33 電気機械		33 電気機械	
34 情報通信機器		34 情報通信機器	
35 輸送機械		35 輸送機械	
39 その他の製造工業製品		39 その他の製造工業製品	
41 建設		41 建設	名称変更
46 電力・ガス・熱供給		46 電気・ガス・熱供給	
47 水道		47 水道	
48 廃棄物処理		48 廃棄物処理	
51 商業		51 商業	
53 金融・保険		53 金融・保険	
55 不動産		55 不動産	
57 運輸・郵便		57 運輸・郵便	内容変更
59 情報通信		59 情報通信	
61 公務	→ 一部旧01から	61 公務	統合
63 教育・研究	→ 一部旧01から	63 教育・研究	統合、内容変更
64 医療・福祉		64 医療・福祉	
65 他に分類されない会員制団体		65 他に分類されない会員制団体	
66 対事業所サービス	→ 一部旧01から	66 対事業所サービス	統合、内容変更
67 対個人サービス		67 対個人サービス	統合、内容変更
68 事務用品		68 事務用品	
69 分類不明		69 分類不明	

(注1) 「平成27年表」欄の区切り線は、平成27年表の13部門分類による分類の範囲を表す。
(注2) 「令和2年表」欄の区切り線は、令和2年表の13部門分類による分類の範囲を表す。

第 2 部

令和 2 年（2020 年）産業連関表における部門分類

第1章 部 門 分 類 表

(注) 1 基本分類の部門名欄の★印は、次の区分により、生産活動主体分類を示す。
★★・・・非市場生産者（一般政府）
★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）
2 Pは仮設部門を示す。

1 内生部門

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
0111 -01	0111 -011 0111 -012	米 米 稲わら	0111	穀類	011	耕種農業	01	農林漁業
0111 -02	0111 -021	麦類						
0112 -01	0112 -011	いも類	0112	いも・豆類				
0112 -02	0112 -021	豆類						
0113 -01	0113 -011	野菜	0113	野菜				
0114 -01	0114 -011	果実	0114	果実				
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物	0115	その他の食用作物				
0115 -02	0115 -021	飲料用作物						
0115 -09	0115 -099	その他の食用耕種作物		非食用作物				
0116 -01	0116 -011	飼料作物						
0116 -02	0116 -021	種苗						
0116 -03	0116 -031	花き・花木類						
0116 -09	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物		畜産	012	畜産		
0121 -01	0121 -011 0121 -019	酪農 生乳 その他の酪農生産物						
0121 -02	0121 -021	肉用牛						
0121 -03	0121 -031	豚						
0121 -04	0121 -041	鶏卵						
0121 -05	0121 -051	肉鶏						
0121 -09	0121 -099	その他の畜産						
0131 -01	0131 -011	農業サービス	0131	農業サービス	013	農業サービス		
0151 -01	0151 -011	育林	0151	育林	015	林業		
0152 -01	0152 -011	素材	0152	素材				
0153 -01	0153 -011	特用林産物(狩猟業を含む。)	0153	特用林産物				
0171 -01	0171 -011	海面漁業	0171	海面漁業	017	漁業		
0171 -02	0171 -021	海面養殖業						
0172 -01 0172 -02	0172 -001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業	0172	内水面漁業				
0611 -01	0611 -011 0611 -012 0611 -013	石炭・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス						
0621 -01	0621 -011	砂利・採石	0621	砂利・採石	062	その他の鉱業		
0629 -09	0629 -091 0629 -092 0629 -093 0629 -094 0629 -099	その他の鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	0629	その他の鉱物				
1111 -01 1111 -02 1111 -09	1111 -011 1111 -021 1111 -099	食肉 酪農品 その他の畜産食料品	1111	畜産食料品	111	食料品	11	飲食料品
1112 -01 1112 -02 1112 -03 1112 -04 1112 -09	1112 -011 1112 -021 1112 -031 1112 -041 1112 -099	冷凍魚介類 塩・干・くん製品 水産びん・かん詰 ねり製品 その他の水産食料品						

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
1113 -01	1113 -011	精穀	1113	精穀・製粉	111	(続き)食料品	11	(続き)飲食料品
1113 -02	1113 -021	製粉						
1114 -01	1114 -011	めん類	1114	めん・パン・菓子類				
1114 -02	1114 -021	パン類						
1114 -03	1114 -031	菓子類						
1115 -01	1115 -011	農産保存食料品	1115	農産保存食料品				
1116 -01	1116 -011	砂糖	1116	砂糖・油脂・調味料類				
1116 -02	1116 -021	でん粉						
1116 -03	1116 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖						
1116 -04		動植物油脂						
	1116 -041	植物油脂						
	1116 -042	動物油脂						
	1116 -043	加工油脂						
	1116 -044	植物原油かす						
1116 -05	1116 -051	調味料						
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品				
1119 -02	1119 -021	レトルト食品						
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当						
1119 -09	1119 -099	その他の食料品						
1121 -01	1121 -011	清酒	1121	酒類	112	飲料		
1121 -02	1121 -021	ビール類						
1121 -03	1121 -031	ウイスキー類						
1121 -09	1121 -099	その他の酒類						
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料				
1129 -02	1129 -021	清涼飲料						
1129 -03	1129 -031	製氷						
1131 -01	1131 -011	飼料	1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)		
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(別掲を除く。)						
1141 -01	1141 -011	たばこ	1141	たばこ	114	たばこ		
1511 -01	1511 -011	紡績糸	1511	紡績糸	151	繊維工業製品	15	繊維製品
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	1512	織物				
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)						
1512 -09	1512 -099	その他の織物						
1513 -01	1513 -011	ニット生地	1513	ニット生地				
1514 -01	1514 -011	染色整理	1514	染色整理				
1519 -09	1519 -099	その他の繊維工業製品	1519	その他の繊維工業製品				
1521 -01	1521 -011	織物製衣服	1521	織物製・ニット製衣服	152	衣服・その他の繊維既製品		
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服						
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品				
1529 -01	1529 -011	寝具	1529	その他の繊維既製品				
1529 -02	1529 -021	じゅうたん・床敷物						
1529 -09	1529 -099	その他の繊維既製品						
1611 -01	1611 -011	製材	1611	木材	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品
1611 -02	1611 -021	合板・集成材						
1611 -03	1611 -031	木材チップ						
1619 -09	1619 -099	その他の木製品	1619	その他の木製品				
1621 -01	1621 -011	木製家具	1621	家具・装備品	162	家具・装備品		
1621 -02	1621 -021	金属製家具						
1621 -03	1621 -031	木製建具						
1621 -09	1621 -099	その他の家具・装備品						
1631 -01	1631 -011	パルプ	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1631 -021P	古紙						
1632 -01	1632 -011	洋紙・和紙	1632	紙・板紙				
1632 -02	1632 -021	板紙						
1633 -01	1633 -011	段ボール	1633	加工紙				
1633 -02	1633 -021	塗工紙・建設用加工紙						
1641 -01	1641 -011	段ボール箱	1641	紙製容器	164	紙加工品		
1641 -09	1641 -099	その他の紙製容器						
1649 -01	1649 -011	紙製衛生材料・用品	1649	その他の紙加工品				
1649 -09	1649 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品						
1911 -01	1911 -011	印刷・製版・製本	1911	印刷・製版・製本	191	印刷・製版・製本	39	その他の製造工業製品(1／3)
2011 -01	2011 -011	化学肥料	2011	化学肥料	201	化学肥料	20	化学製品
2021 -01	2021 -011	ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	202	無機化学工業製品		

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
2029 -01	2029 -011	無機顔料	2029	その他の無機化学工業製品	202	(続き)無機化学工業製品	20	(続き)化学製品
2029 -02	2029 -021	圧縮ガス・液化ガス						
2029 -03		塩						
	2029 -031	原塩						
	2029 -032	塩						
2029 -09	2029 -099	その他の無機化学工業製品						
2031 -01	2031 -011	石油化学基礎製品	2031	石油化学系基礎製品	203	石油化学系基礎製品		
2031 -02	2031 -021	石油化学系芳香族製品						
2041 -01	2041 -011	脂肪族中間物	2041	脂肪族中間物・環式中間物・合成染料・有機顔料	204	有機化学工業製品(石油化学系基礎製品・合成樹脂を除く。)		
2041 -02	2041 -021	環式中間物・合成染料・有機顔料						
2042 -01	2042 -011	合成ゴム	2042	合成ゴム				
2049 -01	2049 -011	メタン誘導品	2049	その他の有機化学工業製品				
2049 -02	2049 -021	可塑剤						
2049 -09	2049 -099	その他の有機化学工業製品						
2051 -01	2051 -011	熱硬化性樹脂	2051	合成樹脂	205	合成樹脂		
2051 -02	2051 -021	熱可塑性樹脂						
2051 -03	2051 -031	高機能性樹脂						
2051 -09	2051 -099	その他の合成樹脂						
2061 -01	2061 -011	化学繊維	2061	化学繊維	206	化学繊維		
2071 -01	2071 -011	医薬品	2071	医薬品	207	医薬品		
2081 -01		油脂加工製品・界面活性剤	2081	油脂加工製品・界面活性剤	208	化学最終製品(医薬品を除く。)		
	2081 -011	油脂加工製品						
	2081 -012	石けん・合成洗剤						
	2081 -013	界面活性剤(石けん・合成洗剤を除く。)						
2082 -01	2082 -011	化粧品・歯磨	2082	化粧品・歯磨				
2083 -01	2083 -011	塗料	2083	塗料・印刷インキ				
2083 -02	2083 -021	印刷インキ						
2084 -01	2084 -011	農薬	2084	農薬				
2089 -01	2089 -011	ゼラチン・接着剤	2089	その他の化学最終製品				
2089 -02	2089 -021	写真感光材料						
2089 -09		その他の化学最終製品						
	2089 -091	触媒						
	2089 -099	他に分類されない化学最終製品						
2111 -01		石油製品	2111	石油製品	211	石油製品	21	石油・石炭製品
	2111 -011	ガソリン						
	2111 -012	ジェット燃料油						
	2111 -013	灯油						
	2111 -014	軽油						
	2111 -015	A重油						
	2111 -016	B重油・C重油						
	2111 -017	ナフサ						
	2111 -018	液化石油ガス						
	2111 -019	その他の石油製品						
2121 -01		石炭製品	2121	石炭製品	212	石炭製品		
	2121 -011	コークス						
	2121 -019	その他の石炭製品						
2121 -02	2121 -021	舗装材料						

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
2211 -01		プラスチック製品	2211	プラスチック製品	221	プラスチック製品	22	プラスチック・ゴム製品
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート						
	2211 -012	プラスチック板・管・棒						
	2211 -013	プラスチック発泡製品						
	2211 -014	工業用プラスチック製品						
	2211 -015	強化プラスチック製品						
	2211 -016	プラスチック製容器						
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品						
	2211 -019	その他のプラスチック製品						
2221 -01	2221 -011	タイヤ・チューブ	2221	タイヤ・チューブ	222	ゴム製品		
2229 -09		その他のゴム製品	2229	その他のゴム製品				
	2229 -091	ゴム製・プラスチック製履物						
	2229 -099	他に分類されないゴム製品						
2311 -01	2311 -011	革製履物	2311	革製履物	231	なめし革・革製品・毛皮	39	その他の製造工業製品 (2／3)
2312 -01	2312 -011	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)	2312	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)				
2511 -01	2511 -011	板ガラス・安全ガラス	2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業・土石製品
2511 -02	2511 -021	ガラス繊維・同製品						
2511 -09		その他のガラス製品						
	2511 -091	ガラス製加工素材						
	2511 -099	他に分類されないガラス製品						
2521 -01	2521 -011	セメント	2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品		
2521 -02	2521 -021	生コンクリート						
2521 -03	2521 -031	セメント製品						
2531 -01		陶磁器	2531	陶磁器	253	陶磁器		
	2531 -011	建設用陶磁器						
	2531 -012	工業用陶磁器						
	2531 -013	日用陶磁器						
2591 -01	2591 -011	耐火物	2591	建設用土石製品	259	その他の窯業・土石製品		
2591 -09	2591 -099	その他の建設用土石製品						
2599 -01	2599 -011	炭素・黒鉛製品	2599	その他の窯業・土石製品				
2599 -02	2599 -021	研磨材						
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品						
2611 -01	2611 -011	銑鉄	2611	銑鉄・粗鋼	261	銑鉄・粗鋼	26	鉄鋼
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ						
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)						
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)						
	2612 -011P	鉄屑	2612	鉄屑				
2621 -01	2621 -011	熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	262	鋼材		
2622 -01	2622 -011	鋼管	2622	鋼管				
2623 -01	2623 -011	冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材				
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材						
2631 -01	2631 -011	鋳鍛鋼	2631	鋳鍛造品(鉄)	263	鋳鍛造品(鉄)		
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管						
2631 -03	2631 -031	鋳鉄品・鍛工品(鉄)						
2699 -01	2699 -011	鉄鋼シャースリット業	2699	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品		
2699 -09	2699 -099	その他の鉄鋼製品						
2711 -01	2711 -011	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製	27	非鉄金属
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(再生を含む。)						
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(再生を含む。)						
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金						
	2712 -011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑				
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル	272	非鉄金属加工製品		
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル						
2729 -01	2729 -011	伸銅品	2729	その他の非鉄金属製品				
2729 -02	2729 -021	アルミ圧延製品						
2729 -03	2729 -031	非鉄金属素形材						
2729 -04	2729 -041	核燃料						
2729 -09	2729 -099	その他の非鉄金属製品						

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）							
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名						
列部門	行部門													
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	281	建設用・建築用金属製品	28	金属製品						
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品										
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器・暖房・調理装置	2891	ガス・石油機器・暖房・調理装置	289	その他の金属製品								
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2899	その他の金属製品										
2899 -02	2899 -021	金属製容器・製缶板金製品												
2899 -03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類												
	2899 -031	配管工事附属品												
	2899 -032	粉末や金製品												
	2899 -033	刃物・道具類												
2899 -09	2899 -099	その他の金属製品												
2911 -01	2911 -011	ボイラ	2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械						
2911 -02	2911 -021	タービン												
2911 -03	2911 -031	原動機												
2912 -01	2912 -011	ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機										
2913 -01	2913 -011	運搬機械	2913	運搬機械										
2914 -01	2914 -011	冷凍機・温湿調整装置	2914	冷凍機・温湿調整装置										
2919 -01	2919 -011	ベアリング	2919	その他のはん用機械										
2919 -09	2919 -099	その他のはん用機械												
3011 -01	3011 -011	農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械						
3012 -01	3012 -011	建設・鉱山機械	3012	建設・鉱山機械										
3013 -01	3013 -011	繊維機械	3013	繊維機械										
3014 -01	3014 -011	生活関連産業用機械	3014	生活関連産業用機械										
3015 -01	3015 -011	化学機械	3015	基礎素材産業用機械										
3015 -02	3015 -021	鋳造装置・プラスチック加工機械												
3016 -01	3016 -011	金属工作機械	3016	金属加工機械										
3016 -02	3016 -021	金属加工機械												
3016 -03	3016 -031	機械工具												
3017 -01	3017 -011	半導体製造装置	3017	半導体製造装置										
3019 -01	3019 -011	金型	3019	その他の生産用機械										
3019 -02	3019 -021	真空装置・真空機器												
3019 -03	3019 -031	ロボット												
3019 -09	3019 -099	その他の生産用機械												
3111 -01	3111 -011	複写機					3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械		
3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械												
3112 -01	3112 -011	サービス用・娯楽用機器	3112	サービス用・娯楽用機器										
3113 -01	3113 -011	計測機器	3113	計測機器										
3114 -01	3114 -011	医療用機械器具	3114	医療用機械器具										
3115 -01	3115 -011	光学機械・レンズ	3115	光学機械・レンズ										
3116 -01	3116 -011	武器	3116	武器										
3211 -01	3211 -011	半導体素子	3211	電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品						
3211 -02	3211 -021	集積回路												
3211 -03	3211 -031	液晶パネル			329	その他の電子部品								
3211 -04	3211 -041	フラットパネル・電子管												
3299 -01	3299 -011	記録メディア	3299	その他の電子部品										
3299 -02	3299 -021	電子回路												
3299 -09	3299 -099	その他の電子部品												
3311 -01		回転電気機械	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械						
	3311 -011	発電機器												
	3311 -012	電動機												
3311 -02	3311 -021	変圧器・変成器												
3311 -03	3311 -031	開閉制御装置・配電盤												
3311 -04	3311 -041	配線器具												
3311 -05	3311 -051	内燃機関電装品												
3311 -09	3311 -099	その他の産業用電気機器												
3321 -01	3321 -011	民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器								
3321 -02	3321 -021	民生用電気機器（エアコンを除く。）												
3331 -01	3331 -011	電子応用装置	3331	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器								
3332 -01	3332 -011	電気計測器	3332	電気計測器										
3399 -01	3399 -011	電球類	3399	その他の電気機械	339	その他の電気機械								
3399 -02	3399 -021	電気照明器具												
3399 -03	3399 -031	電池												
3399 -09	3399 -099	その他の電気機械器具												

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）							
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名						
列部門	行部門													
3411 -01	3411 -011	有線電気通信機器	3411	通信機器	341	通信・映像・音響機器	34	情報通信機器						
3411 -02	3411 -021	携帯電話機												
3411 -03	3411 -031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)												
3411 -04	3411 -041	ラジオ・テレビ受信機												
3411 -09	3411 -099	その他の電気通信機器												
3412 -01	3412 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ	3412	映像・音響機器										
3412 -02	3412 -021	電気音響機器												
3421 -01	3421 -011	パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機・同附属装置	342	電子計算機・同附属装置								
3421 -02	3421 -021	電子計算機本体(パソコンを除く。)												
3421 -03	3421 -031	電子計算機附属装置												
3511 -01	3511 -011	乗用車(ハイブリッド車)	3511	乗用車	351	乗用車	35	輸送機械						
3511 -02	3511 -021	乗用車(ハイブリッド車を除く。)												
3521 -01	3521 -011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	352	その他の自動車								
3522 -01	3522 -011	二輪自動車	3522	二輪自動車										
3531 -01	3531 -011	自動車用内燃機関	3531	自動車部品・同附属品		自動車部品・同附属品								
3531 -02	3531 -021	自動車部品												
3541 -01	3541 -011	鋼船	3541	船舶・同修理	354	船舶・同修理								
3541 -02	3541 -021	その他の船舶												
3541 -03	3541 -031	船用内燃機関												
3541 -10	3541 -101	船舶修理												
3591 -01	3591 -011	鉄道車両	3591	鉄道車両・同修理	359	その他の輸送機械・同修理								
3591 -10	3591 -101	鉄道車両修理												
3592 -01	3592 -011	航空機	3592	航空機・同修理										
3592 -10	3592 -101	航空機修理												
3599 -01	3599 -011	自転車	3599	その他の輸送機械										
3599 -09	3599 -099	その他の輸送機械												
3911 -01	3911 -011	がん具	3911	がん具・運動用品	391	その他の製造工業製品	39	その他の製造工業製品 (3／3)						
3911 -02	3911 -021	運動用品												
3919 -01	3919 -011	身近細貨品	3919	その他の製造工業製品										
3919 -02	3919 -021	時計												
3919 -03	3919 -031	楽器												
3919 -04	3919 -041	筆記具・文具												
3919 -05	3919 -051	畳・わら加工品												
3919 -06	3919 -061	情報記録物												
3919 -09	3919 -099	その他の製造工業製品												
3921 -01	3921 -011	再生資源回収・加工処理	3921	再生資源回収・加工処理	392	再生資源回収・加工処理								
4111 -01	4111 -011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築	41	建設						
4111 -02	4111 -021	住宅建築(非木造)												
4112 -01	4112 -011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築	412	建設補修								
4112 -02	4112 -021	非住宅建築(非木造)												
4121 -01	4121 -011	建設補修	4121	建設補修	412	建設補修								
4131 -01	4131 -011	道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業								
4131 -02	4131 -021	河川・下水道・その他の公共事業												
4131 -03	4131 -031	農林関係公共事業												
4191 -01	4191 -011	鉄道軌道建設	4191	その他の土木建設	419	その他の土木建設								
4191 -02	4191 -021	電力施設建設												
4191 -03	4191 -031	電気通信施設建設												
4191 -09	4191 -099	その他の土木建設												
	4611 -001	電気	4611	電気	461	電気	46	電気・ガス・熱供給						
4611 -01		電気(火力(バイオマス・廃棄物を含む。))												
4611 -02		電気(原子力)												
4611 -03		電気(水力、地熱、太陽光、風力等)												
4621 -01	4621 -011	都市ガス	4621	都市ガス	462	ガス・熱供給								
4622 -01	4622 -011	熱供給業	4622	熱供給業										
4711 -01	4711 -011	上水道・簡易水道	4711	水道	471	水道	47	水道						
4711 -02	4711 -021	工業用水												
4711 -03	4711 -031	下水道★★												
4811 -01	4811 -011	廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理						
4811 -02	4811 -021	廃棄物処理												
5111 -01	5111 -011	卸売	5111	卸売	511	商業	51	商業						
5112 -01	5112 -011	小売	5112	小売										
5311 -01		金融	5311	金融	531	金融・保険	53	金融・保険						
	5311 -011	公的金融(FISIM)												
	5311 -012	民間金融(FISIM)												
	5311 -013	公的金融(手数料)												
	5311 -014	民間金融(手数料)												
5312 -01	5312 -011	生命保険	5312	保険	551	不動産仲介及び賃貸	55	不動産						
5312 -02	5312 -021	損害保険												
5511 -01	5511 -011	不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸	55	不動産						
5511 -02	5511 -021	不動産賃貸業												
5521 -01	5521 -011	住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料	57	運輸・郵便						
5531 -01	5531 -011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)								
5711 -01	5711 -011	鉄道旅客輸送	5711	鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送								
5712 -01	5712 -011	鉄道貨物輸送	5712	鉄道貨物輸送										
5721 -01	5721 -011	バス	5721	道路旅客輸送	572	道路輸送(自家輸送を除く。)								
5721 -02	5721 -021	ハイヤー・タクシー												
5722 -01	5722 -011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)										

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）		
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	
列部門	行部門								
5731 -01P	5731 -011P	自家輸送(旅客自動車)	5731	自家輸送(旅客自動車)	573	自家輸送	57	(続き)運輸・郵便	
5732 -01P	5732 -011P	自家輸送(貨物自動車)	5732	自家輸送(貨物自動車)					
5741 -01	5741 -011	外洋輸送	5741	外洋輸送	574	水運			
5742 -01		沿海・内水面輸送	5742	沿海・内水面輸送					
	5742 -011	沿海・内水面旅客輸送							
	5742 -012	沿海・内水面貨物輸送							
5743 -01	5743 -011	港湾運送	5743	港湾運送					
5751 -01		航空輸送	5751	航空輸送	575	航空輸送			
	5751 -011	国際航空輸送							
	5751 -012	国内航空旅客輸送							
	5751 -013	国内航空貨物輸送							
	5751 -014	航空機使用事業							
5761 -01	5761 -011	貨物利用運送	5761	貨物利用運送	576	貨物利用運送			
5771 -01	5771 -011	倉庫	5771	倉庫	577	倉庫			
5781 -01	5781 -011	こん包	5781	こん包	578	運輸附帯サービス			
5789 -01	5789 -011	道路輸送施設提供	5789	その他の運輸附帯サービス					
5789 -02	5789 -021	水運施設管理(国公営)★★							
5789 -03	5789 -031	水運施設管理							
5789 -04	5789 -041	水運附帯サービス							
5789 -05	5789 -051	航空施設管理(公営)★★							
5789 -06	5789 -061	航空施設管理							
5789 -07	5789 -071	航空附帯サービス							
5789 -09	5789 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス							
5791 -01	5791 -011	郵便・信書便							5791
5911 -01	5911 -011	固定電気通信				5911	通信	591	通信
5911 -02	5911 -021	移動電気通信							
5911 -03	5911 -031	電気通信に附帯するサービス							
5921 -01	5921 -011	公共放送	5921	放送	592	放送			
5921 -02	5921 -021	民間放送							
5921 -03	5921 -031	有線放送							
5931 -01		情報サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス			
	5931 -011	ソフトウェア業							
	5931 -012	情報処理・提供サービス							
5941 -01	5941 -011	インターネット附随サービス	5941	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス			
5951 -01	5951 -011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)	5951	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作			
5951 -02	5951 -021	新聞							
5951 -03	5951 -031	出版							
6111 -01	6111 -011	公務(中央)★★	6111	公務(中央)	611	公務	61	公務	
6112 -01	6112 -011	公務(地方)★★	6112	公務(地方)					
6311 -01	6311 -011	学校教育(国公立)★★	6311	学校教育	631	教育	63	教育・研究	
6311 -02	6311 -021	学校教育(私立)★							
6311 -03	6311 -031	学校給食(国公立)★★							
6311 -04	6311 -041	学校給食(私立)★							
6312 -01	6312 -011	社会教育(国公立)★★	6312	社会教育・その他の教育					
6312 -02	6312 -021	社会教育(非営利)★							
6312 -03	6312 -031	その他の教育訓練機関(国公立)★★							
6312 -04	6312 -041	その他の教育訓練機関							
6321 -01	6321 -011	自然科学研究機関(国公立)★★	6321	学術研究機関	632	研究			
6321 -02	6321 -021	人文・社会科学研究機関(国公立)★★							
6321 -03	6321 -031	自然科学研究機関(非営利)★							
6321 -04	6321 -041	人文・社会科学研究機関(非営利)★							
6321 -05	6321 -051	自然科学研究機関							
6321 -06	6321 -061	人文・社会科学研究機関							
6322 -01	6322 -011	企業内研究開発	6322	企業内研究開発					
6411 -01	6411 -011	医療(病院)	6411	医療	641	医療	64	医療・福祉	
6411 -02	6411 -021	医療(一般診療所)							
6411 -03	6411 -031	医療(歯科診療)							
6411 -04	6411 -041	医療(調剤)							
6411 -05	6411 -051	医療(その他の医療サービス)							
6421 -01	6421 -011	保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生			
6421 -02	6421 -021	保健衛生							
6431 -01	6431 -011	社会保険事業★★	6431	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉			
6431 -02	6431 -021	社会福祉(国公立)★★							
6431 -03	6431 -031	社会福祉(非営利)★							
6431 -04	6431 -041	社会福祉							
6431 -05	6431 -051	保育所							
6441 -01	6441 -011	介護(施設サービス)					6441	介護	644
6441 -02	6441 -021	介護(施設サービスを除く。)							
6599 -01	6599 -011	会員制企業団体	6599	他に分類されない会員制団体	659	他に分類されない会員制団体	65	他に分類されない会員制団体	
6599 -02	6599 -021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)							
6611 -01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	661	物品賃貸サービス	66	対事業所サービス	
	6611 -011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)賃貸業							
	6611 -012	建設機械器具賃貸業							
	6611 -013	電子計算機・同関連機器賃貸業							
	6611 -014	事務用機械器具(電算機等を除く。)							
	6611 -015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業							
6612 -01	6612 -011	貸自動車業	6612	貸自動車業					

基本分類（行445部門×列391部門）			統合小分類（188部門）		統合中分類（108部門）		統合大分類（37部門）	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
6621 -01		広告	6621	広告	662	広告	66	(続き) 対事業所サービス
	6621 -011	テレビ・ラジオ広告						
	6621 -012	新聞・雑誌・その他の広告						
6631 -10	6631 -101	自動車整備	6631	自動車整備	663	自動車整備・機械修理		
6632 -10	6632 -101	機械修理	6632	機械修理				
6699 -01	6699 -011	法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス		
6699 -02	6699 -021	土木建築サービス						
6699 -03	6699 -031	労働者派遣サービス						
6699 -04	6699 -041	建物サービス						
6699 -05	6699 -051	警備業						
6699 -06	6699 -061	と畜場(公営)★★						
6699 -07	6699 -071	と畜場						
6699 -09	6699 -099	その他の対事業所サービス						
6711 -01	6711 -011	宿泊業	6711	宿泊業	671	宿泊業	67	対個人サービス
6721 -01	6721 -011	飲食店	6721	飲食サービス	672	飲食サービス		
6721 -02	6721 -021	持ち帰り・配達飲食サービス						
6731 -01	6731 -011	洗濯業	6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業		
6731 -02	6731 -021	理容業						
6731 -03	6731 -031	美容業						
6731 -04	6731 -041	浴場業						
6731 -09	6731 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業						
6741 -01	6741 -011	映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス		
6741 -02	6741 -021	興行場(映画館を除く。)・興行団						
6741 -03	6741 -031	競輪・競馬等の競走場・競技団						
6741 -04	6741 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地						
6741 -05	6741 -051	遊戯場・その他の娯楽						
6751 -01	6751 -011	獣医業	6751	獣医業	675	獣医業		
6799 -01	6799 -011	写真業	6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス		
6799 -02	6799 -021	冠婚葬祭業						
6799 -03	6799 -031	個人教授業						
6799 -04	6799 -041	各種修理業(別掲を除く。)						
6799 -09	6799 -099	その他の対個人サービス						
6811 -00P	6811 -000P	事務用品	6811	事務用品	681	事務用品	68	事務用品
6911 -00	6911 -000	分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明
7000 -00	7000 -000	内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計

2 最終需要部門

基本分類			統合小分類		統合中分類		統合大分類	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
7111 -00		家計外消費支出(列)	7111	家計外消費支出(列)	711	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)
7211 -00		家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出
7212 -00		対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消費支出				
7311 -01		中央政府集合の消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出
7311 -02		地方政府集合の消費支出						
7311 -03		中央政府個別の消費支出						
7311 -04		地方政府個別の消費支出						
7321 -01		中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)		
7321 -02		地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321 -03		中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321 -04		地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7411 -00		国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)
7511 -00		国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)
7611 -01		生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増	76	在庫純増
7611 -02		半製品・仕掛品在庫純増						
7611 -03		流通在庫純増						
7611 -04		原材料在庫純増						
7800 -00		国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計
7900 -00		国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計
8011 -01		輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出	80	輸出
8011 -02		輸出(特殊貿易)						
8012 -00		輸出(直接購入)						
8100 -00		輸出計	8100	輸出計	810	輸出計	81	輸出計
8200 -00		最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計
8300 -00		需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計
8411 -01		(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入	84	(控除)輸入
8411 -02		(控除)輸入(特殊貿易)						
8412 -00		(控除)輸入(直接購入)						
8511 -00		(控除)関税	8511	(控除)関税	851	(控除)関税	85	(控除)関税
8611 -00		(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税
8700 -00		(控除)輸入計	8700	(控除)輸入計	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計
8800 -00		最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計
8911 -00		商業マージン(卸売)	8911	商業マージン(卸売)	891	商業マージン	89	商業マージン
8912 -00		商業マージン(小売)	8912	商業マージン(小売)				
9011 -00		貨物運賃(鉄道)	9011	貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃	90	貨物運賃
9012 -00		貨物運賃(道路)	9012	貨物運賃(道路)				
9013 -01		貨物運賃(沿海内水面)	9013	貨物運賃(水運)				
9013 -02		貨物運賃(港湾運送)						
9014 -00		貨物運賃(航空)	9014	貨物運賃(航空)				
9015 -00		貨物運賃(利用運送)	9015	貨物運賃(利用運送)				
9016 -00		貨物運賃(倉庫)	9016	貨物運賃(倉庫)				
9700 -00		国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

3 粗付加価値部門

基本分類			統合小分類		統合中分類		統合大分類	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
	7111 -001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
	7111 -002	交際費						
	7111 -003	福利厚生費						
	9111 -000	賃金・俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
	9112 -000	社会保険料(雇用主負担)	9112	社会保険料(雇用主負担)				
	9113 -000	その他の給与及び手当	9113	その他の給与及び手当				
	9211 -000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
	9311 -000	資本減耗引当	9311	資本減耗引当	931	資本減耗引当	93	資本減耗引当
	9321 -000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9411 -000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
	9511 -000	(控除)経常補助金	9511	(控除)経常補助金	951	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
	9600 -000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
	9700 -000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

4 13部門分類と統合大分類の対応

統合大分類		13部門分類	
分類コード	部門名	分類コード	部 門 名
01	農林漁業	01	農林漁業
06	鉱業	02	鉱業
11	飲食料品	03	製造業
15	繊維製品		
16	パルプ・紙・木製品		
20	化学製品		
21	石油・石炭製品		
22	プラスチック・ゴム製品		
25	窯業・土石製品		
26	鉄鋼		
27	非鉄金属		
28	金属製品		
29	はん用機械		
30	生産用機械		
31	業務用機械		
32	電子部品		
33	電気機械		
34	情報通信機器		
35	輸送機械		
39	その他の製造工業製品		
68	事務用品		
41	建設	04	建設
46	電気・ガス・熱供給	05	電気・ガス・水道
47	水道		
51	商業	06	商業
53	金融・保険	07	金融・保険
55	不動産	08	不動産
57	運輸・郵便	09	運輸・郵便
59	情報通信	10	情報通信
61	公務	11	公務
48	廃棄物処理	12	サービス
63	教育・研究		
64	医療・福祉		
65	他に分類されない会員制団体		
66	対事業所サービス		
67	対個人サービス		
69	分類不明	13	分類不明
70	内生部門計	70	内生部門計

※ 13部門分類の分類コードは、01～13を機械的に付番している。

第2章 部門別概念・定義・範囲

本章は、令和2年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を記載したものである。また、平成27年表からの変更内容等についても部門ごとに記載しているほか、第1部第4章の〔別表2〕では、部門分類の新旧対照表を掲載している。

本章は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「,」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを例示している。

ただし、産出される主な財又はサービスが行部門名から明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成27年表からの変更点)

令和2年表において、平成27年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成23年表から平成27年表における変更点について記載している。

(注1) 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

★★・・・非市場生産者（一般政府）

★・・・非市場生産者（対家計民間非営利団体）

無印・・・市場生産者

(注2) Pは仮設部門を示す。

(注3) 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定

された。しかし、平成23年表及び平成27年表に引き続き令和2年表においても、この活動を独立した部門として設けず、概念上、各部門に含まれるものとして扱っているが、これについては、逐一記載していない。

第1節 内生部門

01 農林漁業

列コード	行コード	部門名称
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02	0111-021	麦類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0111-021 小麦」及び「0111-022 大麦」を統合し「0111-021 麦類」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0111-021 小麦(国産)」及び「0111-022 小麦(輸入)」を統合し、「0111-021 小麦」に、「0111-023 大麦(国産)」及び「0111-024 大麦(輸入)」を統合し、「0111-022 大麦」とした。

列コード	行コード	部門名称
0112-01	0112-011	いも類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0112-011 かんしょ」及び「0112-012 ばれいしょ」を統合し、「0112-011 いも類」とする。

(注 意 点) さといも、やまのいも等は「0113-01、-011 野菜」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0112-02	0112-021	豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0112-021 大豆」及び「0112-029 その他の豆類」を統合し、「0112-021 豆類」とする。

(注 意 点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は「0113-01、-011 野菜」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「0112-021 大豆(国産)」及び「0112-022 大豆(輸入)」を統合し、「0112-021 大豆」とした。

列コード	行コード	部門名称
0113-01	0113-011	野菜

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果菜類：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)

葉茎菜類：キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ、もやし

根菜類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の列部門「0113-01 野菜（露地）」及び「0113-02 野菜（施設）」を統合し、「0113-01 野菜」とし、平成27年表の行部門コード「0113-001」を「0113-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0114-01	0114-011	果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ（輸入）、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ（輸入）、果実の植物成長

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0114-011 かんきつ」、「0114-012 りんご」、「0114-019 その他の果実」を統合し、「0114-011 果実」とした。

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

列コード	行コード	部門名称
0115-02	0115-021	飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生葉）、ホップ、茶の植物成長

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0115-021 コーヒー豆・カカオ豆（輸入）」及び「0115-029 その他の飲料用作物」を統合し、「0115-021

飲料用作物」とする。

列コード	行コード	部門名称
0115-09	0115-099	その他の食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グレーンソルガム（輸入）、なたね、ごま、オリーブ、こんにゃくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋（輸入）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「0115-091 雑穀」及び「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」を統合し、「0115-099 その他の食用耕種作物」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0115-092 油糧作物」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち飼肥料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根の生産活動及び細分類0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物（畜産物、蚕を除く。）の種子、球根類、苗木類（山行き苗木を除く。）、苗木類の植物成長

(注 意 点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」

に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成木)の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム(輸入)
	0116-093	綿花(輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作物(い草等)

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、乳子牛の成長増加、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け肉用牛(成牛換算飼養頭数の増減を含む。)、子取り用めす子牛の成長増加、肥育向け子牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減を含む。)、不正常卵、鶏ふん

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-099	その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育

及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0121-091 羊毛」及び「0121-099 他に分類されない畜産」を統合し、「0121-099 その他の畜産」とした。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	農業サービス

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセクター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、種付業、ふ卵業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の「0132-02、-021 農業サービス(獣医業を除く。)」を「0131-01、-011 農業サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表において本部門に含まれていた国有林野事業は「6111-01、-011 公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「6112-01、-011 公務(地方)★★」に分割する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は本部門に計上する。

② 育林の成長増加の推計範囲について、平成27年表の全森林(禁伐分を控除)か

ら天然生林を控除した森林に変更。

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01	0152-011	素材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた国有林野事業は「6111-01、-011 公務(中央)★★」に、地方自治体が行う造林事業は「6112-01、-011 公務(地方)★★」に分割する。ただし、国有林及び公有林に係る国内生産額は本部門に計上する。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「0152-011 素材(国産)」及び「0152-012 素材(輸入)」を統合し、「0152-011 素材」とした。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこと類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による野生鳥獣及び動物原皮

- (注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは「0114-01、-011 果実」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01	0171-011	海面漁業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の行部門「0171-011 海面漁業(国産)」及び「0171-012 海面漁業(輸入)」を統合し、「0171-011 海面漁業」とした。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

列コード	行コード	部門名称
0172-01	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-02		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		石炭・原油・天然ガス
	0611-011	石炭
	0611-012	原油
	0611-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 石炭：原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭
天然ガス：天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「0621-01、-011～-013」を「0611-01、-011～-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩（精鉱）、オリビンサンド

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「0631-01、-011」を「0621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0629-09		その他の鉱物
	0629-091	鉄鉱石
	0629-092	非鉄金属鉱物
	0629-093	石灰石
	0629-094	窯業原料鉱物（石灰石を除く。）
	0629-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類051「金属鉱業」、055「窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）」

及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物のうち石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびんは、「0629-094 窯業原料鉱物（石灰石を除く。）」を競合部門とする。また他部門で副産物として発生する硫黄は、「0629-099 他に分類されない鉱物」を競合部門とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

窯業原料鉱物（石灰石を除く。）：けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

他に分類されない鉱物：重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「0611-01 金属鉱物」及び「0639-09 その他の鉱物」を統合し、「0629-09 その他の鉱物」とした。また平成23年表のコード「0611-011～-012」を「0629-091～-092」に、「0639-091～-092、-099」を「0629-093～-094、-099」にそれぞれ変更。

11 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01	1111-011	食肉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉(馬肉、羊肉、山羊肉、鹿肉等)、と畜副産物(原皮、内臓及び肉鶏処理副産物)

(平成27年表からの変更点)

- ① 平成27年表において本部門に含まれていたと畜場を列部門「6699-06 と畜場(公営)★★」及び「6699-07 と畜場」に分割する。
- ② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場(公営)★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
1111-02	1111 - 021	酪農品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 牛乳、加工乳、乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1111-021 飲用牛乳」及び「1111-022 乳製品」を統合し、「1111-021 酪農品」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1112-03、-031、-032」を「1111-02、-021、-022」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1111-09	1111-099	その他の畜産食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥加工処理を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ(冷蔵品)、焼豚、食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)、その他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)

(注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表で「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた食肉びん・かん詰(コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等)を本部門に統合。

② 平成27年表において、平成23年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表の「1112-01、-011 肉加工品」を「1111-09、-099 その他の畜産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品(丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの)、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-01、-011」を「1112-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食

料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」

（注 意 点）① さくら干し、みりん干しは、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-02、-021」を「1112-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031	水産びん・かん詰

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

（注 意 点）① 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1112-09、-099 その他の水産食料品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-03、-031」を「1112-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-04	1112-041	ねり製品

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「1113-04、-041」を「1112-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1112-09	1112-099	その他の水産食料品

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を

範囲とする。

（品目例示） 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「1113-09、-099 その他の水産食品」を「1112-09、-099 その他の水産食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	精穀

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0961「精米・精麦業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか
（平成27年表からの変更点）

平成27年表の行部門「1113-011 精米」及び「1113-019 その他の精穀」を統合し、「1113-011 精穀」とする。

（注 意 点）① 米（玄米）については、種子及び飼料向けを除き、本部門を経由して産出させているため、本部門の国内生産額には精穀業者が行う精米以外（農家の自家消費等）を含む。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「1114-01、-011、-019」を「1113-01、-011、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	製粉

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小麦粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉、米穀粉

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の行部門「1113-021 小麦粉」及び「1113-029 その他の製粉」を統合し、「1113-021 製粉」とする。

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「1114-02、-021、-029」を「1113-02、-021、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-01、-011」を「1114-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチ並びに5863「パン小売業（製造小売）」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-02、-021」を「1114-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1114-03	1114-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココア及び5861「菓子小売業（製造小売）」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「1115-03、-031」を「1114-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	農産保存食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類093「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、ジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッシュポテト、干がき、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料、野菜ジュースは、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子のかん詰は、「1114-03、-031 菓子類」に含める。
② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)は、「1116-05、-051 調味料」に含める。
③ 平成27年表において、平成23年表で「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていたジャム(びん・かん詰)、野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、原料濃縮果汁を本部門に統合し、平成23年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」を「1115-01、-011 農産保存食料品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	砂糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖(てんさい糖、甘しゅ糖)、含みつ糖、副産物(糖みつ、ビートパルプ)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1116-011 精製糖」及び「1116-019 その他の砂糖・副産物」を統合し、「1116-011 砂糖」とする。

(注 意 点) ① 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖

生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含めない。

- ② 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-01、-011、-019」を「1116-01、-011、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-02、-021」を「1116-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-03	1116-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖（無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖）、水あめ（水あめ、粉あめ）、異性化糖

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-03、-031」を「1116-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-04		動植物油脂
	1116-041	植物油脂
	1116-042	動物油脂
	1116-043	加工油脂
	1116-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類098「動植物油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（果汁搾りかす、野菜屑等）は、植物原油かす

を競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油（あまに油、ひまし油）

動物油脂：動物油脂（牛脂、豚脂等）、魚油

加工油脂：マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-04、-041～-044」を「1116-04、-041～-044」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1116-05	1116-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物（卵白）

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「1117-05、-051」を「1116-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ（コロッケ、カツ、魚フライ等）、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。
② 調理パン及びサンドイッチは「1114-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0993「豆腐・油揚げ製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち即席ココアを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚げ、生揚げ、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち、調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)

(注 意 点) ① 即席ココアは「1114-03、-031 菓子類」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表の「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に含まれていた調理特殊かん詰(カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等)を本部門に統合。
③ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたその他の畜産食料品(精製はちみつ、乾燥卵等)を「1111-09、099 その他の畜産食料品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注 意 点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、

コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1114-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類101「清涼飲料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳飲料、ミネラルウォーター、スポーツドリンク、野菜ジュース

(注 意 点) ① 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1111-02、-21 酪農品」に、濃縮果汁及び天然果汁は「1115-01、-011 農産保存食料品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表で「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれていた野菜ジュースを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（屑肉、副産蛹、くず繭）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等）、その他（たい肥）

(注 意 点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、「0121-09、-099 その他の畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ、加熱式たばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸(生糸、副蚕糸)、綿紡績糸(純綿糸、混紡綿糸)、化学繊維紡績糸(ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸)、毛紡績糸(そ毛糸、紡毛糸)、ねん糸、かさ高加工糸、その他の紡績糸(絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸等)

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用

される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物(そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物)、麻織物(亜麻織物、ちよ麻織物、黄麻織物、繊維製ホース、麻風合成繊維織物)、細幅織物、その他の織物(モケット等)

(注意点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。

② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 国内生産額は、「販売分(原材料購入分)」及び「賃加工分(原材料支給分)」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため、「販売分(原材料購入分)」については、販売額から原材料の購入分を

差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類115「綱・網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綱・網(ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地)、他に分類されない繊維工業製品(レース生地・雑品、組ひも、整毛(洗上羊毛、トップ、反毛等)、フェルト、不織布(乾式)、上塗りした織物、防水した織物、その他の繊維粗製品(ふとん綿、リリヤン、モール、ふさ類等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1519-091 綱・網」及び「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」を統合し、「1519-099 その他の繊維工業製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む、下着を除く)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のものと及び1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、シャツ、事務用・作業用・衛生用衣服、スポーツ用衣服、学校服、下着、寝着類、和装製品(既製和服・帯、ショール、足袋類等)

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1166「ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セーター類などを除く)」、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のものと及び1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アウターシャツ類、セーター類、その他の外衣・シャツ(成人男子・少年服、成人女子・少女服、乳幼児服、スポーツ用衣服、海水着等)、下着、寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、靴下、手袋、帽子、毛皮製衣服・身の回り品、なめし革製衣服、繊維製履物

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、その他の寝具(寝

具用カバー、シーツ、タオルケット、枕、クッション、寝袋等)、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料(ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう(布製)、衛生マスク、三角きん、眼帯、綿棒)、他に分類されない繊維既製品(帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1529-091 繊維製衛生材料」及び「1529-099 他に分類されない繊維既製品」を統合し、「1529-099 その他の繊維既製品」とする。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(木くず)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「単板(ベニヤ)製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、普通合板、特殊合板、集成材

(注意点) 平成27年表において、日本標準産業分類の改定により、平成23年表で本部門に含まれていた床板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1213「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-099	その他の木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、1228「床板製造業」、小分類123「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び129「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品(造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱、床板)、他に分類されない木製品(経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠、巻枠、たる、おけ類、薬品処理木材、コルク製品、はし、げた、せいろ、靴型、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「1619-091 建設用木製品」及び「1619-099 他に分類されない木製品」を統合し、「1619-099 その他の木製品」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、日本標準産業分類の改定により、平成23年表で「1611-02、-021 合板・集成材」に含まれていた床板を本列部門及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1311「木製家具製造業(漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、テーブル、いす、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また製造

小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、事務所用・店舗用装備品(陳列ケース、アコーディオンカーテン等)、窓用・扉用日よけ(ブラインド等)、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、つい立、鏡縁、額縁、黒板、プラスチック製家具、窯業・土石製家具

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1421「洋紙製造業」、1423「機械すきと紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」の生産活動を範囲と

する。独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を含む。

（品目例示） 新聞巻取紙、印刷用紙、情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

（注 意 点） 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は、「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 段ボール（シート）

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1431「塗工紙製造業（印刷用紙を除く）」及び1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、ブックバイディングクロス、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 重包装紙袋（セメント袋、米麦袋等）、角底紙袋（ショッピングバッグ、手提紙袋等）、紙箱（折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等）、その他の紙器（紙筒、紙コップ、紙皿等）

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 紙製衛生材料（衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等）、紙製衛生用品（紙おむつ、紙タオル、紙ナプキン、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）

（注 意 点） ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙は、「1632-01、-011 洋紙・和紙」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

（品目例示） 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー製品、バルカナイズドファイバー製品

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（硫酸、塩安、けい酸石灰等）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料（アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん）、複合肥料（りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料）

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ソーダ灰、か性ソーダ、液体塩素、その他のソーダ工業製品（塩素ガス、塩酸ガス、塩酸、高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2021-011 ソーダ灰」、「2021-012 か性ソーダ」、「2021-013 液体塩素」及び「2021-019 その他のソーダ工業製品」を統合し、「2021-011 ソーダ工業製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸化チタン、カーボンブラック、その他の無機顔料（亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔料、銀朱）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2029-011 酸化チタン」、「2029-012 カーボンブラック」及び「2029-019 その他の無機顔料」を統合し、「2029-011 無機顔料」とする。

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は、列部門「0629-09 その他の鉱物」及び行部門「0629-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01	2031-011	石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2031-011 エチレン」、「2031-012 プロピレン」及び「2031-019 その他の石油化学基礎製品」を統合し、「2031-011 石油化学基礎製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02	2031-021	石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む。）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2031-021 純ベンゼン」、「2031-022 純トルエン」、「2031-023 キシレン」及び「2031-029 その他の石油化学系芳香族製品」を統合し、「2031-021 石油化学系芳香族製品」とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01	2041-011	脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1632「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 合成オクタノール、合成ブタノール、酢酸、二塩化エチレン、アクリロニトリル、エチレングリコール、酢酸ビニル（モノマー）、その他の脂肪族中間物（イソプロピ

ルアルコール、酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2041-011 合成オクタノール・ブタノール」、「2041-012 酢酸」、「2041-013 二塩化エチレン」、「2041-014 アクリロニトリル」、「2041-015 エチレングリコール」、「2041-016 酢酸ビニルモノマー」及び「2041-019 その他の脂肪族中間物」を統合し、「2041-011 脂肪族中間物」とする。

(注 意 点) ① 生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2041-011 合成アルコール類」に含まれていたエチルアルコール（石油系）、合成高級アルコール（C9以上のもの）及びイソプロピルアルコールを行部門「2041-019 その他の脂肪族中間物」に統合し、平成23年表の行部門「2041-011 合成アルコール類」を「合成オクタノール・ブタノール」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02	2041-021	環式中間物・合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 合成染料、有機顔料、スチレンモノマー、合成石炭酸、テレフタル酸、ジメチルテレフタレート、カプロラクタム、その他の環式中間物（無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキサン、アニリン、ニトロベンゼン、クロルベンゼン）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2041-021 合成染料・有機顔料」、「2041-022 スチレンモノマー」、「2041-023 合成石炭酸」、「2041-024 テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」、「2041-025 カプロラクタム」及び「2041-029 その他の環式中間物」を統合し、

「2041-021 環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。

- (注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表の列部門「2041-02 環式中間物」及び「2041-03 合成染料・有機顔料」を統合し、「2041-02 環式中間物・合成染料・有機顔料」とした。
- ② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2041-029 その他の環式中間物」に含まれていたジメチルテレフタレート「2041-023 テレフタル酸（高純度）」に統合し、「2041-024 テレフタル酸・ジメチルテレフタレート」とした。
- ③ 平成27年表において、平成23年表のコード「2041-031」を「2041-021」に、「2041-021～-022、-024」を「2041-022～-023、-025」にそれぞれ変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン酸系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1633「発酵工業」及び1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動を範囲とする。日本アルコール産業株式会社の生産活動を含む。

(品目例示) 純ベンゼン（非石油系）、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2051-02	2051-021	熱可塑性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリエチレン（低密度のもの、EVA（エチレン・酢酸ビニルコポリマー）、高密度のもの）、ポリスチレン（成形材料（GP・HI）、発泡用（FS）、AS樹脂、ABS樹脂）、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂（ポリマー、コポリマー、ペースト）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2051-021 ポリエチレン（低密度）」、「2051-022 ポリエチレン（高密度）」、「2051-023 ポリスチレン」、「2051-024 ポリプロピレン」及び「2051-025 塩化ビニル樹脂」を統合し、「2051-021 熱可塑性樹脂」とする。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート（繊維用を除く）、ポリブチレンテレフタレート、ポリフェニレンサルファイドの生産活動を範囲とする。

- (注 意 点) ① ポリエチレンテレフタレート（繊維用）は、「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。
- ② 平成27年表において、平成23年表で「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含まれていたポリフェニレンサルファイドを本部門に統合。
- ③ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂（ポリブテン、石油樹脂）、メタクリル樹脂（成形材料、板状等材料）、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート（繊維用）、その他の樹脂

- (注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表で「2051-03、-031 高機能性樹脂」に含まれていた変性ポリフェニレンエーテルを本部門に統合。
- ② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたポリフェニレンサルファイドを「2051-03、-031 高機能性

樹脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	化学繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レーヨン・アセテート（ビスコース長繊維系・短繊維、キュプラ長繊維系・短繊維、アセテート長繊維系・短繊維）、合成繊維（ナイロン長繊維系・短繊維、ポリエステル長繊維系・短繊維、アクリル長繊維系・短繊維、ビニロン長繊維系・短繊維、ポリプロピレン長繊維系・短繊維）

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2061-011 レーヨン・アセテート」及び「2061-012 合成繊維」を統合し、「2061-011 化学繊維」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「2061-01 レーヨン・アセテート」及び「2061-02 合成繊維」を統合し、「2061-01 化学繊維」とした。また平成23年表のコード「2061-021」を「2061-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品（循環器官用薬、抗生物質製剤等）、医薬部外品（清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤）、動物用医薬品・医薬部外品

(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2082-01、-011 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油（食用）を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び1643「界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 油脂加工製品：硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン

界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）：
陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

（注 意 点）① 平成27年表において、平成23年表の列部門「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」を「油脂加工製品・界面活性剤」に名称変更。
② 平成27年表において、平成23年表の行部門「2081-013 界面活性剤」を「界面活性剤（石けん・合成洗剤を除く。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	化粧品・歯磨

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 香水、オーデコロン、頭髮用化粧品（シャンプー、ヘアリンス、養毛料、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等）、特殊用途化粧品（日やけ止め・ひげそり用化粧品等）、歯磨

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2081-02、-021」を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	塗料

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1644「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2082-01、-011」を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-02	2083-021	印刷インキ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1645「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷インキ用ワニス

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表のコード「2082-02、-021」を「2083-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1692「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ（鼠）剤、植物成長調整剤、補助剤

（注 意 点） 殺虫・殺そ（鼠）剤（農薬を除く。）及び殺菌・消毒剤（農薬を除く。）の活動は、「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1694「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2089-02	2089-021	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1695「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、製版用感光材料、写真用化学薬品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「2083-01、-011」を「2089-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09	2089-091 2089-099	その他の化学最終製品 触媒 他に分類されない化学最終製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1646「洗浄剤・磨用剤製造業」、1647「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試薬製造業」及び1699「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 他に分類されない化学最終製品：洗浄剤・磨用剤（クレンザー、ワックス、靴クリーム等）、ろうそく、火薬類（無煙火薬、電気雷管等）、香料、天然樹脂製品、木材化学製品、試薬、他に分類されない化学工業製品（デキストリン（可溶性でんぷんを含む）、修正液、漂白剤等）

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01	2111-011 2111-012 2111-013 2111-014 2111-015 2111-016 2111-017 2111-018 2111-019	石油製品 ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ 液化石油ガス その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01	2121-011 2121-019	石炭製品 コークス その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類173「コークス製造業」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗製ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部

門とする。また他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗製ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）」及び189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック板（平板・波板・積層品・化粧板）・棒、プラスチック管（硬質管、ホース）、プラスチック継手、プラスチック異形押出製品（雨どい等）、プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械器具用

プラスチック製品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等）、電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装用品等）、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、工業用強化プラスチック製品、その他の強化プラスチック製品（保安帽（帽体）、がい子、橋脚、コンテナ等）、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：飲料用プラスチックボトル、プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製台所・食卓用品（まな板、ボウル、食器、盆等）、プラスチック製浴室用品、その他のプラスチック製日用雑貨

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品（くい、棚、漁礁等）、医療・衛生用プラスチック製品、その他のプラスチック製品（結束テープ、絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝等）、プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

列コード	行コード	部門名称
2229-09		その他のゴム製品
	2229-091	ゴム製・プラスチック製履物
	2229-099	他に分類されないゴム製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」、193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ゴム製・プラスチック製履物：ゴム製履物・同附属品（地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）、ゴム製の履物用品（ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲等））、プラスチック製履物・同附属品（プラスチック製靴（合成皮革製靴、プラスチック成形靴など）、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品）

他に分類されないゴム製品：コンベヤゴムベルト、平ベルト、Vベルト（ファンベルトを含む）、ゴムホース、工業用ゴム製品（防振ゴム、ゴム製パッキン類等）、ゴム引布、ゴム引布製品（エアーマットレス等）、医療・衛生用ゴム製品（乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等）、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品（フォームラバー、ゴム手袋（医療用を除く）、消しゴム、ゴムバンド等）

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の列部門「2229-01 ゴム製・プラスチック製履物」及び「2229-09 その他のゴム製品」を統合し、「2229-09 その他のゴム製品」とした。また平成23年表の行部門「2229-099 その他のゴム製品」を「他に分類されないゴム製品」に名称変更し、コード「2229-011」を「2229-091」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01	2511-011	板ガラス・安全ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板ガラス(普通板ガラス、変り板ガラス、磨き板ガラス)、安全ガラス・複層ガラス(合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2511-011 板ガラス」及び「2511-012 安全ガラス・複層ガラス」を統合し、「2511-011 板ガラス・安全ガラス」とする。

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維製品(フェルト、ボード、筒等)、ガラス長繊維製品(ロービング、チョップドストランド、糸、布、マット等)、光ファイバ(素線)

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は、「2511-099 他に分類されな

いガラス製品」を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用・電子管用ガラスバルブ、その他のガラス管・棒・球(アンプル用ガラス管等)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明用・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラスタイル等)

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは中間製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、シリカセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2123「コンクリート製品製造業」及び2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート

製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、コンクリート系プレハブ住宅、その他のセメント製品（セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等）

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 建設用陶磁器：衛生陶器（浴槽、洗面手洗器、便器、水槽等）、タイル（モザイクタイル、内装タイル等）

工業用陶磁器：電気用陶磁器（がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミック製IC基板・パッケージ（焼結し放しのもの）等）、理化学用・工業用陶磁器、理化学用・工業用ファインセラミックス（焼結し放しのもの）

日用陶磁器：陶磁器製食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい（坏）土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 耐火れんが、不定形耐火物（耐火モルタル、キャストブル耐火物等）、人造耐火材（マグネシアクリンカー、合成ムライト等）、その他の耐火物（粘土質るつぽ、高炉用ブロック等）

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類213「建設用粘

土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2192「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 石こうボード・同製品（化粧ボード、ラスボード、シーリング石こうボード、強化石こうボード等）、石こうプラスタ、焼石こう、粘土かわら（いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら）、普通れんが、その他の建設用粘土製品（陶管等）

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1113「炭素繊維製造業」及び小分類216「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト等）、炭素繊維、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、黒鉛るつぽ、精製黒鉛、炭素れんが、黒鉛れんが、特殊炭素製品

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙、再生研磨材、天然と石

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類218「骨材・石工品等製造業」、細分類2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鋳型製造業（中子を含む）」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（鋳さい（鋳滓））は、本部門を競合部門とする。

（品目例示） 砕石、石材、ほうろう鉄器（台所・食卓

用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉碎・その他の処理品)、宝飾製品(七宝製品、人造宝石)、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の「0621-02、-021 碎石」を本部門に統合。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「0631-02、-021 碎石」を「0621-02、-021」にコード変更。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理, 補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01	2621-011	熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。

なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼(鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼)、普通鋼鋼板(厚板、中板、薄板)、普通鋼鋼帯(冷延用鋼帯、その他用鋼帯)、普通鋼小棒(小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼)、その他の普通鋼熱間圧延鋼材(軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪)、特殊鋼熱間圧延鋼材(工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2621-011 普通鋼形鋼」、「2621-012 普通鋼鋼板」、「2621-013 普通鋼鋼帯」、「2621-014 普通鋼小棒」、「2621-015 その他の普通鋼熱間圧延鋼材」及び「2621-016 特殊鋼熱間圧延鋼材」を統合し、「2621-011 熱間圧延鋼材」とする。

列コード	行コード	部門名称
2622-01	2622-011	鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う

事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管(普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管)、特殊鋼鋼管(特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2622-011 普通鋼鋼管」及び「2622-012 特殊鋼鋼管」を統合し、「2622-011 鋼管」とする。

列コード	行コード	部門名称
2623-01	2623-011	冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材(磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼)、特殊鋼冷間仕上鋼材(磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素鋼線、その他の特殊鋼線)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2623-011 普通鋼冷間仕上鋼材」及び「2623-012 特殊鋼冷間仕上鋼材」を統合し、「2623-011 冷間仕上鋼材」とする。

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類224「表面処理鋼材製造業」のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を除く生産活動

を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01	2631-011	鉄鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2253「鉄鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼(普通鋼・特殊鋼鍛鋼品(打放))、
鉄鋼(普通鋼・特殊鋼鉄鋼品(鑄放))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2631-011 鍛鋼」及び「2631-012 鉄鋼」を統合し、「2631-011 鉄鍛鋼」とする。

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鉄鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2293「鉄鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管(普通・強じん鉄鉄)、異形管(普通・強じん鉄鉄)

列コード	行コード	部門名称
2631-03	2631-031	鉄鉄品・鍛工品(鉄)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2251「鉄鉄鑄物製造業(鉄鉄管、可鍛鉄鉄を除く)」、2252「可鍛鉄鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄鉄品(鉄鉄鑄物、球状黒鉛鉄鉄、合金鉄鉄、可鍛鉄鉄、精密鑄造品、可鍛鉄鉄製鉄管継手)、鍛工品(鉄)(鍛工品(自動車用、産業機械器具用等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2631-031 鉄鉄品」及び「2631-032 鍛工品(鉄)」を統合し、「2631-031 鉄鉄品・鍛工品(鉄)」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部

門「2631-03 鉄鉄品及び鍛工品(鉄)」を「鉄鉄品・鍛工品(鉄)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2311「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。
なお、粗銅は中間製品扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2312「亜鉛第1次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち鉛第1次製錬・精製業、2321「鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）」及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。
なお、粗鉛（副産粗鉛を含む）は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム（再生を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業及び2322「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミニウム、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、

鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。
なお、裸線（電線メーカー向け心線）及び荒引線は中間製品扱いとする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2342「光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム圧延製品（板、円板、条、管、棒、線、型材、はく）

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳物（銅、銅合金、アルミニウム等）、ダイカスト（アルミニウム、亜鉛等）、精密鋳造品、鍛造品（アルミニウム等）

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、粗製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、非鉄金属・同合金展伸材（アルミニウムを除く）、非鉄金属・同合金粉、その他の非鉄金属製品

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、メタルラス、シャッタ、建築用板金製品、金属製物置

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房・調理装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・ふろ釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房機、温水ボイラ等の暖房装置、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器・暖厨房機器」を「ガス・石油機器・暖房・調理装置」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、ドラム缶、コンテナ、板金製タンク、高圧容器(ボンベ)

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事附属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品(粉末や金によるもの)、超硬チップ、超硬工具(粉末や金によるもの)

刃物・道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具(ほう丁、ナイフ類、はさみ、理

髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等)、やすり、作業工具(スパナ、ペンチ、ドライバ等)、手引のこぎり、のこ刃、農業用器具(すき、くわ、かま等)、農業用器具部分品

列コード	行コード	部門名称
2899-09	2899-099	その他の金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)」、小分類246「金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」、247「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」、細分類2491「金庫製造業」及び2499「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う貨幣の生産活動を含む。

(品目例示) 金属プレス製品(アルミニウム製金属プレス製品(機械部分品、台所・食卓用品、飲料用缶)、その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品、王冠等))、金属線製品(くぎ、金属製金網、PC鋼より線、ワイヤロープ、溶接棒)、他に分類されない金属製品(洋食器、その他の金物類(錠、かぎ、建築用金物、架線金物等)、金属表面処理品(金属彫刻品、金属熱処理品等)、金庫・同部分品・取付具・附属品、その他の金属製品(貨幣、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製チューブ、打ちはく、脚立等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2899-091 金属プレス製品」、「2899-092 金属線製品」及び「2899-099 他に分類されない金属製品」を統合し、「2899-099 その他の金属製品」とする。

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（舶用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

(注意点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「はん用内燃機関製造業」及び2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、はん用ガス機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

(注意点) ① 本部門は、舶用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。
② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類252「ポンプ・圧縮機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポンプ・同装置（単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ等）、空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機（往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機等）、油圧・空圧機器（油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮器等）、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(注意点) ① 消防用ポンプ、船用ポンプは本部門に含める。

② 真空ポンプは「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」に、航空機用の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」に、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ（家庭用を含む）、エスカレータ（動く歩道を含む）、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 自動車用エレベータは、「2919-09、-099 その他のはん用機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、玉軸受・ころ軸受の部分品

列コード	行コード	部門名称
2919-09	2919-099	その他のはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2531「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置(変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン)、他に分類されないはん用機械(工業窯炉、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、重油・ガス燃焼装置、駐車装置、自動車用エレベータ、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2919-091 動力伝導装置」及び「2919-099 他に分類されないはん用機械」を統合し、「2919-099 その他はん用機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 農業用手道具は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘削機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破碎機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン、毛糸手編機械等)、繊維機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3014-01	3014-011	生活関連産業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類264「生活関連産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食品機械・同装置(穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品機械・同装置の部分品・取付具・附属品)、木材加工機械(製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木材加工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレース、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品)、パルプ装置・製紙機械(パルプ製造機械・同装置(割木機、碎木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、その他の製紙機械(断裁機、巻取機、コーティングマシン等)、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品)、印刷・製本・紙工機械(印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3判以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鑄造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品)、包装・荷造機械(個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3014-011 食品機械・同装置」、「3014-012 木材加工機械」、「3014-013 パルプ装置・製紙機械」、「3014-014 印刷・製本・紙工機械」及び「3014-015 包装・荷造機械」を統合し、「3014-011 生活関連産業用機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2652「化学機

械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ろ過機器、分離機器、熱交換器(分縮機、熱交換器を含む)、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸餾機器、晶出機器、乾燥機器、集じん機器、化学装置用タンク(固定式、浮屋根式、球形等)、環境装置(化学的处理を行うもの)、その他の化学機械・同装置(圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器等)、化学機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「鑄造装置製造業」及び2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鑄造装置(ダイカストマシン、その他の鑄造装置(造型機、型込機、中子整型機、特殊造型機等)、鑄型、鑄型定盤(製鉄・製鋼用に限る)、鑄造装置の部分品・取付具・附属品)、プラスチック加工機械(射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3015-021 鑄造装置」及び「3015-022 プラスチック加工機械」を統合し、「3015-021 鑄造装置・プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「金属工作機械製造業」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、専用機、マシニングセンタ、その他の金属工作機械(平削盤、形削盤、ブローチ盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤等)、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械・同附属装置、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、その他の金属加工機械(製管機械、気圧プレス等)、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2664「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、ダイヤモンド工具、空気動工具、電動工具、治具、金属加工用附属品

(注 意 点) 超硬工具(粉末や金製品)は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類267「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製

造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーブプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鑄造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 真空装置・真空機器(半導体製造装置を除く)(真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置等)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 数値制御ロボット、マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械（たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等）、その他の生産用機械の部分品・取付具・附属品

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デジタル式複写機、フルカラー複写機、静電間接式複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金銭登録機（レジスタ）、電子会計機（プログラム内蔵方式でないもの）、ワードプロセッサ、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機（B3判未満）、硬貨計算機、事務用シュレツダ、製図機械、その他の事務用機械の部分品・取付具・附属品

(注意点) 電子計算機は「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体（パソコンを除く。）」に、計算尺、そろばん、謄写版及び図案・製図用具などの事務用具は「3919-04、-041 筆記具・文具」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01	3112-011	サービス用・娯楽用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類272「サービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機（飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品）、娯楽用機器（パチンコ・スロットマシン（パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロット

マシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器
(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、
業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽
機器(ジェットコースター、メリーゴーラ
ンド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部
分品・取付具・附属品)、その他のサービス
用機器(業務用洗濯装置、自動車整備・サー
ビス機器、その他のサービス用機械器具
(業務用食器洗浄機、自動給茶機、自動改
札機、自動入場機、両替機、コインロッカー、
自動ドア等)、その他のサービス用機器の
部分品・取付具・附属品)

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「3112-011 自動販
売機」、「3112-012 娯楽用機器」及び「3112-
019 その他のサービス用機器」を統合し、
「3112-011 サービス用・娯楽用機器」とす
る。

(注 意 点) ① 家庭用エレベータは、「2913-01、-011
運搬機械」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表の列
部門「3112-01 サービス用機器」を「サー
ビス用・娯楽用機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類273「計量器・
測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲
とする。

(品目例示) 体積計(積算体積計(オイルメータ、ガ
スメータ、水量メータ等)、その他の体積計
(ます、化学用体積計、メスフラスコ等))、
はかり(台はかり、ばね式はかり、電子は
かり等)、圧力計・流量計・液面計等(圧力
計、金属温度計、流量計、液面計)、精密測
定器(工業用長さ計等)、分析機器(光分析
装置、その他の分析装置)、試験機(材料試
験機、その他の試験機)、測量機械器具
(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量
機、水準測量機等)、理化学機械器具(研究
用機器(化学機器、物理学機器、気象観測
機器等)、教育用機器(物理・化学博物実験
機器、数学機器等)、天文機器、地球物理学

機器(重量計、磁力計等)等)、その他の計
量器・測定器・分析機器・試験機・測量機
械器具・理化学機械器具(一般長さ計、光
度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計
測器、密度計、比重計、騒音計、周波数計、
速さ計、地震計、温度計(ガラス製のもの)
等)、計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具・理化学機械器具の部分品・
取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類274「医療用
機械器具・医療用品製造業」の生産活動を
範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・同装置、病院用器具・
同装置、歯科用機械器具・同装置、医療用
品、動物用医療機械器具、歯科材料、医療
用機械器具の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 医療用のX線装置、電子応用装置及び
レーザ応用装置は、「3331-01、-011 電子応
用装置」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類275「光学機
械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲
とする。

(品目例示) 顕微鏡・望遠鏡等(望遠鏡、双眼鏡、顕
微鏡、拡大鏡)、写真機・映画用機械(カメ
ラ(デジタルカメラを除く)(フォーカルプ
レンシャッタ式カメラ、レンズシャッタ式
カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レフカ
メラ、小型カメラ、業務用カメラ等)、写真
装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・
仕上器具、写真乾燥機、リーダー、ビュー
ア等)、映画用機械器具(映画用撮影機、映
写機、スライド映写機、映画現像装置、映
画焼付機、映写スクリーン等))、光学機械
用レンズ・プリズム(カメラ用レンズ、カ
メラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム)、
顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属

品、写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品（フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボデー、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等）

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 銃、砲、爆発物投射機、銃弾、砲弾、爆発物、その他の武器（火えん発射機、戦闘車両、射撃指揮装置等）、武器の部分品・附属品

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	半導体素子

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2812「光電変換素子製造業」及び2813「半導体素子製造業（光電変換素子を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 光電変換素子（発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル等）、その他の半導体素子（ダイオード、整流素子、トランジスタ（シリコントランジスタ、電界効果型トランジスタ、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ等）、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、受光素子等）

（注 意 点 ） ① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-02、-021」を「3211-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	集積回路

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、実装していない集積回路は中間製品扱いとする。

（品目例示） 線形回路、バイポーラ型集積回路、モスタ型集積回路、混成集積回路、実装していない集積回路（輸出分）

（注 意 点 ） ① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	液晶パネル

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パ

ネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 液晶パネル(アクティブ型(TFT型)、パッシブ型)、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、液晶素子

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3211-04、-041」を「3211-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	フラットパネル・電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電子管(マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管等)、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)、その他のフラットパネル(有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等)

(注 意 点) ① 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表で「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていたその他のフラットパネルを本部門に統合し、平成23年表の「3211-01、-011 電子管」を「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	記録メディア

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類283「記録メディア製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 半導体メモリメディア(SDメモ리카ード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等)、光ディスク(生のもの)(光磁気ディスク(MO等)、CD-R/RW、DVD

-R/RW、BD-R/RW等)、磁気ディスク(生のもの)(リジッドディスク等)、磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電子計算機用)

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で「3299-09、-099 その他の電子部品」に含まれていた半導体メモリメディアを本部門に統合し、平成23年表の「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」を「記録メディア」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) リジッドプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類282「電子部品製造業」、285「ユニット部品製造業」及び289「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、コンデンサ、変成器(トランス)、複合部品、音響部品、磁気ヘッド、小形モータ(3W未満のもの)、コネクタ、スイッチ、リレー、ユニット部品(スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット等)、その他の電子部品等(磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)、タッチパネルセンサ、LEDランプ等)

(注 意 点) ① 超小形電動機(3W未満)は、本部門に含める。
② LED(発光ダイオード)ランプは、本部門に含める。
③ 半導体素子、集積回路、電子管の部品は、本部門に含める。
④ 有線電気通信機器、無線電気通信機器

(携帯電話機を除く。)、ラジオ・テレビ受信機、その他の電気通信機器(交通信号保安装置を除く。)の部分品・附属品は、本部門に含める。

- ⑤ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていたその他のフラットパネルを「3211-04、-041 フラットパネル・電子管」に、半導体メモリメディアを「3299-01、-011 記録メディア」にそれぞれ統合。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01		回転電気機械
	3311-011	発電機器
	3311-012	電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 発電機器:タービン発電機(交流)、エンジン発電機(交流)、その他の発電機(直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、その他の回転電気機械、発電機器の部分品・取付具・附属品

電動機:直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機(同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電機、ステッピングモータ等)、電動機の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) ① 自動車、航空機などの内燃機関用の発電機、電動機は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

② 超小形電動機(3W未満)は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2912「変圧器類製造業(電子機器用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、リアクトル、誘導電圧調整器、変圧器類の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「電力開

閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電力開閉装置(継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ)、配電盤・電力制御装置(配電盤、監視制御装置、分電盤等)、電力開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2915「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、その他の配線器具・配線附属品(電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、端子等)

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2922「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発電機、始動電動機、磁石発電機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2921「電気溶接機製造業」及び2929「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気溶接機(アーク溶接機、抵抗溶接機)、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2932「空調・住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形等)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器(電気がま、電子レンジ(オープンレンジ、スチームレンジを含む)、電気冷蔵庫、電磁調理器(IH調理器、IHクッキングヒーター等)、その他のちゅう房機器(電気ポット、食器洗い機、食器乾燥機等)、空調・住宅関連機器(扇風機、換気扇、電気温水器、加湿器、除湿器、空気清浄機等)、衣料衛生関連機器(電気アイロン、電気洗濯機、電気掃除機、衣料乾燥機等)、その他の民生用電気機器(電気こたつ、理容用電気器具(電気かみそり、ヘアドライヤ等)、電気温水洗浄便座、電気ストーブ、電気カーペット、家庭用高周波等治療器等)、民生用電気機械器具(民生用エアコンディショナを除く)の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) X線装置(医療用、産業用)、医療用電子応用装置、その他の電子応用装置(超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レー

ザ装置、磁気応用探知装置等)、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、ハロゲン電球、蛍光灯、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、HIDランプ

(注 意 点) ① LED(発光ダイオード)ランプは、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウィンカ、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蓄電池(鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池)、一次電池(マンガン乾電池、アルカリマンガン乾電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池等)、電池の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類299「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、太陽電池モジュール、他に分類されない電気機械器具(電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、リードフレーム等)

(注 意 点) 電球類の部品は、本部門に含める。

34 情報通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話(有線)装置(電話機、交換機、インターホン、電話応用装置等)、電信・画像(有線)装置(ファクシミリ、テレビ会議電話装置等)、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム)等)

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)は、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機・ファクシミリの子機が外部ではPHSとして利用できるものは本部門に含める。また本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは、「3411-02、-021 携帯電話機」に含める。

③ 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話機・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話機(PHS)

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、その他の移動局通信装置、携帯用通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話機(PHS)を除く)、無線応用装置(GPS装置、カーナビゲーションシステム、ETC等)、その他の無線通信装置(パーソナル無線装置等)

(注 意 点) ① 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-04	3411-041	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビジョン受信機(録画・再生機能一体型を含む)(液晶パネル式、プラズマディスプレイパネル式、ブラウン管式、プロジェクション式(受信機一体型)等)

(注 意 点) ① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-03、-031」を「3411-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-09	3411-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3015「交通信

号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、ガス警報機

(注 意 点) ① その他の電気通信機器(交通信号保安装置を除く。)の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成27年表において、平成23年表のコード「3412-09、-099」を「3411-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3021「ビデオ機器製造業」及び3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 録画・再生装置(DVDレコーダ等)、ビデオカメラ(放送用を除く)、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、デジタルオーディオディスプレイ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、その他の電気音響機械器具(テープレコーダ、ICレコーダ等)、スピーカシステム・マイクロホン・イヤホン・音響用ピックアップ類等(完成品)、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

品

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「3411-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) パーソナルコンピュータ(デスクトップ型、ノートブック型、タブレット型等)、パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(オフィスコンピュータ、ワークステーション等)、電子計算機(パソコンを除く)の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」及び3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 外部記憶装置(磁気ディスク装置、光ディスク装置、ディスクアレイ装置等)、印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置(プロッター)等)、表示装置(ディスプレイ(電子計算機用)等)、その他の附属装置(金融用端末装置、その他の端末装置、その他の入出力装置等)、電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車（ハイブリッド車）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車（ハイブリッド車）の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小型乗用車、普通乗用車（いずれもハイブリッド車）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「3511-01、-011 乗用車」に含まれていたハイブリッド車を分割し、本部門を新設。

（注 意 点）① シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

② 軽乗用車（ハイブリッド車）及びプラグインハイブリッド車は、「3511-02、-021 乗用車（ハイブリッド車を除く。）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3511-02	3511-021	乗用車（ハイブリッド車を除く。）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車（ハイブリッド車を除く）の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 軽乗用車、小型乗用車（ハイブリッド車を除く）、普通乗用車（ハイブリッド車を除く）

（平成27年表からの変更点）

① 平成27年表において本部門に含まれていたハイブリッド車を分割し、「3511-01、-011 乗用車（ハイブリッド車）」を新設。

② 平成27年表の「3511-01、-011 乗用車」を「3511-02、-021 乗用車（ハイブリッド車を除く。）」にコード及び名称変更

（注 意 点）① シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

② 軽乗用車（ハイブリッド車）及びプラグインハイブリッド車は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

（注 意 点） シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。

（注 意 点） 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

（担当府省庁） 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータースクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品(ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等)

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品、車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット(乗用車、バス、トラック、二輪自動車)

(注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品(FOB価格)の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(注意点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製(鋼船を除く。)舟艇(20総トン数未満)

(注意点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇(20総トン数未満)は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用蒸気機関、船用電気点火機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(注意点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類312「鉄道車

両・同部分品製造業」のうち、製造及び改造に係る活動を範囲とする。

（品目例示） 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

（注 意 点 ） ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、「3411-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

（注 意 点 ） ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。

② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

（品目例示） 航空機（飛行機（ターボジェット機、ターボプロップ機等）、ヘリコプタ、その他の航空機（グライダー、飛行船等）、航空機用発動機（ターボジェット発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、主翼、胴体、降着装置、操縦訓練用設備等）

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 完成自転車（軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車）、車いす（手動式）、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

（注 意 点 ） 車いす（電動式）は、「3599-09、-099 その他の輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09	3599-099	その他の輸送機械

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 産業用運搬車両（フォークリフトトラック、構内運搬車（蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等）、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリヤ、産業用トレーラ、パレットトラック、ショベルトラック（建設用を除く）、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品）、他に分類されない輸送機械（飛ばし体（ロケット、人工衛星、宇宙船等）、飛ばし体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具（荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート、車いす（電動式）等）、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の行部門「3599-091 産業用運搬車両」及び「3599-099 他に分類されない輸送機械」を統合し、「3599-099 その他の輸送機械」とする。

（注 意 点 ） 車いす（手動式）は、「3599-01、-011 自転車」に含める。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」及び159「印刷関連サービス業」の活動を範囲とする。独立行政法人国立印刷局が行う印刷・製版・製本の活動を含む。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 印刷(オフセット印刷(平版印刷、デジタル印刷等)、とつ版印刷(活版印刷等)、おう版印刷(スクリーン印刷、グラビア印刷等)、官報印刷、紙幣印刷、紙以外のものに対する印刷(特殊印刷))、製版(写真製版、フォトマスク、活字、鉛版、銅おう版、木版彫刻製版)、製本、印刷物加工、その他の印刷関連、独立行政法人国立印刷局広告料収入

(注 意 点) 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 革製履物(紳士用革靴(23cm以上)、婦人用・子供用革靴、運動用革靴(登山靴、スケート靴、スパイク靴、ゴルフ靴等)、作業用革靴(保安靴、耐電靴、耐酸靴等)、その他の革製靴(一部革製の靴等)、その他の革製履物(草履、スリッパ、サンダル等))、革製履物用材料・同附属品(甲、靴底、かかと等)

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」、202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」、208「毛皮製造業」及び209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製革・毛皮(なめし革(成牛甲革、中小牛甲革、牛底革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等))、毛皮(調整済で完成品ではないもの))、かばん・袋物・その他の革製品(工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガスケット等)、革製手袋(合成皮革製を含む)

(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入かばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他のなめし革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等))

(平成27年表からの変更点)

平成27年表の行部門「2312-011 製革・毛皮」及び「2312-012 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-011 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とする。

(注 意 点) ① 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に、革製の運動用具(グローブ等)は「3911-02、-021 運動用品」にそれぞれ含める。

② 平成27年表において、平成23年表の列部門「2312-01 製革・毛皮」及び「2312-02 かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、「2312-01 なめし革・革製品・毛皮(革製履物を除く。)」とした。また平成

23年表のコード「2312-021」を「2312-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3251「娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）」及び3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 娯楽用具・がん具（トランプ、花札、囲碁、将棋、マージャンパイ、ゲーム盤、電子応用がん具（家庭用テレビゲーム機、携帯用電子ゲーム機等）、金属製がん具、プラスチック製がん具（モデルキット、空気入りビニルがん具、児童乗物（歩行補助機、乳母車、三輪車等）等）、縫いぐるみ動物、木製がん具等）、人形（日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形、節句人形、ひな人形等）、がん具の部分品・附属品

(注 意 点) ゲームソフト記録物（CD、DVD、カセット等）は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・附属品

(注 意 点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト、ヘルメット等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身近細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「貴金属・宝石製品製造業」及び322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）」の生産活動を範囲とする。独立行政法人造幣局が行う勲章の生産活動を含む。

(品目例示) 装身具・装飾品（貴金属（金、銀、プラチナ等）・宝石（天然宝石、真珠等）製、すず・アンチモン製等）（首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン等）、その他の身近細貨品・貴金属製品（コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、手鏡、宝石箱、小物箱、宗教用具、賞杯、勲章、貴金属製たばこケース、貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン・皿等の洋食器類等）、造花、装飾用羽毛、ボタン、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品（縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップ、ホック、クリップ、画びょう、マジックテープ、安全ピン等）、かつら、かもじ、身近細貨品の部分品・附属品

(注 意 点) うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及び喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）は、「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ（ムーブメントを含む）（機械時計、電池時計）、クロック（ムーブメントを含む）（機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計等）、その他の時計（ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等）、時計の部分品（文字板、ぜんまい、歯車、ねじ等）、時計側

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器（エレクトーン、キーボードシンセサイザ、電子キーボード、電子ピアノ等）、ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、オルゴール、楽器の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆・ペン類・鉛筆（万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯等）、毛筆・絵画用品（水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、スケッチボックス、カンバス、画板、画布、ポスターカラー等）、その他の事務用品（印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、事務用・工業用のり、そろばん、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器等）、筆記具・文具の部分品・附属品

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 音響用情報記録物（オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等）、映像用情報記録物（ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等）、ゲームソフト記録物（CD、DVD、カセット等）、コンピュータソフト記録物（CD、DVD等）、プリペイドカード

(注 意 点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物（CD、DVD、カセット等）は本部門に含まれ、未記録の媒体（半導体メモリメディア、光ディスク、磁気テープ等）は「3299-01、-011 記録メディア」に含める。

なお、ゲームソフト、映像ソフト及び音楽ソフトについては、それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作（新聞・出版を除く。）」の生産活動とする。本部門は、情報の価値は含めずメディアの生産活動のみを計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業（枠を含む）」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器（家具、台所・食卓用品等）、うちわ、扇子、ちょうちん、ほうき・ブラシ（歯ブ

ラシ、化粧用ブラシ、たわし、ほうき、はたき、モップ等)、喫煙用具(たばこ用ライター、たばこ用フィルター等)、その他の生活雑貨製品(傘、マッチ、魔法瓶等)、煙火(がん具用を含む)、看板・標識機(看板、標識機、展示装置等)、パレット(荷役・運搬用)、モデル・模型(マネキン人形、人台、地球儀、食品模型等)、工業用模型(木型を含む)、眼鏡(枠を含む)(眼鏡、眼鏡枠、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)、眼鏡の部分品等)、他に分類されないその他の製品(繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命器具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、オガライト、靴中敷物(革製を除く)、つえ等)

(注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理活動を範囲とする。日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は回収活動であるため、本部門に含める。また屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、ガラス屑、古紙、落綿、毛屑、石膏、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、鉍さい(鉍滓)、硫黄、副蚕蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、木屑、アンモニア硫安、硫安、塩安、珪酸石灰、LPG、高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガス等

(注 意 点) 平成12年表においては、発生した屑・副産物は本部門に投入し本部門の国内生産

額に含めていたが、平成17年表以降は本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部（「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（木造）、居住産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

（注 意 点）① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

② 新築：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

増築：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増

築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（非木造）、居住産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

（注 意 点） 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）：主要構造部（「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造（RC造）：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造（S造）：主要構造物が鋼材又は鋳鉄で造られたもの（鉄骨を耐火被覆してあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。

コンクリートブロック造（CB造）：鉄筋で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。

その他：無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

（注 意 点） 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) ① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注 意 点) 建築物（住宅及び非住宅）に係る工事のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は国内総固定資本形成に産出し、経常的な維持・修理工事は中間消費とする。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

(品目例示) 道路、街路、有料道路、区画整理

(注 意 点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事の扱いとする。

② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農

林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、全て本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
② 下水道・公園・廃棄物処理施設等：国及び地方公共団体の行う下水道、公園、廃棄物処理施設等
③ 港湾・漁港・漁場：国及び地方公共団体の行う港湾並びに漁港及び漁場事業
④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港・漁場、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、ＪＲ、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（1000kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事並びにその他上記以外の土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

46 電気・ガス・熱供給

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	電気 電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。））
4611-02		電気（原子力）
4611-03		電気（水力、地熱、太陽光、風力等）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 火力発電所（バイオマス・廃棄物を含む）、原子力発電所、水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所、風力発電所、変電所

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表の列部門「4611-01 事業用火力発電」、「4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）」及び「4611-03 自家発電」を「4611-01 電気（火力（バイオマス・廃棄物を含む。）」、「4611-02 電気（原子力）」及び「4611-03 電気（水力、地熱、太陽光、風力等）」に再編。

② 平成27年表の行部門「4611-001 事業用電力」及び「4611-031 自家発電」を統合し、「4611-001 電気」とする。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の列部門「4611-01 事業用原子力発電」及び「4611-03 水力・その他の事業用発電」を統合し、「4611-02 事業用発電（火力発電を除く。）」とした。また平成23年表のコード「4611-02」を「4611-01」に、「4611-04、-041」を「4611-03、-031」にそれぞれ変更。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理(国営)★★」及び「5789-03、-031 水運施設管理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類362「工業用水道業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 本部門は、工業用に供する水(水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)の供給を行う活動(「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業)が該当する。
② 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は、「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。

したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含める。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（注 意 点） 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動を範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（注 意 点） ① 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に同じ。
② 平成27年表において、平成23年表の「4811-02、-021 廃棄物処理（産業）」を「廃棄物処理」に名称変更。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場の活動を範囲に含む。

（注 意 点） 日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は、「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619の「小売業」及び642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの「製造業」部門に含める。

（品目例示） 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

（注 意 点） 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融（F I S I M）
	5311-012	民間金融（F I S I M）
	5311-013	公的金融（手数料）
	5311-014	民間金融（手数料）

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行（中央銀行を除く）」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資顧問業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む。）、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、金融商品取引所、日本郵便株式会社（銀行代理業務）及び「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

（注 意 点）① 公的金融機関とは、「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び日本郵便株式会社（銀行代理業務）である。それ以外の金融機関は、全て民間金融機関である。

② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。

③ 行部門を「公的」と「民間」に分割し

ているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」、細分類6741「生命保険媒介業」、小分類673「共済事業、少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業並びに小分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当しない活動を範囲とする。

（品目例示） 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済、社会保険事務（国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等）

（注 意 点）① 本部門には、独立行政法人住宅金融支援機構の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。

② 平成27年表において、平成23年表の「6431-01、-011 社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

（担当府省庁） 金融庁

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」、細分類6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」並びに小分類673「共済事業、少

額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

（品目例示） 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災保険、自動車共済等）の再保険・再々共済

（注 意 点）① 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、独立行政法人住宅金融支援機構（住宅融資保険）、株式会社日本政策金融公庫（信用保険事業）、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付、国立研究開発法人森林研究・整備機構の森林保険勘定、株式会社日本貿易保険を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

② 平成27年表において、2008SNAの住宅ローン保証等の「定型保証」について対応するため、同部門に含めた。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

（注 意 点）① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。

③ 平成27年表において、平成23年表で売買仲介手数料に相当する費用のみを計上していた分譲住宅について、販売マージンを計上することとした。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

（品目例示） 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

（注 意 点） 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類692「貸家業、

貸間業」の活動を範囲とする。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

（品目例示） JR、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

（注 意 点）① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

（品目例示） JR、民営鉄道の貨物輸送

（注 意 点） 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

（注 意 点） バス事業の車両等における広告料は、本

部門の国内生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(注 意 点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業（一般貨物（特別積合せ貨物含む。）、特定貨物、貨物軽自動車）、軽車両などによる貨物輸送

(注 意 点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

② 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送（旅客自動車）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送（マイカー輸送を除く。）を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げ

により計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」（旅客及び貨物）を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送（貨物自動車）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送（マイカー輸送を除く。）を行う活動を範囲とする。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の範囲に含まれるなど、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」（旅客及び貨物）を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「外航海運業」及び細分類4541「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類4541「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て

自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01		沿海・内水面輸送
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 沿海旅客海運業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

（注 意 点）① 日本標準産業分類の細分類4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の支払は全て自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

列コード	行コード	部門名称
5751-01		航空輸送
	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業（航空運送業を除く）」の活動を範囲とする。

（品目例示） 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業（薬剤散布、航空写真撮影等）

（注 意 点）① 日本標準産業分類の細分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の支払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機（旅客チャーター及び貨物チャーター）は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用機料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。

- ② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類444「集配利用運送業」及び細分類482「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

（品目例示） 利用運送業（第一種利用運送業）、集配利用運送業（第二種利用運送業）、運送取次業

（注 意 点） 本部門の国内生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類471「倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。）、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注 意 点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注 意 点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに細分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-

01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するため、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務（地方）★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理（国営）★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きょ業」、細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(注 意 点) ① とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。

また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

② 平成27年表において、平成23年表の「5789-02、-021 水運施設管理★★」を「水運施設管理（国営）★★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きょ業」、細分類361「上水道業」のうち船舶給水業とする。

(品目例示) 港湾の管理

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「5789-02、-021 水運施設管理★★」から地方公営事業会計の適用範囲である港湾事業、港湾運営会社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動を本部門に分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	水運附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表のコード「5789-03、-031」を「5789-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理（公営）★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(注 意 点) ① 輸入（外国の航空施設利用に係る支払い）は、「5789-06、-061 航空施設管理」に計上する。

② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を「5789-06、-061航空施設管理」に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表の「5789-04、-041航空施設管理（国公営）★★」を「5789-05、-051航空施設管理（公営）★★」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空施設管理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(注 意 点) ① 輸入（外国の航空施設利用に係る支払い）は、全て本部門に計上する。

② 平成27年表において、平成23年表で「5789-04、-041航空施設管理（国公営）★★」に含まれていた国が行う空港の管理及び航空交通管制活動を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表の「5789-05、-051航空施設管理（産業）」を「5789-06、-061航空施設管理」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-07	5789-071	航空附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動（機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に附帯した役務等）を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(注 意 点) ① 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油（燃料販売）は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

② 平成27年表において、平成23年表のコード「5789-06、-061」を「5789-07、-071」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業を含む。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類491「郵便業（信書便事業を含む）」の活動、861「郵便局」及び862「郵便局受託業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所（手数料）等

(注 意 点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。
② 平成27年表において、平成23年表で「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を本部門に統合。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用、I S P（インターネット・サービス・プロバイダ）、I X（インターネット・エクスチェンジ）業、固定電気通信によるインターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、有線放送電話、I D C（インターネット・データ・センター）業等

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「5941-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) ① 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

② 平成27年表において、平成23年表の「5911-09、-099 その他の電気通信」及び「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を本部門に統合。

③ 平成27年表において、平成23年表で「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5941-01、-011 インターネット附随サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、P H S、衛星携帯電話、無線呼出し、移動電気通信によるインターネット接続サービス等

列コード	行コード	部門名称
5911-03	5911-031	電気通信に附帯するサービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類373「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 電気通信業務受託、携帯電話取扱店(契約事務取扱手数料)、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業等

(注 意 点) ① 平成27年表において、平成23年表の「5919-09、-099 その他の通信サービス」を「5911-03、-031 電気通信に附帯するサービス」にコード及び名称変更。
② 平成27年表において、平成23年表で「5919-09、-099 その他の通信サービス」に含まれていた有線放送電話を「5911-01、-011 固定電気通信」に、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所(手数料)を「5791-01、-011 郵便・信書便」にそれぞれ統合。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送

の活動を除く。)を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類383「有線放送業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

列コード	行コード	部門名称
5931-01	5931-011 5931-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。国立研究開発法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の活動を含む。

(品目例示) ソフトウェア業：受託開発ソフトウェア、組込みソフトウェア、パッケージソフトウェア、ゲームソフトウェア

情報処理・提供サービス：受託計算サービス、計算センター、タイムシェアリングサービス、データエントリーサービス、データベースサービス(不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報)、市場調査、世論調査、社会調査

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-01、-011 固定電気通信」に統合。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で「5911-09、-099 その他の電気通信」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、広告制作(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、貸スタジオ、プリプロダクション、ポストプロダクション

(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注 意 点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除く。)」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

③ 平成27年表において、平成23年表の「映像・音声・文字情報制作業」を「映像・音声・文字情報制作(新聞・出版を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類413「新聞業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(注 意 点) 電子メディアも本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版
(平成27年表からの変更点)

娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

(注 意 点) 電子メディアも本部門に含める。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務（中央）★★

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、中央政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

（品目例示） 「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」の「公務」の項を参照のこと。

（平成27年表からの変更点）

平成27年表において「0151-01、-011育林」及び「0152-01、-011素材」に含まれていた国有林野事業を本部門に統合。

（注 意 点）① 自衛隊の活動も本部門に含める。

② 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた中央政府の手数料のうち、市場生産者の支払分（電波利用料収入、許可料収入等）を本部門の財・サービスの販売に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務（地方）★★

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、地方政府関係の非市場生産者（一般政府）★★から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

（品目例示） 「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」の「公務」の項を参照のこと。

（平成27年表からの変更点）

平成27年表において「0151-01、-011育林」及び「0152-01、-011素材」に含まれていた地方自治体が行う造林事業を本部門に統合。

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方政府の手数料のうち、市場生産者の支払分を本部門の財・サービスの販売に含めた。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動（高等教育機関が行う研究活動を除く。）を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

- （注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関（教育活動分を除く。）」に含める。
- ② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。
- ③ 平成27年表において、日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含めた。
- ④ 平成27年表において、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外した。
- ⑤ 平成27年表において、学校に附属する研究機関の活動のうち、教育活動分を本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、

812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」、817「専修学校、各種学校」及び819「幼保連携型認定こども園」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動（高等教育機関が行う研究活動を除く。）を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

- （注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関（教育活動分を除く。）」に含める。
- ② 平成27年4月より新たな「幼保連携型認定こども園」（学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設）が創設されたことにより、当該学校種分を平成27年表から本部門に含めることとしたため、保育所等他形態から移行した園による増加が生じている。
- ③ 平成27年表において、日本標準産業分類の小分類819「幼保連携型認定こども園」を本部門に含めた。
- ④ 平成27年表において、高等教育機関の活動のうち研究活動分を「学術研究機関」各部門に含め、本部門から除外した。
- ⑤ 平成27年表において、学校に附属する研究機関の活動のうち、教育活動分を本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
6311-03	6311-031	学校給食（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

（注 意 点）① 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部

機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、本来実施すべき機関（教育機関）の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

- ② 平成27年表において、部門が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-04、-041」を「6311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6311-04	6311-041	学校給食（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 「学校給食法」（昭和29年法律第160号）に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

（注 意 点）① 「6311-03、-031 学校給食（国公立）★★」に同じ。

- ② 平成27年表において、部門が属する13部門分類を「製造業」から「サービス」へ、統合小分類を「1119 その他の食料品」から「6311 学校教育」へ移動。これに伴い、平成23年表のコード「1119-05、-051」を「6311-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校のエデュケーションとして行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校のエデュケーションとして行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

（品目例示） 防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人海技教育機構等

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 社員教育受託業、歯科衛生士養成所（専修学校、各種学校でないもの）、料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（専修学校、各種学校でないもの）等

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の

「6312-04、-041 その他の教育訓練機関（産業）」を「その他の教育訓練機関」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

（品目例示） 公立大学（研究活動に限る。）、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

（注 意 点）① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動（教育活動分を除く。）は、本部門に含める。
② 平成27年表において、国公立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
③ 平成27年表において、国公立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育（国公立）★★」に含め、本部門から除外した。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文・社会科学研究機関（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

（品目例示） 国公立大学（研究活動に限る）、国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人経済産業研究所等

（注 意 点）① 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動（教育活動分を除く。）は、本部門に含める。
② 平成27年表において、国公立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
③ 平成27年表において、国公立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育（国公立）★★」に含め、本部門から除外した。
④ 平成27年表において、平成23年表の「6321-02、-021 人文科学研究機関（国公立）★★」を「人文・社会科学研究機関（国公立）★★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う自然科学に関する研究活動を範囲とする。

（品目例示） 私立大学（研究活動に限る。）、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

（注 意 点）① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動（教育活動分を除く。）は、本部門に含める。
② 平成27年表において、私立高等教育機関の活動のうち自然科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
③ 平成27年表において、私立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育（私立）★」に含め、本部門から除外した。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文・社会科学研究機関（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究機関」の活動のうち非営利の民間法人が設置する研究機関、及び816「高等教育機関」のうち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校が行う人文・社会科学に関する研究活動を範囲とする。

（品目例示） 私立大学（研究活動に限る。）、東洋文化研究所、社会科学研究所等

- （注 意 点）
- ① 私立学校に附属して設置される研究機関の活動（教育活動分を除く。）は、本部門に含める。
 - ② 平成27年表において、私立高等教育機関の活動のうち人文・社会科学に関する研究活動分を本部門に含めた。
 - ③ 平成27年表において、私立学校に附属して設置される研究機関の活動のうち、教育活動分を「学校教育（私立）★」に含め、本部門から除外した。
 - ④ 平成27年表において、平成23年表の「6321-04、-041 人文科学研究機関（非営利）★」を「人文・社会科学研究機関（非営利）★」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

（品目例示） 理学研究所、工学研究所、農学研究所、

医学・薬学研究所等

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「6321-05、-051 自然科学研究機関（産業）」を「自然科学研究機関」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文・社会科学研究機関

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究機関」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文・社会科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関（国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。）
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

（品目例示） 人文科学研究所、社会科学研究所等

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「6321-06、-061 人文科学研究機関（産業）」を「人文・社会科学研究機関」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。

なお、企業が製品（商品）の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

（品目例示）

- ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。

- ② 企業の研究所以外、例えば、生産現場

である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（病院）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」における一般診療の活動を範囲とする。

なお、病院内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 入院診療、入院外診療、保健予防活動及び医療相談（歯科診療は除く。）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「6411-01、-011 医療（入院診療）」、「6411-02、-021 医療（入院外診療）」を本部門及び「6411-02、-021医療（一般診療所）」に再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（一般診療所）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類832「一般診療所」における一般診療の活動を範囲とする。

なお、診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 入院診療、入院外診療、保健予防活動及び医療相談（歯科診療は除く。）

（平成27年表からの変更点）

平成27年表の「6411-01、-011 医療（入院診療）」、「6411-02、-021 医療（入院外診療）」を本部門及び「6411-01、-011医療（病院）」に再編。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 歯科診療

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療（調剤）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類834「助産・看護業」、835「療術業」及び836「医療に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業等

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） 保健所、健康相談所、検疫所（動、植物を除く。）、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

（品目例示） 健康相談施設、検査業（寄生虫卵、水質）、食肉衛生検査業、消毒業（物品、電話機）、犬管理所、犬管理事務所

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「6421-02、-021 保健衛生（産業）」を「保健衛生」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類851「社会保険事業団体」のうち社会保障基金に該当する活動を範囲とする。

（品目例示） 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保険、介護保険、労働保険等の社会保険事務

（注 意 点） ① 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、独立行政法人農業者年金基金（旧年金を除く。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（小規模企業共済勘定）、独立行政法人勤労者退職金共済機構等）を分割し、「5312-01、-011 生命保険」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、細分類852「福祉事務所」、細分類

8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 社会福祉事務所、児童相談所、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、8539「その他の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8539「その他

の児童福祉事業」、小分類854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」及び859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

（品目例示） 有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

（注 意 点） ① 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた保育所を分割し、「6431-05、-051 保育所」を新設。

② 平成27年表において、平成23年表の「6431-04、-041 社会福祉（産業）」を「社会福祉」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-05	6431-051	保育所

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類8531「保育所」の活動を範囲とする。

（品目例示） 保育所、託児所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で「6431-02、-021 社会福祉（国公立）★★」、「6431-03、-031 社会福祉（非営利）★」及び「6431-04、-041 社会福祉（産業）」にそれぞれ含まれていた保育所を分割し、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

（品目例示） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

（品目例示） 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

（注 意 点） 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 他に分類されない会員制団体

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	会員制企業団体

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、収益を目的としない活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

（品目例示） 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「6599-01、-011 対企業民間非営利団体」を「会員制企業団体」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 日本標準産業分類の中分類94「宗教」、小分類932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

（品目例示） 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

（注 意 点） 非市場生産者（対家計民間非営利団体）★として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、冷蔵陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業、航空機賃貸業

建設機械器具賃貸業：掘削機械器具賃貸業、建設用クレーン賃貸業、整地機械賃貸業、基礎工事用機械賃貸業、仮設資材賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業、パーソナルコンピュータ賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業、タイムレコード賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸

業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、貸馬業、映画・演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、音楽・映像記録物（CD・DVD・BD等）賃貸業、貸衣しょう業、レンタルブティック、貸テレビ業、貸本業、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、貸ピアノ業、医療・福祉用具賃貸業

（平成27年表からの変更点）

物品賃貸業が扱う機械又は設備に係る経費の扱いについて、平成2年表以降平成27年表までは、全面的に「所有者主義」で推計してきたが、ファイナンス・リース形態の取扱について「使用者主義」による推計に変更。

（注 意 点） 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） レンタカー業、自動車リース業

（平成27年表からの変更点）

物品賃貸業が扱う機械又は設備に係る経費の扱いについて、平成2年表以降平成27年表までは、全面的に「所有者主義」で推計してきたが、ファイナンス・リース形態の取扱について「使用者主義」による推計に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01	6621-011 6621-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、出版等）の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、交通広告、屋外広告、インターネット広告、折込み・ダイレクトメール、S P・P R・催事企画

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車の整備、修理、検査、登録

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「6699-09、6699-099 その他の対事業所サービス」に含まれていたレッカー事業を本部門に統合。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

④ 自動車安全特別会計自動車検査登録勘定の業務は本部門に含める。

⑤ レッカー事業は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等

で行われる航空機整備を除く活動及び902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備、電気機械器具修理

(注 意 点) 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「法律事務所、特許事務所」、細分類7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。

(a) 港湾運送業務、(b) 建設業務、(c) 警備業務、(d) 病院等における医療関連の業務（一部を除く。）など

なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記(a)～(d)と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣

サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水清掃業

(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類923「警備業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 施設警備(施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務)、雑踏警備(交通誘導警備業務、雑踏警備業務)、運搬警備(貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務)、身辺警備業務

列コード	行コード	部門名称
6699-06	6699-061	と畜場(公営)★★

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9521「と畜場」のうち地方公営企業の活動を範囲とする。

(品目例示) と畜解体サービス

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表の列部門「1111-01 食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業が行う活動を分割し、本部門を新設。

② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場(公営)★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
6699-07	6699-071	と畜場

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9521「と畜場」のうち地方公営企業以外の活動を範囲とする。

(品目例示) と畜解体サービス

(平成27年表からの変更点)

① 平成27年表の列部門「1111-01 食肉」に含まれていたと畜場のうち地方公営企業以外が行う活動を分割し、本部門を新設。

② 平成27年表の行部門「1111-011 牛肉」、「1111-012 豚肉」、「1111-013 鶏肉」、「1111-014 その他の食肉」及び「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」を「1111-011 食肉」、「6699-061 と畜場(公営)★★」及び「6699-071 と畜場」に再編する。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7222「土地家屋調査士事務所」、小分類723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類7281「経営コンサルタント業」、小分類729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」及び929「他に分類されない事業サービス業」のうちレッカー車業を除く活動を範囲とする。特許特別会計、独立行政法人大学入試センターの活動及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のうち資源備蓄事業を除く活動を含む。

(品目例示) デザイン業、経営コンサルタント業、興信所、鉱物探査、土地家屋調査士、行政書士業、社会保険労務士、翻訳業、通訳業、通訳案内業、不動産鑑定業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業、一般計量証明

業、環境計量証明業、プラントエンジニアリング業、職業紹介業、速記・ワープロ入力業、複写業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、看板書き業、コールセンター業、パーティ請負業、L P G 充てん業、温泉供給業

（平成27年表からの変更点）

平成27年表において本部門に含まれていたレッカー車業を「6631-10、-101 自動車整備」に統合。

（注 意 点） 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「6111-01、-011 公務（中央）★★」に含める。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

（品目例示） ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

（注 意 点） ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舎、会社の独身寮及び学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。

③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食店

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の中分類76「飲食店」の活動を範囲とする。

（品目例示） 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ピヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店

（注 意 点） 平成27年表において、平成23年表の「6721-01、6721-011 飲食サービス」のうち飲食店を分割。

列コード	行コード	部門名称
6721-02	6721-021	持ち帰り・配達飲食サービス

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」の活動を範囲と

する。

(品目例示) 持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表の「6721-01、6721-011 飲食サービス」のうち持ち帰り・配達飲食サービスを分割。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」及び細分類「7891 洗張・染物業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業、洗張業、染物業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表で「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に含まれていた日本標準産業分類の細分類「7891 洗張・染物業」を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、バーバー、床屋

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公

衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸し風呂業、砂湯業、サウナ風呂業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯

(注 意 点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」のうち細分類7891「洗張・染物業」を除く活動を範囲とする。

(品目例示) エステティックサロン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソープランド業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7891「洗張・染物業」を「6731-01、-011 洗濯業」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場(別掲を除く)、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場(プロ野球興行用)、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場、競技団」及び細分類8096「娯楽に附帯するサービス業」のうち場外券売場の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団、場外券売場、投票券受託販売サービス

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「6741-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた場外券売場を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) 体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バドミントンコート、テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場・その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動、809「その他の娯楽業」のうち細分類8096「娯楽に附帯するサービス業」に含まれる場外券売場を除く活動、及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に

附帯するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場、ダンスホール、マリナー業、遊漁船業、芸芸業、カラオケボックス業、プレイガイド、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成27年表からの変更点)

- ① 平成27年表の「6741-09、-099 その他の娯楽」を本部門に統合し、平成27年表の「6741-05、-51 遊戯場」を「遊戯場・その他の娯楽」に名称変更
- ② 平成27年表において「6741-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた場外券売場を「6741-03、-031 競輪・競馬等の競走場・競技団」に統合。
- ③ 娯楽作品原本の生産額の一部も新たに本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6751-01	6751-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」の活動を範囲とする。

(平成27年表からの変更点)

部門が属する13部門分類を「農林漁業」から「サービス」へ移動。これに伴い、平成27年表のコード「0131-01、-011」を「6751-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類795「火葬・墓地管理業」及び796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「学習塾」及び824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾（各種学校でないもの）、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業（別掲を除く。）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類793「衣服裁縫修理業」、903「表具業」及び909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 衣服裁縫修理業、表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含まれていた日本標準産業分類の小分類793「衣服裁縫修理業」を本分類に統合。

(注 意 点) 別掲とは、以下の(a)～(b)である。

(a) 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に含める。

(b) 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、794「物品預り業」及び799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業（ガイド）、宝くじ売さばき業

(平成27年表からの変更点)

平成27年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の小分類793「衣服裁縫修理業」を「6799-04、-041 各種修理業（別掲を除く。）」に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである（ただし、部分品を除く。）。

なお、電子式卓上計算機（プログラム式は除く。）、印刷用紙、はさみ及び半導体メモリメディアは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しゴム、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ、半導体メモリメディア

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成27年表からの変更点)

貿易統計で扱われる再輸出入品のうち、品目別に計数が把握できない500トン以上の船舶以外については、「8011-01輸出（普通貿易）」及び「8411-01（控除）輸入（普通貿易）」との交点に計上する。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出（列）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

（注 意 点）① 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

② 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「7211-00 家計消費支出」に統合。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲）① 家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでの消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

る。

1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。

2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」、「8012-00 輸出（直接購入）」を参照のこと。

③ 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や非市場生産者（一般政府）などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食物の政府消費とし、家計消費には含まない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が家計に提供される場合、このための飲食材料費は一旦各部門の中間投入として計上し、同部門から家計へ産出するものとする。

（注 意 点）① 平成23年表から、「金融」部門でF I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入されたため、家計が購入したF I S I Mを計上している。

- ② 平成27年表において、平成23年表で「7111-00 家計外消費支出（列）」に含まれていた娯楽・スポーツ費を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、非市場生産者（対家計民間非営利団体）★により供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに等しい。したがって、非市場生産者（対家計民間非営利団体）★の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

- （注 意 点）① 平成27年表において、非市場生産者（対家計民間非営利団体）★の研究・開発の支出分は「7511-00 総固定資本形成（民間）」へ振替。
- ② 平成27年表において新たに計上された、研究・開発（非市場生産者（対家計民間非営利団体）★分）等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集会的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス（外交・防衛など社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★により供給される集会的サービスの生産額（集会的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたもの、つま

り、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- （注 意 点）① 平成27年表において、平成23年表で中央政府に分類されていた非市場生産者（一般政府）★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」へ振替。
- ② 平成27年表において、「公的金融（F I S I M）」部門の産出額のうち、中央銀行の非市場産出分を従来の金融部門から「公務（中央）★★」部門の中間投入に変更することにより、生産額の合計から算出する「公務（中央）★★」部門の国内生産額の増加分を本部門に記録。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集会的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス（議会・警察などの社会全体に対するサービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★により供給される集会的サービスの生産額（集会的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額及び自己勘定総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- （注 意 点） 平成27年表において、平成23年表で地方政府に分類されていた非市場生産者（一般政府）★★の研究・開発の支出分は「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」へ振替。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★に

より供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの（つまり、中央政府の個別的サービスの自己消費額）に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

（注 意 点） 介護保険給付費（市町村特別給付分を除く。）は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別的消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格での財・サービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

（注 意 点） 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集合的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（「7311-01 中央政府集合的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

（注 意 点） 平成27年表において新たに計上された、研究・開発（中央政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★分）等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集合的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス（「7311-02 地方政府集合的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

（注 意 点） 平成27年表において新たに計上された、研究・開発（地方政府に分類される非市場生産者（一般政府）★★分）等の固定資産から発生する減耗分を含める。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 （社会資本等減耗分）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成（公的）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） ① 非市場生産者（一般政府）★★又は公的企業による国内における建設物、機械、装置、防衛装備品、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む。）等の固定資産の取得（購入、固定資産の振替等）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン、仲介手数料等の直接費用が含まれる。

生産過程から産出された資産に限定

されるため、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。また、資産の除去・除却に際し必要となる原状回復費用も本部門に計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、1年超にわたり、生産に繰り返されるあるいは継続的に使用されるものとする。ただし、作業に用いる手工具等のように安価かつ安定的に購入されるものについては、経常取引とみなし、固定資本形成には含めない。

③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電気業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

④ 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれてい

るものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

（平成27年表からの変更点）

2008 S N A の「知的財産生産物に係る生産の記録」に対応するため、娯楽作品原本についても、知的財産生産物とみなし、本部門に含める。

（注 意 点 ） ① 税法上の少額の減価償却資産として、使用可能期間が1年未満のもの及び取得価額が10万円未満のものは、推計に使用する基礎統計において固定資産に記録されていない場合がある。このような基礎統計を産出額の推計に使用している行部門では、実態上、複数年使用される財のうち単価が10万円以上の財が本部門へ計上され、それ未満の財は内生部門に産出される扱いとなる。

② 本部門の対象となる非市場生産者（一般政府）★★及び公的企業の範囲については、「第1部第4章〔別添〕令和2年（2020年）産業連関表における政府及び独立行政法人等の格付」を参照。

③ 平成27年表において、2008 S N A の「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成（民間）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 国内における建設物、機械、装置、知的財産生産物（研究・開発、ソフトウェアを含む。）等の固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成（民間）」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、市場生産者（公的企業を除く。）及び非市場生産者（対家計民間非営利

団体)★である。なお、持家に係る建物、構築物の取得や耐用年数の向上を伴うような改修、土地の造成・改良費は、自己消費される住宅サービス（住宅賃貸料（帰属家賃））の生産に用いられるものとして扱い、本部門に含める。

（平成27年表からの変更点）

2008 SNAの「知的財産生産物に係る生産の記録」に対応するため、娯楽作品原本についても、知的財産生産物とみなし、本部門に含める。

（注 意 点） 平成27年表において、2008 SNAの「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含めた。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

（注 意 点） と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの（ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

（注 意 点） と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出

物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者（育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

（注 意 点） 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ 防衛省の保有する弾薬類
- ⑥ その他

（注 意 点） ① 非市場生産者（一般政府）★★の国内生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財

及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、国内生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、市場生産者との対比で非市場生産者（一般政府）★★の原材料在庫にあたるとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。ただし、防衛省の保有する弾薬類については定義・範囲に記載のとおり本部門に含める。

- ② 非市場生産者（対家計民間非営利団体）
★についても、非市場生産者（一般政府）
★★と同様の扱いをしている。

- ③ 平成27年表において、2008 S N A の「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、品目別に計数が把握できる再輸出入品を控除するとともに、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、F O B 価格（船積価格）で評価する。

（品目例示） 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）
（平成27年表からの変更点）

- ① 輸出品の国内流通に係る消費税（平成23年表まで「調整項」として別掲）の額について、平成27年表では本部門と各行

部門との交点に計上し、「卸売」との交点にマイナス計上していたが、各行部門の国内生産額から控除することとし、本部門には計上しない。

- ② 再輸出入品について、品目別に計数が把握できる500トン以上の船舶のみ控除する。品目別に把握ができない再輸出品については、「6911-000分類不明」との交点に計上する。

（注 意 点） 輸出（普通貿易）は、FOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、以下の①、②を控除したものを、主な範囲とする。

- ①「輸出（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

- ②建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。なお、国際収支統計と産業連関表の対応については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」部門に記載の表のとおり。

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

（注 意 点） 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。
「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

（品 目 例 示） 訪日外国人旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

（注 意 点） 列部門「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

家計消費支出（国内概念） ＝家計消費支出（国民概念）＋輸出（直接購入） －輸入（直接購入）

列コード	行コード	部門名称
8411-01		（控除）輸入（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額を計上するという観点から、品目別に計数が把握できる再輸出入品を控除し、また、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等についても控除する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、

貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

（品 目 例 示） 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

（平成27年表からの変更点）

再輸出入品について、品目別に計数が把握できる500トン以上の船舶のみ控除する。品目別に把握ができない再輸入品については、「6911-000分類不明」との交点に計上する。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		（控除）輸入（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支統計のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、以下の①、②を控除したものを、主な範囲とする。

①「輸入（直接購入）」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、防衛省関係の隊員等の個人消費等）

②建物サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出（特殊貿易）」に計上する。なお、国際収支統計と産業連関表の対応については、次表のとおり。

	国際収支統計				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの 輸出者（居住者）の支払い 輸入者（非居住者）の支払い 輸入に係るもの 輸出者（非居住者）の支払い 輸入者（居住者）の支払い 三国間輸送	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
外国運輸（保険）業者の活動 輸出に係るもの						

輸出者（居住者）の支払い					
輸入者（非居住者）の支払い					
輸入に係るもの					
輸出者（非居住者）の支払い		○		○	
輸入者（居住者）の支払い		○		○	

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際間の電話料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、その他の民間部門のサービス関係取引

（注 意 点）① 産業連関表における輸入（普通貿易）はC I F価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険について輸入（特殊貿易）でも計上すると、その分が重複する。このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入（特殊貿易）には計上されない。

② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		（控除）輸入（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

（品目例示） 日本人の海外旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

（注 意 点） 列部門「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出(国内概念)} = \text{家計消費支出(国民概念)} + \text{輸出(直接購入)} - \text{輸入(直接購入)}$$

列コード	行コード	部門名称
8511-00		（控除）関税

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。

（注 意 点） 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易＋関税＋輸入品商品税）の額が計上される。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		（控除）輸入品商品税

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

なお、平成27年度税制改正において、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等について居住者が非居住者から当該サービス等を購入する場合は消費税の課税対象となった。本部門では、基礎統計の制約もあり、サービス輸入に係る消費税について対象としていないが、「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」の消費税推計時に仕入控除しているため、間接税全体としては考慮されている。

（品目例示） 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に

係る消費税

(注 意 点) 卸売販売業者等が輸入する際のたばこ税は、税関通過時に国税分を課税され、さらに小売販売業者に売り渡した時に地方税分を課税されるが、地方税分も含めて本部門に計上している。

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

③ 福利厚生費…保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得」部門、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含める。

(注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舍、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含

める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9113-000 その他の給与及び手当」）に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食店」等を投入することとして扱う。

② 「7111-00 家計外消費支出（列）」（列部門の国内生産額）と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計（行部門の国内生産額の合計）は一致する。

④ 平成27年表において、平成23年表で本部門に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
	9113-000	その他の給与及び手当

（担当府省庁） 厚生労働省

（定義・範囲）

（1）雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

（2）雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払が義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ）客が直接雇用者に手渡すもの、ロ）客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものであり、したがって、イ）もロ）もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ）を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ）のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給、役員賞与

企業のコストとして役員に支払った額である。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組合管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 船員保険
- e 私立学校教職員共済
- f 雇用保険
- g 労働者災害補償保険
- h 子ども・子育て拠出金
- i 国家公務員共済組合
- j 地方公務員等共済組合
- k 国家公務員災害補償
- l 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及びk、lの中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）とする。

③ その他の給与及び手当

- a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、確定給付型企业年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用、中小企業退職金共済制度等への掛金並びに確定拠出年金（企業型）への掛金である。

退職一時金の支給額とは、退職金共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。

- b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。

- c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

- d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。

- e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。

- (a) 私的保険制度への拠出金
- (b) 持家援助に関する費用
- (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

- f 娯楽・スポーツ費

従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用である。

- g 雇用者ストックオプション

雇用主企業がその雇用者に対し、定められた日付（権利確定日）又はその後一定の期間内（権利行使期間）のいずれかにおいて、雇用主企業の株式をあらかじめ定められた価格（行使価格）で購入することができる権利を付与するものである。

（注 意 点）① 平成27年表において、平成23年表で

「9112-000 社会保険（雇用主負担）」に含まれていた厚生年金基金並びに「9113-000 その他の給与及び手当」に含まれていた厚生年金基金の上乗せ給付に係る掛金及び確定給付型企业年金への掛金に替えて、確定給付型企业年金に係る勤務費用（一定期間の労働の対価として発生したと認められる退職給付）及び当該年金制度運用に係る費用を「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

② 平成27年表において、平成23年表で「7111-003 福利厚生費」に含まれていた娯楽・スポーツ費を「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

③ 平成27年表において、雇用者ストックオプションを「9113-000 その他の給与及び手当」に含めた。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税－補助金）を控除したものを範囲とする。

② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含める。

③ 非市場生産者（一般政府）★★及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）★の国内生産額は生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は市場生産者のみに発生する。

(注 意 点) 平成27年表において、平成23年表で「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた地方法人特別税を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 固定資産の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資産の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(平成27年表からの変更点)

① 2008 S N A の「知的財産生産物に係る生産の記録」に応じた「娯楽作品原本の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

② 2008 S N A の「リース区分に応じた記録」に伴い、産出先の部門構成を変更。

(注 意 点) ① 平成23年表から、時価評価を導入している。

② 平成27年表において、2008 S N A の「研究・開発の資本化」及び「所有権移転費用の扱いの精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

③ 平成27年表において、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する固定資産について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。なお、固定資本の範囲については、国内総固定資本形成（公的）と同じである。

(注 意 点) ① 平成23年表から、時価評価を導入している。

② 平成27年表において、2008 S N A の「研究・開発の資本化」及び「防衛装備品の資本化」に対応するため、定義・範囲を拡張。

③ 平成27年表において、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、部門に含めることとした。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業

所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が税外負担では、印紙収入等が間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。
- すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て市場生産者によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。
- ④ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分かみで、税額の残り2分の1を、生産者負担分として間接税に含める。

- （注 意 点）① 特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止されたが、その後納等分が存在している。これらについては、平成17年、平成23年表及び平成27年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。
- ② 平成27年表において、政府手数料のうち、平成23年表で本部門に含まれていた市場生産者の支払分（電波利用料収入、許可料収入等）を「6111-01、-011 公務（中央）★★」及び「6112-01、-011 公務（地方）★★」の財・サービスの販売に、また、地方法人特別税を「9211-000 営業余剰」に統合。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	（控除）経常補助金

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 経常補助金は、一般的に、①非市場生産者（一般政府）★★から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。また、非市場生産者（一般政府）★★内の支払や非市場生産者（対家計民間非営利団体）★に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

〔参考〕部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係

取引基本表の表章上、様々な合計欄を設けているが、その対象範囲は、それぞれ異なる。そこで、本表では、生産者価格評価表における部門分類(統合大分類)と各種合計欄の対応関係を示す(表中の2桁の数値は、統合大分類の分類コードである。)

統合大分類		各種合計欄とその範囲								
01 農林漁業 ・ ・ 69 分類不明	70 内生部門計	79 国内需要合計	70 内生部門計	83 需要合計	70 内生部門計	97 国内生産額				
	71 家計外消費支出		78 国内最終需要計		82 最終需要計		88 最終需要部門計			
	72 民間消費支出									
	73 一般政府消費支出									
	74 国内総固定資本形成(公的)									
	75 国内総固定資本形成(民間)									
	76 在庫純増									
	80 輸出		81 輸出計		81 輸出計		87 (控除)輸入計	87 (控除)輸入計		
	84 (控除)輸入		87 (控除)輸入計		87 (控除)輸入計				87 (控除)輸入計	87 (控除)輸入計
	85 (控除)関税									
86 (控除)輸入品商品税										